

目 次

1. 会期日程表	1
2. 平成28年9月2日（金曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第82号から議第108号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告（1件）	20
11. 日程第7 陳情の報告（陳第7号及び陳第8号まで）	21
12. 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第1号）	22
13. 日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）（議員提出第1号）	22
14. 日程第10 決算特別委員会委員の選任	23
15. 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	24
16. 日程第12 委員会の中間報告	24
17. 日程第13 閉会中の継続審査の件	25
18. 散 会	25
19. 平成28年9月12日（月曜日）	29
20. 議事日程（第2号）	29
21. 開 議	33
22. 日程第1 一般質問	33
23. 西川裕文議員 質問	33
24. 徳村登志郎議員 質問	41
25. 吉田喜徳議員 質問	54
26. 前田正治議員 質問	62
27. 田中英雄議員 質問	79
28. 散 会	90
29. 平成28年9月13日（火曜日）	93
30. 議事日程（第3号）	93

31. 開 議	96
32. 日程第1 一般質問	96
33. 嶋村 徹議員 質問	96
34. 多田隈啓二議員 質問	99
35. 北本将幸議員 質問	126
36. 内田靖信議員 質問	153
37. 散 会	181
38. 平成28年9月14日(水曜日)	185
39. 議事日程(第4号)	185
40. 開 議	188
41. 日程第1 一般質問	188
42. 松本憲二議員 質問	188
43. 近松恵美子議員 質問	208
44. 福嶋讓治議員 質問	230
45. 宮田知美議員 質問	236
46. 日程第2 議案及び陳情の委員会付託	246
47. 散 会	248
48. 平成28年9月27日(火曜日)	251
49. 議事日程(第5号)	251
50. 開 議	254
51. 日程第1 委員長報告	254
52. 総務委員長報告	254
53. 建設経済委員長報告	261
54. 文教厚生委員長報告	265
55. 日程第2 質疑・討論・採決 (議第92号から議第106号まで、請第5号)	270
56. 日程第3 閉会中の継続審査の件	276
57. 日程第4 市長提出議案審議(質疑・討論・採決) (議第107号及び議第108号)	277
58. 日程第5 委員会の中間報告	277
59. 公共施設等建設特別委員長報告	278
60. 日程第6 議員派遣の件	284

61. 日程第 7	議員提出追加議案上程（議員提出第 2 号）	286
62. 日程第 8	議員提出追加議案審議（質疑・討論・採決）	286
63. 日程第 9	議会基本条例検討特別委員会委員の選任	287
64. 日程第 1 0	市長提出追加議案上程 （議第 1 0 9 号から議第 1 1 1 号まで）	287
65. 日程第 1 1	提案理由の説明	288
66. 日程第 1 2	議案の委員会付託	289
67. 日程第 1 3	議会基本条例検討特別委員会正副委員長互選結果報告	290
68. 日程第 1 4	委員長報告	291
69.	総務委員長報告	291
70.	文教厚生委員長報告	292
71. 日程第 1 5	質疑・討論・採決（議第 1 0 9 号から議第 1 1 1 号まで）	293
72.	閉 会	294
73.	署 名 欄	295

平成28年第5回玉名市議会定例会会期日程
 (会期 9月2日から9月27日までの26日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
9	2	金	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 議案上程 提案理由の説明 報告 陳情の報告 議員提出議案上程 議員提出議案審議
9	3	土		休 会	(市の休日)
9	4	日		休 会	(市の休日)
9	5	月		休 会	
9	6	火		休 会	
9	7	水		休 会	
9	8	木		休 会	
9	9	金		休 会	
9	10	土		休 会	(市の休日)
9	11	日		休 会	(市の休日)
9	12	月	午前10時	本会議	一般質問
9	13	火	午前10時	本会議	一般質問
9	14	水	午前10時	本会議	一般質問 議案及び陳情の委員会付託
9	15	木	午前10時	委員会	総務委員会
9	16	金	午前10時	委員会	建設経済委員会
9	17	土		休 会	(市の休日)
9	18	日		休 会	(市の休日)
9	19	月		休 会	(市の休日)
9	20	火	午前10時	委員会	文教厚生委員会
9	21	水		休 会	
9	22	木		休 会	(市の休日)
9	23	金		休 会	
9	24	土		休 会	(市の休日)
9	25	日		休 会	(市の休日)
9	26	月		休 会	
9	27	火	午前10時	本会議	委員長報告 (質疑・討論・採決) 閉会宣告

第 1 号

9 月 2 日 (金)

平成28年第5回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成28年9月2日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程（議第82号から議第108号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告（1件）
- 日程第7 陳情の報告（陳第7号及び陳第8号）
- 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第1号）
- 日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
（議員提出第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程（議第82号から議第108号まで）
 - 議第82号 平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算
 - 議第83号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第84号 平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 議第85号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第86号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第87号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第88号 平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第89号 平成27年度玉名市水道事業会計決算
 - 議第90号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計決算
 - 議第91号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算
 - 議第92号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
 - 議第93号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第94号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第95号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 議第96号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第97号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第98号 玉名市自治基本条例の制定について
- 議第99号 玉名市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議第100号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第101号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第102号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第103号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第104号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 有明広域行政事務組合の規約の一部変更について
- 議第106号 財産の取得について
- 議第107号 教育委員会委員の任命について
- 議第108号 公平委員会委員の選任について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告（1件）
- 日程第7 陳情の報告（陳第7号及び陳第8号）
- 陳第7号 北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情
- 陳第8号 玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情
- 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第1号）
- 議員提出第1号 決算特別委員会の設置について
- 日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
- （議員提出第1号）
- 日程第10 決算特別委員会委員の選任
- （休憩中委員会）
- 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
- 日程第12 委員会の中間報告
- 1 決算特別委員長報告
- 日程第13 閉会中の継続審査の件
- 散 会 宣 告

+++++

出席議員（23名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
18番	高村四郎君	19番	中尾嘉男君
20番	田畑久吉君	21番	小屋野幸隆君
22番	竹下幸治君	23番	吉田喜徳君
24番	永野忠弘君		

+++++

欠席議員（1名）

17番 森川和博君

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高崙哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開会

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、平成28年第5回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

12番議員 近松恵美子さん、13番議員 福嶋譲治君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、8月26日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から27日までの26日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から27日までの26日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第5回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

この夏は、日本列島各地を猛暑が襲い、本市でも気温38度を記録するなど、まさに酷暑という言葉がぴったり当てはまる夏でございました。朝晩は幾分涼しさを感じるようになってまいりましたが、日中はまだまだ暑さが続いております。議員各位並びに市民の皆さまには健康に充分注意していただきたいと思うところでございます。

熊本地震の発生から今月で5カ月目を迎えようとしています。一昨日は、4月19日以来のマグニチュード5.2の規模の地震が発生し、熊本市、宇城市では震度5弱が観測されました。本市でも震度3が観測されたところでございます。震度1以上の余震も2,000回を超え、徐々に減りつつはあるものの、先日のように、まだまだ予断を許さない状況にあります。市民の皆さまにおかれましては、今後も余震には十分注意をしていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

余震が続く中、熊本地震によって唯一行方不明となられていた大学生の大和晃さんが先月10日発見されました。4カ月もの間閉じ込められ、さぞ苦しかったことだろうと思います。ここに御冥福をお祈りしますとともに、連日のように捜索を続けられ、執念で晃さんを発見された御両親に対し、衷心よりお悔やみを申し上げます。

熊本地震の傷がまだまだ癒されない中、日本国民そして熊本県民にとりまして夢と希望、そして勇気をもたらした出来事もございました。先月6日から始まったリオデジャネイロ・オリンピックでは、日本代表選手が活躍し、金メダル12個、銀メダル8個、銅メダル21個の合計41個と史上最多の獲得数で、金メダルは前回のロンドン五輪から5つふえ、3大会ぶりの2桁で世界6位に入りました。ベテラン選手から若手選手まで存在感を示し、2020年の東京オリンピックへ期待の膨らむ戦いでありました。今月8日から始まるパラリンピックも日本代表の方々には精いっぱい頑張っていたいただきたいと思います。また、春の選抜高校野球でベスト4に進出した秀岳館高校が夏の甲子園でも存在感を示し、ベスト4まで勝ち上がり、熊本の力を全国に示してくれました。今後も熊本県民に勇気を与える、はつらつとしたプレーをお願いするところでございます。

さて、玉名地域医療体制づくりのほうも先月16日、公立玉名中央病院と玉名地域保健医療センターとの間で、経営統合についての基本協定書の調印に至ったところでございます。平成26年度から検討協議会を立ち上げ、議論を重ね、和水町立病院を加えた3病院での経営統合を目指しておりましたが、和水町におきましては、現状では町民との合意形成に至っていないということから一度立ちどまり、今後、町民や議会の意見を聞きながら検討したいという理由から、経営統合を見送られたところでございます。私どもといたしましても、中央病院の耐震化の問題もございしますので、これ以上、先延ばしもできないことと考えた結果、今回の調印に至ったところでございます。現在、2病院の経営統合の最終調整と地方独立行政法人化及び平成32年度開院に向けた新病院の詳細について着手をしております。基本構想・計画については、年内をめどに公表できればと考えております。今回の経営統合を契機に玉名郡市医師会との連携を強化し、地域完結型の医療体制のもと、地域住民の皆さんが、健やかに安心して暮らせるような新たな病院づくりを目指していきたいと考えているところでございます。

次に、平成26年度から取り組みを本格化している定住自立圏構想について御報告い

たします。定住自立圏構想については、昨年7月3日、6月定例会議会の折に、「中心市宣言」を行なうことで、今後の玉名圏域発展のために、本市が中心的な役割を果たす強い意志を示させていただきました。その後、関係市町で検討を重ねた上で連携して実施する19項目の事業をとりまとめ、先の6月議会において玉東町、和水町及び南関町の3町を相手とした協定を締結することについて議決をいただいたものでございます。その3町におきましても、6月から7月にかけてそれぞれの議会で同様に議決をいただいたことから、先月8日に3町との間で協定書を締結するに至り、玉名市を中心とする1市3町の「玉名圏域定住自立圏」が形成されたことをここに御報告させていただきます。今後、学識経験者や各市町の住民、専門家など18人で構成する「玉名圏域共生ビジョン懇談会」を設置し、その御意見等を反映させる形で、本年度内をめどに「玉名圏域共生ビジョン」の策定を行なってまいりたいと考えております。そして、協定の中に盛り込まれました、本市と3町で連携して取り組む19の事業につきましては、取り組み方法、費用、スケジュールなどの具体的な事柄を「玉名圏域共生ビジョン」において示させていただこうと考えているところでございます。

平成26年4月から平成30年3月までを計画期間とし、市民の皆さまへの公約をとりまとめた「輝け玉名「戦略21」」は、掲げた施策の毎年度の進捗状況を、翌年9月に報告書として整理し、市ホームページなどで公表しております。今回が昨年に続き、2回目となります。「輝け玉名「戦略21」」は、44項目の施策を6分野に分類しておりまして、2年を経過した時点での施策のおおむねの達成率は、1番最初の「行政経営」が約78%、2番目の「暮らし」が約31%、3番目の「経済産業」が約46%、4番目の「人づくり」が約41%、5番目の「安心安全」が約57%、6番目の「まちづくり」が約56%で、全体といたしまして48.4%でございました。この結果につきましては、昨日、ホームページ上で公表し、また概要版を10月号の広報紙とともに配布する予定でございます。また、その結果につきましてもの評価は、全体的にはおおむね想定していた進捗で進んでおりますが、中には達成率の低い施策もあり、今後の課題として受けとめます。3年目に当たる平成28年度については、さらなる施策の推進に力を傾注してまいりますので、議員各位の御協力をお願いするところでございます。

さて、本議会に提案をいたしておりますのは、歳入歳出決算案といたしまして、「平成27年度玉名市一般会計及び特別会計歳入歳出決算案」10件、予算案といたしまして、「平成28年度一般会計及び特別会計補正予算案」6件、条例案件といたしまして、「玉名市自治基本条例の制定について」など7件、人事案件といたしまして「教育委員会委員の任命について」など2件、その他といたしまして、「財産の取得について」など2件、合計27件と報告1件でございます。

補正予算の主なものでございますが、初めに災害廃棄物処理事業に係る予算の追加を

計上いたしております。これは、補正予算第1号で計上いたしました災害廃棄物運搬・処理等に係る予算の追加でございます。被災家屋の公費解体で生じた廃棄物や震災後今なお処分が済んでいない災害ごみについて、仮置場を確保しまして収集・運搬し処分を行なうことといたしております。

次に、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金を計上いたしております。これは、熊本地震による被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費や施設の撤去費用を支援するものでございます。

次に、玉名平野地区農用地利用意向調査検討業務委託に係る予算を計上いたしております。玉名平野地区におきましては、九州新幹線新玉名駅や国道バイパスの整備、大型量販店が進展し、これに伴って農用地が分断、減少し営農環境が大きく変化をいたしております。また、基盤の未整備や湛水区域等の問題があり、今後の農用地の土地利用が大きな課題となっております。こうした現状を踏まえ、農用地所有者のアンケート調査を行ない、農用地利用の現状と今後の利用意向を収集・整理し、将来の土地利用計画を検討してまいります。

次に、熊本地震の風評被害の影響で宿泊予約が例年に比べ落ち込んでいます玉名温泉及び小天温泉の宿泊を回復させるため、独自の補助といたしまして宿泊旅行プランに対し1人当たり5,000円の補助をする玉名温泉・小天温泉ふるさと応援旅行券事業補助金を計上いたしております。

以上、主なものにつきまして申し上げますが、詳しくは副市長、総務部長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましては御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

日程第4 市長提出議案上程（議第82号から議第108号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第108号公平委員会委員の選任についてまでの市長提出議案27件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 今田幸治君。

[会計管理者 今田幸治君 登壇]

○会計管理者（今田幸治君） おはようございます。

議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第88号平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算までの議案7件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら7件の決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、去る8月22日付で歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため御提案するものでございます。お手元に平成27年度玉名市歳入歳出決算の会計別収支をお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算ほか6件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、歳入決算額513億3,831万3,983円、歳出決算額496億4,465万6,186円で、歳入歳出差引額16億9,365万7,797円の形式収支額となっております。

まず、議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額309億7,357万3,905円、歳出決算額297億9,737万262円で、歳入歳出差引額は11億7,620万3,643円となり、翌年度繰越額9,118万6,334円を差し引いた実質収支額は10億8,501万7,309円となっております。先ほど申しあげました歳入決算額309億7,357万3,905円の構成比率につきまして大きい項目を申し上げますと、地方交付税34.11%、市税21.36%、国庫支出金12.38%、市債9.54%、県支出金8.81%などとなっております。また、歳出決算額297億9,737万262円の構成比率が大きい項目の順で申し上げますと、民生費39.46%、総務費11.38%、公債費11.27%、教育費8.83%、土木費7.62%、農林水産業費7.61%、衛生費7.28%、消防費3.15%、商工費2.06%、議会費0.92%、災害復旧費0.42%となっております。前年度に比べ、収入支出ともに減少しておりますのは、新庁舎建設事業が終了したことなどが主な要因でございます。

次に、議第83号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額112億7,331万7,459円、歳出決算額109億4,985万1,882円で、歳入歳出差引額及び実質収支は3億2,346万5,577円となっております。前年度に比べ、収入支出ともに増加しております。その主な要因は、収入で保険財政安定化事業交付金の制度改正による増及び赤字補てん分を含む一般会計繰入金金の増によりもので、支出は保険財政共同安定化事業拠出金の増及び前年度繰上充用

金の増によるものでございます。

次に、議第84号平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額7億9,049万3,893円、歳出決算額7億8,936万5,667円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は112万8,226円となっております。前年度に比べ、収入支出ともに増加しております。その主な要因は、収入で保険基盤安定繰入金の増によるもので、支出は後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、議第85号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額73億5,974万6,993円、歳出決算額71億8,330万6,491円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億7,644万502円となっております。前年度に比べ、収入支出ともに増加しております。その主な要因は、収入で介護保険料の改定によります保険料の増及び介護給付費の伸びに伴います国庫支出金の増によるものです。支出は要介護認定者の増加に伴います介護給付費の増によるものでございます。

次に、議第86号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額1億3,180万1,407円、歳出決算額1億4,269万1,432円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,089万25円、支出が収入を上回っております。前年度に比べ収入支出ともに減少し、収支がマイナスとなっております。その要因は、この特別会計が平成28年4月1日より水道事業に経営統合するため、その収入支出に出納整理期間を設けることができず、平成28年3月31日をもって打ち切り決算をしたことによるものでございます。

次に、議第87号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額2,726万535円、歳出決算額2,634万8,401円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は91万2,134円となっております。前年度に比べ、収入支出ともに大きな変動要因はなく、ほぼ同額で推移したところでございます。

次に、議第88号平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額7億8,211万9,791円、歳出決算額7億5,572万2,051円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2,639万7,740円となっております。前年度に比べ、収入支出ともに増加しております。その主な要因は、収入で建設事業費の増加に伴います基金繰入金の増によるもので、支出は配水地新設工事などの大規模工事を行なったことによるものでございます。

以上、御提案申し上げました平成27年度一般会計歳入歳出決算ほか6件の議案の詳細につきましては、特別委員会において御説明申し上げますので、いずれも原案どおり御認定いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

[企業局長 北本義博君 登壇]

○企業局長（北本義博君） おはようございます。

続きまして、議第89号平成27年度玉名市水道事業会計決算、議第90号平成27年度玉名市公共下水道事業会計決算及び議第91号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

これら3件の決算につきましては、一般会計、特別会計と同様に監査委員の審査に付し、8月10日付で決算及び基金運用状況の審査、意見書の送付を受けましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すため御提案するものでございます。

お手元に平成27年度公営企業会計別決算収支をお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。

最初に、議第89号平成27年度玉名市水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は9億1,320万1,938円、収益的支出7億3,429万7,979円で、資本的収入は119万8,800円、資本的支出3億1,300万1,593円でございます。

平成27年度の主な事業といたしましては、水道管拡張工事及び老朽管布設がえ工事等を実施し、配水管の整備を行ない、水道水の安定供給の向上を図りました。また、業務状況につきましては、給水戸数が2万93戸、年間総配水量603万8,263立方メートルで、有収率は77.59%でございました。

次に、議第90号平成27年度玉名市公共下水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は14億8,449万2,541円、収益的支出14億5,194万4,709円で、資本的収入は8億8,268万1,592円、資本的支出は13億3,537万5,871円でございます。

平成27年度の主な事業といたしましては、前年度からの繰越事業を含む汚水管渠施設整備工事及び処理場の改築更新事業に取り組み、都市環境の整備、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めました。また、業務状況につきましては、年度末の公共下水道の処理区域内人口は3万5,681人で、玉名市の総人口6万7,577人から見た公共下水道の普及率につきましては52.8%でございました。

次に、議第91号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は4億4,710万2,503円、収益的支出は4億2,857万7,246円で、資本的収入は3億1,437万9,220円、資本的支出は4億2,753万9,150円でございます。

平成27年度の主な事業といたしましては、平成24年度より事業着手しております

横島地区処理場の機能強化事業が完了し、農集地域の生活環境保全に努めました。また、業務状況につきましては、年度末の農業集落排水の処理区域内人口は7,379人で、玉名市の総人口6万7,577人から見た農業集落排水の普及率につきましては10.9%でございました。

以上、御提案申し上げました3件の議案の詳細につきましては、特別委員会にて御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の御説明といたします。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

私のほうから議第92号から議第97号までの補正予算関係6件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の1ページを御覧ください。

初めに、議第92号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ9億8,334万6,000円を追加し、総額を352億1,731万円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は3,910万3,000円の追加で、災害等廃棄物処理事業費補助金などがございます。15款県支出金は2億751万5,000円の追加で、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金などがございます。16款財産収入は604万1,000円の追加、18款繰入金は2,936万7,000円の追加で、これは前年度介護給付費等の決定に伴う介護保険事業特別会計からの繰り入れでございます。19款繰越金は6億9,628万円の追加、20款諸収入は504万円の追加で、市町村振興事業補助金などがございます。

次に、歳出につきましては、熊本地震被災者支援課の設置による人事異動及び新規職員採用6名などにより、人件費の総額として1,459万7,000円の追加を計上しており、関係する各款で調整を行っております。職員給与以外の主なものにつきましては、2款総務費は5億3,284万9,000円の追加で、財政調整基金積立金などがございます。3款民生費は7,414万4,000円の追加で、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金などがございます。これは介護従事者の負担軽減のための介護ロボット導入促進事業として、移動や見守りなどの介護を支援する機器購入に対する補助金で7つの事業所に1事業所当たり92万7,000円を交付するものでございます。4款衛生費は5,881万3,000円の追加で、個別接種委託料、災害等廃棄物処理事業に係る

予算の追加などがございます。

2 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費は2億4,258万2,000円の追加で、熊本地震で被災したイチゴ集出荷施設等の整備を支援する熊本地震生産総合（強い農業づくり交付金）事業補助金、また、農産物の生産加工施設の復旧等を支援する被災農業者向け経営体育成支援事業補助金などがございます。7 款商工費は3,712万1,000円の追加で、玉名温泉・小天温泉ふるさと応援旅行券事業補助金などがございます。これは熊本地震の風評被害で遠のいた客足を回復させるため、宿泊旅行プラン1人当たり5,000円の助成券を発行するものがございます。8 款土木費は2,172万3,000円の追加で、戸建て木造住宅耐震改修事業補助金などがございます。これは戸建て木造住宅の診断、補強設計、改修の耐震対策について、国の補助事業を利用し、市もあわせて対策費用を所有者に対し一部補助するものがございます。9 款消防費は1,093万7,000円の追加で、消防施設等整備補助金などがございます。10 款教育費は517万7,000円の追加で、特別支援教育支援員に係る経費などがございます。これは日本の学齢で小学6年生の児童が中国から転入されましたが、日本語を話すことができませんので、校内での学習や生活において支障を来さないよう、特別支援教育支援員を玉名町小学校に配置するものがございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、人権教育啓発基本計画策定業務ほか1件の限度額を設定するものがございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、議第93号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ437万7,000円を追加し、総額を109億6,332万9,000円とするもので、平成27年度退職者医療給付費等の決定に伴います支払基金への償還金でございます。

3 ページをお願いいたします。

議第94号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,198万7,000円を追加し、総額を78億7,366万4,000円とするもので、平成27年度介護給付費等の決定に伴う国、県支払基金への償還金や一般会計繰出金などがございます。

次に、議第95号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ18万円を追加し、総額

を3,852万4,000円とするもので、職員手当の調整でございます。

4ページをお願いいたします。

次に、議第96号平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、642万8,000円を減額し、総額を8億6,878万5,000円とするもので、人事異動に伴う職員給与等の調整でございます。

第4条債務負担行為につきましては、上下水道施設運転管理業務ほか1件の限度額を設定するものでございます。

最後に、議第97号平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条債務負担行為補正につきましては、上下水道施設運転管理業務の限度額を設定するものでございます。

以上、補正予算関係の主な内容等につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは、議第98号から議第106号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第98号玉名市自治基本条例の制定についてでございますが、これは玉名市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関の責務並びに参画及び共同による自治運営の基本的事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、市民、市議会等及び執行機関の権利、役割及び責務、市政の原則及び制度、情報の共有、市民参画、地域コミュニティ活動、住民投票、国、県等との連携、条例の見直し等について定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成28年10月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第99号玉名市職員の退職管理に関する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法第38条の2及び第38条の6の規程に基づき、条例を制定するもので

ございます。

内容といたしましては、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた職員の組織の職員に対して、当該営利企業と本市の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務に関する働きかけを規制するものでございます。また、営利企業等に再就職した場合は、任命権者への届け出を義務づけるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして、玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行ない、職員の退職管理の状況を任命権者の報告事項の1つに加えるものでございます。

10ページをお願いいたします。

議第100号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市歌選考委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市歌の歌詞及び曲の選考について審議するために、玉名市歌選考委員会を設置し、所掌事務、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

11ページをお願いいたします。

議第101号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方公務員法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条から第4条までの関係条例において、地方公務員法を引用していることから、同法の一部改正により項ずれが生じたので、条文を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

12ページをお願いいたします。

議第102号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市歌選考委員会、乳幼児健康診査診察医及び博物館学芸業務嘱託員の報酬について条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市歌選考委員会委員、乳幼児健康診査診察医及び博物館学芸業務嘱託員について、それぞれ委員の報酬額を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

13ページをお願いいたします。

議第103号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

主な改正の内容といたしましては、個人市民税につきまして、特別適用利子等又は特例適用配当等を有するものに対し、当該特例適用利子等又は特例適用配当等の額にかかわる所得を分離して課税するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成29年1月1日から施行し、平成30年度以後の年度分の個人市民税から適用するものでございます。

17ページをお願いいたします。

議第104号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、市税条例における個人市民税と同様に、特別適用利子等又は特例適用配当等を有するものに対し、当該特例適用利子等又は特例適用配当等の額にかかわる所得を分離して課税される額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行し、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第105号有明広域行政事務組合の規約の一部変更についてでございますが、これは一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

改正の内容といたしましては、有明広域行政事務組合の事務所の位置を玉名市岱明町野口2129番地に変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

20ページをお願いいたします。

議第106号財産の取得についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、大坊迫間線駐車場整備事業の用地等として8人の所有者から取得するものでございます。購入土地の所在は、玉名市玉名字中無田1450番2ほか7筆、面積8,460平方メートルでございます。取得予定価格は8,236万7,200

円でございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 今議会に提案いたしております人事案件の提案理由の説明を申し上げます。

議第107号教育委員会委員の任命についてでございますが、現委員の吉村泰子氏が本年11月29日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第108号公平委員会委員の選任についてでございますが、現委員の廣嶋二氏が本年11月30日をもちまして任期満了となるため、その後任といたしまして荒木秀高氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

以上、2件人事案件につきまして、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（1件）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

以上、1件の報告があります。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案書の23ページを御覧ください。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。

初めに、本市の健全化判断比率について御説明いたします。実質赤字比率は、一般会計と九州新幹線漏水等被害対策特別会計を統合してまとめた普通会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がございませんので、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計、特別会計、企業会計に本市が加入しております一部事務組合の有明広域行政事務組合、公立玉名中央病院企業団、熊本県市町村総合事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となり、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は7.6%でございます。

次に、将来負担比率は、さらに地方公社や第3セクターであります財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は8.9%でございます。

最後に、資金不足比率は、簡易水道事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計と公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、簡易水道事業特別会計において、平成27年度の形式収支が1,089万円の赤字となり、資金不足比率が73.6%となりました。

以上のとおり、健全化判断比率については、4つの指標とも資料に参考表記しております国が示す早期健全化基準を下回っておりますが、資金不足比率については、簡易水道事業特別会計において経営健全化基準を超える値となりました。これは簡易水道事業が平成28年度から水道事業に統合され、法適用事業となったことに伴うものです。従来出納整理期間中の収支は、平成27年度決算に計上されるものですが、企業会計への移行により3月末日で決算を確定させるため、4月に受け入れた国庫補助金が平成28年度の収入となり、平成27年度が赤字となったものでございます。しかしながら、国庫補助金につきましては、水道事業会計において前年度の未収金として歳入があることから、統合により資金不足に至ることはございません。

なお、赤字比率がなくて数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値を括弧書きで記載いたしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 陳情の報告（陳第7号及び陳第8号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「陳情の報告」を行ないます。

陳第7号 北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情

陳第8号 玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい

環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情

以上、陳情2件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、陳情の報告を終わります。

日程第8 議員提出議案上程（議員提出第1号）

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第1号 決算特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第1号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第1号の提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

議員提出第1号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第9 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「議員提出議案審議」を行ないます。

議員提出第1号 決算特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。議員提出第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。議員提出第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第1号決算特別委員会の設置については、原案のとおり11人の委員をもつ

て構成する「決算特別委員会」を設置し、議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第91号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの平成27年度玉名市決算議案10件を付託の上、審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第1号については、原案のとおり、11人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、議第82号から議第91号までの決算議案10件を付託の上、審査することに決定いたしました。

日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、決算特別委員会が設置されました。

よって、この際、

日程第10 決算特別委員会委員の選任

日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

以上、日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決定いたしました。

日程第10 決算特別委員会委員の選任

○議長（永野忠弘君） 日程第10、「決算特別委員会委員の選任」を行ないます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、徳村登志郎議員、西川裕文議員、内田靖信議員、横手良弘議員、福嶋讓治議員、宮田知美議員、高村四郎議員、中尾嘉男議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員、以上の11人の諸君を決算特別委員会の委員に指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君が、決算特別委員会の委員に選任されました。

委員が選任されましたので、この際、決算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、議長において決算特別委員会を第1委員会室に招集いたしますので御了承願います。

決算特別委員会におかれましては、直ちに委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで御報告願います。

決算特別委員会正副委員長互選のため、休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 1 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（永野忠弘君） 日程第 1 1、「決算特別委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

決算特別委員会委員長に吉田喜徳君、決算特別委員会副委員長に徳村登志郎君、以上のとおり、それぞれ就任されましたので報告いたします。

これにて、決算特別委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

日程の追加についてお諮りいたします。

先ほど決算特別委員会から委員会の中間報告の申し出が、また、決算特別委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

よって、この際、

日程第 1 2 委員会の中間報告

日程第 1 3 閉会中の継続審査の件

以上、日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決定いたしました。

日程第 1 2 委員会の中間報告

○議長（永野忠弘君） 日程第 1 2、「委員会の中間報告」を行ないます。

決算特別委員会に付託中の議第 8 2 号平成 2 7 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 9 1 号平成 2 7 年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案 1 0 件については、会議規則第 4 5 条第 2 項の規定により、同委員会により中間報告を行ないたいとの申し出がありましたので、この際、これを許します。

決算特別委員長 吉田喜徳君。

〔決算特別委員長 吉田喜徳君 登壇〕

○決算特別委員長（吉田喜徳君） 決算特別委員会に付託されました案件の審査の経過について、御報告申し上げます。

付託されました案件は、議第 8 2 号平成 2 7 年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第 9 1 号平成 2 7 年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案 1 0 件であります。

決算議案は、内容が膨大であり、かつ複雑多岐にわたっており、その審査には幅広い検討が望まれること、また、事案の重要性からも慎重審査を期す必要があることから、

あらかじめ相当の期間を設け、議案に対する調査研究を十分に重ねた上で委員会に臨むべく、委員長より閉会中の継続審査を発議いたしました。

採決の結果、議第82号から議第91号までの決算議案10件については、全員異議なく、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決しました。

また、次回の委員会の開催日につきましてもあわせて協議を行ない、決算議案に対する調査研究に必要な期間を考慮した上で、閉会中であります10月24日、25日、26日の3日間とすることに決し、次回の委員会まで各自議案の調査研究に十分尽くすこととし、委員会を閉会いたしました。

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、委員会の中間報告は終わりました。

日程第13 閉会中の継続審査の件

○議長（永野忠弘君） 日程第13、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

決算特別委員長より、目下決算特別委員会において審査中の議第82号平成27年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第91号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案10件について会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第82号から議第91号までの決算議案10件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

明日3日から11日までは休会とし、12日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、5日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時09分 散会

第 2 号

9月12日 (月)

平成28年第5回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成28年9月12日（月曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 6番 西川 裕文 議員
- 2 4番 徳村 登志郎 議員
- 3 23番 吉田 喜徳 議員
- 4 15番 前田 正治 議員
- 5 10番 田中 英雄 議員

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 6番 西川 裕文 議員

- 1 玉名市地震防災マップの再作成について

- (1) 平成22年2月に作成の地震防災マップは、今回の熊本地震をもとに作成されたと思われるほど、すばらしい予知内容であった。お年寄りの方々等、車の移動が困難な方が多い現在、公民館等も避難場所にすべきと考えるが、執行機関の見解はどうか

- 2 新しい形でのふるさと納税の現状はどうか

- (1) 今年度から業務委託形式でのふるさと納税となった。半期を経て、その成果は出ているのか

- 3 小中学校の空調整備について

- (1) 玉陵小学校校舎新築工事の安全祈願祭が行なわれた。玉名町小学校教室棟も改築となり、両校とも空調設備が完備される予定だが、他の学校との子どもたちの学ぶ場に差が出てくる。今後、市内全域の学校校舎の空調設備の整備計画は、どう考えているのか

- 4 長洲町との定住自立圏の対話状況について

- (1) 玉東町、和水町、南関町の3町との定住自立圏形成の協定書の締結が今回なされた。長洲町との締結については、どうされているのか

- 5 下水道の整備と、し尿のリサイクルについて

- (1) 定住化促進には、ライフラインの整備は最も大切な要素である。下水道の整備について、今後の具体的な計画はどうなっているのか

か

- (2) し尿のリサイクルについては、定住自立圏構想の中にも含め、メタンガス発電や肥料化等についても進めるべきであると考えますが、執行機関の見解はどうか

2 4番 徳村 登志郎 議員

1 B型肝炎ワクチン定期接種について

- (1) 10月からの接種計画について
- (2) 周知について
- (3) 対象にならない子どもについて

2 熊本地震後の防災について

- (1) 被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用について
- (2) 災害時におけるトイレについて
- (3) 災害時におけるJRの役割について
- (4) 非常食の備蓄状況について

3 玉名市の英語教育について

- (1) 玉名市が進めている英語教育の実情について

ア 小中学校の英語の授業時間（年間）について

イ エンジョイ・イングリッシュの実施状況について

ウ 具体的な小中学校の授業内容について

- (2) 未就学児童に対する英語教育について

ア 英語教育を実施している幼稚園、保育園、認定こども園はあるのか

イ ゼロ歳児から3歳児の英語に触れる意義をどのように捉えるか

23番 吉田 喜徳 議員

1 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致について

- (1) 熊本県内でキャンプ地誘致を開始しているのは4自治体、検討中は6自治体と発表されているが、どこか。また、その種目は何か
- (2) リオデジャネイロオリンピックのレスリングのメダリストを招き、レスリング教室やキャンプ地誘致推進大会を開催してはどうか

2 教育問題について

- (1) 総合型地域スポーツクラブについて
- (2) アクティブ・ラーニングの実例と見解について
- (3) 小学校における英語の成績評価方法について

3 熊本地震による玉名市内の液状化現象について

4 15番 前田 正治 議員

1 玉名市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 保育所の待機児童問題で、平成27年度から5カ年の子ども・子育て支援事業計画の中心点は、保育の「見込み量」の算定と「提供体制」をどのように確保するかにある。このことについて、見解を聞く

(2) ひとり親家庭への医療費助成方法について、いつから現物給付にするか。また、子ども医療費助成の現物給付についての市長の見解を聞く

2 市役所の勤務問題について

(1) 支所窓口民間委託の検証について

(2) いわゆる「サービス残業」の実態調査及び改善のための対策、また、始業時間前8時25分からのラジオ体操を行なうことについて

5 10番 田中 英雄 議員

1 陸上競技場建設計画について

(1) 具体的な建設計画スケジュールは

(2) 岱明中央公園グラウンドを拡張し、陸上競技の公認(400メートルトラック)が可能な用地を早急に整備すべきと考えるが、どうか

2 防災訓練について

(1) 若い人たちのための防災訓練をすべきと思うが、見解は

(2) 女性消防団員の現状とその役割について

3 漁港及び漁場の管理について

(1) 各地域の漁港の管理状況について

(2) アサリ貝蓄養の現状は

散 会 宣 告

出席議員(23名)

1番 北本 将 幸 君

2番 多田隈 啓 二 君

3番 松本 憲 二 君

4番 徳村 登志郎 君

5番 城戸 淳 君

6番 西川 裕 文 君

7番 嶋村 徹 君

8番 内田 靖 信 君

9番 江田計司君
11番 横手良弘君
13番 福嶋譲治君
15番 前田正治君
17番 森川和博君
19番 中尾嘉男君
21番 小屋野幸隆君
23番 吉田喜徳君

10番 田中英雄君
12番 近松恵美子さん
14番 宮田知美君
16番 作本幸男君
18番 高村四郎君
20番 田畑久吉君
22番 竹下幸治君

欠席議員（1名）

24番 永野忠弘君

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	礪谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時02分 開議

○副議長（江田計司君） おはようございます。

永野議長より、しばらくの間、本会議を欠席する旨の届け出がありました。よって、その間、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきますので、皆さま方の御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（江田計司君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） おはようございます。6番、西川です。

まずは一般質問の前に、議会報編集特別委員会のほうからちょっとお願いがありまして、議員さんたちに、議会報の研修をしまして、今まで議会だよりのほうの一般質問の写真につきましては、一般質問が終わってからこちらのほうで、壇上で撮らせていただいておりますけども、研修の中でやっぱり生の顔をとるか、やっぱりそういうふうなところの議会がありまして、今回から一般質問をさせていただいている議員さんたちの顔をこちらのほうから撮らせていただくことにしましたので、御了解を願いたいと思いますので、よろしくお願ひします。済みません。それぞれお願ひをせんといかんだったですけど、この場をお借りしましてよろしくお願ひします。

それでは、一般質問をいたします。

まずは1番目になりますけども、玉名市の地震防災マップの再作成についてということで質問いたします。御存じのとおり、平成22年に防災マップがつくられております。この内容につきましては、4月14日、16日で熊本地震がありましたけども、それと全く本当り二つと言いますか、条件につきましてはマグニチュード6.9、それから震度につきましても5強、6弱まではいかんだったですけども、やっぱり本当に今回の地震と条件につきましては、全く同じような条件でつくられておりました。ちょっと内容について、今回やっぱり実際起こった各地区で、それぞれ起こっておりますけども、避難所等々はこれに基づいて避難所を設けられておりますけども、それ以外の今回は特にやっぱり年寄りの方々が多かった、多くなっている、一人住まいも含めてですね、そういう中でなかなか避難所まで行くのも大変だったということで、実際行かまして公民館等々が各区の区長さんたちの配慮も含めたところで、一番近くによって安心

をされとるといふようなところもありました。今回、防災マップありますけども、また新たな、今言いましたように避難所等々の検討も必要じゃないだろうかといふようなところがあって、これについては執行部のほうではどういふふうにつくりかえを行なわれるか、そういうつくりかえがある場合は、ぜひこれにある避難所以外にも、今回、本当に地震があって、それぞれ対応をされとると、そこも加味した中身をつくっていただきたい。条件につきましては、本当に地震の条件につきましては全くすばらしい、これは条件だったと思います。そういうことで、執行機関の見解を伺います。

それから2番目になりますけども、本年度からふるさと納税が新しくなりました。業務委託形式で、今ネットも含めたところとなっております。今月の広報たまなのほうに、広報紙のほうにお礼の商品サービスを募集しますといふふうな、ふるさと納税の outlet される企業の依頼がっております。実際、地震もありましたので、なかなか経過がどういふふうになつとるかわかりませんので、半年たつて、今、ふるさと納税、こういふふうな業務委託されて実情はどういふふうになつとるか、それを成果が出とるかどうか質問いたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。西川議員の御質問にお答えいたします。

まず、地震防災マップの件でございます。現在作成されております玉名市地震防災マップは建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、玉名市建築物耐震改修計画をもとに、平成22年2月に作成を行ない、同年5月に全世帯を対象に配付を行なったところでございます。避難所の記載につきましては、当時の市地域防災計画書に作成されていた避難所をもとに記載したところでございます。なお、現在、地震防災マップの改定作業を行なっており、平成29年5月をめどに全世帯配付を行なう予定でございます。また、地域にある公民館についてでございますが、この公民館は地域で建設をされておりますので、市としましての指定避難所としては指定はしておりません。今後、地域にある公民館を迅速に避難できる場所として活用していただくように、自主防災組織や地域防災リーダーの皆さま方と十分な検討を行ないたいと考えております。

次に、ふるさと納税についての御質問にお答えをいたします。ふるさと納税の市場は拡大傾向にあり、多くの方がふるさと納税関連のポータルサイトを閲覧されていることから、本市におきましても平成28年4月からインターネットを利用したクレジットカードによる寄附金の受け入れとお礼の品の開拓、そしてインターネットによる本市のPR等を一括して民間業社に業務委託しております。ふるさと納税の実績でございますが、業務委託前の平成27年度は60名の方から総額で約284万円の寄附をいただいております。業務委託を始めた本年の8月末までの実績は149名180万円でございます。

これは平成27年度の同時期の実績であります寄附者数18名、寄附額47万円と比較しても大幅にふえているところでございます。熊本地震からの復興応援の寄附も考えられますが、業務委託による利便性の向上やPR効果も増加した理由の一つと考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 6番 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

まず、防災マップのほうですけれども、平成29年5月に新しくまた作りかえて、全世帯に配付をしていただくというところで、公民館も含めたところでの内容を入れていただくような形の話がありましたので、今後もそういうことでお願いしたいと思えますし、特に部長のほうからありました自主防災組織、完全ではまだありませんけれども、自分の地域でも2年ぐらい前にできまして、やっぱりそういうふうなところのつながりというのがやっぱり今回大事なところがありました。やっぱりそれぞれの地域の方々のつながりというのが自主防災組織、並びにネットワークづくりがやっぱりできとって即対応ができたことも本当にばらばらじゃなくなってきたというところがありましたので、今後は今言っていたように、公民館含めたところでの自主防災、地域ネットワーク、今後もやっぱり広めて、まだ100%でないというふう聞いておりますので、広めていっていただきたいというふうに思います。何かあったときにそれぞれのつながりがあれば、交流ができてますので、それぞれが力を出し合えるというのを今回実感できましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、ふるさと納税のほうですけれども、今説明していただいたように8月末で、もう149名というふうなところで、地震もあってそれも関連はしとは思いますが、昨年に比べるともう本当に9倍、8倍とかですね、それだけやっぱり周りの方々からいただいているということで思いました。

1つだけ、このふるさと納税について再質問になりますけれども、呼びかけですけれども、私も地域の学校の同窓会関係の役員もさせてもらってますけれども、やっぱり今回思いました。ぜひやっぱりそういう資料関係も配付しますので、ふるさと納税の依頼等々もそういうことで、中に同窓会の会報等々の中にやっぱり入れて、やっぱり出身の、玉名市出身の方々により幅広く、今回、今年度からネットワーク、コンピュータです、ネットで自由に検索できるようになっておりますので、それは本当に今まで以上に知らしめることができたと思えますけれども、繰り返しになりますけれども、高校も5校あります。そういう中での同窓会の組織等々もありますので、ぜひそういうところも行政のほうから依頼をしていただいて、会合等々があるところには入れていただくような工夫もしていただければというふうに思います。それだけちょっと部長のほうから願ひします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

今、確かに議員もおっしゃいましたように、学校の同窓会とかそういうところでの寄附金のPR等については非常に大切なことであるかなと思っておりますので、そのあたりにつきましては、極力努力をしてみたいというようなことで考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 6番 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） よろしくお願ひしたいと思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

それでは、3番、小中学校の空調設備について質問いたします。

先日、玉陵小学校の新築工事の安全祈願祭が行なわれました。またおとといです。玉名町小学校の改築の祈願祭もありました。両校とも空調設備が完備されるようになっております。今回、他の学校との子どもたちの学ぶ場という環境がやっぱり差が出てくる、また、そういうところでPTAも含めたところでいろいろ話が出てくるというような感じがします。有明中学校のほうは地域の方々の協力があつて、今整備をされておりますけれども、今後、市内全域の学校校舎の空調設備については、どういうふうにお考えか、もうやっぱり学ぶ場、環境というのはやっぱり公平であるというふうに思いますので、そういうところで執行部のほうはどういうふうにお考えか質問いたします。

その中で1つだけ、私たちのときは全然そういうふうなクーラーとか家にもなかったしですね、空調設備は当然どこにもなかったわけですが、今、家庭環境等々は整備がなされておるといふことがありますけれども、あまりにも今度は、例えば温度にしても逆に寒すぎるような状況でないようなところでの行きすぎた環境設備にはならんようなことで、逆にお願ひしたいというふうに思います。

それから4番目になります。長洲町との定住自立圏の対話状況について伺います。先日、おかげさまで、玉東町、和水町、南関町、3町との定住自立圏形成の協定書の締結がなされました。本当にやっぱり城北の玉名市としてのやっぱり存在価値を問われる定住自立圏というふうに思いますので、ありがたい、よかつたなどと思っておりますけれども、長洲町だけがまだ話し合いがちょっといつとらんというふうな話を伺いました。そういうことで、長洲町との締結については現在どのような状況にあるのか。当然玉名市のほうが主体的にやっついていかんといけませんので、働きかけも含めたところで長洲町との対応はどうなっているのか質問いたします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 西川議員の玉名市内小中学校への空調設備の整備計画はどう考えているのかという御質問にお答えします。

議員からもありましたが、これから玉陵小学校校舎新築及び玉陵中学校校舎改修工事、玉陵小学校プール建設工事及び玉名町小学校教室棟改築工事が始まります。完成の際には一部の特別教室を除き、普通教室などに空調設備を整備する予定にしております。小中学校への空調設備整備につきまして以前より議会でも御質問がございましたし、玉陵中校区新しい学校づくり委員会や玉名町小学校校舎改築並びに運動場整備期成会からも設置の御要望がございました。そこで昨年度、小中学校への空調設備の整備計画について庁内で検討し、市内の全小中学校への計画的な導入を図ることといたしました。導入に当たっては、それぞれの学校の大規模改修や学校再編の時期などを考慮し、計画的な導入を図ってまいりたいと考えております。近年の夏は以前には考えられないような猛暑や紫外線の影響及びp m 2.5など大気汚染も心配されており、教育委員会としましても子どもたちの学習環境の充実を図ることを目的として、計画的な空調設備の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の長洲町との定住自立圏の対話状況についての御質問にお答えをいたします。

本市は、昨年7月に中心市宣言をした当初から、歴史的にも地理的にも、また、社会的にもつながりが深い玉名全域の市町と一体となって自立圏を形成したいと考え、その事前協議を進めてまいりました。本市同様に有明海に面する長洲町とは特に共通する水産業の振興といった行政課題について、他の町と同様に協議を重ねてきた経緯がございます。しかしながら、結果的に長洲町と協定締結に至らなかったことについては非常に残念に思っておりますけれども、圏域形成については双方の合意というのが必要であることから、それぞれの議会で承認をいただいた玉東町、和水町、南関町の3町と今後共生ビジョン策定という次の段階へ進んでいくということになります。玉名圏域定住自立圏は、経済、教育、文化、スポーツ、住民生活など多くの分野で交流が深い玉名郡市全体の発展のため、玉名市が中心的な役割を担う覚悟で取り組みをスタートさせたものでございます。1市3町で先行して共生ビジョンの政策を策定を進めますけれども、玉名圏域定住自立圏の門戸については常に開いておりますので、今後の長洲町の参画に期待をしているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 6番 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうもありがとうございました。

まずは空調のほうですけれども、部長のほうからありましたように、計画的になるべく早めに進めていくというようなところで言葉をいただきましたので計画どおりに、再編等々なかなか難しい面もあると思いますけども、空調設備については再編以上に早めに進めていただきたいというふうなところでよろしくお願ひしたいと思います。

それから長洲町との定住自立圏ですけれども、今、働きかけはしているというふうなところで門戸は開いていると部長のほうから答弁いただきましたけども、今後も待つんじやなくて、やっぱり3町との共生ビジョンはできてきますので、それを踏まえた上でのやっぱり自主的な働きかけを、ちょっと長洲町のほうから個人的ですけれども聞く中では、なかなか玉名市のほうの思いが長洲町が思つとるよりか小さいというふうな話もちらっと個別ですけれども聞いた経緯もありますので、今後とも逆に玉名市のほうから長洲町のほうに、市長も含めて呼びかけをしていただいて、ぜひ1市4町一丸となって、城北の玉名というところで今後ますます働きかけをしていただくようになるべく早めに長洲町のほうもやっぱりお願ひしたいと思いますし、前聞いたときに荒尾市のほうにも働きかけをしたけどもそういうことがなかなか難しい状況にあったということもありまして、4町もそうですけども、荒尾市のほうでの投げかけも今後ともやっぱり続けていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） 最後に5番目の質問をいたします。下水道の整備とし尿のリサイクルについてということで質問いたします。特に人口が減少しとる中で、定住化というのは本当に大事な面であります。定住化の促進には、どうしてもライフラインというのは最も大切な要素だというふうに思います。おかげさまで私たちの地域については下水道がかなり完備していただいておりますので、来られる方々もやっぱりあまり心配なく新築ができてるといふような状況があると思います。やっぱりそういうふうな玉名市管内でもそういうことでやっぱり下水道も含めてやっぱりライフラインの整備というのは、今以上に大事になってくると思います。下水道の整備について、今後の具体的な計画はどうなっているのか伺いたいと思います。

今、第2次の玉名市の総合計画がつくられておりますけども、その中で下水道については逆に新しい公共下水道事業についての整備はもう行なわないというふうなところの文面も逆に入っていることがありました。私のとらえ方が間違つとるかどうかちょっと説明をしていただきたいと思いますが、今後、言いましたように、定住化にはどうしても上下水道は必要でありますので、広めていっていただきたいと、簡単にはできないとは思いますが、やっぱり範囲を広めていくことを希望いたします。質問です。

2番目ですけれども、し尿のリサイクルについては、定住自立圏構想の中にも含めて、メタンガスの発電とか肥料化、肥料ですね、液肥とか固体の肥料等々を進めるべきであると思いますけれども、現状がどうなっているのか。それから言いましたように、ただ、今特にリサイクル関係が言われております。そういうところでガス等々の発電等々、地域の中では主体的にやっておられる地域もありますので、それについてはどういうふう
に今後計画をされているのか伺います。

○副議長（江田計司君） 企業局長 北本義博君。

〔企業局長 北本義博君 登壇〕

○企業局長（北本義博君） おはようございます。西川議員の下水道の整備とし尿のリサイクルについてにお答えいたします。

まず、定住化促進にはライフラインの整備は最も大切な要素である。下水道整備について今後具体的な計画はどうなっているかについてお答えいたします。

市民生活の中で上下水道施設は重要なライフラインであり、また、定住化においては欠かせない要素であると十分認識しているところでございます。下水道の計画を概略的に御説明いたしますと、市全域を将来的にどのような手法で、どのように下水道の整備を行なっていくかを基本的に定めているもので、旧玉名市の中心市街地と旧岱明町の全域においては公共下水道事業での整備、旧横島町全域と旧天水町の一部は農業集落排水事業で、旧天水町の農業集落排水事業以外の地域は、市町村設置型浄化槽整備事業で、公共下水道事業以外と各事業計画以外の地域は合併浄化槽での整備を計画しております。この計画は合併以前にそれぞれの自治体で計画されたものを基本的に継続しているもので、横島地区、天水地区の農業集落排水事業の整備は、現在完了しております。公共下水道事業につきましては、全体計画区域を定め、その中からおおむね5年から7年の間で整備する区域を事業計画区域として、県の事業認可を受けて整備区域の拡張を行なっているところでございます。

現在の下水道普及率でございますが、27年度末で全事業合わせた普及率は総人口に対し86.31%の普及率となっております。下水道の整備は原則先行投資はしておりませんが、例えば、宅地開発が具体的に早い段階で整備されると見込まれる場合等については、建築戸数や収益性、経済性などを考慮し、公共下水道、合併浄化槽のいずれかの手法を検討し、公共下水道が有利となれば、全体計画区域、事業計画区域の見直しを行ない、段階的に整備することとなります。また、近年の社会情勢によりますと人口の減少化傾向がより一層加速の一途をたどる旨が叫ばれております。このような中、下水道整備計画においても費用対効果が薄い未整備地区においては、今後下水道、公共下水道の全体計画区域を見直し、合併浄化槽事業に転換することも検討する必要があると考えております。

次に、し尿のリサイクルについては、定住自立圏構想の中にも含め、メタンガス発電や肥料化等についても進めるべきであると考えているが、執行部の見解はどうかについてお答えします。

まず、玉名市で発生する汚水の最終処理につきましては、旧市町単位で処理場が異なりますので、各々について御説明いたします。

旧玉名市のし尿につきましては、し尿浄化槽汚泥は、松木地区にあります水の守において受け入れし、希釈後に隣接の公共下水道管に投入しています。その後、玉名市浄化センターに流入し、最終処理をして河川に放流しています。浄化センターでの処理過程を概略申し上げますと、まず、家庭から放流された汚水は浄化センターにおいて砂やごみを取り除くなどの前処理を行ない、汚泥の減量化を図るため、濃縮槽や消化槽に一時貯留し消化処理をします。この処理過程で発生するのがメタンガスです。このメタンガスにつきましては、消化タンクの消化促進のための加温用のボイラーの燃料として場内で再利用しております。余剰分については焼却処分しておりますが、100%リサイクルを目指し、メタンガス発電の検討を行なっている次第で、具体的には消化タンクの改築時にあわせて検討していくこととしております。一方、汚泥につきましては、消化、濃縮した後、脱水し粘土状になったものを県内業者2社に処分委託し、そこで全量堆肥としております。また、旧3町のし尿、浄化槽汚泥、農集汚泥につきましては、有明広域行政事務組合が運営する岱明町の第一衛生センターで処理し、そこで堆肥化を行なっているところがございます。また、岱明町の下水道汚水につきましては、長洲町の浄化センターにおいて処理をいたしておりますが、ここでも本市同様、町外の業者に委託し、そこで堆肥化をしております。このように場内で発生する資源となり得るものは、技術革新とともに有効利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員のし尿のリサイクルについて、定住自立圏構想の中に含めてはどうかとの御質問にお答えをいたします。

国が定めた定住自立圏構想推進要綱におきましては、共生ビジョンにおいて生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの政策分野からそれぞれ1つ以上の取り組みを必ず規定しなければならない決まりとなっております。

し尿処理に関しましては、生活機能の強化に係る事項ではございますが、玉名圏域定住自立圏を形成する1市3町では、従来から有明広域行政事務組合で共同処理を行なっており、その中で堆肥化も実施されていることから、事前準備段階における各市町の担

当者の会議において、協定内容について協議した際にも取り組み項目には挙がってこなかったものでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 6番 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 答弁いただきまして、ありがとうございました。

まず、下水道等の整備については、局長のほうからありましたように、宅地開発等々の計画があれば当然検討していくというようなことで説明いただきました。やっぱり今後もそういうことで逆にもうせんじじゃなくて、今言っているように幅広い対応をしていただくというふうなところで答弁をいただきましたので、やっぱり一番大事なライフラインでありますので、そういうことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから肥料等々につきましても、私、勉強不足で、メタンガスについてもほぼやっぱり活用されとるように、それから肥料の堆肥化についても、今もうなされておるというようなところで、今後も当然やっぱり続けていっていただきたいということで、やっぱりリサイクル、特に昔は、私たちがこまかときとかはですね、特にじいさん、ばあさんのときはわざわざ聞いておりましたけども、荒尾に引きに行ってそれを肥料に使いよったというようなところで、私たちからすると牛糞とかそういうふうなところが堆肥化になつとるけどもと思っておりましたけども、実際下水道の処理をされとるということで、今後とも継続をしていただきたいと思います。

それから、部長のほうから定住自立圏のほうについては伺いまして、もう有明広域行政事務組合のほうでなされとるというところで、そういうことで今後も幅広い対応を広域等々でお願いしたいということで、やっぱり繰り返しになりますけども、リサイクル今後もやっぱり広めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（江田計司君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前10時38分 休憩

午前10時51分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。4番、公明党の徳村登志郎で

ございます。

今回の一般質問は、ワクチン接種、防災、英語教育の観点から3点を質問させていただきます。

まず最初の質問は、B型肝炎ワクチン定期接種についてです。本年10月からB型肝炎ワクチンが公費で接種できるようになります。B型肝炎ウイルスの感染が持続すると肝硬変や肝がんになります。肝硬変や肝がんは大人の病気と思われがちですが、大人でB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんで苦しんでおられる方の多くは、子どものとき、それも3歳児までに感染したキャリアだそうです。現在、B型肝炎ウイルスによって肝がんになり、毎年6,000人ぐらいの方が亡くなっています。感染源を見ますと、この方たちのほとんどがB型肝炎ウイルスを持っているキャリアのお母さんから分娩時に感染しているそうですが、そのほかに父子感染など、家庭内感染や感染経路がわからない場合もあるそうです。最近では、保育園などでの感染もあります。3歳児までに集団生活に入るお子さんたちがふえていることを考えると、子どもにB型肝炎ワクチンが必要なこともわかります。ただ、子どもたちがB型肝炎ウイルスに感染しても自覚症状はほとんどありません。つまり、B型肝炎ワクチンは将来の肝炎を予防し、肝がん予防ワクチンであるわけです。

さて、B型肝炎はどのように感染するのでしょうか。一番強い感染源はキャリアの血液や精液などだそうです。しかし、それ以外にも唾液、涙、汗、鼻水にも存在することがあり、相撲部やレスリング部での集団感染、そのほかに噛みつきなどで感染したという報告もあります。私たちの皮膚には見えないキズがあって、そこから感染すると考えられます。また、子どものB型肝炎ウイルスの感染率はどのような状況でしょうか。我が国では1985年にB型肝炎ウイルスのウイルスキャリアのお母さんから生まれた赤ちゃんに対して予防処置を行なう母子感染防止をすることで、新たなキャリアを発生させない取り組みが行なわれ、40年後の2055年には我が国からキャリアはいなくなるだろうと考えられ、子どもの正確な感染率を把握していませんでした。2009年に発表された16歳以上の献血者のB型肝炎ウイルスキャリア率は0.01%でしたが、その後の調査で子どものキャリア率は0.16から0.17%であることがわかり、母子感染防止だけでは子どもの感染を防ぐことができないことが判明しました。ではいつごろから受ければいいのでしょうか。3歳児までにB型肝炎ウイルスに感染するとキャリア化、つまり無症状の持続感染になりやすいために、本来は3歳児までのすべての子どもたちにワクチン接種をすることが理想となるわけです。しかし、今回の国の決定は、定期接種となったことは大変喜ばしいことですが、残念な点は0歳児のみとなっていることです。0歳児以外は接種しなくてもいいのかとの疑問を生じます。これまで申し上げたとおり3歳児までに感染するとキャリア化しやすく、将来の肝硬変や肝がんの原因

となります。そこでお尋ねします。

1、本年10月実施されるB型肝炎ウイルス予防接種の接種計画。

2、その周知について。

3、定期の予防接種の対象者以外の子どもたちの対応について。

以上、3点について答弁をお願いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） おはようございます。徳村議員のB型肝炎ワクチン定期接種についての御質問にお答えします。

まず、10月からの接種計画についてでございますが、B型肝炎はB型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気でございます。乳幼児期に感染するとキャリア、いわゆる持続感染者になる率が高く、将来、慢性肝炎、肝硬変、肝臓がんを引き起こす可能性がございます。今年の6月に予防接種法の一部が改正され、交付されたところでございます。10月1日から平成28年4月1日以降に生まれた生後1歳に至るまでの児童を対象にB型肝炎の定期接種が追加されました。本市のB型肝炎予防接種計画は、本議会で予算を計上しておりますが、開始時期や対象者、接種方法等は国の定期接種実施要領により準備を進めているところでございます。玉名郡市医師会、熊本県医師会と委託契約を締結し、委託医療機関において個別接種で行なう予定でございます。

次に、B型肝炎ワクチン定期接種の周知についてでございますが、平成28年4月生まれ以降の子どもさんが対象となるため、生後1カ月から2カ月ごろの乳児家庭訪問や生後2カ月の育児学級、4カ月健診などで、対象児の保護者の方へB型肝炎ワクチン予防接種全般について個別に説明を行ない、周知を行なっております。また、広報たまな10月号、ホームページへも掲載し、対象の保護者へ周知徹底する予定でございます。

次に、B型肝炎ワクチン定期接種の対象にならない子どもさんへの対応についてお答えいたします。国の定期接種実施要領により医師会や近隣の自治体とともに事業を進めております。予防接種健康被害の問題等も考え、現在のところ国が定めた対象年齢以外の子どもさんに対し、補助を行なうことは考えておりません。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 4番 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今回の定期予防接種の対象者は、1歳に至るまでの間に生まれた0歳の乳児となっておりますが、ただし平成28年4月1日以後の生まれとされており、ちょうど昨年10月2日から3月31日までに生まれた乳児は定期接種がスタートする10月1日時点では、まだ0歳なんです。制度の対象とはなっておりません。この辺も不公平感を感じ

じないのでしょうかという部分もございます。また、B型肝炎ウイルスに感染後、持続感染状態に移行する割合は、感染年齢に影響されるのが大きく、WHOの報告では、世界全体で感染者の年齢による持続感染化、つまりキャリア化の割合は、感染者が1歳以下の場合には90%、1歳から5歳の場合には25%から50%、それ以上の年齢になると1%以下であるようです。B型肝炎ウイルスは感染力の強いウイルスであることも知られております。今述べたように、乳幼児はもちろん未就学の幼児期のキャリア化割合も高く、特に3歳までの幼児がB型肝炎ウイルスの感染を受けると、高確率でキャリアとなり、一生肝がんの脅威におびえながら生活をしなければなりません。ぜひとも定期接種の対象から漏れてしまう1歳以上の子どもにおいても公費負担で接種機会が与えられるよう、少なくともキャリア化しやすい3歳児までのすべての子どもたちが接種できるように要望したいと思います。この任意接種助成事業の実施について、よろしければ見解をお聞かせください。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたようにWHOの見解につきまして、0歳児のB型肝炎を起こす割合というのが0歳児で90%、それから1歳、2歳と経過する後に50%から1%というふうになっております。まず、国のほうといたしましては、母子の妊婦健診等でこの健診の健診率を95%防ぐというふうな形で、今国も取り組んでおりますし、予防といたしましては、そういう形で子どもが生まれる前に、発症を抑えるという仕組みもあっておりますので、1歳、0歳児というものをまず国のほうとしては早急にやりたいというふうなことでございますので、その方向性に向けて市のほうとしても取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（江田計司君） 4番 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

特にキャリア化率の高い現在の1歳児、2歳児の接種率の向上のためには、こういう事業開始を先延ばしせず、来年事業とすることの必要性があると思います。財源の面から鑑みても、いろんなところで決定されてきたと思いますけれども、近隣の自治体でもちょうど本年の6月の定例会でやっぱり同じようにB型肝炎ワクチンの任意接種の助成事業を要望された市が3市ございます。これは長崎市、飯塚市、霧島市ですけれども、9月議会においてその補正予算が計上されておるといような報告も受けております。やはり子どもたち、特にやっぱり3歳までの対応というものをやっぱり市独自で助成していこうというところで、この肝がん予防というところを推進されているようです。このように近隣自治体でも対応が進んでおりますので、ぜひとも本市におきましても一刻も早い対応を望みたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） これはすでに多くの議員からも質問されているものですが、熊本地震後の防災についてお尋ねいたします。

前回の一般質問では、まだ震災直後ということも鑑みまして質問を控えておりましたが、まだ触れられていない部分で、かつ重要と思われるものを質問いたします。

- 1、被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用について。
- 2、災害時におけるトイレについて。
- 3、災害時におけるJRの役割について。
- 4、非常食の備蓄状況について。

以上、4点の答弁をお願いいたします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の被災者台帳、生活支援、生活再建支援システムの導入・運用についての御質問にお答えいたします。

まず、このシステムの導入の経緯についてでございますが、震災発生直後から被害家屋の認定業務が急を要していたところ、本市が当初から県に対しまして認定基準の県下統一を切に要望しておりました。4月29日県より判定基準について県下統一的に運用を図りたいという意向を受け、本市といたしまして翌5月1日にそのシステムを開発構築された新潟大学の危機管理室グループに台帳をいただき、直接判定シミュレーションを確認した上で、当システムを採用いたしております。このシステムの採用とそのほかさまざまな協力もございまして、本市の被害家屋認定業務は全体的には立ち遅れることなく、スムーズに進んできたと考えております。この判定作業に連動し、調査家屋の位置確認や罹災証明書発行につきましては、当システムを利用しているところでございます。しかしながら、各種の支援法に基づきますさまざまな申請業務におきましては、システムではなく、本市が日ごろから利用しております文書管理シートで管理を行なっているところでございます。集計やデータ確保、印刷面で機能的に行なえる点など、当システムで管理を行なうより利点が多いと考えております。したがって、本市の現状といたしましては、発生時の被害家屋認定作業及びそれに連動します罹災証明の発行業務に限定したシステムだと考えております。なお、当システムは、現在デモによる導入でございまして、正式に導入する場合は使用料が発生することとなります。導入する場合のメリットとしましては、認定業務につきましては、平常時から研修会や防災訓練で認定業務の訓練を行なうことができ、市職員を初めとしてだれもが認定業務を行なえるようになることが最大のメリットということになります。

本市としましては、当システムの改良がさらに進んでいくものと考えられますので、被災者支援に十分役立つかどうかを見きわめながら今後のシステム導入につきまして検討してまいりたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

〔総務部長 上嶋 晃君 登壇〕

○総務部長（上嶋 晃君） 徳村議員の御質問にお答えいたします。

まず、災害時におけるトイレについての御質問にお答えいたします。

今回の熊本地震において、幸いにもライフラインが正常に稼働したため、避難所における水洗トイレの使用は可能でありました。今後は、災害時の避難所における水洗トイレの使用不能時の対応として、トイレ環境が劣悪になるなどを十分考慮し、新設される公共施設の建設時には関係課と調整を行ない、災害時の対応が迅速にできるマンホールトイレなどの設置を検討したいと考えております。

次に、災害時におけるＪＲの役割についての質問にお答えいたします。

今回、前震といわれている４月１４日の地震発生後ＪＲ等の交通機関の運転見合わせに伴い、帰宅困難者発生の有無については確認はできておりませんでした。震災時に帰宅困難者が発生することを踏まえ、今後、九州旅客鉄道株式会社、ＪＲ九州と待合室の開放、毛布等の備蓄など、災害時対応の検討を行なっていきたいと考えております。

次に、非常食の備蓄状況についての質問にお答えいたします。現在の非常食備蓄につきましては、アルファ米２，７００食、飲料水は５００ミリリットルを約１万５，０００本、栄養補助食品や乾パンなど約１万食を本庁及び３支所に配備し、備蓄を行なっている状況にあります。国が示しております人口５％の１日分を備蓄目標として整備を行なっておりますが、今後も現物備蓄や流通備蓄などのほか、あわせて各家庭での備蓄を推進するよう啓発を行ない、さらなる防災体制の充実強化に努めたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） ４番 徳村登志郎君。

○４番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

１番の被災者台帳災害支援システムの導入・運用についてですが、答弁でも説明いただいたように、被災者台帳とは災害が発生した場合、被災者の援護を総合的に実施するための基盤となる台帳であり、災害対策基本法第９０条の３第１項において、市町村の長が作成するとされています。被災者台帳を導入することによって被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずにすむ等、被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震と大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成の認識が高まっております。このシステムの最大の特徴は、家屋被害だけではなく、被災者を中心に据え

ている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。現在、導入自治体も確実にふえており、本年5月時点で910自治体に広がっております。ただ、他方で昨年の広島土砂災害や今般の熊本地震においてもシステムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生しております。

本市におきましても、罹災証明の発行においては利用したが、今後の運用についてはなされない旨の答弁でした。本システムの利点は先ほど述べたように、罹災証明の発行だけにとどまるものだけではありません。比較的被害の少なかった本市においては、支援金、義援金の交付、救援物資の管理は煩雑ではなく、そして仮設住宅も必要ないという状況で、情報の一元管理の必要性があまり感じられなかったのかもしれませんが。しかし、本システムの重要性を鑑みて、今後も災害時にきちんと稼働させて、さらに防災強化に努めていただきたいと切望いたします。

2番の災害時におけるトイレについてですが、私自身が熊本地震で一番必要性を感じたのがトイレの重要性でした。震災が起きると断水や停電、そして下水道や浄化槽の損壊により多くの水洗トイレは使えなくなります。水洗トイレが使用できないことに気づかず使ってしまうと、便器はあつという間に大小便でいっぱいです。トイレの衛生環境が悪化し、感染症の温床になります。これは自宅、事務所、避難所、いずれにおいても同様です。トイレが不衛生で不快な場合だけではなく、トイレが遠い、寒い、暗い、怖いなど、使い勝手が悪いと私たちはトイレに行く回数を減らすために、水分や食事を控えてしまいがちです。その結果、脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化するなどして体調を崩し、エコノミークラス症候群や脳梗塞、心筋梗塞で命を落とすことにもなります。避難所トイレとして思い浮かぶのは仮設トイレです。では、東日本大震災のとき仮設トイレが避難所に行き渡るのにどれだけの日数を要したのでしょうか。岩手県、宮城県、福島県の特定被災地方公共団体の29団体から得られたアンケート結果によると3日以内は34%でした。一方で8日以上は49%でした。私たちは仮設トイレがすぐに配備されると思いがちですが、この結果からわかるようにすぐには来ません。事前の備えがいかに重要かがわかります。ここでの備えは簡易的な災害用トイレの備えとマンホールトイレのような設備的備えの両方を意味します。さらに仮設トイレの多くは建設現場を目的として開発されたものです。そのため子どもやお年寄りまでさまざまな人が使用する避難所トイレとしてはふさわしくありません。洋式が少ない、段差がある、狭い、暗い、施錠が特殊だなどです。被災者のことを考えた災害用トイレの整備が必要で

す。いただいた答弁には、本市は幸いにライフラインが正常に稼働し、避難所における水洗トイレの使用は可能だったとありました。しかし、私が訪れた震源地付近の市町村では、ライフラインが寸断され、水洗トイレは使えず、仮設トイレで用を足すことに抵抗のある避難民は水洗トイレの使用ができる施設へ押しかけていたとの事情もお聞きいたしました。また、車中泊が多かった施設では、立ちションによる悪臭被害が近隣に起こったそうです。トイレは、災害発生直後からの重要課題です。災害用トイレは、被災状況や利用者層、発生からの時間経過によって上手に使い分ける必要があります。また、災害用トイレを平常時から用意して、女性、高齢者、子ども、障がい者、妊婦、外国人などがいつでも、どこでも安全に安心して快適にトイレを使える環境をつくるのが大切です。災害用トイレの備えは、被災者に安らぎを与え、健康や命を守ることにつながります。答弁には、今後新設される公共施設建設時には、災害時の対応が迅速にできるマンホールトイレなどの設置を検討いただけるとありました。早速であります。新規事業計画にありました大倉河川側緑地トイレの設置事業におきましても、関係課の建設管理課と調整を行なっていただき、マンホールトイレの設置の事例にさせていただければと切望いたします。

3番、災害時におけるJRの役割についてですが、最初の地震発生が21時26分とまだJRの路線が動いている時間帯でもありました。もちろん長く運行は中断し、その結果、帰宅等に電車を利用できない乗客が発生しました。より遅い時間帯であったため多数の帰宅困難者はなかったものの、数名の方は結局朝まで帰れずに、私がJR駅前で事務所を構えているビルの踊り場で野宿をされていました。夜はまだ肌寒く、気づいた私は事務所の中へお誘いしましたが、「大丈夫です。」と遠慮されました。毛布もおすすめてしましたが、こちらも遠慮されました。個人に頼るのはやはり気が引けるに違いありません。そのとき、JR玉名駅は待合室も閉まっており、このようなときは帰宅困難者のために対応してくれれば助かるのにと憂慮した次第です。玉名市はJRの駅が新幹線も含め4カ所もあります。2回目の本震は深夜発生ということもあり、交通機関での混乱は免れました。しかし、災害は何どき起こるか、予想が不可能な部分も大きいものです。昼間の通勤・通学の時間帯であればもっと大きな混乱があったかもしれません。今回の地震を通して、JRとの連携、また、産交バス等の公共交通機関との連携は、災害時を見据えて的確なやり取りが必要ではないでしょうか。答弁のとおり適切な対応をお願いいたします。

4番、非常食の備蓄状況についてですが、これは6月議会一般質問で松本議員の質問、答弁にもあった災害前の備蓄と比べても、今回の答弁で人口5%の1日分を備蓄目標として整備が進んでいることに安心いたしました。ただ、備蓄箇所が本庁及び3支所に配備されているだけのようです。

ここで1点再質問させていただきます。今回の熊本地震は、本震、余震ともに夜間でありましたが、災害発生時が昼間であれば交通機関の運行停止等で、学校に児童・生徒をとどめおく時間が発生日深夜から翌日になるおそれもあると思います。一時的な対応としても、備蓄食料を3食分学校にも必要と思われませんが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

非常食の学校施設への備蓄は、現在行なっておりません。ただ、各給食センター及び自校式の玉名町小学校、横島小学校の給食室には、毎年給食費で購入した1食分の乾パンを全員分保管をしているところです。しかしながら、議員御指摘のとおり、自校式以外の学校につきましては、災害時における交通網の途絶等の際には対応できない状況も想定されます。教育委員会としましては、今回の熊本地震の教訓を生かし、非常食の備蓄につきましても検討すべきであると感じているところでございます。備蓄食料の種類や食数、保管場所の検討、備蓄非常食の防災教育への活用などとともに、多くの小中学校体育館が避難所として活用されることも考慮し、学校現場はもとより、防災を担当いたしています防災安全課などと非常食の備蓄について慎重な検討を行なってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 4番 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

学校における防災機能の強化、拡充は非常食の備蓄をも含め最重要課題と思っております。

1件だけ学校の非常食拡充の事例を紹介させていただきます。

東京都府中市は、大規模地震などの災害発生時に、学校内で必要となる非常食を確保するために、児童・生徒の3食分に当たるライスクッキーを年度内に各校に備蓄する準備を進めております。ライスクッキーは1箱8枚入り、270キロカロリーを1食分として約6万5,000食が用意されるそうです。米粉が主原料で、小麦粉や牛乳、卵などのアレルギー物質は使用されておらず、箱を開けると調理せずですぐ食べられ、素早く配付できるなどの理由から導入が決まったそうです。味に関しては、試食した担当者が普通のクッキーと同様においしいと話されていて、本市の学校用の備蓄食料としてもおすすめできるものと思いました。とにかく学校の非常食備蓄を整備検討していただいている答弁は、学校関係者、保護者、そして何より児童・生徒により安心を与えられるものと期待しております。

熊本地震の教訓は、まださまざまあると思います。私も議員として、市民の生命、財

産を守るために尽力していく決意でございます。

さて、最後の質問に移りたいと思います。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 玉名市の英語教育についてお尋ねします。

日本の英語教育は、今曲がり角を迎えていると思います。昨今は英会話学習や教室通いなども加熱しており、私も3歳と1歳の幼児期の子どもを持つ身として感じているのですが、我が子の英語教育の悩みは、どの親御さんにも多いように見受けられます。そういう中で、本市の英語教育の実情を知っていただき、安心と納得が得られればと思い質問させていただきます。

日本の英語教育は、古くから文法や単語の暗記が重視されてきました。しかし、近年はこれらを見直し、聞く、話す、読む、書くの4技能を総合的に身につけるものへと変わってきました。その間さまざまな議論が交わされ、グローバル化が進む2002年度には国際理解の一環として、全国の小学校の総合的な学習時間において外国語会話が学習可能となりました。さらに2008年度には、小学校5、6年生を対象に外国語活動の授業が取り入れられました。2011年度からは同じく5、6年生で外国語活動が年間35単位時間の必須となりました。外国語活動では、英語に親しみ、海外の文化に興味を持たせることを主な目的に、歌やゲームなどを活用しながら楽しく英語を学ぶ取り組みがなされています。東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年度には、外国語活動が小学校3年生から必須化されます。また、5、6年生の外国語活動は成績のつく教科に変わり、週3コマ程度の授業が行なわれます。中学校では、高校で2013年度の入学生から全面実施されている英語の授業を基本的に英語で行なうという形態を2020年度からとる予定です。これらの改正は、2018年度から段階的に先行実施され、2020年度からは全面実施されることになっています。このように英語教育の環境は大きく変わっていきます。そこで質問に入ります。

1、本市が進めている英語教育の実情について。ア、小中学校の英語の授業時間について。イ、エンジョイ・イングリッシュの実施状況について。ウ、具体的な小中学校の授業内容について。

2、就学児童に対する英語教育について。ア、英語教育を実施している幼稚園、保育園、認定こども園はあるのか。イ、0歳から3歳児の英語に触れる意義をどのようにとらえるか。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 徳村議員の玉名市が進めている英語教育の実情についての御

質問にお答えいたします。

まず最初に、小中学校の英語教育の授業時間についてお答えいたします。小中学校における教育活動を年間実質35週間と考えますと、小学校5、6年生が週1時間の年間で35時間、中学校は週4時間の年間140時間を実施しております。

次に、エンジョイ・イングリッシュの実施状況についてお答えします。玉名市は、平成27年度から小学校で全面実施し、本年度から中学校で活動をスタートさせました。実施に当たっては、玉名市独自で教材を作成しており、現在、小学校3年生までの教材が完成し、各校に配付し取り組んでいるところでございます。各学校においては1回10分程度の活動時間を確保しながら実施しており、ネイティブの発音を繰り返し耳にすることにより、子どもたち一人一人の英会話を聞き分ける耳が育ち、英語の発音の上達につながっていること、活動の参観を通して実感しております。また、英語に対する関心が高く、積極的に外国の方に話しかけるなど、人間関係形成につなげていこうとする意識の高い児童が育ちつつあることも取り組みの成果であると考えております。このエンジョイ・イングリッシュの活動は、玉名市が作成したDVDを使って54レッスンについて小学校で1レッスンを3回ずつ視聴し、年間160回を行なうもので、プログラム全体を通して同じ単語やフレーズをたくさん聴き、耳に入れる歌やフレーズを見て、聞いて、一緒に発音させ身につけるものです。就学前の英語活動の経験の有無にかかわらず、楽しく参加し活動できるプログラムとなっております。この活動を継続して取り組むことで、英語の発音を聞き取る力、そして簡単な会話ができる英会話力を育てていきたいと考えております。教育委員会としましては、義務教育課程を修了する中学校3年生の時点で、玉名市の自然や文化、その行事等について英語で紹介ができる子どもたちが育つようにとの願いを込め、この取り組みを続けてまいりたいと考えております。

次に、具体的な小中学校の授業内容についてですが、小学校は文部科学省から配付された「ハイ、フレンズ」という教材を使って外国語活動を行なっております。それぞれの学年に9レッスンが予定されており、文部科学省が作成したデジタル教材や指導書を活用して指導し、外国語の音声や日常生活において想定される場面についての基本的な表現になれ親しませながら、聞くこと、話すことを中心にコミュニケーション能力の素地を養っております。中学校は1年生が「サンシャイン」、2年、3年生が「ホライズン」の教科書と教材を使用し、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの4技能を育成し、人とのつながり、会話を通して自分の考えを述べる、いわゆるコミュニケーション能力の基礎を養うことを目標としております。また、玉名市が採用しております6人のALTを各小中学校へ派遣しており、小学校で各学級平均して年間2、3時間、中学校で各学級平均して年間18時間程度派遣し、担任や教科担任と協力しながら外国語活動及び外国語科の学習の支援に当たっております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 続きまして、徳村議員の未就学児童に対する英語教育についての御質問にお答えします。

まず、英語教育を実施している幼稚園、保育園、認定こども園はあるのかについてでございますが、市内26園中15園でなんらかの英語教育が行なわれています。その内容や頻度は公立保育園7園では、全児童を対象に年1回のALT交流会、民間の保育園等では、主に4歳児以上を対象に週1回から月1回の英語教育を実施されております。

次に、0歳児から3歳児の英語に触れる意義をどうとらえるかについてでございますが、日本語も英語もどちらも意思疎通のコミュニケーションツールの一つであります。0歳児から3歳児は、言語獲得の重要な発達段階の時期であり、まず、日本語の言語発達を保証し、コミュニケーションの基本の力をつけることが大前提と言われております。また、乳幼児期は遊びを通して想像力や表現力を育む時期であり、英語教育においてもさりげなく幼児の遊びを通して言葉への気づきを豊かにしていくことを心がけるべきと言われております。しかしながら、ここ数年、英語教育のスタート時期がどんどん低年齢化し、英語教材を初めとする英語教育市場も、乳幼児期からの英語を後押しするかのようになんか活発になってきております。この現状を目の当たりにし、英語教育の遅れを不安に思われる保護者も少なからずおられるとお聞きしますが、小学校1年生から玉名市が実施しているエンジョイ・イングリッシュは、学習評価を伴うものではなく、毎日10分ほど継続的に英語に触れ、楽しむことを、親しむことを目指したものであり、子どもたちが初めて英語に触れるまさに第一歩であると位置づけています。したがって、0歳児から3歳児においては、英語教育を進めていくのではなく、まず親子の語りかけが重要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 4番 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

1、玉名市が進めている英語教育の実情についてですが、本市が玉名学とエンジョイ・イングリッシュを教育の一環として取り組んでいることに大変感銘を受けております。語学博士でもある神田外語大学大学院教授の長谷川信子先生は、雑誌の記載記事で、「真の英語力を身につけるためには、まずは母語の習得が不可欠。」と語っておられます。私自身も全く同感で、英語に触れる機会をいかにつくるかという点でも、エンジョイ・イングリッシュのようなカリキュラムは有効だと感じております。さらに長谷川先生は記事の中で、「本格的に始まる小学校の英語教育にどう準備すればいいのかと不安

になる親御さんも多いかと思えます。しかし私は、幼児期から小学校までは英語の歌を歌ったり、ゲーム感覚で英語単語を覚えたりと楽しく英語になれ親しむことで十分だと思っています。なぜなら、そのあとの中学校で読解力や文法などの本格的な英語学習に取り組めば、母語で培った知的能力をもとに真の英語能力を身につけることが十分可能だからです。子どもたちは大地に根を張った力強い英語力でグローバル時代を生き抜く大樹に成長してほしいと願っています。」と語られています。玉名学で、母語の素地をしっかりと育てること、そして母語の日本語は英語の樹木を育てる土壌になります。豊かな土壌から大きな大樹が育つと確信しております。

2番目の未就学児童に対する英語教育についてですが、英語は数ある習い事の1つでしかないと思われるのに、実際小学校から英語が必修となり、2020年度には全面的に成績のつく教科になり、そんなこともあって今、幼児期の英会話学習などは加熱しすぎているように見えます。幼稚園などに英語の時間がないと不安になるし、英語は6歳までに始めるべきだとDVD教材や幼児向け英語教室の勧誘と親御さんの周りは情報が錯綜しているように感じます。

そこで提案ですが、静岡県の沼津市で本年から実施されているイングリッシュデビュー事業を御紹介したいと思います。0歳から3歳児を対象として、付き添う保護者を入れて定員は50組、市内の地区センターを利用し、音楽や体操を取り入れた英語教室1回60分程度を年3回開催しています。4歳児以降は幼稚園などで英語に触れる機会も多くなると思われますが、乳幼児を抱えている親御さんに子どもと一緒に英語に触れていただいて、今後の英語教育への不安や焦りも解消してもらえる機会になると思います。ぜひ、本市においても沼津市のような英語のふれあい教室の実施ができないかと要望いたしますが、この点についての見解の答弁をお願いできませんでしょうか。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、0歳児から3歳児においては、やはり英語教育を進めるのではなく、まず、親子の語りかけというものを第一に考えまして、取り組んでいくほうが良いというふうな見解を持っておるところでございます。確かに、沼津のふれあい教室あたり、今議員から御紹介がありましたように、そういう考え方もある行政区もあろうかと思えますが、まずその0歳児から3歳児につきましては、やはりその親御さん等のやはり考え方というものが大事かというふうに思っておりますので、市といたしましては、0歳児から3歳児につきましては、今のところ英語教育の実施というもの、その大切さというものはまだ考えていないというところでございます。

○副議長（江田計司君） 4番 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

私もこのような英語のふれあい教室というのは、英語教育がどんどん加熱していくという事情の中で、やっぱり親御さんたちの不安を取り除くという1つの大きな手助けになるのではないのかなというふうに感じておりますので、0歳児から3歳児の英語教育を推進するというよりも、親子で触れ合って、そしてその親御さんたちの不安もこれから本格的になっていく英語教育の不安を解消させていくというのに役立てていただきたいというふうに感じておりますので、そういう形で活用をぜひとも考えていただければと思います。

このように、私も英語教育は決して焦る必要はないと感じております。一流の通訳者も幼いころから楽器を習っていたり、幼いうちは耳を鍛えること、リズム感を養うことを大切にしているようです。子どもの小さいうちは音楽に触れてリズム感を養い、母語を育てるために読書ができる子に読み聞かせで本に興味を持ってもらうなどが大切だと思います。結局、母語以上に外国語が伸びることはありません。

最後に、玉名学、エンジョイ・イングリッシュの学習が目的としております生まれ育った玉名への誇り、ローカリズム、日本人としての尊厳、ナショナリズム、国際社会を生き抜く力、グローバルリズムを持つ子どもたちに育つことを私も強く念願して、今回の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（江田計司君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 保守前進クラブの吉田喜徳であります。今回もよろしく願いいたします。

東京オリンピック・パラリンピックが開催されておりますが、五輪オリンピックにおいては、事前合宿誘致について東京オリンピックを目指して質問する次第でございます。

リオ五輪の8月21日、無事に幕を閉じたことは本当によかったと思います。そしてその五輪旗が小池都知事に引き継がれると、「さあ、いよいよ次は東京だ。」と実感したのは、国民のひとしきり思いと考える次第であります。日本の成績は日本躍進世界6位、金12個、銀8、銅21と史上最多41個のメダルを獲得したのであります。国旗

日の丸が41回上がり、国歌君が代が12回世界に流れると感動のときめきを覚え、目頭が熱くなったのは、私ばかりではなからうかと信じます。日本選手が勝っても敗れても涙、涙、今もこの目に焼きついています。

さて、中でもレスリングの活躍はめざましく、4連覇を成し遂げた伊調馨選手初め4人が金、男子の銀に、そして惜しくも吉田沙保里選手、「泣くなよ」と亡きお父さんも天国で言っておられるのかなと思う次第ですが、それでも銀であります。東京オリンピックを目指してほしいと思います。

そしてリオパラリンピックもきょうで5日目を迎え、日本選手の活躍を祈念してやみません。

さて、「レスリングの玉名」はすでに全国に、いや世界に、アルジャジーラ放送圏では、玉名市のレスリングが紹介されたそうであります。ここで玉名市のレスリングの歴史について再び市民の皆さんに私は歴史を申し上げたいと思います。

昭和35年、平成11年、天皇皇后両陛下を玉名にお迎えして、国体のレスリング会場となりました。東京オリンピックの翌年昭和40年、「鬼の大松か根性の八田か」と銘打ったその中で、八田一朗監督は2人の金メダリストを玉名市に紹介され、玉名市においでになり、そしてレスリング教室が専修大学玉名高等学校、当時の玉名農業高校で開催されましたことを思い出します。また、三ツ本太門氏おかれましては、玉名レスリング協会はもちろんのこと、熊本レスリング協会を結成された旧交の人であります。そして、5人中3人は、県強化選手のアスリートであります。玉名工業高校、現北稜高校の活躍、2020年東京オリンピック・パラリンピックに合宿誘致や交流などで関心がある市町村は9割を超える中で3、4割の自治体はその動きが活発であるそうあります。これは震災前のアンケートで、県内で開始は4自治体、検討中6自治体と発表されていますが、これらの自治体はどこなのか、県に確認していただき情報をいただきたい。その後、どう動向しているのか、玉名市は開始か検討中なのか、行政の認識を伺いたいのであります。

熊本県レスリング協会といえば、このたび会長がかわられ、中島氏から玉名郡選出の県会議員内野幸喜氏へとバトンが渡されました。そこで先日、内野新会長と玉名レスリング協会等で、現状分析と今後について話し合いをいたしました。席上、私は、今後は内野会長をリーダーに、内野会長主導型でこれを進めていきたいと提案し、彼も了承し、現在これからのことを思案中と思います。それはそれとして、玉名国際交流協会では、レスリングの各国の事前合宿誘致を支援していこうと活動目標を考案しているところではありますが、何はともあれ、県並びに玉名レスリング協会、玉名国際交流協会、玉名市並びに教育委員会でリオ五輪が冷めないうちに本年度中にレスリング五輪メダリストを招き、玉名レスリング教室、キャンプ地誘致推進大会等を開催して、玉名市民の盛

り上げを行なったらどうでしょうと提案するものでありますが、市長の御見解を承りたいと思います。

教育問題、総合型地域スポーツクラブの推進について、小学校の部活を地域型スポーツクラブにする、いわゆる社会体育化を目指す各種目について、監督、コーチと指導者を各校の教諭でなく、広く社会から指導者を得る仕組みにする、来年3月までその整備方策を示さなければならないとありますが、玉名市ではそれが少し遅れている感じだと思います。遅れているとすれば、教育委員会、行政の責任ばかりではなく、私たち議会にも少しは責任があるのかなと思悩んでいるところでしたが、その後、どう対応しているのかなと懸念していたところ、開会日の全員協議会で、任期付職員採用選考について説明を受けました。その後、よく考え、次のような質問を見出しましたので、質問いたします。

1、体育協会への補助金から任期付職員にかわった主な理由。先の議会で協会の補助金の予算が修正されたからなのかなと思いますが、任期付職員のメリットは。任期付職員は平成29年4月1日から3年間、その進め具合、段階的進め具合をお尋ねしたい。任期付職員を採用するに当たっては、その資格がいるのか、経験だけでいいのか、この点もお尋ねします。いま一つ、現状の小学校での部活動の種目数と総数はどのようなようでしょうか。

次、地震による液状化現象について。液状化の定義とは、「水分を多く含む砂質の地盤が、地震で一時的に液体のようになる現象。地盤の上の建物が傾いたり、沈んだりするほか、道路が波打つ例もある。砂質の地盤で、地下水が高い場所で発生しやすい。」こういうふうに定義されておりますが、液状化が、18市町村に発生。防災科学技術研究所が発表したところによると、6,579カ所に確認されているが、玉名市では何カ所確認され、どのような今後の対策がとられているのか伺いたい。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 吉田議員の東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致についての御質問にお答えいたします。

まず、議員が言われました熊本県内でキャンプ地誘致を開始している4自治体、検討中の6自治体の件ですが、これについては、熊本国際スポーツ大会推進事務局に確認しましたところ、県でも把握することができない状態であるという回答がございました。

次に、本市がキャンプ地誘致を開始している又は検討中であるかについてですが、全国知事会において、平成27年10月30日に事前キャンプ誘致のためのスポーツキャンプジャパンというホームページを立ち上げられ、現在のところ熊本県下では16自治体が登録されており、種目につきましては、それぞれの施設に適した競技が記載されて

います。玉名市もこの中ですでにキャンプ候補地として手を挙げていることや、現在、玉名市におきましては、東京2020年オリンピック・パラリンピック事前トレーニングオンラインガイド掲載資料も作成していることから、開始しているにとらえていいと考えております。

次に、総合型地域スポーツクラブについてお答えいたします。まず、総合型地域スポーツクラブの創設については、玉名市及び玉名市体育協会において平成26年度から精力的に推進しているところであります。推進する大きな契機は、平成27年3月に熊本県教育委員会が打ち出された「小学校の運動部活動は、社会体育へ移行する」という基本方針によるもので、移行期間として平成30年度末までの4年間で設定してあります。そこで、玉名市体育協会を中心として、玉名市内全体を対象に、学校、PTA、地域等と連携し、平成27年7月に玉名市総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会を設立し、平成28年度及び平成29年度の準備期間を経て、平成30年度から設立を目標に進めている状況であります。このような状況の中、設立準備事業を推進していく上で、スポーツに関する知識・経験を有した運営調整役としての中心的な人材の確保は極めて重要であると考えております。この取り組みは、玉名市の全市民を対象とするもので、玉名市体育協会、学校、PTA、地域等で協議を重ねられ、設立後も市民全体で運営されていくものであることから、まさに公的なものであると認識しております。また、第一次玉名市総合計画後期計画においても、身近な地域でスポーツに親しむことのできるように市民を対象とした総合型地域スポーツクラブの育成を図ると明記されており、市からのより専門的な支援が必要であるため、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間の任期付職員、総合型地域スポーツクラブ設立総括マネージャーの採用を図るものです。このような基本的な考え方により吉田議員の御質問についてお答えをいたします。

まず1点目、玉名市体育協会補助金から任期付職員にかかわった理由は、先ほど申しました設立準備事業を推進していく上で、スポーツに関する知識・経験を有した運営調整役としての中心的な人材の確保について、この取り組みを中心に担っています玉名市体育協会の人件費補助という形で、本年3月議会において御提案させていただきました。しかしながら、総合型地域スポーツクラブは、今後の玉名市の社会体育の中でも重要な部分を占めるものになるので、体育協会だけに任せるのではなく行政が主体に創設を検討することが必要であるとの理由で否決となったものです。この市議会の判断を真摯に受けとめ、玉名市体育協会への補助金という形ではなく、市教育委員会で採用する任期付職員での支援という形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

次に、任期付職員のメリットはというお尋ねですが、本業務において、市が直接的に最適な人材を確保できるということが1つであります。また、一定の期間内に終了する

ことが見込まれる業務及び一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期間を限って知識・経験を有するものを従事させることで、能率的に業務遂行が可能となるものであります。

3点目です。任期付職員の資格について、今回の任期付職員の採用に関して、有資格者を必須要件とはしておりませんが、スポーツ教室等の事業企画を行なう民間企業などで3年以上の実務経験を有するものを受験資格としております。なお、本業務を行なうに当たって、公益財団補人日本体育協会が認定する総合型地域スポーツクラブの運営が円滑にマネジメントを行なうための資格であるクラブマネージャーやこのクラブマネージャーを補佐するアシスタントマネージャーという資格を持っておられる方が採用されますと、より有効な設立準備業務が実施できることと思われま。

次に、任期3年間の業務の進め方は、についてですが、玉名市総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会では、平成28年度及び平成29年度の準備期間を経て、平成30年度からの設立を目標に進めておりますので、この任期付職員の業務は、平成29年度が設立前の最終の準備業務となり、平成30年度及び平成31年度の設立後2カ年はクラブ運営が軌道に乗るための支援業務を行なうこととなります。

以上です。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 吉田議員のリオデジャネイロオリンピックのレスリングメダリストによる教室、キャンプ地誘致推進大会の開催についての御質問でございますけども、この教室、大会を推進することは、キャンプ地誘致に向けての盛り上がりには欠かせないものだというふうには考えております。ただ、これらの事業を推進するという、そしてまた、実施するということにつきましては、レスリング競技団体、あるいは関係機関等の理解が、そしてまた協力が必要不可欠であるということでございますので、今後十分に協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員御質問の熊本地震による玉名市内の液状化現象についてお答えいたします。

議員申されますように、液状化現象とは水で飽和した砂質地盤が地震の際に液体のように吹き出す現象であり、噴砂現象や流砂現象流動化とも言われております。本市の農地において液状化現象が確認された地区といたしましては、横島地区、大浜地区の2地区であり、箇所数といたしましては、横島地区34カ所、大浜地区27カ所、計61カ

所で確認されております。市の対応といたしましては、全61カ所のすべてを立ち会い調査の上、国庫補助事業であります農地等災害復旧事業補助金及び市単独の玉名市農地小規模災害復旧事業補助金等により復旧を行なっていく予定であります。

以上です。

○副議長（江田計司君） 23番 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 市長へお願いいたします。先ほど前向きな御答弁でございましたが、関係機関と特にレスリング協会等と打ち合わせというか、よく相談して、これを進めていきたいということでもありますから、そういう話し合いを個別じゃなくて、塊のですね、市長まずつくっていただきたいとこのように提案を申し上げる次第でございます。

次に、壇上で申し上げるのを1つだけ忘れておりました。教育委員会、現文科相馳浩大臣のもとで、次期学習指導要領骨子が示されております。それは、アクティブ・ラーニングというようなことではありますが、これは教員が教える一方通行的な授業ではなく、学び手、児童・生徒が主体的、能動的に参加する学習方法だと定義されておりますが、つまり中央教育審議会は主体的、対話的深い学びと表現しています。何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかという視点が加えられるとしています。であるならば、現在もグループごとに話し合い、テーマを求めるといような学習が本市では既に行なわれていると思いますが、事例を挙げて行なわれておればですね、教育委員会のほうで説明をしていただき、アクティブ・ラーニングをどう思われるか御見解をお尋ねします。

先ほど、公明党さんの質問で英語関係の質問が展開されておりますが、私は現在、教科化されていない現在において、その英語の達成度と言いましょうか、評価はどのようにして把握というか、されておるのかお尋ねしたいと思います。

教育部長に現状の小学校での部活動の種目数と総数はということもお尋ねいたしましたが、いかがでございましたでしょうか。

市長のほうには御提案申し上げるだけでございますので結構ですが、あとはお答えをお願いいたします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 吉田議員の御質問の現状の市内小学校での部活動の種目数と総数についてでございますが、種目数で7種目、部活動の総数で49となっております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） アクティブ・ラーニングについてのお尋ねがありました。ア

クティブ・ラーニングの実例と見解についてのお尋ねでしたが、議員がおっしゃるように、次期の学習指導要領の改定が現在進められておりまして、学習指導における目玉が、児童・生徒の主体的、共同的な学び、すなわちアクティブ・ラーニングにあります。これまでも熊本県教育委員会では、徹底指導と能動型学習のメリハリのある授業を熊本型授業として、小中学校で推進してまいりました。熊本型授業とは、1時間の授業の中に子どもたちが必要とされる知識や技能を確実に習得させる徹底指導の部分と、それらの知識、技能を活用して、子どもたちがみずから課題の解決を図る子どもたち主体の学習形態である能動型学習を組み合わせる授業形態であります。議員が述べられましたようにアクティブ・ラーニングは、この能動型学習に重なる部分が多々あります。ただ、アクティブ・ラーニングは、議員も御存じのとおり、次のような点が学習活動の中で重視されております。1つは、学習指導の中に子どもたちによる問題発見と解決を念頭に置いた深い学びの活動が設定されているということです。2つ目は、他者との協働や他者とのかかわりの中で、みずからの考えを広げ、深める対話的な学びの活動が設定されていることです。そして3つ目は、子どもたちが見通しを持ち、粘り強く取り組み、みずからの学習を振り返って次につなげる主体的な学びの活動が実現できるということです。教育委員会といたしましては、これまで熊本型授業を全職員が実施するように指導してまいりましたが、まだまだ一方的な知識、技能の注入にとどまり、能動型学習に至っていない授業をしている教師もおられるのが実情です。また、能動型学習の形にはなっているものの、一部の子どもの考えや意見で、活動が収束し子どもたち一人一人がみずから考え、自分の意見を持ち、それに基づき判断し、それを全体に表明し、各人の考えが高まっていくような学び、いわゆる対話的な学びが成立していない事例も見受けられます。グローバル社会を乗り切っていく大人になるためには、小中学校時代から物事に対しての自分の考えを持つこと、そして思考、判断の後、それを臆することなく意見表明し、互いに高め合う関係を構築する力をつけなければなりません。そのため教職員の授業改善を第一に考え、毎年2校を研究指定校として指定し、授業改善に向けた研究を行ない、研究の成果を多くの先生方に広げるため研究発表会を開催しているところであります。さらに各学校では、校長を中心に、全員が年に1回自分の授業を公開し、授業後の研修会で授業のあり方についての意見交換と管理職による指導を行ない、熊本型授業に向けた授業改善を図っているところです。

今後は、新学習指導要領が目指すアクティブ・ラーニングの趣旨を全教職員に周知し、校内外の研修等を通して授業改善を図り、全教科、全領域ですべての教職員がアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を実施するように指導してまいります。

教育問題についての小学校における英語の成績評価の方法についてお尋ねだっと思えます。現在小学校の5、6年生でコミュニケーション能力の素地を養う外国語活動が

週1回、年会35時間行なわれております。英語活動と英語の教科とは多少違いますので、小学校5、6年生では外国語活動が行なわれております。

議員お尋ねの学校現場における外国語活動評価の現状といたしましては、コミュニケーション能力への関心、意欲、態度、さらに外国へのなれ親しみ、さらに言語や文化に関する気づきの3つの観点について指導者が記録した活動の要旨の中から児童の頑張りや成長している点について記述による評価を行なっております。また、その評価は家庭への連絡として、いわゆる通知表で知らせたり、指導の要録に記録して引き続き指導の参考にして活用しております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 23番 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 教育部長にお尋ねします。

オリンピックの話じゃありますけれど、今、生涯学習課スポーツ振興係でいろいろと献立をつくっておられるんじゃないかと思えますけど、先の田畑議員の質問で、実行委員会は相手国が決まってからそれを編成する、結成するというものでありますけれども、実行委員会と言わなくても、ただいま市長が答弁されたようなことを正式に検討をする事務方でやっていただきたいと、検討するその塊をですね、これに対してどう思われますか。そうしないと、私は、どこに質問にこれから行けばいいかわかりませんので、教育部長にお尋ねするかた、教育部長にその件についてお尋ねして、推進していきたいと思えますが、その点についていかがでございますか。今の心境をお尋ねしたい。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 吉田議員の再質問にお答えします。

オリンピックのキャンプ誘致の窓口については、生涯学習課の国際スポーツ大会推進室、こちらのほうに窓口としておいておりますので、そちらにお尋ねをしていただきたいと思えます。

市としての推進委員会、実行委員会といいますか、そういった形の組織については、相手国、相手からの手が挙げた時点で組織をしないと、ただその前にガイドに掲載するためには、体育施設の整備、それから宿泊施設の把握、そういったところが必要になりますので、その辺は関係機関と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（江田計司君） 23番 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 御存じのとおり、背景が日本レスリング協会から組織委員会、文部科学省、この辺まで行き渡っているんですよ。それでアルジャジーラ関係の報道機関がわざわざ玉名市を日本レスリング協会の紹介によっておいでになっているわけですね、あとは盛り上がりなんですね、それと整備計画ですね、これは今部長がおっし

やったように桃田の運動公園もしかり、あるいは宿泊所の環境もしかり、そういった面については事務方で検討しておられること、これは私も認めたいと思います。ただ、市民はなんじゃろかというところまではまだきておりません。だからそういうのをアピールするためにも、このレスリング教室、あるいは推進大会、こういうものをやってやはり東京オリンピックが第1回目に東京で決まらなかったのは、都民の、国民の盛り上がりが出てたというのが一番ネックだった。そういう意味におきまして、玉名市の盛り上がりや日本レスリング協会も、すべての機関がそれを待っているというのは語弊がありますけど、期待しているわけですね、その点十分念頭に置いてやっていきたいと思えます。

産業経済部長の御答弁ありがとうございました。ただ、私は、この液状化の定義について学ばない前に、また、今の説明を受ける前に、実は30センチ幅が、20から30センチそれが数十メートルに渡って寺田地区、それから下立願寺地区で発生しております。

これは液状化かなと思いましたが、そうではない、結局噴砂が出ていないというところに定義として学んだのでわかりましたけれども、これは建設部長にお尋ねじゃなくて、お願いをしたいと思えます。その現象の影響がどうかわかりませんが、立願寺を通っている県道の中を通っている排水路と申しますか、そういうのが行き詰まって、これはずっと下流でいえば司ロイヤルホテルから繁根木川に注ぐその道が、これは詰まってどうしてもしょうがない、県道は陥没しやせんだろうかというような地元住民のこれもこのたびの地震の影響でもあるんじゃないだろうかと思えます。素人はそういう感じでおりますので、この点よくよく検討されて、分析されて対応をお願いして、私の質問を終わりたいと思えます。

以上であります。

○副議長（江田計司君） 答弁はよろしいですね。

○23番（吉田喜徳君） はい。

○副議長（江田計司君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時51分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。

玉名市子ども・子育て支援事業計画についてであります。厚生労働省は、認可保育所などに申し込んでも入れない待機児童が平成28年4月1日時点で、前年の同時期と比較して2万3,553人増加したと発表しました。子ども・子育て新支援制度が始まってから2年連続して待機児童が増加しました。待機児童数の連続増加は、親が預け先の保育所を探し回る保活で必死になっても入所が困難な実態を示しています。そして、厚生労働省は、今回初めて自治体ごとの隠れ待機児童数を発表しました。待機児童の増加は保育に対する自治体の公的な責任を十分に果たし切れていないものであります。保育所の待機児童問題で、平成27年度から5カ年の子ども・子育て支援事業計画の中心点は、保育の「見込み量」の算定と「提供体制」をどのように確保するかにあります。そこで6点質問します。

1、玉名市も待機児童が発生しています。29年度待機児童ゼロに向けてどのような対策を考えているか、市長の見解を聞きます。

2、現在の待機児童数は何人なのか。

3、待機児童が解消されない原因の分析はしてあるのか。

4、子ども・子育て支援事業計画の検証、見直しが必要ではないか。

5、保育士の賃金を上げる。交通費の引き上げなどなど、保育士のさらなる処遇改善が必要ではないか、見解をお聞きします。

6、無認可保育所への保育料補助が必要と思いますが、実態はどうなっているか。

次に、ひとり親家庭への医療費助成方法についてであります。玉名市子ども・子育て支援事業計画では、「母子・父子家庭などの自立支援の一環として、医療費の助成を行っており、今後も制度の周知と利用促進を努めるとともに、現物給付の導入など、より利用しやすい仕組みづくりについて検討します」と書いています。市民にとってより利用しやすい制度として現物給付を挙げてあります。ひとり親家庭への医療費助成について、今年度は償還払いであります。いつから現物給付を実施するのか。また、子ども医療費助成制度において現物給付を導入することについて、現時点での市長の見解をお聞きします。

○副議長（江田計司君） 市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員の待機児童ゼロに向けてどのような対策を考えているのかという質問にお答えをいたします。

待機児童の状況でございますが、保護者の共働きの家庭の増加や家庭環境の多様化などから、保育所を必要とする家庭がふえております。待機児童も年々増加している状況でございます。対応といたしましては、今年度私立保育所1施設において園舎の建てか

えを行なっております。定員増を見込んでいるところでございます。また、来年度以降も私立保育所等の施設整備による定員増、待機児童の多い低年齢児を受け入れるため、幼稚園から保育機能を備えた認定こども園への移行により受け皿の拡充を図ることで待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、ひとり親家庭医療費助成と子ども医療費助成の現物給付についての御質問でございますが、まず、ひとり親家庭への医療費助成につきましては、子ども医療費の助成と同様に、医療機関の窓口で自己負担金をお支払いいただき、後日申請に基づいて自己負担額の3分の2を助成する償還払い方式をとっております。ひとり親家庭への医療費助成の現物給付方式とするためには、電算システムの改修や関係機関との協議が必要であります。また、国民健康保険における国庫負担金減額調整のペナルティーも生じるため、今後は子ども医療費助成とあわせて検討してまいります。また、子ども医療費助成につきましては、償還払いでありますけれども、医療費関係から直接申請書を提出していただくことによって、申請者の利便性を確保いたしておるところでございます。また、中学3年生までの自己負担分を全額助成をいたしておりまして、他市と比較しても遜色のない支援策であると考えております。

今後は健康保険における国庫負担金減額調整ペナルティーの行方等を注視しながら、引き続き利用しやすい制度づくりを進めてまいります。

以上です。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の待機児童に関する御質問で5点についての御質問に順次お答えいたします。

現在の待機児童の状況でございますが、9月1日現在、25人の待機児童を抱えております。内訳は0歳児が13人、1歳児が6人、2歳児が3人、3歳児が2人、4歳児が1人でございます。

次に、待機児童が解消されない原因の分析についてでございますが、本市の保育所等の入所児童数は、平成27年末が1,919名で、平成24年度と比べ199人の増加、年齢別で見ますと3歳未満児の利用は平成27年度末が885人で、平成24年度と比べ132人、17.5%の増加、そのうち0歳児の利用は平成27年度が232人で、平成24年度と比べ48人、26.1%の増加となっており、核家族化の進行や女性の社会進出による入所児童の増加、低年齢化が大きな原因と考えております。平成27年度には私立保育所の協力により100名の定員増、平成28年度には施設の増築による35名の定員増を図ったところでございますが、入所児童の急増により、待機児童の解消には至っていないのが現状でございます。

次に、子ども・子育て支援事業計画の途中見直しについてでございますが、ここ数年、保育所等への入所を希望される保護者が急増しておりますので、計画の中間年であります平成29年の子ども・子育て会議の中で原因等をさらに細かく分析し、保育の見込み量及び提供体制の見直しを考えております。

次に、公立保育所の非常勤職員の処遇改善についてでございますが、待機児童の解消においては受け皿の確保と同様に保育所入所児童の低年齢化に伴う保育士の確保が重要な課題と認識しております。平成28年度保育所の賃金や休暇面の大幅な改善を図ることで、新たに8名の保育士を確保することができたところでございます。しかしながら、離職者も多いのが現状でございます。離職の原因としましては、賃金面も1つの要因であります。業務の多さが大きな問題としてあげられているため、保育所の負担軽減を図る観点から、保育士補助者の確保を充実させることが必要と考えております。また、賃金等に関しましては、私立保育所等の賃金の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

5点目の最後に、無認可保育所に入所している方への保育料の補助についてでございますが、平成28年度から緊急的な対策として、認可保育所に入所できなかった方が無認可保育所を利用する場合に、無認可保育所の保育料と認可保育所に入所した場合の保育料の差額を保護者に補助しております。認可外保育所に入所しやすい環境をつくり、待機児童解消を図っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 待機児童解消のために27年度から28年度にかけておおよそ130名の定員を拡大したというふうなことだったかと思えますけど、それでは29年度は待機児童ゼロの見込みはあるのでしょうか。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

29年度の待機児童ゼロに向けましては、施設も当然ながら保育士の確保というのが非常に重要な問題というふうにとらえております。29年度から公立の保育所2園を民営化いたします。それで、そこで今働いております7名の職員に関しましては、公立の園のほうに移してまいりますので、保育所の確保としてもだんだん充足できるかというふうにも考えておりますし、なるべく29年度どれだけ申し込みがあるかまだ計り知れませんが、一応、現状の25名の待機者については、それ以下になるように施設配置等、保育士の確保等も努力しているところでございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 先ほど、今年度は新たに8名の保育士を確保したと、しかし

離職者が多いと、その原因としては業務量が多いということをおっしゃいました。確かに、昼間、昼間というか、子どもがいる間は保育士は子どもと接していますので、なかなか例えばお便り帳を書いたりとか、子どもの一人一人の成長の度合いを記録したりとか、そういうのはなかなか難しく、場合によっちゃ持ち帰りになると、そういうことが日常化しているんじゃないかなと私は思っております。それで、そういった保育所のいわゆる保育士の業務の改善という点では何か今まで検討されたことはありませんか。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

私立保育所の状況について、聞き取り等を行ないまして、やはり処遇改善といいますか、臨時の職員がどういうふうな形で保育をやっているかといいますと、やはり臨時に受け持ったクラスでも、やはりその日常のお便りの手帳の記入というのはやはり臨時職員にはさせずに本職員でやるというようなことで私立のほうは対応しておると、公立においては、なかなかそこまで臨時職員のそういう補助的な職員というものの確保ができておりませんので、どうしても臨時の職員に負担がかかるというふうなことでございまして、やはりその補助的な職員の確保というものを今度29年度からはどうしても取り入れていかなければならないというふうに今検討をしているところでございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） そういった保育所内の業務の改善というのが、待機児童ゼロに向けての課題かということで、今、それに取りかかっているということで、ぜひ、保育士のそういった保育所内での改善に向けて積極的に取り組んでもらいたいと思います。

ちょっと市長にお尋ねしますが、待機児童はこれは絶対にあってはならないと私は思っております。市長もそういう認識と認めていいのでしょうか。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

待機児童につきましては、先ほど申し上げましたように、部長からも答弁がありましたように解消のために努力をしているということでございますので、これからもそういった努力を続けながら、待機児童の解消のために努めていくということだろうと思います。

以上です。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） やっぱ市長も、これは待機児童は絶対出さないんだと、そういう思いで取り組んでもらいたいと。

待機児童解消のためには、いろいろ国も対策を出しています。玉名市もなんか短時間

保育士の活用とか、いろいろ話を伺いました。私は、短時間勤務保育士の活用については、玉名市が今どういう状況にあるか知らんですよ。ところがそういう方向が国はそういう方向性を打ち出していますので、短時間勤務保育士の活用につきましては、これは結果的には常勤の保育士を確保するということがちょっと後回しになる。後景に追いやられると思います。となりますと、子どもと保育士の安定的な関係を形成するということが難しくなる。また、玉名市は定員の枠を拡大したということではありますが、中にはその定員を拡大することなく定員を超過して入所を進めると、こういったことは最低基準で定めてあります保育空間の過密化をつくり出すことになります。このような待機児童解消対策は、結局のところ現場に私はしわ寄せが行き、何よりも子どもたちそれぞれに負担がかかるんじゃないかなというふうに思っております。そして、保育環境の劣悪化を生み出すということになると思います。こういった解消策、待機児童解消策についてのちょっと執行部の見解をお尋ねします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

今、玉名市が行なっております待機児童の解消に向けまして、私立保育園等をお願いしている部分につきましては、現状の保育施設で定員増ということではなくて、やはり増設、それから改造によりまして、定数をふやしていただくというふうな形でのお願いをしておりますので、現状の施設のまま増加するということは考えておりませんし、新たな施設のスペースを確保していただくというのが前提でございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） はい、わかりました。

それではひとり親家庭への医療費助成の問題について。ひとり親家庭についての答弁で、いろいろありましたが、ひとり親家庭への医療費助成や子ども医療費助成において、その支払い方法には償還払いと現物給付制度があります。執行部の考えは償還払いより現物給付の制度がより利用しやすい制度として執行部は認識をされているのかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

現物給付と償還払いにつきまして、償還払いのほうがより利用しやすい制度かどうかという観点から申しますと。

○15番（前田正治君） 現物給付がより利用しやすいという。

○健康福祉部長（村上隆之君） 現物給付がより利用しやすいというふうな観点から申しますと、今、ほとんどの市町村が現物給付プラス償還払いでございます。それで現物給付に関しましては、熊本市内近郊の市町村に関しましては、逆に償還払いのほうが多

い市町村もあるというふうなことで、それと市町村の考え方次第では、毎月個人の負担金を500円ないし1,000円を1医療機関に支払う制度になっております。玉名市に関しましては償還払いでございますので、その辺の負担は発生せず、そして国民健康保険のペナルティーと申しますか、そういったものも発生しないというふうな状況で、トータル的に考えますとどちらもあっていいのかなというふうにも思っています。ただ現状として、今、償還払いのほうが皆さん方に対する負担としては、逆に利用しやすいシステムであるのかなというふうに感じているところでございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 執行部とちょっと私は違うんですね、やっぱり償還払いより現物給付のほうがより利用しやすいからこそ、例えば、ひとり親家庭への医療費給付という点ではわざわざ子ども・子育て支援事業計画の中にそういったことも明記してあるというふうに思うわけです。ちなみに熊本県内で、これ私、しょっちゅう質問してるからですね、データもとつとるとですけど、熊本県内で現物給付を取り入れていない市町村、もちろん現物給付のみじゃなかですよ、部長おっしゃったように現物給付と償還払いの併用です。今年の4月1日時点で、玉名市、五木村、南阿蘇村、錦町、美里町、あさぎり町、45市町村の中で、取り入れていない市町村はこういう状況です。こういう実態を見ると、もうそろそろ玉名市も現物給付のほうに踏み出していいんじゃないかなというふうに私は思います。

ペナルティーの話がありました。現物給付を実際に行なうと国がペナルティーをかけてくると、このペナルティーの問題ですけど、市長、ペナルティーの問題については市長はどのような見解をお持ちでしょうか。このペナルティーの問題についてはですね、実は地方6団体、これは市長も知っておられると思いますが、地方6団体もペナルティーの廃止で一致しております。国がペナルティーを行なうことについて、市長の見解をお聞きします。

○副議長（江田計司君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員が現物支給をなささいということだろうということだろうと思っておりますけども、現物給付にすることによってのメリットというものとデメリットというものがございます。そのデメリットの中にいわば国がペナルティーを科せるということでございますので、国はなんで科せるのかと、私たちは行政といたしましてはペナルティーは科せないでくださいということを要望しているという状況の中で、なんで国はペナルティーを科せるのかということの原因があるはずですよ。それはどういうことかということ、前田議員十分御存じだろうというふうに思いますが、そういったデメリットを解消することによって、やっぱり利用者から見れば現物支給のほうが良いというのは、当然だれが考えたってそれは当たり前のことだろうというふうに、100%

とは言いませんけども思うことでしょう。しかしながら、逆の目から見るとやはり現物支給ではいけないという意見もあるということを考えてときに、やはりその最終的な判断をするというときには、いろいろと検討しながら判断をしなければならないというのが今の現状じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 市長も現物給付のほうが市民から見ればいいだろうと、そういう認識だろうと思います。国がペナルティーを科せることに対して、市長も御存じの地方6団体もペナルティー廃止ということで要望されていると。それならですね、玉名市もペナルティーがあることはわかっている、やっぱりよりよい制度、市民が望むような制度に足を踏み出していくということが、いわゆる市民目線の政治かなと、私は思います。

現物給付を実施するに当たり、先ほどクリアすべき問題をおっしゃいました。電算システムの改修とか関係機関との調整が必要ということではありますが、ひとり親家庭については、いわゆる子ども・子育て支援事業計画5カ年計画の中で現物給付に踏み出すということを明記してあるわけですよ。やっぱりこういった点からいけば、あと27、28、29、30、31、あと3年か4年残ってますけど、やっぱりそういった中で計画を真摯に遂行するという意味からも、やっぱり検討、そういう方向に向かって踏み出すべきじゃないかと思えますけど、御見解をお聞きします。

○副議長（江田計司君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） ひとり親につきましては、現物給付というような形をとられているということでもありますけども、違う。法律ではそぎゃんなつとるとだろうたい。違うかな。前田議員言われたの違うかな。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○市長（高嵯哲哉君） 違う。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議長。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

ひとり親家庭の医療費の現状につきましては、今、償還払いをやっておりまして、ひとり親のその医療費につきましては、1割の個人負担というものが発生いたしております。それでこの制度を現物給付のほうに切りかえて検討していくというふうなのが、この計画書、ひとり親家庭のこの計画書の中に現物給付に変えていきたいと思いますというふうな見解を示しておりますが、今年に入りましてその内容等をいろいろ検証をして考慮いたしますと、ひとり親家庭に関しまして、逆に現物給付になった場合には非常に問題

が発生するというふうなのがわかってきております。というのが、一旦ひとり親の家庭の医療につきましては、医療費の3割全額を一旦窓口で払っていただきます。そしてその3分の2が返ってくるというふうになってきております。これを現物給付に直しますと、全く支払いが発生しませんので、医療費の算定、あとでレセプトの点検等を行いませんと1割の負担というものが個人からまた追徴、もしくは還付、また医療機関に追徴又は還付というふうなことが発生する場合がございます。そういう中で、今の償還払いにしますと、その辺は計算した上での精算になりますので、今の償還払いのほうがひとり親に関しましても現行のほうが良いというふうなことで、今検討を重ねておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 結局のところ、ひとり親の家庭での医療費助成について、現物給付をすると間違ってしまうと、早い話そういうことですかね。医療機関もあとで医療機関にも追銭うたんといかん、本人さんからも負担してもらわんとでけんと、そういうことが発生する可能性があるというわけですかね。そこらへんなですね、やっぱりそういう制度、現物給付という制度に向けて歩み出すということを掲げてありますので、そういう間違いが起こらんようなやっぱりシステムの改修というかな、そこら辺がやっぱり課題になってくると思いますけど。

ひとり親家庭への医療費制度についても、子ども医療費助成制度についても、より利用しやすい制度として、私は現物給付制度を早急に実施することを求めます。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 次に、市役所の勤務問題に関して質問をします。6点質問します。1、支所窓口民間委託の検証について6点質問します。

1、どのような成果があったか。

2、窓口で臨時職員を配置した場合と比較して経費はどうか。

3、民間社員10人体制は維持されてきたのか。

4、偽装請負の疑いは払拭できたか。

5、平成29年度8月以降、支所窓口の態勢はどうか。私は正職員を配置すべきだと思います。支所窓口の29年度8月以降の方向性について聞きます。

6、窓口業務を担当する職員の人材育成、これは市の職員ですね、窓口業務を担当する市職員の人材育成は図られているか。

次に、いわゆる「サービス残業」の実態調査及び改善のための対策についてであります。昨年12月議会、今年の3月議会とこの問題を質問しましたが、実態調査及び改善対策はまだ実施してありませんでした。サービス残業は絶対あってはならないことであ

り、執行部も同じ認識だと思います。3月議会では、調査について早急にやってみたいと答弁がありました。今日に至る時点で、調査に基づくどのような対策がとってあるのかお聞きします。

次に、市役所内で8時25分から行なっておりますラジオ体操についてであります。市役所の始まりは8時30分からであります。始業前に行なうラジオ体操の目的は何なのか。ラジオ体操の参加は強制なのか、あるいは任意なのか。8時25分から行なうことで、どういう効果があるのかお聞きします。

○副議長（江田計司君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） 前田議員御質問の支所窓口民間委託の検証ということで、その中のまず1つ目でございます。

まず、どのような成果があったのかについてでございますが、平成26年7月から行政改革の一環として、支所窓口業務の一部につきまして民間委託を導入したところでございます。現在、支所窓口業務のうち31項目について業務を委託しておりますが、公権力を行使する業務とそれ以外の業務を明確に区分したことで、市職員の事務の効率化や窓口における接遇レベルの向上が図られたところでございます。なお、平成27年7月に受託業社において岱明支所100名、横島支所50名、天水支所50名の来庁者を対象にアンケート調査が行われましたが、その調査結果につきましては、満足と回答された割合が、待ち時間で75%、あいさつで83%、説明で81%、身だしなみで82%、言葉づかいで84%という高い評価でありました。窓口利用に当たっての感想についても、「親切に教えていただきとてもありがたかった。」「窓口の方が親切に教えてくれたのでスムーズにできてよかった」との内容が記載してありました。なお、アンケート調査につきましては、今年度も実施される予定でございます。また、経費についても削減効果を得ております。民間委託の導入前年度であります平成25年度末と昨年度末を比較いたしますと、これまでに3支所から計8名の職員を業務に支障のないように段階的に削減しましたので、導入年度の26年度が約1,800万円、2年目の27年度が約2,700万円となり、合わせまして計約4,500万円の削減効果を得ております。また、本年4月にはもう2人を減員したことで、さらに1,000万円程度の削減額が増すと見込んでいるところでございます。なおこれらの精算はあくまでも導入前に各支所に配置していた職員40人がそれぞれの年度に引き続き配置された場合の比較となるものでございます。

次に、窓口で臨時職員を比較して経費はどうかについてでございますが、現在、支所窓口におきましては民間委託で対応しており、証明書等の交付のみならず、転入や転居などに係る異動処理についても委託社員が対応しているところでございます。一方、本

庁市民課では証明書等の交付事務のみを非常勤職員で対応し、転入や転居等に係る異動処理などについては、市職員が対応しておるところでございます。そのため民間委託と非常勤職員の経費について、一概には比較できませんが、現在、支所窓口の民間委託では、社員10名で委託料が約2,300万円であり、非常勤職員を10名配置し対応した場合は約1,400万円となり、費用面だけで比較いたしますと900万円ほど安くなります。しかしながら、非常勤職員で対応した場合には、報酬の支払いや休暇などにかかる人事管理、さらには突発的な休暇や長期休暇などが発生した場合には非常勤職員にかわり市職員が対応する必要が出てきます。このような部分についての市職員の人件費も含めて、本来は比較されるべきであるため、先ほどのような費用面だけの比較をし判断することは難しいと考えます。また、支所の窓口業務の対応については、費用面だけでなく民間企業の待遇レベルの向上や支所職員の事務の効率化に伴う相談業務の強化など、総合的に判断することが住民サービスの充実につながると考えておるところでございます。

次に、民間社員10人体制は維持されてきたかについてでございますが、支所窓口業務委託仕様書の業務履行における留意事項の項目において、人員配置において窓口事務従事者の数は、常に業務量に見合った人員を配置し、業務に支障を来さないようにしなければならないと定めてあります。また、委託契約書においては、第10条で業務契約書を委託者である玉名市に提出しなければならないとうたっており、年度開始前に受託業社から、窓口業務委託事業計画に提出されております。窓口業務委託事業計画書においては、岱明支所に4名、天水・横島支所に各3名、計10名の配置を計画してあります。議員御質問の趣旨といたしましては、委託社員が休暇等を取得する際には、代がえの店員が配置され常時10名が配置されるべきではないかとのことと思われませんが、先ほども御説明しましたとおり、支所窓口につきましては業務委託であるため、業務量に見合った人員配置されれば問題ないため、常時10名が配置されなければならないということではございません。

次に、偽装請負の疑いは払拭できたのかについてでございますが、まず、偽装請負とは委託者が受託業社の社員に対し、直接業務上の指揮命令を行なう行為でございます。なお、どうしても受託業社との協議や調整が必要な場合には、受託業社の業務責任者と行なうこととなっております。以前にも前田議員より、受託業社の社員が窓口で対応している中で不明な点などがあつた場合に業務責任者を通さず、直接市職員に判断を仰いでいる実態があるのではないかと御質問があつておりましたが、これまでにそのような実態はございません。民間委託を導入して以降、支所の職員はもちろんのこと受託業社との調整会議などを行なう際には、受託業社に対しましても市民などから偽装請負との疑念を抱かれるようなことがないよう指導してきておりまして、引き続き業務委託の

適正な運用を図っていきたいと考えております。

次に、平成29年8月以降について、支所窓口の方向性はどうなのかということでございますけれども、平成27年8月28日付で、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項についての総務大臣通知があり、今後、安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくために、限られた行政資源を効率的、効果的に活用する行政運営が必要であるとされております。中でも窓口業務につきましては、ワンストップ対応となり総合窓口を導入することが住民の利便性向上につながる取り組みであるため積極的に検討するよう求められております。あわせまして標準的、定型的な窓口業務などには積極的に民間委託を活用し、業務の効率化を図るよう求められているところでもあります。

総合窓口への民間委託の導入につきましては、国においても推進していることから、現に総合窓口である支所窓口については今後も民間委託を継続することと決定しております。また、臨時職員での対応へ切りかえるべきではないかとの御意見もありましたが、臨時非常勤職員の任用につきましても平成26年7月に総務省より次のとおり通知がっております。まず、臨時・非常勤職員については、臨時的、補助的な業務又は特定の学識経験を要する職務に任用を限って任用すること。次に、業務の内容や業務に伴う責任の程度は、常勤職員と異なる設定とされるべきである。また、任期を限った任用を繰り返すことで、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきである。このようなことについて、全国の地方自治体に対し、再度検証した上で必要な対応を図るよう求められております。

以上のことから、今後の支所の窓口業務につきましては、臨時職員又は非常勤職員で対応すべき臨時的、補助的業務には該当せず、また、標準的、定型的業務であると考えことから、これまでどおり民間委託を継続していくべきと考えております。

次の民間委託の期間については、委託業務の内容とともに今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の支所窓口民間委託の検証についての中での6点目、窓口を担当する職員の人材育成は図られているかについての御質問にお答えいたします。

窓口業務への計画的な配置についてとのことでございますが、行政サービスを行なうに当たり、窓口等で市民と接することにより応対力を高めていくことは重要なことであると考えているところでございます。配置につきましては、特に新規採用職員は基本的に窓口業務を行なう課へ配属するよう努めているところであり、今後も人事異動等を計画的に行ないながら人材育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、サービス残業の実態調査及び改善、また、始業時間前8時25分からのラジオ体操を行なうことについての御質問にお答えをいたします。

まず、以前から御質問いただいている時間外勤務時間とタイムカード時間の差異についてでございますが、先般調査を実施いたしました。調査方法としましては、平成27年度の時間外手当支給勤務時間数とタイムカードの打刻時間を課ごと、月ごとに比較をいたしました。結果といたしましては、ある月においては、時間外手当支給勤務時間数が、タイムカード打刻時間数を上回る結果が出ております。これは、祝日、日曜日及び土曜日にタイムカードを打刻せず、庁舎外で時間外勤務を行なったことによるものや選挙事務によるものと考えております。このような結果もございましたが、全体的にはある程度の比較対象ができており、一部の課で時間外勤務時間と比較し、タイムカード時間が多くなっている傾向が見受けられます。そこで、改善のための対策でございますが、7月29日に行いました職員組合との事務折衝において、業務に必要な時間外勤務手当については予算要求を行なってもらい査定を経て、必要な予算については予算措置すると回答を行なったところでございます。また、あわせて不必要な時間外勤務をなくすために、所属長のマネジメント能力を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、ラジオ体操についてでございますが、職員の健康増進と勤務能率向上を図ることを目的として、本年4月4日から実施をいたしております。開始時間につきましては、8時30分から業務を開始するためには、遅くとも5分前に登庁し、業務の態勢を整える必要があると考え、8時25分としたところでございます。参加につきましては、あくまで任意であり参加を強制するものではなく、参加しないことや開始時間に遅れたことによる処分等は一切ございません。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 支所窓口に臨時職員を配置した場合と比較して経費はどちらが高いかというふうな問題を考えてみますと、臨時職員に任せるべき仕事と委託社員に任すべき仕事は違ってるから、単純に比較はできんけど、比較した結果、臨時職員のほうが、臨時職員を配置した方が900万円は安いというふうなことだったと思います。臨時職員を配置して、突発的なことで臨時職員が休んだ場合に職員が対応せなんから大変だ云々というような話もありました。それはしかし、私は、職員が支所の窓口はそういった場合、職員が対応し、十分対応できると、3つの支所を回ってですね、そういった認識であります。

それでですね、偽装請負の疑い、払拭できたかという問題についてです。私は偽装請負についての認識も部長言われましたが、偽装請負とはですね、これはある書物に書いてあったんですけど、業務請負とは、事業者が市役所から請け負った業務を自己の業務

として独立して処理することが必要と、そういうふうなことで私もそういうふうに認識しました。「発注者が請け負い業務の作業工程に関して、仕事の順序方法などの指示を行ったり、請負労働者の配置、請負労働者一人一人への指示の割り付けなどを決定したりすることは、請負事業主がみずから業務の遂行に関する指示、その他の管理を行っていないので、偽装請負と判断される」ことになると、そしてこの指示というのは、「口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法などに関して、文書などで詳細に示し、そのとおりに請負事業主が仕事を行なっている場合も発注者による指示、その他の管理を行なわせていると判断され、偽装請負と判断される。」それで窓口業務の民間委託では、市民が窓口に来られてなんらかの請求をされると、受付、そして最終的には証明書の発行なり、市側からの発行があると、こういった一連の業務すべてを請け負った業者が完結することが正しい請負業務であると、私は認識してるわけです。一連の業務を完結する過程において、市の職員のその中への介入があれば、これは極めて偽装請負と言わざるを得ません。委託してある窓口業務を民間社員が遂行するに当たり、市職員が関係しないで間違いなく適正にその業務が遂行できるのかどうか、業者のみで完結できるのかどうか、ちょっとその点お尋ねします。

○副議長（江田計司君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 議員の再質問にお答えいたします。

まず、業務につきましては、業務マニュアルに沿って委託社員が行なうわけでございます。まず、例えば、住民票を請求に来られます。そうするとご用が何ですかということでお伺いしたあと、申請書に書いていただき、その申請書を書いていただいた内容を端末処理をいたしまして、その証明書を発行すると。証明書を発行して、住民の方へ交付する前に、やはり市の職員がこれはもうやはり公権力の行使ということで、これ必ず市が確認をするという業務でございますので、そのときには審査をし、確認をし、決定をし、そして社員が市民の方へ交付をするというふうな流れになっておりますので、その一連の流れというのはきちっと業務を区分してやっておりますので、偽装請負ということにはならないようなところで業務をやっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 業務を区分していると、総務省の通知もそういった請負業務、窓口業務が民間窓口業務を民間委託するに当たって偽装請負ととられかねないような対策ということで、いろいろ示してあります。それで、窓口社員が一連の業務を完結するに当たり、社員が市の職員にいわゆるお尋ねというか、なんか疑義の照会を行なっているという実態はないかどうか。疑義の照会については先ほどおっしゃいました契約社員にも明記がしてあります。ところが労働局は、疑義の照会はこれは事実上の指揮

命令であるということで、これも以前の一般質問の中で言いましたけど、事実上の指揮命令であるというふうに指摘をしているわけです。それでそういった指摘を受けた中で、全国的には窓口業務の民間委託を見合わせているような自治体も、これはありますよね、それで今、私は、現在行われている支所窓口の民間委託は偽装請負の疑いがあるというふうに以前にもこの問題を言いました。ちょっと市民生活部長、それと、もともとこの計画ということで提案されておりました企画経営部長や市民生活部長、支所の窓口に出向いて現場を見て、現場の職員から直接意見、聞いたことはありますか。私は現場の状況を見もしない、聞くこともない状況で、正しい判断、それはできんとじゃないかなと。現場の状況を把握されておられたらですね、見に行つて、例えばもう日にちなんかよくわからんなら、例えば、今年の何月ごろ見に行つてどうだった、こうだったと、あるいはこの質問の答弁を準備する中で見に行つたり、聞きに行かれたことは、直接行かれたことはありますか。

○副議長（江田計司君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

私がこの市民生活部のほうに配属になりまして、支所のほうに2度ほどお邪魔したところでございます。そのときにやはりお客様がおいでになっていて、手数をされているということで横のほうで見たことはございます。ただそれは一連の流れでの業務を最後まで確認して、お分けした一連の流れを全部見たということではございません。ただ、受付のどういうふうな対応をしているかというふうなところでのその現場を確認したことはございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 企画経営部長はどぎゃんでしょうか。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問ですけども、この作業自体は、先ほど市民生活部長も申しましたとおり、最初から最後まで見るということではございません。いろんな用事のときに支所に出向いていったときに、そういった作業をしているというのはしょっちゅう見るわけでございますけども、これを作業を一連の作業を最初から最後まで見るということではございません。

それと、先ほど市民生活部長も申しましたけども、来年度からこの事業はまだ継続するというふうな答弁を申しておりましたけども、その継続するに当たって支所、支所長あたりのヒアリングであったり、担当者のヒアリングであったりというのは、うちの企画経営課のほうが入ったりして、そういった結果になっているというふうなことでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 窓口業務は、市民の住所とか氏名とか生年月日、あるいは世帯構成や家族のこと、本籍、所得などなど慎重な取り扱いを必要とする個人情報が多数あります。民間委託は適切ではないと思います。また、窓口業務を民間に委ねることは、市の職員が窓口業務を経験して習得するそういう機会が結果的には少なくなっています。市民と直接接する機会が少なくなれば、市民の要望を正確に把握して、政策化するという大事なことがあります、そういうことに決してよいことではありません。そして支所窓口の民間委託は経費の面で考えますと、臨時職員を配置したときよりも高くなります。したがって、効果が少ない民間委託を続ける道理はありません。支所窓口の民間委託は中止をして、市の直営に戻すことが私は一番いいというふうに思っております。

次に、再質問。ラジオ体操への参加、これは任意の参加であるということでした。当然強制できるものではありません。ところが25分のラジオ体操に遅れた職員には、なんらかの注意や指導があったということを知りました。これは間違いないでしょうか。もし、だとすれば、だれがどのような指導、あるいは注意をしたのかちょっとお尋ねします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

ラジオ体操に遅れた職員に対する指導というふうな話の御質問だったかと思っておりますけれども、実は市民の方から8時30分前に登庁している職員がいるというような苦情とかの電話がございました。それをもとに、8時28分とか、27分とか、そのあたりの時間帯に一度調査をしたことがございます。決してラジオ体操に遅れたからということで指導したということではございませんで、8時30分前にぎりぎりに登庁していたということに対して指導を行なったところでありまして。それでそのときは、総務課長のほうからその対象者には指導を行なったというようなことで聞いているところであります。以上です。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） 始業時間より余裕持って出勤するということは、これは通勤途上の事故防止にも、これは大いに役立つことであります。8時30分から直ちに仕事にかかるといふ態勢をつくる意味からも大事なことじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、そうやって直接の上司じゃなくて、総務課長のほうからなんらかの注意を受けるということは、これは受けた方が何か圧力だというふうに受け取らんですかね、そこら辺どうでしょうか。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

確かに総務課長のほうから指導をやったというようなことは事実でございますけれども、例えば、所属長に対して指導をしてくれというようなことも話したこともございます。ただ、総務課長としては、やはりそれもひとつの仕事の一環であるかなというような観点でいえば、総務課長のほうからの指導を行なうというのも適切であるかなというようなことは考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） ラジオ体操に遅れたというか、8時30分ぎりぎりに来ているというか、そういう職員に対しての指導、あるいは注意は社会人としての心構えを指導したという理解でよかでしょうか。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

確かに、実は先ほど話をしましたが、ラジオ体操というのは4月4日から始めたところでありましてけれども、熊本地震の影響を受けまして一時休止をしていたときがございました。そのときに、やはり8時29分、30分と、28分とか29分に登庁していた職員がいたというようなところもございましたので、そのあたりの確かに気の緩みというものもあるかもしれませんが、そういうやはり業務に当たるその態勢を整えるためのやはり心構えを指導したというようなことで御理解いただきたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 15番 前田正治君。

○15番（前田正治君） はい。通勤途上の事故を防止するという意味からも、余裕を持って出勤するということは非常に有効なことかなと、私自身も思います。しかし、それがラジオ体操に遅れたから注意をするということじゃないとおっしゃいましたけど、実際はそういうふうに受け取られかねないところもやっぱり多々起きているわけです。それで、いわゆる5分前の出勤には目を光らせて、サービス残業については先ほど対策も部長のほうからおっしゃいました。サービス残業についてもやっぱり目を光らせて、サービス残業はもう絶対なかと、絶対させんと、そういう確固とした方針を持って、職員の勤務全般について当たっていただきたいというふうなことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（江田計司君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時16分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 市民クラブの田中です。

まずもって、昨日の岱明中学校体育祭には、高崙市長、池田教育長、地元市議会議員のほか、多くの御来席を賜りました。PTA役員の一人として、この場をお借りして心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

おかげさまで天候にも恵まれ、生徒、保護者、先生方が楽しい時間を過ごすことができました。

さて、我々は災害に見舞われながらも、それなりに平和に暮らしておりますが、すぐ海の向こうの距離的には名古屋ほどの場所にある国では、つい先日地下核実験が行なわれ、核爆弾を保有していると宣言いたしました。その向こうには他国の領海内に軍事基地を国際法を無視して建設している国があります。このような理不尽な暴力集団である共産主義、社会主義国に今後どう対応していくか、国政の運営は緊張感が増しているところであります。今がまさに皇室の存続、天皇陛下の退位、また、憲法をどう変えていくのか、日本のあり方が大きく変わっていくかもしれない転換期なのかもしれません。日本の将来は非常に心配ではありますが、玉名市の運営は高崙市長の堅実な運営のもとに熊本地震の混乱も市職員の皆さんと一丸となって乗り切り、熊本地震被災者支援課など既に設置し、市民にわかりやすい行政をされていることは市長も長年の経験のたまものだと思います。また、4月から民間委託された静光園老人ホームの運営費は年間1,347万円の財政負担の軽減となり、50人の定員が南阿蘇の施設からの入所者を受け入れることで満員となったそうであります。これは長年かかって民間委託にできたからこそ困った人たちをスムーズに受け入れができたものであります。これも高崙市長の堅実なる行政運営のたまものだと思います。

それでは質問に入ります。まず最初に1、陸上競技場建設計画についてであります。この件は市長の公約であります市民サッカー場の建設に伴い陸上競技連盟から、サッカー場の外側に400メートルの公認コース、全天候型8レーンの陸上競技場を一緒につくってほしいという陳情があり、この陳情は採択され、ただ、今後どういう形で実現されるのか、陸上関係者の皆さんは期待と不安が入り交じったお気持ちなのではないでしょうか。今後の具体的な建設計画のスケジュールをお伺いいたします。また、もし建設するのであれば、重要なのがその場所と用地の確保であります。サッカー場と同じく広い用地の確保が必要な400メートルの公認コースの陸上競技場となりますとなかなか適地が見つからないし、土地を買う予算も高額にならざるを得ません。また、広い土地

を購入するとなると、おおむね農地が考えられ、転用手続きにも時間と労力が必要となり、今、計画中のサッカー場でさえあと4年は最低でもかかりそうですし、そのあとに陸上競技場をつくりますと言っては、10年ないし20年先の空約束ではないかと言われてかねません。そこで御提案ですが、岱明町の中央公園グラウンドを拡充して400メートルの陸上競技場を建設してはいかがでしょうか。と申しますのも、執行部にはすでに岱明地区にサッカー場を建設してはどうかと個人的には要望してまいりましたが、サッカー場としては場所が狭く、JR鹿児島本線の線路がすぐそばにあるため危険であり難しいとの見解でありました。そこで改めて考え直し、陸上競技場ならば十分に現在の岱明中央公園グラウンドをリフォームすることで建設可能であり、新築移転の構想がある岱明ふれあい健康センター駐車場への岱明町公民館の移転、そこからB&G、岱明中央公園グラウンドへと一帯として道路も建設され、ワンストップで利用しやすい施設、地域となり、現在改装中の岱明支所と併せて活気ある地域となるのではないのでしょうか。岱明中央公園グラウンドは供用開始から年月が過ぎ、改修の時期でもあると聞き及びます。十分に検討に値するのではないのでしょうか。執行部の見解をお伺いいたします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田中議員の陸上競技場建設計画についてお答えいたします。

陸上競技場の建設について、現時点では具体的な建設計画はございませんが、玉名市陸上競技協会からのサッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情を平成27年9月議会において採択されておりますし、また、多くの皆さまの御意見、御要望により400メートルトラックの陸上競技場整備の必要性も感じており、将来的な学校再編による学校跡地利活用の動向なども見ながら、今年度に策定いたします玉名市スポーツ推進計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、岱明中央公園グラウンドを拡張し、陸上競技の公認400メートルトラックが可能な用地を早急に整備すべきとお考えですが、先ほども申し上げましたとおり、将来的な学校再編による学校跡地利活用の動向なども見ながら検討していきたいと考えておりますので、今後具体的な整備計画を策定する際に、議員の御意見にありました岱明中央公園グラウンドの拡張案も岱明中央公園グラウンドの利用者や関係団体の御意見も聞きながら、候補地の1つとして審議されるものと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 答弁ありがとうございます。

まず当面はスポーツ推進計画に盛り込むということで、あの陳情が採択された1つの

結果として、こうつくっていくんだよということで意思表示はされるということであり
ますね。サッカー場をつくりながら同時に陸上競技場を整備するというのは、さすがに
私もちょっと難しいというか、無理な話だとは思うわけではございますけれども、先ほ
ども申し上げましたとおり、サッカー場を建設し終わってから、学校再編も終わってか
ら、それから考えますよということであれば、もう軽く10年は過ぎて後の話でござい
ますし、今の執行部と、またその時期の執行部とは考え方も違うかもしれませんし、な
かなかできるともできないともつかないというのが今の御答弁の感触と申しますか、と
いうことでございますね。で、要するにいきなりその陸上競技場をつくるといっても、
その用地の選定から、設計から、もちろん財政負担もありますし、最低でも完成まで4
年から5年、すんなりいって4年から5年かかるわけでございますから、申し上げまし
たとおり、用地を先に確保してはどうかと。岱明中央公園グラウンドを利用すれば、今
300メートルのグラウンドですから、トラックがありますから、全部が全部新たに購
入する必要はないわけであります。また、詳しくはあしたの嶋村議員の質問の中でもあ
るかと思っておりますけれども、老朽化しているという話ですから、その老朽化施設を修復し
たあとにまた改めて陸上競技場をつくりますよというのは二度手間になるわけござい
ます。時間と労力とコストの無駄が考えられるわけです。ですから、まずいきなり御提
案ですが、陸上競技場という形で整備しますよというのではなくてですね、菊池川右岸
地区、岱明地区のまずは避難所、避難公園として用地を確保して広げる、グラウンドを
広げるといった方向性も1つの方法ではないかと思うんですけれども。要するにいざ災
害が、大きな災害が起きて仮設住宅を建てますよということになれば、それこそ学校が
建っているグラウンドであるとか、もともと公園のグラウンドとかを潰してどこの自治
体も急場のしぎで建てるわけでございます。なかなか適した用地がなくて、困っている
という話もあるわけです。ですから、今まさに災害に備えるということも、また後ほど
災害についても質問いたしますが、まずはそういったことも含めて用地を確保し、通常
は防災公園という名目で整備して、通常は陸上であるとか、ソフトボールであるとか、
そういった使用目的を満たしながら、本当にじゃあ陸上競技場をつくるよといったとき
には用地買収や転用をする手続きなしに建設がスムーズに行くというような考え方をし
てはどうかというところでございます。

私の考えをとうとうと述べさせていただきましたけれども、市長のお考えを伺いたい
と思っておりますので、どうか市長よろしく願いいたします。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君。 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 田中議員の陸上競技の建設についての御質問でありますけども、
考え方としてはいろんな考え方があるし、また、今言われたように、事前に買い求めて

転用するという方法もあるでしょうし、いろいろあるだろうというふうに思います。やはり我々が考えていかなければならないのは、無駄がないように、将来にわたってどう進めるかということが一番大事だろうと思っておりますし、今、学校再編ということで進めておりますので、この学校の跡地利活用という面も十分検討に入れてやらなければならないということがございますので、すべてをいろいろな形で検討をしながら進めてまいりたいなというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

急々にはできない話だと思いますけれども、御検討をよろしくお願いいたします。では、次にまいります。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 次に、防災訓練のあり方と題しておりますが、防災訓練どころか、昨年の台風災害から、今年の2月の寒波により、降雪、上水道の凍結、そして4月の熊本地震とその対応に追われ、実践活動に防災安全課、ほか全庁を挙げて迅速な対応を続けてこられていることは、私も十分承知しております。市民の一人として、職員の皆さんの対応と努力に心から感謝しているところであります。これは日ごろより災害に対する市長の危機管理からくる防災安全課の設置と人員の配置、そして訓練のたまものであると思います。全庁を挙げて決して人員が十分に足りているとは言えない中に、職員の皆さん同士が助け合い、協力し合って市民のために精いっぱい活動をされています。ただ、今後も台風、水害などなど、災害から市民を守り最小限の被害にとどめていくためには、市民の皆さまの協力が必要であります。特に高齢化が進む中に、若い人の災害時の率先した協力が望まれるのではないのでしょうか。毎年防災訓練はされておりますが、地域の消防団、婦人会、PTAなどなど団体の協力と訓練は行なわれているものの、若い人、特に独身者がこの中に入っていないように思われます。今後は市内の企業や地域の皆さんに声をかけていただき、若年層への防災訓練、知識の広報活動を広げていくべきだと思います。

次に、女性消防隊についてお伺いします。最近玉名市にも女性消防隊が結成されています。その役割と現状についてお聞かせください。これは先ほどの質問とも関連するところでありますが、消防団そのものにも若い方の加入が少ない地区があると聞いていますし、安倍首相がいうところの女性活躍社会の実現というわけではありませんが、今も昔も女性の協力なしには、世の中はうまく回っていかないのです。防災訓練とあわせて執行部の見解をお伺いいたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 田中議員の若い人たちのための防災訓練についての御質問にお答えいたします。

本市における若者を対象とした取り組みにつきましては、例年11月に開催しております市総合防災訓練におきまして九州看護福祉大学の学生を対象に訓練参加の呼びかけを行ない、災害時要援護者訓練やトリアージ訓練へ参加いただき防災意識の向上が図られたところでございます。また、消防団員につきましても団員実数1,580人のうち、約3割の団員が20代の若者で占めており、防災訓練や操法大会等の訓練参加を通じて、地域防災力の一躍を担っていただいているところでございます。若者は災害時に共助の重要な担い手となるため、今後市といたしましても若者の防災、防火訓練に対する参加意識の高揚が図られるよう関係機関と検討を行なってまいります。

次に、女性消防団員の現状とその役割についての御質問にお答えいたします。玉名市消防団女性消防隊は、旧玉名市時代の平成15年1月1日に発足し、定数16名に対し、現在13名により活動を行なっているところでございます。主な活動内容といたしましては、防火思想の普及啓発活動を行なっており、園児等に対する防火寸劇や紙芝居の実施、また、防災訓練等での後方支援活動等を行なっているところでございます。また、先般の熊本地震の際には、避難所におきまして女性及び高齢者に配慮した声かけ等の避難所運営支援を行なったところでございます。今後も女性消防隊の活動について、広く広報啓発を行ない、さまざまな訓練等に参加し、女性消防隊の質の向上を図り、あわせて女性団員数の拡大に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

若い人たちにも声をかけて、今後とも努力されているというところでございますが、まず、女性消防団員が定数16名に対し、現在13名というお答えでありました。これは執行部の考えですけれども、やはり定数そのものがもともと定員に足りてないとはいえ、もっとふやしてもっと活動の幅も広げていくべきだと思いますが、その辺のところは市長どうですかね、ふやすべきだと思いますが、どうお考えておられますでしょうか。

○副議長（江田計司君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） もう女性消防隊が発足いたしまして10数年経過をいたしております。当初は人員的には充足しとったというふうな状況でありますけれども、やはり現状では、募集してもなかなか集まらないというふうな現状がございます。大変苦慮をしているというような状況で、ふやせるものなら本当にふやしたいというような気持ち

でありますけども、現状を鑑みるとやはり大変厳しいということでもありますので、議員の皆さん方にもぜひ紹介等をいただきながら、これからもふやせるものならぜひふやしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

市長はやっぱりふやす考えはもちろんあるということで、前向きな御答弁をいただいたと返したいと思います。

そこで、若干ボランティア活動でありますから、そんななかなか志願してきてくださるのも非常に難しいとは思いますが、女性が活動したいというには、やはり女性ならではの視点があるんじゃないかと、男の私が言うのも何か当たってるかどうかわかりませんが、例えば、要するにかっこいい制服を用意するでありますとかですね、わかりやすいと、それをしろということじゃないんですが、例えばの話です。やはり人から見て、ああいうかっこいい存在になりたいというのが、まずは第一でございますし、また、やって楽しい活動じゃないとやっぱりこれまた若い人たちは特に男性も女性も入りづらいというところがありますので、活動の内容を今の女性消防団員の皆さんによかったら考えていただいて、こういう活動なら楽しくて入ってくださるだろうなというところも含めて、執行部がお忙しいんですから、そんな考える必要はなくて、女性消防団員の皆さんに団員をふやして、なおかつ防災について役立てるような人材を集めるためにはどうしたらいいか、ちょっと皆さんで考えて、人員をふやす方向でどうか考えてくれないかということを知恵を絞っていただいて、それを執行部のほうで取り上げていってはどうかと思っておりますので、そういう方向性で御検討いただければと思います。

防災に関しましては、若い人の先ほどの訓練に関しても、それこそ女性消防団員の皆さんに考えていただいて実行していただければと思っております。

では、次にまいります。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 3番目、漁港及び漁場の管理についてお尋ねいたします。

玉名市内には幾つかの漁港がありますけれども、今回お尋ねいたしますのは、岱明町と長洲町の境にあります新川漁港、特に長洲町のほうにあります現在は漁船の避難港との位置づけがされていて、長洲町側も玉名市が管理しているとおっしゃっておりますが、やや理解しにくい点もございます。この点に関しまして御説明願います。

そしてその次に、アサリ貝の畜養の現状について伺います。畜養というのは、要するに主に外国からアサリ貝を輸入して、玉名市内の海岸に離してしばらくして出荷されて

いるようなことだと思いますけれども、この20数年、玉名市では地元のアサリ貝がほとんどとれなくなり、もちろん市内の漁協の皆さんはもとより、玉名市や県も不良の原因究明やアサリ漁場の回復にさまざまな施策を施していらっしゃるのですが、なかなか効果が見えてきません。ただ、アサリ貝だけではありませんが、地元の海産物が豊漁であれば玉名市の経済に大きく貢献し、海岸沿いの活性化が期待されることはいうまでもありません。今回、アサリ貝の畜養の実態をお尋ねするのは、改めて有明海特産のアサリ貝のブランド化を図るためには、そして産業として復活させるには、思い切った対策が必要ではないかと思ったからであります。現況の説明も含め、執行部の見解をお伺いいたします。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 田中議員質問の漁港及び漁場の管理についてお答えいたします。

まず、新川漁港の管理状況につきましては、岱明町下沖州の漁港と長洲町上沖洲の漁港2つの港を合わせて新川漁港となっております。長洲町側にあります漁港は、名石浜工業団地造成に伴い地元漁協の漁業権放棄により利用する漁港がなくなり、昭和49年に管理者を長洲町から旧岱明町に変更され、現在、玉名市で管理を行っております。利用形態といたしましては、岱明漁協の漁船が台風接近の際に避難港として利用されております。この港は漁港漁場整備法第5条で規定する第1種漁港施設に位置づけられ、地元漁業者が利用する漁港となっております。一般の方が利用する施設ではございません。現状では、漁港者以外の船も停泊している状況でございます。新川漁港の利用のあり方につきましては、長洲町や地元住民の代表者と玉名市及び岱明漁協とで意見の交換を行っており、法的な部分の制限などさまざまな課題がありますが、今後も引き続き漁港の利用につきましては、長洲町と協議会の設置も含め継続した協議を行っていく必要があると考えております。

次に、アサリ貝畜養の現状につきましての御質問にお答えいたします。まず、現在、本市では、県、漁協と連携しアサリ貝の漁獲量増加を目指し、漁場再生に向けた取り組みを行なっているところでございます。主なものといたしましては、生息環境改善として、覆砂事業、死殻や漂着ごみなどの除去、干潟の耕耘など、また、資源管理としてスベタガイやナルトビエイなどの食害生物対策、アサリ稚貝などの放流などを行っております。さらにカキ殻を利用し、水質改善やアサリ稚貝の定着を促進する取り組みも行なっております。

次に、アサリ貝畜養の現状につきましては、各漁協におきまして畜養場はすべて組合に貸し付けされております。滑石漁協が畜養件数1件で、面積約1万2,000平方メ

ートル、年間貸付料約96万円、大浜漁協が畜養件数2件で、面積約6万平方メートル、年間貸付料400万円、岱明漁協が畜養件数10件で、面積約14万平方メートル、年間貸付料約1,400万円、横島漁協は現在アサリ貝畜養は行なわれておりません。また、漁場管理につきましては、漁港法第10条に基づき、県知事より免許を受けた各漁協が管理されております。畜養の管理につきましては、借り主である組合員が自己責任のもと管理されております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございました。

まず、新川漁港について再質問させていただきます。この御答弁の中で、現状では漁業者以外の船も停泊している状況ですというふうにあります。これは法的には大丈夫なんですかね。漁港に対して漁業者以外の船が常時停泊している状況というのは、法的には許されることですか。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

ここはあくまで漁協の港でありまして、漁協者の利用ということでありまして、漁協者以外の利用については違法な行為となっております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。簡潔な御答弁ありがとうございます。

ということであれば、管理責任は玉名市にあるということでありまして、それを現状で違法な停泊が行なわれていることを放置しておくことは、玉名市、管理者である玉名市には責任があるというふうなことでありますね、それで間違いはないですか。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

この長洲側の漁港につきましては、経緯が名石浜工業団地の造成に伴って地元漁協者の漁業権放棄によって岱明町のほう、旧岱明町になりまして、現在玉名市が管理しております。そこでどうしても地元漁協というか、もともと漁業をなさっていた漁民の皆さまもまだまだいらっしゃる部分がありまして、前々からそういう形で、経緯で使われておりますので、今現在、それについては黙認というふうな形をしているような状況でございます。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ちょっと黙認とこの場でおっしゃると微妙な問題がまた発生しやしないかと思っております。要するにそういう違法行為をもう現認した段階で黙認した場合は、追認したということになるわけで、非常に大きな責任がまたかかってきます。もともと避難港として利用するというふうな話でございましたから、それはもちろん台風もしょっちゅうきますし、波が高くなるときに避難するというのはそういった港があるというのは必要でありますから、実質的にはその岱明町の漁協のほうで管理はされているんだと思います。ですから玉名市のこの行政のほうでいちいちそこまで管理していなかったという部分もあるのかなとは思いますが、この間、長洲町長とお会いしたときに、もともと場所が長洲町ですから、長洲町のほうで玉名市のほうで管理条例をつくってくれと、玉名市が管理しているわけだから、管理条例をつくってくれと言っているのに、若干なしのつぶてで返事が来ないということをおっしゃっておりまして、「ああ、そうですか。じゃあ、ちょっと聞いておきますね。」というような形で聞いて、この間また長洲町にもお邪魔して、この新川漁協についての現況について担当の方からお伺いしてきたところでございますが、そういうふうに非常に長洲町にありながら玉名市が管理する。なおかつ、ただ玉名市はいちいち漁港に行き管理する人員もおりませんので、地元岱明漁協に任せているようなところで、実際はだれがとめているのか、はっきりと確認できていないと。まずはここままで、これはいかんということを実認していただいて、今後どう対応するか。この管理については長洲町と協議の場を設定して、協議会をつくっていくという御答弁でしたので、それは今後十分に協議していただいて、管理する条例が必要であれば、早急にその条例をつくり、またそれを実行していただきたいと思うところであります。

また、そのこれがきちんと管理されている状況であれば問題ないんですけども、船というのは、極端な言い方をすれば外国との連絡に使おうと思えば使えるわけで、それが管理されていない状態で違法な状態で係留されているとなると、その船がどういうことに使われているかというものさえわからない。違法な行為、最近では移民というかですね、違法難民であるとか、船によって密出入国する場合もないわけではありせんので、こういった港は防犯上もきちんと管理しておくのが自治体の責務であると考えます。その辺を理解していただいて、十分理解していただいて、早急に長洲町と協議をしていただくことをお願い申し上げます。

次に、アサリ貝の畜養についてお答えいただきました。全部組合員に貸してあり、それは自己責任ということでありましたけども、実際には、その組合員の方が自分でアサリ貝を輸入し販売しておられるということでもありますか。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

畜養場につきましては、漁協のほうが場所を組合員に貸し付けられておまして、組合員さんがその漁場を管理されております。そこに畜養として業者さんに貸し付けられているようでございます。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 具体的にその業者さんというのは、県内の業者ですか、それとも岱明町なら岱明町の業者さんですか。それとも町外というか、市外の業者さんですか、その辺までおわかりになりますか。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

漁協のほうに確認したところ、あくまで組合員さんが管理されておるといことで、漁協のほうでは把握ができておりません。私たちが知る限りでは、町内の、市内の業者さんが何社かございました。

以上です。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） わかりました。ある程度は知らないというわけでもありませんけれども、ずいぶん昔になりますけれども、そういった形で貸し付けはずっと行なわれていて、かつて、大川市であるとか、柳川市の業者さんが来られていたような記憶もございます。今は部長おっしゃったように、市内の業者さんにほとんどかわられているということなのかと思います。市内の業者さんであれば、まだ玉名市内で一生懸命頑張って税金を納めていらっしゃるので、それはそれぞれ素晴らしいことだと思いますので、日々頑張っていたきたいと思えますけれども、私の実際の体験に基づいて申し上げますと、今の業者さんのことではありません。昔の業者さんの話ですよ、誤解のないように。その海の漁場を借りて畜養をされているのは結構なことでございますけれども、夜間に長時間トラックのエンジンをかけて、そこで休憩して、その間の騒音であるとか、そこで弁当を食べたり、飲むのを飲んだりして、そのごみを海岸に捨てていらっしゃると。借りてるのは結構なんだけれども、借りてるのは漁場で、海岸まで貸した覚えもないし、借りられるものでもない。なおかつ借りたら借りたで、海岸の堤防よりこっち側の陸地のほうは公共のものであるので、汚したら、汚すことはまずもってだめだし、そういったものをきちんと片づけるのが当然のことであると思います。今の業者さんは、守られていると思えますけど、その辺を管理する責任は、部長どなたにあると思われませんか。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

業者さんの行為についての管理といいますの責任はどこにあるかという御質問だと思いますが、これにつきましては、あくまで業者さん自体の責任で対応していただけないといけないと思っております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 細かいことをいうようですが、例えば、アサリ貝を輸入して、漁場に投入して、逐次出荷されるわけですが、当然そのうちの何割かは死んで、死んでしまって殻が残る。その殻は普通食品を輸入して殻とかごみとか出たら、それは客観的に見れば産業廃棄物であります。この貝の殻に関しては、海の中で死んでしまったらもうそのまま放置されて、適切な処分がされているとは思えません。厳密に言うならば産業廃棄物だからきちんと陸上に上げて焼却なり何なりして、もとの原状に回復してするのが本来の姿であります。ましてや、借りてもない陸上部分にごみや物を置くのは言語道断であります。今の業者さんがそういったことをされているというわけではございません。ただ、貝殻については海の中にそのままあるのかなど。海の環境も年々悪くなっておりまして、やはりその海には海の適切な生存できる、アサリ貝が生存できる適正な環境状態があるわけです。そこに突然大量の成貝、大きな貝がどんと入ってきたら、この部屋にいきなりあと200人ぐらい人が入ってくるようなもので、当然、生息するような環境がよくなるわけではないと思います。それが年々、もう何十年も続いてきておりますから、無理からいえばそれが有明海の環境にいい影響を与えていないのではないかというのは十分に推測できるというところであります。ですから、長洲町長の受け売りというのは失礼かもしれませんが、もう玉名市の、というか有明海のブランド、地元産貝のブランドをつくるためには、ああいう畜養というのはさせるべきではないんだとおっしゃったんですよ。「ああ、それは昔からしよっとです。そがんと今さらやめさせはでけんですよ。」と僕は素直にそう思ったんですけど、そこで、暮らしてらっしゃる方の仕事のこともあります。そんなことを言うのはいかなものかとは思ったんですけども、普通に法律を守ってきちんと一生懸命頑張っておられることに対しては何も申し上げませんが、違法なことをされてることであれば、これはいかなものか、今後は十分注意して見守って、そういうことをしていただけないように管理していただく必要があります。これは玉名市としては、責任の一端はあるかとも思いますが、その辺は部長どう思われますか。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

漁場の管理につきましては、あくまで畜養の場所の管理につきましては、漁協から借り受けていらっしゃいます組合員の責任だと思っております。その以外の部分には、先

ほど申しましたように業者さんの責任だと思っておりますし、市としてじゃあどこに責任を持つとかなんのかというような御質問じゃあろうと思うんですけど、玉名市のブランドを大きくするにはということだろうと思いますが、一応、最終的におっしゃられているのが産地偽造とか、そういう問題かと思いますが、これにつきましては、あくまで農林水産省等の管理というか、そこが行政指導を行なう場所でありますし、玉名市としてはあくまで業者さんも組合員さんも適正に現場のほうを管理なさっているものと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 10番 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

なかなか市、行政側としては県の管轄、農林水産省の管轄というのもございまして難しいというのはわかりました。ですが、各漁港の維持管理費であるとか、堤防をつくったり、その港にクレーンをつくったりというのは、国、県の補助並びに玉名市の補助、また、各港は数年ごとにしゅんせつ、大きな予算をつけてしゅんせつをしなくてはなりません。これについては、玉名市も半分ほど自主財源から捻出しているわけでございます。そういった公のお金をほとんど使わずと維持管理されているところでいかなものかというような活動をされているのは、非常に行政としてもほっとくわけにはいかないわけでございます。そういうことに関しては、確か玉名市には水産連絡会議というものがありまして、執行部と地元議員の皆さん、それと漁協組合長の皆さんと定期的に会合を開いて話し合いの場が既にもう何年も前からあるというのは存じ上げておりますので、今後十分にそういう場を使って、海岸及び漁場をきちんと清掃していただくように、十分御指導していただくようお願いいたします。

というところで、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（江田計司君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明13日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。お疲れでした。

午後 4時01分 散会

第 3 号

9月13日 (火)

平成28年第5回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成28年9月13日（火曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 7番 嶋村 徹 議員
- 2 2番 多田隈 啓二 議員
- 3 1番 北本 将幸 議員
- 4 8番 内田 靖信 議員

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 7番 嶋村 徹 議員
 - 1 アサリ貝再生への取り組みについて
 - 2 高度成長期に建設されたスポーツ施設の老朽化が進んでいる。計画的な対策を求める
 - (1) 岱明中央公園グラウンド外周ジョギングコースの点検について
 - (2) 桃田運動公園野球場の電光掲示板の改善について
- 2 2番 多田隈 啓二 議員
 - 1 本市の観光行政について
 - (1) 震災後の観光等への影響と今後の対応・対策は
 - (2) 玉名市公式マスコット「タマにゃん」引退について
 - 2 本市の教育行政及び社会体育について
 - (1) 小学校施設の整備・空調の対応は
 - (2) 小学校部活動の社会体育への移行の現状と問題点、今後の対応・対策はどう考えるのか
 - 3 玉名市地域防災計画書の検討・修正について
 - (1) 熊本地震について
 - (2) 災害対策・防災対策について
 - (3) 減災について
- 3 1番 北本 将幸 議員
 - 1 防災対策について
 - (1) 災害時の安否確認について
 - ア 安否確認の流れについて

- イ 要援護者名簿の作成について
- ウ 要援護者の安否確認について
- エ 行政以外の他機関との連携について
- (2) 避難所について
 - ア 指定避難所の情報公開、住民への周知徹底について
 - イ 食糧、電源、備品等の確保について
 - ウ バリアフリーの整備、障がい者・高齢者等の受け入れ態勢について
 - エ 福祉避難所について
- (3) 相談事業について
 - ア 被害相談の現状について
 - イ こころのケア等の相談体制について
- (4) 防災教育強化への取り組みについて
 - ア 地域における防災教育について
 - イ 子どもたちへの防災教育について
 - ウ 職員に対する防災教育について
- (5) 消防団について
 - ア 消防団との連携について
 - イ 設備の充実強化について
- (6) 防災計画の見直しについて
 - ア 見直しのスケジュールと方法について

4 8番 内田 靖信 議員

- 1 熊本地震への対応と課題について
 - (1) 熊本地震における被害状況と被害総額について
 - (2) 熊本地震についての復旧・復興に係る財源見通しについて
 - (3) 玉名市単独復旧事業について
 - (4) 熊本地震の検証について
 - (5) 玉名市地域防災計画の見直しについて
 - (6) 総合防災訓練の必要性について
 - (7) 非常用食糧等の備蓄について
 - (8) 防災行政無線再整備計画の見直しについて
 - (9) 災害廃棄物の処理について
 - (10) 災害担当職員の育成について
 - (11) 玉名市建築物耐震化事業について
 - (12) 熊本地震における自主防災組織の活動状況について

散 会 宣 告

出席議員（23名）

1 番	北 本 将 幸 君	2 番	多田隈 啓 二 君
3 番	松 本 憲 二 君	4 番	徳 村 登志郎 君
5 番	城 戸 淳 君	6 番	西 川 裕 文 君
7 番	嶋 村 徹 君	8 番	内 田 靖 信 君
9 番	江 田 計 司 君	10 番	田 中 英 雄 君
11 番	横 手 良 弘 君	12 番	近 松 恵美子 さん
13 番	福 嶋 讓 治 君	14 番	宮 田 知 美 君
15 番	前 田 正 治 君	16 番	作 本 幸 男 君
17 番	森 川 和 博 君	18 番	高 村 四 郎 君
19 番	中 尾 嘉 男 君	20 番	田 畑 久 吉 君
21 番	小 屋 野 幸 隆 君	22 番	竹 下 幸 治 君
23 番	吉 田 喜 徳 君		

欠席議員（1名）

24 番 永 野 忠 弘 君

事務局職員出席者

事務局 長	堀 内 政 信 君	事務局 次 長	荒 木 勇 君
次 長 補 佐	平 川 伸 治 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	上 嶋 晃 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	小 山 眞 二 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	吉 永 訓 啓 君	建設 部 長	磯 谷 章 君
会計管理者	今 田 幸 治 君	企 業 局 長	北 本 義 博 君
教育委員 長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	伊 子 裕 幸 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

午前10時00分 開議

○副議長（江田計司君） おはようございます。

本日も永野議長が欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきます。

それではただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（江田計司君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 皆さんおはようございます。7番、市民クラブ嶋村徹でございます。

昨年12月議会で松原海岸の観光潮干狩り、アサリ貝漁場環境整備について一般質問をいたしました。昨年度は、潮干狩り人数、入場者数が大人・子どもあわせて4,694名でした。ことしの観光アサリ貝で訪れた方は、熊本地震の影響もあり、例年から比べると少数でありました。しかし、観光アサリ貝アサリ漁場改修事業が行なわれまして、潮干狩りを楽しまれる方々から苦情もなく、執行部の対応に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、通告にしたがいまして一般質問を行ないます。

アサリ貝再生への取り組みについて。アサリ貝再生の取り組みについて平成26年3月議会でも一般質問をしておりますが、平成26年度横島漁協のアサリ生産量の5.6トンを除いて、玉名市4漁協とも平成25年度以降、アサリの生産量が全くありません。緊急に原因を調査し、アサリ貝の再生を強くお願いいたします。執行部の考えをよろしくお願いいたします。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） おはようございます。嶋村議員のアサリ貝再生への取り組みについての御質問についてお答えいたします。

本市のアサリ貝の漁獲量につきましては、昭和50年代前半をピークに減少を続け、平成初期には漁獲量がほぼゼロとなりました。その後、水産資源管理の必要性が見直され、覆砂事業など漁場整備と漁業者による資源管理などの水産資源回復への取り組みを推進しました結果、平成15年度には2,632トンまで回復いたしました。しかし、

平成21年度にまた大きく減少し、平成25年度には漁獲量がゼロとなりました。この減少の原因につきましては、海岸工事や河川改修によるアサリ生息地の喪失、水質汚濁、底質の泥化、貧酸素化などの生息環境の悪化、ナルトビエイやスベタガイなどによる食害及び乱獲など、さまざまな原因が指摘されておりますが、解明に至っておりません。近年では平成24年7月、九州北部豪雨による土砂堆積によってアサリ貝のへい死が発生したこともアサリ貝の減少に拍車をかけたものと思われれます。そのような中、水産資源回復の取り組みといたしまして、有明海東地区水産環境整備事業により覆砂を実施し、漁場環境の改善を行なっております。さらに水産多面的機能発揮対策事業やアサリ稚貝育成事業により、干潟の耕うん、死殻など堆積物の除去及びスベタガイなど食害生物の駆除による生息環境改善、アサリ稚貝の放流や保護区の設定による資源管理を行なっております。また、カキ殻化合物を編み袋にこん包したものを干潟に移設して、アサリ稚貝の定着を促進する取り組みも行なっております。このような取り組みを行ないました結果、本年度につきましては、横島、大浜、滑石、岱明すべての漁業協同組合においてアサリ貝の生産出荷が行なわれております。今後につきましては、さらにアサリ貝がふえるよう生息環境改善や徹底した資源管理の取り組みを漁業協同組合など、関係団体と協力しながら推進していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 7番 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） 御答弁ありがとうございました。

海岸地区では、半農半漁での生活が主力であります。このような状態では生活もままならないと思います。最盛期には、鍋、高道地区で10数億円の水揚げがあっており、地域にも勢いがありました。市においても緊急に原因調査を行なってもらいたい。

先日、長洲町農林水産課を訪ね、長洲町の取り組みについて説明を受けてまいりました。平成27年8月に長洲町県北部漁業組合、福岡大学と3者による、産・学・官の連携の協定を締結し、福岡大学が研究を進めているフルボ酸鉄シリカ資材水質浄化作用を用いて、アサリ資源の回復を目指し、実証試験研究事業をスタートされております。アサリ貝減少の原因として、貧酸素化、食害、水質汚濁、土砂供給減少、海岸工事、赤潮の発生等により、底質のヘドロ化が進み、アサリ貝が減少している原因となっております。そこで底質の浄化効果が期待されているフルボ酸鉄シリカ資材により、有機物を分解し、干潟での底質改善のため実証試験を行なっており、現在この取り組みにより干潟の環境改善がなされているとのことでした。また、先日、熊日新聞では、荒尾市はアサリ漁場改善を目指し、ある目的に加工した貝殻を散布する実験を始められています。海岸に堆積した貝殻を加熱して細かく粉碎し、アルカリ性になった貝殻で、酸性化した干潟を中和させて酸化物の発生を抑え、生物の生息環境を整える試験が行なわれていま

す。玉名市でも、隣接する市町でありますので、研究され、いいところは生かしてもらいたいと思っております。

次の質問に移ります。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 高度成長期に建設されたスポーツ施設の老朽化対策について、まず、(1)として、岱明中央公園グラウンドジョギングコースのラバー点検をと、それから(2)番、桃田運動公園野球場の掲示板の修理について、岱明中央公園グラウンドジョギングコースについては、平成26年9月の議会でも一般質問をしておりますが、外周540メートルジョギングコースのラバーの老朽化がひどく、滑りやすくなっており非常に危険です。また、凸凹が多く、少量の雨でも水たまりができやすく使用できなくなる状況です。きのうの田中議員からの一般質問もありましたが、岱明中央公園グラウンド拡張についても今後スポーツ振興推進計画に盛り込み進めていかれると思いますが、今の劣化状況では、いつ事故が起こるかわかりませんので、早急に危険箇所の点検と修理をお願いいたします。

次に、桃田運動公園野球場の電光掲示板の点数表示が見えにくいと、わからないと観戦する方々から苦情があります。

以上、2点について執行部の考えを聞かせてください。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 嶋村議員のスポーツ施設の老朽化対策についてお答えいたします。

まず、岱明中央公園グラウンド外周のジョギングコースについてですが、この施設は平成7年度に建設されたものでございます。本施設の点検については、平成26年9月議会においても御質問いただき、清掃整備を実施し、状況の確認を行ってきたところでございます。議員の御指摘のとおり、施設の状態や経過年数もあることから、今後は部分的な改修が必要であると考えております。市民の皆さまにより快適に利用してもらえるよう予算の確保を図りながら計画的な改修整備を検討してまいります。

次に、桃田運動公園野球場の電光掲示板についてですが、本施設も平成7年度に整備され、建設から20年あまりを経過しています。現在は電光掲示板の発光にかかる部品の生産も終了しており、改修のための代替部品の調達も難しく維持、補修に時間等を要するような状況でございます。東京オリンピックの開催される2020年には、玉名荒尾管内において、熊本県民体育祭が開催される予定になっております。桃田運動公園野球場は熊本県民体育祭においても主要な会場として使用されることと思っておりますので、電光掲示板につきましては、基盤の入れかえ等も踏まえながら改善に努めてまいりたいと

考えております。

○副議長（江田計司君） 7番 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） ありがとうございます。

岱明中央公園グラウンド外周ジョギングコースは、平成何年、10年だったと思いませんけど、

〔「平成7年です」と呼ぶ者あり〕

○7番（嶋村 徹君） 7年ですか。平成7年に設置されてきて、多くのスポーツ愛好者に、また、健康づくりウォーキング愛好者に利用されております。このように多くの市民が利用できる施設があるということは喜ばれることであり、市民の健康管理のためにも大切な場所でもあります。ですからだれもが安心して使用できるような場所でなければなりません。早急に危険箇所の点検と修理をお願いいたします。

次にですが、桃田運動公園には立派な野球場があります。少年野球チーム、中学生野球、社会人野球と、年間には多くの大会が開催されております。去年は社会人野球全国大会も開催されましたが、点数表示等が古くなり、選手はもちろん観客から見えにくいという声が出ています。訪れる選手や観客の皆さんが気持ちよく利用できるためにも環境整備は必要ではないでしょうか。環境が整ってこそ立派な大会も開催できると考えます。どうぞ早急な修理点検をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（江田計司君） 以上で、嶋村徹君の質問は終わりました。

2番 多田隈啓二君。

〔2番 多田隈啓二君 登壇〕

○2番（多田隈啓二君） おはようございます。2番無会派の多田隈です。

通告により、一般質問をはじめさせていただきたいと思っております。

まず、1、本市観光行政について。本市は玉名温泉があり、かつて立願寺温泉とも呼ばれ、無色透明で、ややつるつるとした滑りのよい温泉で、リュウマチ、神経痛に効くと言われる弱アルカリ性のラジウム単純温泉があり、1,300年もの間こんこんと湧き続けている温泉地があります。しかし、今回の熊本地震により風評被害で宿泊、式典キャンセル発生しているとお聞きしております。玉名温泉観光旅館協同組合の方が大変心配されており、また、昨年度玉名市合併10周年記念玉名温泉、小天温泉ふるさと旅行券事業が平成27年10月1日から平成28年1月31日まで2名以上の宿泊で、1人5,500円の割引を行なう事業があっております。そこで質問いたします。

1、震災後の観光等への影響と今後の対応・対策はどのように取り組むのか、答弁よろしくをお願いいたします。

○副議長（江田計司君） 2番はよかですか、1番だけで。

○2番（多田隈啓二君） はい。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 多田隈議員の玉名市の観光行政についてお答えいたします。

震災後の観光等への影響と今後の対応策についてでございますが、4月14日の前震、16日の本震となった熊本地震は今までに経験したことの無い大きな地震で、県内各地において壮大な被害が発生しております。玉名市内におきましても家屋の倒壊、損壊など多くの被害が出ております。この熊本地震発生後、いわゆる風評被害の影響と思われる玉名温泉、小天温泉における宿泊などのキャンセルが多く発生いたしました。地震発生が5月の連休前であったこともありまして、玉名温泉観光旅館協同組合等の集計によりますと、人数にして1万3,500人以上、金額にして1億5,600万円以上の影響が出ております。また、6月以降の予約状況も例年の2割から3割程度に落ち込んでおりました。そうした状況の中、政府の熊本地震復旧等の補正予算を活用して九州観光振興機構や熊本県による観光振興のための九州復興割りの事業が開始されました。第1弾が7月から9月の宿泊旅行を対象に、第2弾が10月から12月の宿泊旅行を対象に実施されております。これらの事業の実施により、少しずつではありますが、宿泊旅行者の皆さまに玉名温泉、小天温泉にお越しいただいているようでございます。市といたしましては、この九州復興割りの終了する翌月の1月から3月を対象期間として、お1人当たり5,000円の宿泊費補助を行なう、「玉名温泉・小天温泉ふるさと応援旅行券事業」を計画しております。対象宿泊者数は6,000名分を考えております。関係補正予算案は今9月議会に上程しておりますが、事業費といたしまして事務費等を含め3,300万円をお願いしております。

観光関連産業はその裾野が広いことから、玉名温泉・小天温泉に少しでも多くのお客様に御宿泊いただくことによって、市内地域経済に当たる効果も少なからずあるものと期待しております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございました。

やはり今回の熊本地震、本当にですね、地震後はやっぱり風評被害がすごく発生しております。また、今、答弁にありましたとおり1万3,500人余りのやっぱり被害と金額にしても相当な被害があったんだなというのも改めてわかりました。また、熊本県によりますと、今受付を真っ最中でされております。熊本県の復興割り事業が10月か

ら12月まで宿泊旅行者を対象に実施され、また、九州復興割りが終了する来年の1月から3月までの対象とする玉名市としての独自のふるさと応援旅行事業が実施されるとお聞きしまして、やはり行政としてきめ細かな、また、継続的な事業をされているなどいうのを改めて感じたところでございます。

それにしましても、九州復興割りでは本市にやっぱり一人でも多く観光客の皆さんに来ていただけるように、まだまだ行政のやることがあると思います。やはり玉名市のホームページだったり、タブレット等でやはりこの玉名のよさをPRしてもらい、もっともっと玉名をアピールしていただきたいと思っております。これからもこの本市の行政全体で観光事業、異議や効果を共通認識していただき、進めていっていただきたいと願ひし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番(多田隈啓二君) 2番、本市の公式マスコット「タマにゃん」引退についてお伺いいたします。

9月号の広報たまなの最終ページで、4月22日報道各社を集めた緊急記者会見を行なわれております。今回、100位以内に入らなければ、玉名市公式マスコットから引退するという事を宣言されております。また、地元のケーブルテレビひまわりテレビさんやRKKラジオさん等でも公共の場を通じて引退宣言をしてあり、今、私の地元の子どもたち、また、PTAの保護者皆さまや住民の皆さまから大変どうなるんだと、どうするつもりなんだという心配の声が多数上がっております。そこで質問いたします。

玉名市公式マスコット「タマにゃん」引退の考え、また、活動実績や事業費についてお伺いいたします。

○副議長(江田計司君) 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長(吉永訓啓君) 議員御質問の玉名市公式マスコット「タマにゃん」引退についてお答えいたします。

玉名市の公式マスコットタマにゃんは市民の皆さま初め、市外の方からもその愛くるしさ、愛くるしい姿やしぐさから多くのファンがいてくださると認識しております。全国的にゆるキャラがブームになり久しいですが、今回、玉名がエントリーしておりますゆるキャラグランプリは6回目を数え、タマにゃんは2014年、2015年に続き、今回3回目のエントリーとなっております。過去の結果といたしましては、いずれも得票数といたしましては、約1,000票を獲得いたしました。2014年が612位、2015年が1,049位でありました。これらの結果を踏まえ、タマにゃんとしても今回3回目のエントリーをするにあたり、3度目の正直、背水の陣の気持ちで挑んでおり、その気持ちの表れが100位以内に入らなかったら引退という覚悟を決めての

行動になったものでございます。少し行きすぎた行動ではないかとの御指摘ではございますが、市民の皆さまにもタマにゃんの覚悟を御理解していただきたく、決意表明記者会見を開き広く皆さまに応援をお願いした次第でございます。

次に、タマにゃんに関連した今までの活動実績や市の事業費はどれくらいかという御質問にお答えいたします。所管課でありますふるさとセールス課におきましては、玉名温泉、小天温泉を初め、玉名の観光面での魅力や玉名ブランド認定品、6次産業推奨品など、玉名の物産品の認知度向上を目指して、福岡、広島、大阪、東京などへのイベントや催事に積極的に参加し、玉名の魅力を精いっぱいアピールしております。もちろん市内でのお祭りやイベントにも可能な限り参加しております。また、タマにゃんを使用した物品としまして、身近なところでは原付バイクのナンバープレートや下水道のマンホール、公衆トイレの壁飾り、ほかには配布用の缶バッジやメモ帳などを作成しております。費用といたしましては、合計で約150万円ほどかかっていると思われまます。市といたしましては、100位以内に入賞することにより、タマにゃんのさらなる認知度向上を目指しており、10月24日午後6時の投票締め切りまで、あきらめず精いっぱいがんばりたいと思います。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今、タマにゃんのいろいろ説明ありましたが、玉名市の魅力をやっぱりいろんな場においてアピールしている公式マスコットキャラクターだということを改めて感じました。また、原付バイクのナンバープレート、また、マンホールのデザイン、また、トイレの壁飾りと答弁いただきました。いろんな感じで、本当にタマにゃんを使った事業はまだまだ行なわれております。ホームページだったり、メイシだったり、そしてまたごみ収集車だったり、いろんなところでタマにゃんのマークは今やと浸透しているところじゃないのかなと私も思っております。私も議会報の一人として、議会報でもやっぱりどうやってアピールしていこうかという話が今、出始めているときに、やっぱりこういう水を差すような、行きすぎたやり方はどうなのかなと、私は思っております。

そこで、いろいろタマにゃんを使われておる方も心配されておりますので、ここで再質問いたします。

玉名市として、広報たまに載せるための協議をどのようになされたのか。

再質2、庁内協議はどのようにされたのか。全課共通認識はされたのか。また、職員に周知はしているのか。

3、100位以内に入れなかったときの考え、別のキャラクターを考えておられるのか。また、引退会見をされましたけど、また、そのとき本当にまた引退会見をされるの

か。そしてそのときの責任問題はどうかお伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

広報たまなに搭載する際の庁内での協議についての御質問ですが、協議すべきは協議し、7月22日ゆるキャラグランプリにエントリーする決意表明の記者会見を行ない広報紙への掲載を行なっております。

次に、庁内全職員に向けての呼びかけはしたのかという御質問ですが、全職員に向けたたまにゃんへの投票の協力依頼を庁内パソコン掲示板にて数回お願いをしております。

最後に100位以内に入らなかった場合はという御質問ですが、万が一100位以内に入らなかった場合、結果を踏まえ何らかの対応をさせていただくかと思っております。しかしながら今現在、ゆるキャラグランプリの投票期間中でもありますことから、観光戦略にも影響が出てまいりますので、今回の明言は避けさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

広報は、エントリーを、広報たまなここにありますが、こうやって大々的に一面を使って引退宣言をされています。もちろんひまわりテレビでも引退宣言と言い切った形でやっぱり引退宣言として、今も流されており、やっぱり子どもたちが大変心配されていると思っております。この内容的には、今部長の答弁ありましたけど、7月22日、報道各社を集め、緊急記者会見において、今回100位以内に入らなければ、玉名市公式マスコットキャラから引退することを宣言。選対本部メンバーから強気なコメントが出されたと、これに書いてあります。やはりこの広報紙というのは、やはりお年寄りから子どもたちみんなが見る広報紙であります。そして一番の影響力があるのが広報紙だと思っております。やはり私たち議会報でも一言一句、また、載せていい、悪いの判断は、やはり出す前に確実にチェックし、行なっている中でこれはどうなのかというのを、やはり今後やっぱり検証していかなければならないと思っております。

またそこで、子どもたちや市民の皆さんが引退記事に対して、この広報紙を見て、ひまわりテレビを見て、ラジオを見て、不安や心配をされており、配慮に、私は欠けていると思っております。広報紙は子どもからお年寄りまで、各区長さんを通し全世帯に配付されるため、記事には細心の注意を払い、行きすぎた情報なのかを早急に検証していただき、検証を強くお願いし、信頼回復していただきたいと思っております。また、検証もしていただきたいと思っております。

このたまにゃんの今、実際市の職員も言われたと言っておられますけど、今現在、

4,558ポイントです。これは1日大体この前のヒアリングでは70人ぐらいは投票してんじやななかろうかなと、いう部長とのヒアリングの話のときにありました。やはり玉名市の職員は500人おられます。その中の5分の1でもやっぱり協力してもらような庁内協議態勢をここまで公にするのであればとっていただきたいと思っております。また、それをまとめるのは市長始め、また副市長の役割だと思っております。そこで副市長にお伺いします。

副市長は、このタマにゃんのポイント登録されておりますかお伺いします。

○副議長（江田計司君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） きょうも1票を投じたところです。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） どのように登録すればいいのかわかりますかね。そして、よかです。わかりますか。

○副議長（江田計司君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 私も若い職員さんから習いまして、パソコンで最初挑戦しましたが、どうもエラーが出てメールが返ってきませんでしたので、スマホで、若い職員に聞きながらやったところでございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ちょっと明確に、ちょっと若干ずれておりましたけど、どうやって登録するかと聞いたんですけど、わかりますかね。何を入れたら登録できますか。

○副議長（江田計司君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 登録というと、投票じゃなくしてですか。

○2番（多田隈啓二君） 投票する前の登録です。

○副市長（斉藤 誠君） まずは、そのQRコードもありますけども、市のホームページから入っていく方法、あるいはQRコードから入っていく方法。

[何事か呼ぶ者あり]

○2番（多田隈啓二君） はい、いいです。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○副市長（斉藤 誠君） 私も若い方に習ったところですので。

○2番（多田隈啓二君） 残念な答弁でしたけど。基本的にはみんな電話でするわけですね。そしてID、それとメールアドレスをして、まず登録しないと投票できません。その辺はしっかりとわかっと思っていただきたいと思えますし、また、部長さんたちもぜひですねこれ協力してもらって、各課で一生懸命に、本当に今、100位が2万4,274ポイントです、きょう朝。2万ポイントまだあります。ですね。今部長の答弁にも

最後まで10月24日の6時までがんばると強い思いを聞きました。ぜひ、副市長初め全庁で取り組んでいただきたいと思います。そしてその日にはやっぱり100位以内に入ったと、よかったという報告があれば幸いかなと思っております。また、部長にはいろいろ言わせていただきまして、タマにゃんのせっかくするんであれば、等身大のパネルば置いたらどうなのかと、もう早速、支所の下に置いてもらっておました。やっぱりあれにきょうでいけば4,558ポイント、まだ応援してくださいということで、まだ支所だったり、新幹線玉名駅だったり、いろんなどころにおいてもらって、もう残された日には限られてまいります。ぜひ、全庁を上げた取り組みをお願いしたいと思っております。

○2番（多田隈啓二君） 議長。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 済みません。ちょっと資料がですね。

○副議長（江田計司君） ゆっくりよかですよ。ゆっくり。

○2番（多田隈啓二君） よかですか。

2番、本市の教育行政及び社会体育についてお伺いしたいと思っております。

文部科学省において、平成26年5月23日に公表されている公立学校施設冷房設置状況調査で、公立小中学校における普通教室の設置率は32.8%で、おおむね3年に1度調査を実施されております。来年度には新たな調査結果が文科省から出されるんじゃないかなと思っております。ことしも地球温暖化現象、また、市長の今議会のあいさつにもありました酷暑、また、p m 2.5、室内熱中症など、教室内環境変化や児童・保護者、職員からの設置が求められている中、また、集中力アップ、健康面、快適性、学習向上が考えられる中、早めな設置が必要であると望まれております。

また、次に熊本県教育委員会での部活動及びスポーツ活動基本方針が出されており、熊本県として部活動のあり方について触れられております。その中には小学校部活動の社会体育への移行期間とし、平成27年度からもう実際移行期間と言われている期間が過ぎ去っております。移行準備が整った地域、学校、種目から順次移行を進め、平成30年度末には各市町村において、完全な社会体育移行と記載してあります。保護者が今、今後小学校の部活動社会体育移行について大変心配されております。

そこで質問いたします。小学校施設の整備・空調の対応は、また、アンケート等をとられたのか質問いたします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 多田隈議員の小学校施設整備、空調の対応はどうなっている

か、保護者へのアンケート調査はとったのかという質問にお答えいたします。

小中学校の空調施設整備につきましては、昨年度庁内で検討し、市内の全小中学校への計画的な導入を図ることといたしました。導入に当たりましては、それぞれの学校の大規模改修や学校再編の時期等を考慮し、計画的な導入を図ることとしております。今年度建設工事に入る、玉陵小学校及び玉陵中学校、玉名町小学校につきましては、この整備計画に沿って、一部の特別教室を除き、普通教室などに空調設備を設置する予定にしております。また、空調設備整備のアンケート調査につきましては、昨年度、各小中学校の校長、教務主任、養護教諭の先生方やPTAの役員の方々、163名を対象に実施をいたしました。回収率は約81%でございました。アンケート結果の主なものを申し上げますと、まず、空調設備の必要性の質問には、すぐに整備したほうがいい、あるいは将来的に整備したほうがよいという回答が、全体の約97%に当たる128名、また、整備後の光熱水費、電気料の保護者からの徴収のあり方の質問には、徴収すべき、課税世帯から徴収すべきが全体の約57%の75名、一方徴収すべきではないとの回答が約47%の57名という結果でございました。さらに空調設備の整備の時期につきましては、学校再編による統合校や新設校の施設整備と同時に行なうべきとの回答が全体の約60%、79名でございました。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

すぐに整備してほしいという思いが97%で、やっぱりすごく保護者の方も思われているんだなと感じたところでございます。また、これでやっぱり問題になってくるのは、やっぱり財源があればすぐにでも整備してやりたい、またお願いしたいというのもありますけど、そういう訳にはなかなかいかない事情もあるもので、なかなか厳しいところもありますけど、やはりこの再質問として、じゃあ徴収するべきでない47%とおっしゃいましたけど、受益者負担の原則いろいろある中で、今後、玉名市としての考え、また、この空調整備について2点目は、具体的な今、玉陵・町小のほうは若干説明ありましたけど、ほかの学校に公平に導入計画についてお伺いしたいと。それと3点目、公平な空調導入をどう考えているのか。3点再質問いたします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 多田隈議員の再質で、電気、光熱費の負担についてとありますが、先ほど47%が徴収すべきではないというふうに言いました。済みません43%でございます。こちらのほう先ほど答弁をしましたが、多くの方が徴収すべきが57%、徴収すべきでないが43%ということで、アンケートの結果では、徴収すべき、あるいは課税世帯からは徴収すべきという回答が60%ということでございます。そ

こで去年の5月、玉名市のPTA連絡協議会の理事会で、光熱水費としての負担金徴収についての意見交換会をさせていただきました。その中で民間を活用した有明中学校の例が出され、保護者から電気代は徴収しないでほしいとの要望がございました。教育委員会としましては、学校の設置者はその設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担するという学校教育法第5条の規定及び普通教室等に空調設備を導入している熊本県内の市町村の負担金の徴収がないことなどを考慮して、今後、関係各課と協議し、検討をしてみたいと考えております。

済みません、2つ目は何だったでしょうか。

○2番（多田隈啓二君） 空調設備の具体的計画と公平な空調導入の計画。

○教育部長（伊子裕幸君） 2点目の今後の整備の計画ということでございます。

一応、計画としましては、各学校の環境の差が出ないように、できるだけ早い計画で進めたいと考えておりますが、今現在考えておりますのは10年ぐらいのスパンで考えております。ただ、このどういう順番でするかといいますと、先ほどありました学校の大規模改修であったり、学校の再編計画こちらのほうに基づいた導入の仕方をやっていきたいというふうに考えております。

済みません、3点目は。

○2番（多田隈啓二君） 公平な空調導入。若干にてる。

○教育部長（伊子裕幸君） 今の公平な空調導入ということでございましたので、こちらのほうまず、再編関係を考える場合は、小学校のほうですけど、なかなか時期が遅くなるのかなということで考えております。まず、再編にそれほど影響のない中学校のほうをまず導入を図っていききたいと。それから各学校で環境の差が出てまいりますので、その辺は今後前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

受益者負担、電気代にはいろいろ今度検討されていくということなんでですね、ぜひ、保護者の皆さんの意見もそういうような形で酌んでもらいたいと思っております。また、具体的な計画の中で、部長答弁10年とおっしゃいますけど、やはりよその自治体を調べてみますと、やはりこれは早急に作る課題として、よその自治体はやっぱり1年とは言いませんけど、やっぱり3年以内ぐらいに不公平がないような形で取り組んでおられる東京のほうになりますけど、やっぱり自治体もあります。ぜひ、やっぱりそのためにどうしても財源がいると思います。また、玉陵は学校規模適正化の中でされる。また、町小は合併特例債で空調整備をされるということも聞いております。ぜひ、財政課と協議になりますけど、合併特例債で、まだ今部長答弁ありましたけど、中学校から先行して導入するのであれば、そういう話もしてもらいながら、ぜひ、部長には一生懸

命がばってもらって予算確保をしていただき、エアコン導入には公平性、また、多数校に一斉に設置できるように検討をお願いしたいと思っております。

大変な課題ではありますが、ぜひ、その辺もよろしく願いいたします。

続きまして、(2) 小学校部活動の社会体育への移行の現状と問題点、今後の対応・対策はどう考えるのか質問いたします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 多田隈議員の小学校部活動の社会体育への移行の現状、問題点、今後の対応・対策はということでございます。

まず、本市における小学校部活動の社会体育への移行の現状と問題点についてお答えいたします。本市では、昨年3月熊本県教育委員会から出された小学校運動部活動は社会体育へ移行するというその基本方針を受け、移行後の受け皿としてスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツクラブ等への移行の基本方針を示し、校長会議や教頭会議などにおいて、各学校で検討いただくようお願いをしたところです。本年度6月には、各学校の部活動の数、種目、加入人数の実態把握とともに、社会体育移行に向けた進捗状況を調査いたしました。さらに、全小学校の校長と保護者代表による会議を開催し、各部活動の保護者とともに平成30年度末の完全移行に向けての検討をお願いしたところです。

次に、課題・問題点としましては、社会体育移行後の現在の指導者である先生方に代わる指導者の確保が何よりも最大の課題であると考えております。今後の対応・対策につきましては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、県の補助金を活用したコーディネーターを配置し、総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会との連携や受け皿となる各種スポーツクラブの把握、さらにはスポーツ少年団への登録のサポートに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

スポーツ少年団、今、玉名市が行なっておられますつくる過程であります総合型スポーツクラブ、各種団体等いろいろ答弁いただきました。私もそうやって移行できるんだなというのを感じておりましたけど、やはり近隣の自治体はそうは思っておられません。近隣の自治体は、スポーツ少年団、もちろん総合型も実際あります。ありますけど、やはりこれでは部活動の受け皿にならないんだということですね、やはり小学校運動部活動、社会体育移行に向けて取り組まれている市町村が近隣にもあります。紹介させてもらえば、南関町ですね、南関町は総合型もスポーツ少年団もいろいろあります。その中で平成25年度からやっぱりこういうちゃんと移行については協議されてお

ります。その中で、割愛させてちょっと紹介させていただきますけど、運動部活動のスポーツ活動のあり方検討事業として、平成25年度に始まっており、運動部活動のスポーツ活動のあり方検討委員会の設置をされております。その中では、小学校校長、中学校校長、高等学校校長、県PTA連合会代表、報道関係者、スポーツドクター、県体育協会代表、総合型スポーツ連絡協議会会長、小・中・高体育連盟理事長あたりが委員会となって、児童のために運動部活動及びスポーツ活動の方針をいろいろ打ち出されております。そのあとこれ何枚もあるんですけど、その中でどうされているかといいますと、地域運動スポーツクラブの新イメージとして、総合型あるところですよ、あるところでのこの地域運動クラブをやっぴり要るんじゃないのかということ、対象者は小学校の児童、施設は小学校の施設、時間は放課後の時間、指導者は地域住民ということで打ち出されております。また、地域で子どもたちをスポーツ環境を支えるということで、子どもたちのスポーツ環境について、いろいろ議論を交わされているという事例があります。

また、社会体育移行にかかる課題についても、今、伊子部長の答弁にもありました。やっぱり指導者問題、これはやっぱりどうしても発生してきます。それに対応することで、まだ今検討されておりますけど、指導者バンクを設置して、行政がある程度補助をしてやるということを今ちょっと検討されているということを知り、書いてあります。町に設置する委員会として基本方針を推進するために協議会を設置する。町における児童・生徒のためのスポーツ環境を整えると書いてありまして、社会体育に向けた協議内容を例として活動形態はやっぱりスポーツバンク登録推進、活動時間は放課後の早い時間からできるように考慮すると、活動場所は学校施設、さっきも言いました。指導者も地域ということで、本当に協議内容例もちゃんと書いてあります。そして移行にかかる課題についてもここでは書いてありまして、運動をしない子どもがふえ、どうしても児童の体力の二極化、低下に拍車がかかると、やっぱり心配されております。また、保護者の負担がふえるのでは、送迎問題について本当にこれ親身になってどうやってこの部活動を社会体育に移行するのかというのをやっぱり総合型ある地域が考えられております。ぜひ、玉名市もそういう取り組みをもう初めてもらわなければ、これ間に合わないかという思いでいっぱいあります。

そこでちょっと再質問します。他の事例で、部長が近隣の市町村がどう取り組まれて要るのか、わかる範囲で質問したいと思います。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 近隣の市、町での取り組みについて、どれだけ把握しているかということでございます。南関町については、ただいま多田隈議員から御紹介がありました。紹介がありましたとおり、南関のほうでは指導者認定制度を創設して、午後5

時以降の時間帯で週2回程度、シーズン制で楽しく活動できる他種目の活動を想定されているというふうに伺っております。また、長洲町のほうについても社会体育移行について年度で、経過措置という形で、当初29年度には学校のほうでも対応をしながら、30年度の以降につなげるというふうな状況を伺っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

新聞を見れば部長、いろいろ取り組まれておるんですよ。ちょっと新聞記事が1つ見つかりませんで申し訳ないんですけど、1つは菊池市だったと思います。新聞にこの間載っておりましたけど、やはりモデル地区を設定して、来年4月から今年度で検討をし、モデル的に3地区をちょっとしてみるということを教育委員会か委員長がちょっとここにないで申し訳ないんですけど、いいながらちょっと発信されているところも近隣にはあります。また、ここにありますのは、水俣市でありますけど、部活動社会体育移行来年度にアンケートということで、小学校の運動部活動の社会体育の意向に関し、教育長は各校と保護者向けのアンケートを10月に予定していると、保護者への説明会も検討すると、やはりこうやってアンケートだったり、モデル的にすることであったり、もうほかの近隣自治体は初めておられます。私も再三アンケートもお願いしましたけど、なかなかアンケートすら行なっていただけないというのが現状でした。ここもどうしてもやっぱり菊池も一緒です。総合型もスポーツ少年団もあります。その中でそれでは受け皿にならないんだということで取り組まれているんですよ。やっぱりその辺をスポーツ少年団、総合型にあるから、もうそれで蓋をするというようなやっぱり投げやりの行政はどうかかなと、私は思っております。ぜひ、その辺ももう少し調べていただき、やっぱりこう子どもたちの運動部活動に対して考えていただきたいと思っております。

また、再質問として、部活動は社会体育移行したときに児童の対応はということでちょっとお聞きしたいと思えます。今私たちが心配しているのは、来年度の4年生が部活動に入るわけですよ、ですね。その中で、30年度末というのは、その4年生が入ったときの6年生の時に部活動がなくなるわけですよ。そのだから今年度にモデル的に始めなければ間に合わないで、言って私たちも再三言ってきましたけど、そういう子どもたちをどうする考えなのか、ちょっと質問したいと思えます。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 社会体育への移行後、児童の対応はどうかという御質問だと思います。社会体育への移行については、いろいろな受け皿と申しますか、何点か出しております。ただそのほかいろいろな、南関町の事例であったり、長洲町の事例

であったり、今後考えられる菊池市、水俣市、そういった各自治体の考え方もあるかと思いますが、いずれにしてもどの形態をとられても放課後の時間帯、これをだれが対応するのかというのが一番の課題だと考えております。基本方針の中では学校教育活動としての部活動は行なわない、先生方はその勤務時間帯は部活にはかかわりません。そういったところをどうしていくのかというのが1つの大きな課題になります。こちらのほう、指導者の確保と保護者、地域の協力がなければこれは解決しないのかなと思っております。対応については、今後も継続して考えていきたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今後考えていくということですが、本当に部活動を6年生のときにやめさせなければいけない、受け入れをしなければならないという状況に、もう来年はなりません。ぜひ、その子どもたちが6年生のころに部活動がないでなったときにその変わるようなやっぱり案を出してもらって、教育委員会からほかの市町村はできておる、やっぱりモデル的なやり方、取り組みを進めていっていただきたいと思っております。

こうやってやっぱり私たちも今まで再三言ってきましたけど、なかなかできなかったというのは申し訳ないけど、やっぱりよその自治体ではもう4年生を受け付けない学校も実際あります。もう途中で、6年生のころに部活ばやめさせるのはどうなのかと、一生懸命がんばる子どもに対してとってですね、いろんな議論をよそはされてるわけですよ、やっぱりその辺ももう考えてもらって、もう来年のことです。ぜひ早急な対策をとっていただきたいと思っております。

未来ある子どもたちのため、玉名の宝である子どもたちの笑顔のため、社会体育移行で運動をしない子どもたちがふえ、体力の二極化、低下に拍車がかからないように、教育委員会が先頭に立って各学校で社会体育での運動ができるように強くお願いし、次の質問に移ります。

○副議長（江田計司君） どうでしょうか。暫時休憩でしょうか。

○2番（多田隈啓二君） はい、わかりました。済みません。

○副議長（江田計司君） では、議事の都合により、暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 3番、玉名市地域防災計画書の検討・修正について。

今回の4月14日、16日に相次いで起きた震度7の熊本地震において、今まで経験したことの無い大きな揺れだったため、玉名市内においても家屋の倒壊、損壊等が多く被害が出ております。また、今なお余震が続いている中、大変市民の皆さんが心配されており、そこで質問いたします。

1、熊本地震について、震災からの教訓、課題を防災にどう生かすのか、今後各課、対応策の認識についてお伺いいたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。多田隈議員の熊本地震についての御質問の、震災からの教訓・課題と今後の各課対応策の認識についての御質問にお答えいたします。

先般の熊本地震により、本市ではこれまで経験したことの無い地震災害が発生したところでございます。そのような状況を受けて、改めてうまくいった点、うまくいかなかった点についての検証を梅雨明け後の8月から実施をしており、庁内の全課39課を対象にヒアリングを行なったところでございます。また、現在は、警察署、消防署、自衛隊、社会福祉協議会などの関係機関との検証会を行っており、今後さらなる協議が必要な課や関係機関においては、複数回のヒアリングを実施することとしております。今後、検証会での問題点などを十分精査し、防災体制の強化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

各課の機関との検証を今、行なっているという答弁の趣旨じゃなかったのかなと思っております。その検証はもちろん大切なんですけど、いつまたこうした大きな地震が起こるかわからないため、今回大変活躍された現場の消防団の皆さんの声などを早急にヒアリングをしていただきまして、防災体制の確立をしてもらいたいとお伺いいたします。やはり、この震災で私たち地域もそうでしたけど、やっぱりもちろん行政はもちろん頑張っていたそれはありますけど、やっぱり消防団は本当に、非常に不眠不休で頑張っていた、そして一番最前線でやっぱりいろんなことを処理されてきたというのがありますので、ぜひ、消防幹部だけじゃなくて、現場の皆さんとの話し合いを早急にお伺いしておきます。

続きまして、2、本市被災者生活再生支援法の適用状況はどうかお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 多田隈議員の被災者生活再建支援法の適用状況について

での御質問にお答えいたします。

被災者生活再建支援法につきましては、全壊世帯、大規模半壊世帯及び解体世帯に対しまして、被災者の生活再建支援といたしまして最大300万円の給付金を給付する制度でございます。本市に起きます支援法の適用状況につきまして申し上げますと、9月12日現在で全壊9件、大規模半壊12件、また、全壊世帯と同等の支援が受けられず解体世帯が20件でございます。この解体世帯につきましては、家屋が半壊や一部損壊であっても、著しい敷地被害等により解体を余儀なくされた世帯でございます。支援法に基づく支援策には、基礎支援金と今後の再建方法に応じて支援する加算支援金がございます。現在、本市では基礎支援金総額として1,400万円を県へ進達いたしております。今後も家屋を新築、購入、補修する場合や賃貸物件へ居住し続ける場合などで発生いたします再建方法に応じた加算支援金の申請を随時受付し、県へ進達することとしております。また、今後、公費解体を行なうことにより、解体世帯となる世帯もございますので、基礎支援金の進達金額につきましては増加するものと思われま。公費解体におきましては、環境省の災害廃棄物処理事業の補助を受けて行なうもので、住家のみならず倉庫等の建物も対象となります。全壊、大規模半壊建物は、所有者の申請があれば速やかに受付を行なっております。半壊建物におきましては、生活環境保全上、本市が必要と認めた建物が対象になりますので、現地調査等を踏まえ、慎重に審査を行なっております。現在のところ、全壊建物31軒、大規模半壊建物11軒、半壊建物31軒、敷地被害等のある一部損壊家屋4軒でございます。経費につきましては、今後の入札次第ではありますが、解体費及び仮置き場までの運搬費で1億3,000万円程度となる見込みでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やはり災害が多々あったんだなと思います。本市の被災者の方、心配を取り除くためにも、給付金や加算支援金、また、今後今からされると思いますけど、公費解体で基礎支援金増加が考えられるため、県へのやはり心配を取り除くため、進達のほうをぜひ、早急にしていただけるようによろしくお願いいたします。

また、続きまして再質問に移ります。庁内全課39課のヒアリングでうまくいった点、うまくいかなかった点は何か。2番目に、本市地域防災計画の検討修正をどのように進めていくのか。3、熊本地震後の災害ごみ仮置き場に、なぜ木片を受け入れしなかったのか、よろしくお願いいたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

まず、うまくいった点、うまくいかなかった点についてでございますけれども、庁内全課を対象としたヒアリングにより、1回目の検証を終えたばかりでございますが、うまくいった点としましては、災害対策本部の設置、初動体制の確保や地震総合窓口の設置、必要に応じたプロジェクトの立ち上げなど、迅速に対応した点が上げられると思われれます。また、見直し等が必要と思われる点につきましては、長期期間に及ぶ避難所運営や罹災証明書発行態勢などへの課題が挙げられるところでございます。今後、複数回の検証を行ないまして、問題点の精査を行ないたいと考えております。

続きまして、玉名市地域防災計画の見直し、検討、修正のスケジュール等についてお答えをいたしますが、本市の防災計画書の見直しにつきましては、まず、市役所内の所掌事務の検証、次に外部防災関係団体との検証を行なった上で、区長会長を含む各種団体のリーダーで構成されます玉名市防災会議のメンバーにより幅広い御意見を取り入れ、来年5月の玉名市防災会議での承認をと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 多田隈議員の再質問でございます。

なぜ、熊本地震後の災害ごみ置き場に木片の受け入れをしなかったのかの御質問にお答えいたします。熊本地震の本震発生後、速やかに浄化センターに仮置き場を設けて、東部環境センターとクリーンパークファイブに持ち込みができない4種類の瓦、コンクリート、ブロック、スレート類に限定をいたしまして、受け入れを行なったところでございます。また、東部環境センターとクリーンパークファイブに持ち込み可能な木片、ガラスや食器類などの災害ごみについては、4月16日から5月13日までの間、被災された方の届け出によりまして罹災届出証明書の発行申請をしていただき、6月13日まで東部環境センターとクリーンパークファイブに直接無料で持ち込むことができるように対応を行なったところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今、庁内全課39課でいろいろヒアリングをされている最中だと思います。今答弁にもありましたように、迅速に対応していただいた点は、市民の皆さんのためにはすごくよかったんじゃないのかなと私も思っております。また、本当に避難所運営を長期間にわたって職員の皆さん本当に大変だったろうなと思っております。

そのあとの第2の再質問になりますけど、本市地域防災計画の見直しとして、防災会議を今答弁ありましたけどされて、来年5月に検討して修正するというので、安心したわけでございます。

また、熊本地震後の災害ごみ、仮置き場になぜ木片を受け入れしなかったのかということが、これすごく震災後もやっぱり問題になりました。よその自治体は、もう本当に大きなグラウンドに木材だったりなんたりも、一部損壊も全部受け入れをしているところとかが主でした。その中でなぜこれがだめだったかといいますと、東部環境センター、クリーンパークファイブに持っていく中、あの被災してすぐ持ち込みでいい長さが決まってるんですね、2メートルに切らなんわけですよ。震災後、いろいろ一生懸命しよつとときに、そうやって2メートル切る業者もおりませんし、じゃあ個人が持っていくときに2メートルノコギリで切れて言うたって切りきらんとですよ。やっぱりそういったもっていきたいけど持っていかれない人が相当おられて苦情も出ております。ぜひ、その辺の対応、またやっぱりどっか一部、仮置き場をつくってもらって、まずは受け入れて、そして処理を行政がするというふうなやり方を持っていかねければ、一部損壊の片付けができなかったというのも、これ現状だと私は思っております。ぜひ、その辺も改善していただきたいと、今後よろしく願いいたします。そういうことも言いまして、今後の災害時の仮置き場の見直し、検討もしてもらうことを強くお願いし、次の質問に移ります。

(2) 災害対策・防災対策について。1、地震防災マップ、洪水避難マップ、津波ハザードマップの見直しはどう考えておられるのか質問いたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

まず、地震防災マップにつきましては、現在策定の見直しを行なって、来年5月の公表を目標に準備を進めているところでございます。洪水避難マップに関してでございますが、河川管理者であります国土交通省及び熊本県の浸水想定区域図のデータをもとに作成を行なっているため、その最新データの更新については、今後国土交通省及び熊本県に対しまして要望してまいりたいと考えております。津波ハザードマップについてでございますが、平成27年3月に熊本県の浸水想定区域図をもとに作成をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

随時、いろいろ見直しをしていくということですけど、市民の皆さんの大切な命を守る大切なマップでございます。今後の見直しや今答弁にありましたように、県に対し要望していただきたいと思います。お願いいたします。

続きまして2番、避難所の運営の課題と環境整備は、質問いたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

避難所運営の課題と環境整備についてでございますけれども、先般の熊本地震の発生によりまして、本市では5月22日までの39日間、避難所の開設を行ない、最大で市内40カ所の避難所を開設、延べ9,655人の避難者に対し、延べ1,485人の職員により24時間態勢での避難所運営を行なったところでございます。このように初めての長期化した避難所運営を行なう中で、避難所での必要な支援物資の対応、プライバシーの問題、心のケアへの対応、感染症対策など、さまざまな課題が浮き彫りになったところでございます。現在、これらの問題を所管する担当課との検証会を終えたところで、今後複数回の検証を重ねながら、また、関係機関である医師会、中央病院とも協議を重ねながら、実効性のある態勢づくりや環境整備を図っていく所存でございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

避難所運営経験を生かした環境整備をせつかくの体験でありますので、お願いしたいと思っております。

また、9,655人の避難者に対して、1,485名の職員の皆さんによる24時間態勢での不眠不休、避難所運営をされたことに対して感謝いたします。また、市民の方、住民の方、皆さんも大変心強かったんじゃないかなろうかと思っております。今後もこの経験を生かし取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、3番、消防団の任務の範囲及び詰所、車庫等の被害状況はどうだったのかお伺いいたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

消防団の任務の範囲及び詰所、車庫等の被害状況についてでございますけれども、先の熊本地震においては消防団員の皆さまには、被害調査や警戒及び巡回を実施していただいたところでございます。また、消防団の安全確保につきましては、東日本大震災の教訓をもとに、消防団安全管理マニュアルの整備を進めているところで、正副団長、分団長会議の中でも、消防団員の我が身の安全性を最優先する指示を行なっております。今後消防団との検証会を通じて、さらなる安全管理の徹底を図っていきたいと思っております。

次に、消防団の活動拠点である詰所の整備についてでございますが、現在、市の長期財政計画により、年間1戸を限度に最大で400万円の補助金を交付しているところで

ございます。ちなみに、今回の熊本地震により2戸の消防団詰所が被災をし、建てかえの要望がございましたので、補正予算としての計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

2戸の消防の詰所が被災したということで、築山の消防団の方は詰所が被災し、そして公民館で陣頭指揮をとられておったとお聞きしております。また、最大で、今答弁もありましたように、400万円の補助金はヒアリング等で話をしますと、10年ぐらいに決められており、今、もうそれから10年、物価も上昇し、また、人件費等のアップにより、やっぱりもう10年たったので補助金の上限も考えるべきじゃないかなと、私は思っております。他市町村では、防災の拠点意識が非常に高く、鉄筋コンクリートや鉄骨などで詰所を建てておられる自治体も多数あります。今後やっぱりそういった予算ももちろんありますけど、本当に消防団はやっぱり災害の核になるんだという気持ちがあるのであれば、その辺の検討もしていただきたいと思いますとお聞きですが、よろしく願いいたします。また、築山の消防団の方で、初日に築山小学校が避難所に開設され、グラウンドがですね、そして次の日には避難所に認定されんだったんですよ、消防団の方がもう俺たちはどうすればいいのかと、本当に御苦労されたと聞いております。やはり行政に言えば、いやそこは避難所じゃないから、でも地域の皆さんは避難所で来るんですよ。車中泊だとか、テント。いっぱい来る中で、避難所じゃないといいながらも、そこは自分たちの仕事だと思って、地域消防団がいろいろ対応された。職員の皆さんはもちろん玉名中学校に行っておられたというのでも聞いております。ぜひ、その辺の検証もやっぱりしていただきたいと思います。

また、そこで再質問いたします。2戸の消防団詰所が被災し、建てかえ補助金800万円が上限ですが、私が聞いたからには、解体費用はこれに含まれていないとお聞きしますが、その辺の見解はどうなのかお聞きします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

現在、消防団の詰所の解体補助につきましては、創設をしておりません。今後消防団、あるいは地域の要望等を参考にして検討を行なってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

まず、消防団も被災しとるとですよ。じゃあ、罹災証明を上げれば出るんですか。

お伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

罹災証明というのは、あくまでも個人とかの証明でお出しをしているというような状況でございますので、ここは補助金も創設については400万円の補助金を出しておりますので、今回はその罹災証明等については、消防団の方々出していただいても、ちょっと、当然保険とかそういうとで絡んでいけば罹災届出証明書というのは、もちろん出すことができるかと思えますけれども、その半壊とか全壊につながるようなものについてはちょっと厳しいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） はい、答弁いただきました。

本当に消防団の方が聞けばどう思われるのかなと、悲しくなります。これだけ一生懸命災害被災したときに頑張ったあげく、消防詰所が壊れて、そして解体費も見てもらえない、だれが出すんですか解体費を。やっぱりこんな行政では、私は、消防団も離れていくと思いますよ、やっぱりどうしても。被災したという感覚があれば、補正でも解体費はこれつけるべきですよ。そしてあるもう1件の消防のとは、もうその場所に建てられないということで違う場所になおられます。そういった補助も何もなくですよ、ただ建てるだけ、もちろん設計費すら見ない、移動費すらみらない。消防団は勝手にしろて。やっぱりそれは行政的にやっぱりもう改革していくべき問題と私は思います。今回はまして被災して倒れたというのもありますので、ぜひ、その辺の解体費用の検討は早急に庁内で検討していただかなければ、もう消防団も離れて行くばかりじゃないかなと、私は思います。その辺はですね、部長。どうですか、できますか早急に。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

今、確かに議員おっしゃいましたように、解体に対する費用というのは実費がとにかく地元の消防団、もしくは地域の皆さん方によっての解体の費用が発生しているというような状況でございます。そこで今回、詰所が2カ所、そういう形で被災しておりますけれども、今後その2戸を含めたところでのいろんな解体、被災することだけじゃなくてですね、被災以外でも老朽化とかそういうものがあるかと思えます。そういうことについては、やはり先ほどもう上げましたように、消防団とかとの協議とか進めて検討をさせてもらいたいと思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ぜひ、そういう被災しておられるんだという意識は持っていただきたいと思います。もちろん老朽化した場合にとっては、まだ今までどおりなのか、検証するのかわかりませんが、被災しているという感覚だけは、部長の気持ちの中にとめとっていただきたいと思います。

続きまして、4番、市独自の補助金の支給制度は、お伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 本市独自の補助金の支給制度についての御質問にお答えします。

現在、市の窓口で受付を行っております。玉名市被災住宅等復旧事業補助金でございますが、この補助金は住宅等が被災し、一部損壊と判定された被災者に対しまして、住宅等の現状復旧にかかる工事費の一部を20万円を上限に補助を行なう事業でございます。災害救助法や被災者生活再建支援法において、支援を受けることのできない被災者への支援となっております。9月12日現在で、659件の申請を受付し、予算総額で1億1,000万円を見込んでおり、9月末日まで受付を行なうこととしております。以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

住宅被害、今、補助金の問題で一時損壊に対して、本当に今ちょっと広がっていているという状態であります。また、住宅被害の二次審査で罹災証明書のチェック等で問題が起きている中、なぜ、9月30日まで、今この今度16日に熊本県で高壽市長出席されると思いますけど、会議が県内45市町村長などを対象にした調整会議を県庁のほうで行なって発表されるということも伺っております。また二次判定がどうなるかわからない中で、今後この30日までなぜ打ち切られるのか、再質問いたしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 本市独自の補助金の支給につきましての再質問にお答えいたします。

被災家屋の罹災証明の発行につきましては、各市町村の判定にばらつきがあると報道されている件につきまして、県も認識しておりまして、今、多田隈議員がおっしゃいましたように、今週の16日、金曜日に関係市町村長が集まり、二次調査に関する意見交換が行なわれることになっております。本市における判定方法につきましては、当初新潟大学のシステムを導入いたしまして、そのグループとともにシミュレーションを行なった上で導入をしております。一次調査ではシステムに基づき被災家屋の外観の目視を

行ないまして、また、不服の場合の二次調査におきましても、家屋調査を含め、内閣府の指針に基づいて忠実に判定を行なっているところでございます。

次に、9月30日で申し込みを終了するかという御質問でございますけれども、被災住宅等の復旧事業補助金、市の独自補助金の受付には修理見積書が必要でございます。受付期間を6月1日から9月30日までの4カ月間としており、被災者の方が業者より見積書を徴する期間としては、必要十分な期間であると判断をしております。また、広報たまなにおきまして、6月号の広報チラシを含め4回掲載しており、また、防災無線での広報を今週から予定をしておるところでございます。したがって、申請期間におきましては予定どおり今月末までというふうにしたいというふうを考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今月末で打ち切るといふことなんですけど、やはりまだ県で、県庁でまだ今から協議がある中、これがまたいろいろ状況が変われば、延長せざるを得ないというのは、部長間違いないと思います。それでなければ、30日に切るといふことですね、ありがとうございます。

そこで再質問いたします。一部損壊罹災証明は今なお、申し込まれている人多数お聞きしますが、その辺の見解はどうかお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

市の単市補助金、要するに一部損壊の補助金の今現在の受付件数は659件でございます。そのうちの修理済み世帯として、今の現状といたしましては215件がもう修理済みとして報告が上がっておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やはり、一部損壊、市の単独補助ということで、やっぱりもう切るといふことでありますけど、やはりまだまだ多くの方が罹災証明、そして一部損壊を申請されているというのが、本当の現状じゃなかろうかなと、私は思っております。

そこで、一部損壊住宅の補助金で、修理が終わった方は何パーセントなのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 一部損壊の修理済みの割合につきましては、世帯割で約33%の方が修理済みというふうには報告が上がっております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

33%、まだ半分もいっていない中、今回、今、されております被害家屋等の瓦仮置き場で受け入れるのも、今月30日ですかね、聞いております。やはりまだ修理途中なのに、やっぱりそこで打ち切るといのはどうなのかなと思います。今の状態でいえば、瓦はそこに一部損壊で出される方はおりますけど、あと残りの全員修理されるとしてですね、あと67%の方は、もうやっぱり業者が処分して高く見積もりがなるということになりかねませんので、その辺のほうも配慮考えていただければ、まだいっていただきたいと思います。

また、再質問いたします。玉名市農地小規模災害復旧工事事業補助金を今月まで申し込みを打ち切るのはなぜなのかお伺いいたします。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

申請期限の延長につきましては、4月の地震から5カ月を経過しておりますし、また、年度内の復旧工事の完了を考えますと、9月末期限の延長につきましては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今月中に打ち切るといことですがけれども、部長。今ですね、今、液状化でかなりの干拓地が被害がっております。まず9月で打ち切るとおっしゃいますけど、9月はまだ米がですね、まだ稲刈りをされとらんとですよ、ですね。10月に入る。10月の中旬ぐらいにならんとされんとですよ。そうしたら部長は補助金を打ち切るといいますけど、そこで、じゃあ液状化にどうするのか、業者の方は困っておられます。耕作者も。まず稲刈りが終わらんなら見積もりも出されんわけですよ、どのくらい引っ込んで、どのくらいの量で、どのくらい入れればいいのか、運搬すればいいのかわかりません。私はそれを見積もりとして行政が受け取っていいのかと、私はそこに非常に違和感があります。業者もどうするかわからない。耕作者も困っておられる。その中で打ち切ると、私はその考えは部長、どういう考えを持っておられますか。質問したいと思います。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

多田隈議員が御指摘なのは、農地の液状化の現場のことだと思います。農地、田植えということで、今、米を作ってらっしゃることなんです、田植えの際もその時

点で大体確認はできているかと思っております。そのようなもし、申請をしておられないところにつきましては、一応、その申請期限につきましては、見積書も添付が必要になってきておりますが、申請期間中までに揃わない場合は、担当課に御相談いただければ幸いと思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

田植えのときにどこか測られましたかね。測っておられますか全部。行政で測りましたか、質問します。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） この液状化現象につきましては、昨日の吉田議員の御質問にもお答えいたしました。何筆か出てきております。その中で問い合わせはあっております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

まず、ほとんどの液状化のところは量はわからんわけですよ。どんくらい下がってるか。山砂ば入れなんわけですよ。ただ、早期米のところはもちろんできます。ただやっぱり早期米じゃないところはやっぱり10月中ぐらいにならんとやっぱり稲ば刈り取って測量ばせんとわからんわけですよ、どうしても。それを打ち切って、ざっとした見積もりで上げる。そして部長。これをじゃあ、予算ばオーバーしたとき、50件ですか、20万円の50件ですかね、予定は。たときに、補正でまた上げなくてはなりません。補正で上げるための見積もりの段階で私はそういう見積もりを行政がとって、足らんけん補正に欠けてまた予算を取るといようなやり方を行政がするのがどうなのかと思えますけど、その辺の見解をお伺いします。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

今現在、申請等が上がってきておりますのが29カ所で申請が上がってきております。まだ御相談を受けてるのが85カ所程度ございます。その中の相談を受けて、申請を出されていないところもございますし、そこについては、今、今月中に市のほうで調査を行ないまして、やっていくつもりではおります。今、議員がおっしゃる液状化の地区の方につきましては、一応、申請期限は9月30日までとしておりますが、その前に御相談に来ていただければ対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ここで何回も言っても何も解決するわけじゃありませんけど、所管の委員会のほうでぜひ、ここにいっぱい議員さんもおられますので、いろいろ聞いていただきたいと思っております。

次に、高寄市長、質問いたします。こうやって今、玉名市の独自の補助金を全部9月30日をもって打ち切るということになっております。被災者を最後の一人まで救われない、申し込み打ち切りを本当に進めるのか、また、行政不信の声が多く上がると思いますが、市長の見解をお伺いします。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 多田隈議員の御質問にお答えいたします。

今回の制度につきましては、玉名市独自で国が救済できないところを玉名市でやろうということのでつくった支援策でございます、期間的には4月の震災で被害があったところについてしてください。申請をしてくださいということにいたしております。そういう中で、いわば4月から途中の段階で申請をすると、いつまででもこれをするかということにはなかなかありませんので、期限を決めてということで、9月30日までというふうな期限を決めたというような状況でございますので、まだ期間内に時間もございまして、1つは申請をするためには見積もり等をとるとかというふうなことでございまして、ぜひ、見積もり等を撮って9月の末日までに申請をしていただければ、それは有効になるということでございますので、最後の一人までも救済するためには、そういった申請をしていただくと。また、申請ができないというふうなことも今お話があるようでございますので、そういう人には、担当課のほうに相談をしてくださいということっておりますので、ぜひ、相談をして解決に向けて図っていただければありがたいというふうに思います。今回のせっかく玉名市独自の制度でございますので、玉名市民の皆さん方がすべて救済されるように、我々も努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

打ち切るということでもありますけど、やはりそれであれば、残された日にちは少ないもんでありますけど、高寄市長を初め、全課、全職員で先ほど部長の答弁にもありました。やはり防災行政無線をフルに活用していただいて、申請者が一人でも救われるように、そして一人でも多くの方にこの玉名市独自の本当に大変市民目線の補助金制度を周知していただくことを強く、強くお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（江田計司君） もう全部終わりましたか。

○2番（多田隈啓二君） いえ、あと減災があります。

○副議長（江田計司君） どうでしょうか、休憩しましょうか。

○2番（多田隈啓二君） はい。

○副議長（江田計司君） それでは議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時01分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 午前中に続き質問させていただきます。

先ほどちょっと訂正なんですけど、午前中の被災者家屋等瓦仮置き場に受け入れるものとして、今、受け入れておられます一部損壊の瓦等をですね、それを9月30日で打ち切ると言いましたけど、9月30日までが受付で、12月いっぱいまでの受け入れと訂正させていただきたいと思っております。

それでは3番目、減災について質問させていただきます。今までは公助が中心の防災政策であったが、自助、共助が大切であって、それぞれの力を発揮することにより減災対策になると思います。私たちは自然災害を防ぐことはできません。しかし災害を小さくすることはできます。

そこで質問いたします。1、本市の減災についての取り組み状況はお伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えをいたします。

本市の減災についての取り組み状況ということでございましたけれども、現在、減災対策の取り組みの一環として、ドローンを活用した減災システムの構築というのが進められている自治体がございます。県内におきましても天草市がその例でございまして、被害状況の収集とか、また、行方不明者の捜索活動において利活用が検討されているということでお聞きをしております。本市といたしましても、今後そういうドローンの利活用を含めまして、先進地研修を実施して、減災対策の推進について検討を行なってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今は減災が今ちょっとさきやかれている。また、減災が防災にも役に立つという取り組みになっております。災害のときの迅速な状況把握において、小型無人機ドローンの有効性をぜひ、本市でも検討していただき、保有また条例改正の検討をお願いいたします。また、減災として、今はよくほかの自治体では、地震の揺れを感知して、自動的に電気の供給を断念する感電ブレーカーの設置の補助をする自治体がふえております。本市でも設置補助を検討していただきたいと思います。

続きまして、2番、自主防災組織の現状と課題は、として質問いたします。よろしく申し上げます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

自主防災組織の現状と課題についてでございますけれども、まず、玉名市における自主防災組織の結成状況でございますが、市内258行政区のうち、現在170行政区が自主防災組織の結成をされておられます。また、世帯数ベースの結成率といたしましては、約77%となっており、活動内容としましては、組織ごとに異なりはしますけれども、主に消火訓練、避難訓練及び心肺蘇生訓練などが行なわれているところでございます。

熊本地震における自主防災組織の活動状況についてでございますけれども、すべての結成団体の検証等を行なっておりませんが、一部の自主防災組織により地区公民館を自主避難所として開設及び要援護者の安否確認などの対応をされた事例を受けているところでございます。また、地元消防団などと協力して、地区内の被害状況の確認とか、あるいは地域住民への声かけを行なったところもあるというような報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 2番 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

やっぱり今からは、そういう減災には自主防災組織の力が必要じゃないかなと思っております。また、自主防災組織が行なっておられます避難訓練等にやっぱり今回の震災でもそうでしたけど、地区、地区で担当職員をそこに送って、災害の指令をされておるといこともありますんで、ぜひ、そういう自主防災で避難訓練のときも職員さんも大変だと思っておりますけど、あくんであれば職員さんも参加していただければ、やはりその自主防災組織のトップの方だったり、支館長だったりいろいろ把握ができて震災のときには大変ためになるんじゃないかなと思うしております。

ほかもちょっと例を言わせてもらおうと「広げよう、自主防災活動の輪」ということで、

近隣でもいろいろ取り組みをされております。山鹿市の川北区自主防災組織では、地域の運動会を避難訓練に活用され、運動会当日避難時の避難所である小学校までのルート
を避難訓練に充て、危険箇所や確認や誘導を行ないながら住民が集合、運動会には競技
種目として、1つの簡易的担架で運ぶレースを取り入れられておるといあります。児
童と保護者、競技の中で担架の扱い方を体験し、緊急時に身近なもので担架がつか
れるということなど学習されていますと載っております。また、宇土市では自主防
災組織では、消防どんどやを開催されて、子どもたちが消火訓練を体験後、非常
食の炊き出しなどをされている近隣も自治体にありますので、行政の方がやっぱ
りそういう行政と自主防災組織のつながりをまたとってもらいながら、そうい
ういろいろな情報提供をしていただきたいと思いますと思っております。

最後になりますが、今回の熊本地震からの教訓を十分に検討、検証、研究され、防
災計画にも生かしてもらい、市民の方への安全・安心はもとより、玉名市は防
災、減災にも強い、災害に負けない玉名にするために、全庁を上げて取り組ん
でもらうことを強く、強くお願いし一般質問を終わります。

○副議長（江田計司君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 皆さんこんにちは。1番議員の北本将幸です。

先週リオにてパラリンピックが開幕しました。毎日のように日本人選手の活躍が報
道されています。選手の方たちは障害を持ちながらもスポーツに精進されています。
テレビを見ていて私自身ももっと頑張っていかなければと背中を押されるばかり
です。4月より障害者差別解消法が施行されました。これからはすべての人
が共に生きることが出来る玉名市を目指して頑張っていきたいと思いま
す。

それでは通告にしたがいまして、一般質問をはじめさせていただきます。

今回は、防災対策の強化について質問いたします。熊本地震が起きてもうすぐ5
カ月が経過します。復旧・復興へ進んでいる中、その間も継続的な余震、局地的な
ゲリラ豪雨、台風など多くの自然災害が起きています。先日も観測史上初めて、
東北地方へ台風が上陸して多くの死傷者が出るなど、日本各地で大きな被害が
出ています。このような大災害が起きたあと、必ずといっていいほど言われる
のが「想定していなかった。」の一言です。今回の地震もそうですが、多くの
人が、まさか熊本で、玉名でこんな大きな地震にあうとは想像もしていな
かったと思えます。私自身、地震後に益城町の避難所訪問や県職員、熊本市
の職員の方々と意見交換をさせていただき、その中で見えてきた課題が多
くありました。災害はないに越したことはありませんが想定していない災害に
備える必要があります。過去の災害の教訓を生かしながらも改めて減災対策
に取り組ん

でいくことが必要です。このためにも、日ごろからいかに防災に対して備えておくかが重要となります。そこで玉名市における防災対策の強化について質問いたします。

まず初めに、災害時の安否確認について4点質問いたします。

- 1、安否確認の流れについて。
- 2、要援護者名簿の作成について。
- 3、要援護者の安否確認について。
- 4、行政以外の他機関との連携について。以上、4点質問いたします。

残りの質問は関連しているので、質問席からさせていただきます。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の災害時の安否確認についての御質問にお答えします。

まず、安否確認の流れについての御質問でございますが、地震発生の4月14日の翌日、4月15日朝から健康福祉部に関連します高齢者関係施設、障害者関係施設、医療関係施設並びに公私立保育園、保育所及び幼稚園と関係施設へ利用者及び入所者の安否確認並びに施設の被害状況について電話により確認を行っております。なお、安否確認した結果、負傷者等の報告はありませんでした。

次に、在宅の高齢者、障害者の安否確認につきましては、福祉サービスの利用者の高齢者は、玉名市包括支援センターの居宅介護支援事業所により行ない、障害者は相談支援事業所により安否確認を行なったところでございます。また、地域福祉事業の下支えを積極的に行なっていただいております民生委員の方へは、担当地区の要援護者を含め、地域住民の安否確認を行なうように要請を行なったところでございます。

2点目の次に、要援護者名簿の作成についてでございますが、玉名市災害時要援護者支援計画に定めております居宅の人で、次の9項目に該当する人を登録の対象者としております。1に、ひとり暮らしの高齢者、2に、要介護度の3以上の方、3に、寝たきり及びそれに準ずる高齢者、認知症高齢者、4に、障害手帳1、2級の所持者、5に、療育手帳A所持者、6に、発達障害者、7に、妊産婦、乳幼児、8に、難病患者等、9に、その他一人では避難が困難な人等でございます。要援護者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成し、対象者名簿としておるところでございます。その対象者等の登録は、申請方式になります。また、登録者は大きなくくりとして、高齢者、障害者、要介護者、その他妊産婦などの4つに区分をしております。現在、要援護者の状況につきましては、市全体で1万3,680名の対象者のうち、1,527名の方々が登録されており、登録率は11.2%となっております。

3点目、要援護者の安否確認についてでございますが、熊本地震の際には4月16日、本震発生直後の1時間半後に、避難支援等関係にある各消防団に要援護者名簿を市職員が届けまして、安否確認をいただくよう要請をしたところでございます。よく17日には、各民生委員によりすべての要援護者の把握を行なっております。

4点目、行政以外の他機関との連携についてでございますが、地震発生直後の4月16日朝から、健康福祉部の職員が高齢サービス施設、障害者サービス施設、医療関係施設、それから公私立の保育所、幼稚園と利用者及び入所者の安否確認や施設の被害状況の確認を行ない、それ以後定期的に被害状況等を把握し続け連携を図ってまいったところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず、災害が発生したら、まず、第一に被害状況の確認、安否確認を行なって、復旧・復興という流れになると思います。そしてその中で、支援物資の調達や避難所の運営、相談事業、補助事業などさまざまなことが必要になってきます。安否確認においては、今答弁でありましたように、各施設に電話で連絡したり、サービス事業所などにされて、また、民生委員とか消防団とかに協力を得られてされたと思います。今回の地震でも、ほかの市町村でも同じような流れを計画されていたと思いますけど、震災において、玉名市はそこまで被害が少なかったからですけど、計画どおりにいかなかった自治体もあります。その1つがその要援護者に対する安否確認なんですけど、市町村には2014年に施行された改正災害対策基本法で、自力で避難することが難しく、支援が必要な人の連絡先などをリスト化した、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。法律では、要支援者ですが、今回は答弁要援護者という言葉を使うとのことなので、以後、要援護者でいきたいと思っておりますけど、この避難行動要支援者名簿ですが、今回の地震でもほとんどの自治体で作成されていました。玉名市でも作成されていました。しかし、この名簿が作成してあったにもかかわらず、安否確認、避難行動がうまくいかなかったという自治体もあるようです。そこで、1点再質問ですが、まずこの名簿の登録についてですが、登録には自分で申請して、登録するわけですが、まずはこの名簿の作成、登録があらゆる支援につながるものとなると思っておりますが、玉名市におられるすべての要支援者の方が、名簿に登録できるように啓発などしっかり取り組んでいくことが必要だと思っておりますが、市としての考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

要援護者の登録の啓発につきましては、それぞれ各民生委員さん並びに各区長さん方

にも周知を行ない、また、それを支援をいただきます消防団の皆さん方にもそういう方がおられる場合の登録の推進について要援護者会議等で周知を行ない、登録推進に啓発を図っているところでございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今、登録されてる人たちは何名ぐらいおられるかて、わかりませんか。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の再質問にお答えします。

登録者数は1,527名が登録されておるということでございました。市全体の要援護者の対象者は1万3,680人でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今、1,500名ぐらいの人が登録されていて、ほか候補に当たる人たちが1万人ぐらいおられるということなので、しっかりこういう名簿の制度があるということを啓発していただいて、しっかり登録できるように今後していただきたいと思えます。

名簿のほうですが、実際つくっていてもそれが使えないなら結局災害時のときに意味がないと思うんですけど、益城町のほうでは約2,400人分の名簿を作成していたが、地震によってパソコンも動かなくなり、5月上旬まで結局名簿を利用することができなかったそうです。そのため、紙、紙などで保存しておくべきだったとの声もあります。災害においては、あらゆることが想定されると思うので、ただ名簿作成するだけじゃなくて、いざというときにしっかり利用できるような対策をしていただきたいと思えます。防災計画において玉名市でその要援護者名簿を作成されているわけですが、その名簿の更新とかいうのは常にされていってるんですか。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

まず、登録者名簿の更新につきましては、住民の転入・転出、介護認定、それから身体障がい者手帳等の事務を通じまして、玉名市災害時要援護者名簿を毎月第一土曜日に更新をし、名簿情報を最新の状態に保っているところでございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 随時更新され、最新の状態に保たれてるということですからそれはいいと思えます。登録内容としては、名前とか住所とかどういう障害とか介護とかというのが登録されてると思えますけど、内閣府、国がだした要援護者に対する支援に関する取り組み指針によると、名前や住所などのほかに、取り組むべき事項として、個別計画の策定が上げられています。事前にその支援が必要な要援護者の方たちに、避難

経路や避難方法など、要援護者の方たちと協議し、把握しておけば多くの人がスムーズに避難可能であると思いますが、名簿登録されている方たちに対して、今現在個別計画などは策定されているのか、お伺いしたいと思います。もし、されていないのであれば、今後そういうことを検討されるのか、あわせてお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

要援護者には、登録後に首から提げる緊急連絡カードと個別計画書を登録者の自宅に送っております。まず、緊急連絡カードは本人の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、それから電話番号、その他の連絡先、緊急時の家族等の連絡先、避難支援等を必要とする理由、それから避難支援時の留意事項等を記載してあります。また、個別計画書には、災害発生時に避難支援を行なう方、そして避難支援を行なうにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、その他必要事項を記入してあります。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） そこはしっかり十分な、国が指針でも言ってるので、十分対応していただきたいと思います。

次に、もう1点ですが、このように名簿は自治体で作成されているんですが、もう1つ問題となったのが、今回の地震で、その問題となったのが情報公開に関することです。熊本地震においては、いち早く被災障害者支援団体などが現地入りしたにもかかわらず、要援護者の個人情報の取り扱いについて、市町村で大きな格差があったようです。支援団体が要援護者の状況を確認するにあたり、名簿の使用を求めたが、自治体ごとに情報の開示、協力態勢などに格差があり支援が遅れたところもあるようです。災害対策基本法が改正され、災害時には要援護者の個人情報を公開できるようになりました。しかし、この開示においては、各自治体が条例で規定するなど、個人情報との兼ね合いが難しいという問題点もあります。

そこで玉名市におけるこの災害時の要援護者名簿の個人情報としての取り扱いについての考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 要援護者の個人情報の取り扱いの考え方についての御質問にお答えします。

名簿は多くの個人情報が含まれるために、登録された本人から承諾いただいた避難支援者等関係者に限り提供をいたしております。名簿は玉名市個人情報保護条例を遵守し、取り扱うことにまずしております。熊本地震等の有事の際は、市民の生命を守る行動につながる名簿提供を行なったところでございます。登録に承諾をいただいた関係機

関には、民生委員、消防団、区長、警察等がございまして、そちらのほうには名簿を発行したところがございます。そのほか社会福祉協議会、消防署、自主防災組織には提供する準備は行なっておりますけど、今回は名簿の提出は行っていないということでございます。

ちなみに、ボランティア団体等の支援者の名簿の公表等につきましては、今のところ考えていないという状況でございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 法律では、災害が発生した場合には、その本人の有無にかかわらず、名簿情報をその支援者たちに提供できることになっています。登録者の同意も必要ですが、本当に緊急を要するときは、その開示することもあるということを登録時にきちんと説明しておいて、災害時に名簿がちゃんと利用できるようにしていただきたいと思います。今、民生委員、消防団、警察、消防とかの人たちには開示できるようになってるとのことですが、先ほども申したように、実際、今回の熊本地震で名簿の開示が遅れたため支援が遅れたという事例もあります。実際、その災害が起きたら支援に入ってくる方は市外から入ってくる人もいるし、県外から来るボランティア団体も多分多いと思います。そういった方に対して、どういうふうにか開示するのかという取り決めもきちんとしておかないと、いざ実際玉名市がものすごい被害に遭ったとき、入ってきても名簿が使えないということになりかねないと思うんですけど、そういうほかの団体に対して、開示することを決めておくことも必要だと思いますが、もう一度、その点についてはどうお考えですかね。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 名簿の開示に関しましては、要支援の関係者の対策会議がございます。その中で、どういう団体の皆さま方に開示できるのかというようなことを協議し、このその団体、先ほど申しました団体の皆さん方には開示してもいいというふうな協議を行ないまして、今、そういう形で災害時の緊急時の場合には、公表するところがございます。それで4月16日の本震が発生しました直後の1時間半後のペーパーでの名簿につきまして、各消防団に職員のほうが配付をいたしまして、消防団のほうで把握をして安否の確認に役立てていただいたと、それを中心に区長さん、民生委員さんというふうな地区のほうに広がっていくだろうというふうに思っておりますので、今回、そうした対応を行なったところがございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） できたら、今後そのほかの団体に対してどう開示していくのかというのも考えていただきたいと思います。

さつきからも何回もあっているように、消防団、民生委員さんたちに安否確認をお願いして、今回のように被害がそこまで大きくなかったらいいのですが、益城町や熊本市のようにもっとひどかった場合は、民生委員の方地震も被災し、安否確認がもしかしたら行なえないかもしれません。そのことも含めた上で、行政として安否確認を行なえるように、まず、まずは市内の体制をしっかり整えておき、それ以外に今度は消防団、民生委員さんたちの行政に属している人たちの力の協力を得られるようにして、それでもだめなときは、ほかの事業所などと協定を結んでおくなどの対応が必要だと思います。地震後、熊本市の職員の方たちと意見交換させていただいたんですが、熊本市でも要支援者名簿をあらかじめ作成されており、該当者が約2万2,000人ぐらいいて、その中の9,000人ぐらいが介護サービスやそういうサービスを何も受けておられない方がおられたそうです。つまり名簿に登録されてるだけの方が9,000人、なぜこの9,000人を上げたかという、先ほど部長の答弁でもあったんですが、何らかのサービスを受けている方は、そのサービス事業所に連絡を取ったりすれば、最悪安否確認はできるんですけど、そういうサービスをなんも受けてない方たちは行政側から安否確認を行わない限りは、安否確認が取れないんですが、熊本市では9,000人ぐらいその方がいたそうで、その方たちに対して、すべて個別訪問で安否確認を行なったそうです。結局そのときも人員の不足などにより、事業所の相談員さんの助けを借りながら行なったとのことですが、大分時間がかかったそうです。やはりその職員さんだけではもう人員的に一杯一杯になることがあると思うんで、そういう他の民間の事業所等も連携がとれる態勢をとっとくべきだと思いますけど、市としての考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

今回、福祉サービスを受けていない人への安否の確認につきましては、まず、民生委員さんに日常的に地域の見守り活動をいただいておりますので、一番地域の実情を把握しておられる民生委員さんのほうに要支援者を含め、住民の安否確認を行なうようお願いをしたところでございます。なお、施設の利用者につきましては、施設との連携、これは先ほど申し上げましたとおり、まず関係する部署において逐一毎日連絡を取りながら、そういう安否の確認等も地域の人たちの通所の方々の安否の確認等も連携して行なっておるところでございます。議員もそう言いましても、なかなか末端までいかないところもあろうかと思えます。御指摘のとおり、ほかの連携がスムーズにできるように今後も対応を考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 国の指針では、要支援者に対して行なうこととして、避難支援、安否の確認の実施、避難場所以降の対応などが記載されています。つまり、避難す

るためのサポート、安否の確認、避難後の支援を国の指針でも言っているわけですが、私を含め、ここにおられる方は、いざというときは自分で避難できると思いますが、名簿に登録されている方たちは自分ひとりでは避難が困難な方たちです。今回の地震ではほかの自治体でうまく機能しなかった事例など、問題点が実際あるわけですので、その教訓を生かしながら名簿作成だけでは終わらず、しっかりサポートできる態勢を玉名市でもとっていただきたいと思います。

次に、避難所について2点目の質問に移らせていただきます。

今回の地震においては多くの避難所が開設されました。熊本市では、今週最後の避難所が閉鎖されますが、益城町などでは、まだ避難生活をされている方も多くいます。地震後、益城町の避難所を訪問させていただきましたが、課題やうまくいった点などをお聞きすることができました。避難所運営においては、日ごろ余り意識することはないですが、災害時には本当に重要な部分を占めます。今回の経験からしっかり検証し、対策を立てておくことが必要であります。そこで避難所について4点質問いたします。

- 1、指定避難所の情報公開、住民への周知徹底について。
- 2、食糧、電源、備品等の確保について。
- 3、バリアフリーの整備、障がい者・高齢者等の受け入れ態勢について。
- 4、福祉避難所について。

以上、4点質問いたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の避難所に関する質問について、私が3点ほど、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、指定避難所の情報公開、住民への周知徹底ということでございますが、指定避難所の情報につきましては、各家庭に配付をしております地震防災マップ、あるいは玉名市津波ハザードマップ及び玉名市のホームページ等により避難所の情報提供を行っております。また、今回の熊本地震の際は随時避難所の情報や給水情報など、玉名市のホームページや安心メール、防災無線において住民の方々へ周知を図ってきたところでございます。今後も引き続き、ホームページはもとより広報紙などにより災害等への備えなどの情報を発信していきたいと考えております。

次に2点目の食料、電源、備品等の確保についてでございますけれども、現在、食料備蓄はアルファ米2,700食、飲料水500ミリリットルで約1万5,000本、栄養補給食品や乾パンなどが約1万食を確保しており、本庁及び3支所に配備し備蓄を行なっている状況でございます。今後の備蓄目標としましては、国が示しております人口

5%の1日分の備蓄の確保を行ない、現物備蓄や流通備蓄あわせて各家庭における備蓄の推進を図り、防災体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、電源の確保についてでございますが、市役所本庁においては非常電源が確保されておりますが、非常用電源の確保が未整備の施設がまだありますので、今後検討する必要があると考えております。

次に、備品の確保についてでございますが、今回の地震以降、非常用の簡易ベット7床、簡易トイレ14台、担架10台などを備蓄用として確保しており、今後の大規模災害の発生に備え整備を図っております。

次に、バリアフリーの整備と障がい者、高齢者等の受け入れ態勢についての御質問にお答えをいたします。今回、開設した避難所40カ所のスロープや多目的トイレの整備状況につきましては、スロープと多目的トイレの両方とも設置している避難所が40カ所中21カ所、スロープのみを設置している避難所が15カ所となっております。また、両方とも設置していない避難所は4カ所という状況になり、今回、障がい者や高齢者等の受け入れを行なったところではございますけれども、未整備施設につきましては、障がい者等の配慮を含め、順次整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 4点目の福祉避難所についてお答えいたします。

福祉避難所は、災害時において最初から避難所として市民が避難することはできません。災害時指定した避難所において避難生活に支障をきたすおそれがあるなど、状況に応じ特別な配慮が必要となる場合に市の判断で設置を要請する二次的避難所であります。平成24年3月に社会福祉法人玉医会、たまきな荘でございますが、たまきな荘との協定締結を皮切りに、現在までに市内一円に及ぶ社会福祉法人や医療法人の10施設と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を交わしております。10施設あわせた受け入れ人数は165名となっております。今後も協定施設をふやしていく予定でございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

一つ目の情報公開と周知徹底ですが、ホームページや広報などでされているとのことですが、今回の地震発生の際に消防団員として私も巡回していたんですが、実際その巡回しているとどこに避難したらいいのかで聞かれることが大分あったんで、さらなる啓発をして、しっかりどこに避難したらいいというのが市民の皆さんがわかるようにし

ていただきたいと思います。

二つ目に、食料、電源、備品などの確保についてですが、食料においては国の指針、規定している量でされているとのことで、電源などについては、市役所あって、まだ未整備のところがあるということなんですけど、最低限電源が必要なぐらいは整備できるように今後進めていただきたいと思います。今、玉名市で避難所が開設される場合、自主避難所という形で開設されることが多いんですが、自主避難の場合は、水や食料、防寒具など自分で持っていくことになります。今回の地震のときもそうですが、先日の台風のときも自主避難という形でした。しかし、ひとり暮らしの高齢者も多い中、食料はともかくとして、何枚かずつでも毛布くらいは常備して貸し出してもいいのではないかと思いますけど、それについて市の考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、自主避難時の対応としての毛布の整備、貸し出しとか、貸し出しというかについてでございますけれども、現時点で毛布は800枚ほど備蓄をしているところでございます。今回の熊本地震におきましてもお年寄りなど毛布を持参されておられない方、避難者の方に対しましては、その中から使っていただいていたというふうな状況でもございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） そのようにどうしても自分で持って来れない方もいると思うんで、今、臨機応変で対応されてるみたいなんで、今後そのようにお願いしたいと思えます。

3点目のバリアフリーの整備についてですが、災害時の避難所は混乱していると思います。しかし、どのような状況においても高齢者、障害者、妊婦など、要援護者が近くの避難所には入れるような仕組みづくりが必要だと思います。玉名市では、40カ所避難所があって、その中でどちらも設置されていないのがまだ4カ所ぐらいあるとのことなので、今後、そこにおいては指定避難所になっているからには進めていただきたいと思います。実際、熊本地震において避難所がバリアフリーではなかったため、受け入れてもらえなかった障害者などがたくさんいました。人の命と安心・安全は、だれにでも平等にあると思います。市が避難所をしているからには今後しっかり進めていただきたいと思います。その今、整備されていないところが実際あるのであれば、その地域の要援護者には、あらかじめ違うところに避難できるような、さっき言った個別計画などしっかり立ててすべての方が支援の輪からこぼれ落ちないように対策していただきたいと思います。そういう弱い立場の方たちに対して、しっかり支援を目指していって

ただきたいと思います。

4点目の福祉避難所についてですが、玉名市では今、10カ所、165名の受け入れる状態で提携をされているとのことですが、少し規模は違いますが、熊本市では、170を超える事業所と福祉避難所開設の協定を結んでおり、約1,700人の収容を想定されていたそうです。しかし、地震直後に開設できたのは約1割程度だったそうです。あとの9割は開設したくてもできなかったとのこと。1カ月ぐらいたって5月時点でも4割程度しか開設できていません。このように熊本地震においては協定を締結していた福祉避難所のほとんどが開設できないという現実がありました。しかし、なぜ、こういう状態が起きたかといいますと、提携している各事業所でもまず、利用者さんが第一になります。日ごろからサービスを受けられている方が当然いらっしゃいます。その方たちがまず非難されてきます。同時にそのご家族も一緒に非難されます。さらに加えて、そこで働いているスタッフの方も被災される。結果的に人員が不足する。こういう複合的な現象により、通常の運営よりも多くの労力が必要になって、事業所関係者だけで一杯一杯になって、受け入れたくても受け入れられないという現状が発生しました。市の担当者のほうにも伺ったんですが、被災が想定以上に広域だったという理由がこの混乱を呼んだとされています。被災においては、同じようにみんなが被災します。本来の機能が発揮できないことは十分に想定されます。玉名市も現在、10カ所で165名受け入れができるようになっていますが、この計画どおりにはいかないことも予想できます。実際熊本市でも1割しか最初機能しなかったわけです。震災においては本当に最初の何日かが一番重要になります。10カ所のうちもし1割りなら、玉名市では1カ所しか開設できないという可能性もなきにしもあらずです。そのためにももっと多くの事業所と福祉避難所協定を締結する必要があると思いますが、玉名市としての考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 福祉避難所につきましての再質問にお答えします。

現在、先ほど答弁しましたように10カ所の福祉避難所がございます。今後はこの福祉施設につきましては、できるだけ拡大の方向で協議を進めていきたいというふうに思っております。議員も今おっしゃいましたように、2、3のこの施設の中で、利用者の方がこの福祉避難所のほうに非難されたということもお聞きしておりますが、ほとんどの避難所の支援を要する人も、公共施設の第一の避難所のほうに避難をされ、主に4カ所、主要の4カ所ですね、のほうに避難をされ、その避難所の中で長期にわたって非難されていて、この福祉施設のほうまでいく事例はなかったというふうなことでございましたので、福祉避難所に行かれた事例はなかったというふうなことでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 現地の事業所は同じように被災します。想定していたのよりもやっぱり受け入れが少ない可能性もあります。今後ふやしていく方向ということなので、しっかり対策とれるように、今後も進めていただきたいと思います。先ほど申し上げたように、予定どおりに引き受けられない現状が発生します。そのような場合を想定して、できるだけ遠くの自治体と防災協定を結び、民間事業所や各専門職の組織などに応援をお願いするような仕組みづくりも必要だと思えます。現に熊本市では、この福祉避難所が不足した対応として、北九州市などの施設に受け入れをお願いされたという事例があります。玉名市として、あらかじめほかの自治体と連携、あるいは防災協定など結んでおくにより態勢が万全ではないかと思えますが、それについて考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

他市町村とも当然連携を図りながら、そういう施設の協力関係を気づいていきたいというふうに思います。今回は他市町からうちの避難所のほう、公立の避難所のほうに非難されて長期間おられた事例もありますし、お互い私どもも外のほう、他市町に行く例等もあるかもしれませんので、そういった方向でも検討してまいりたいというふうに思います。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） しっかりそのほかの市町村とも連携とれるように体制をとっていただきたいと思います。答弁あったかもしれないんですけど、玉名市の避難の流れは地域の避難所にまず避難されて、そのあと支援が必要な方は福祉避難所に避難する流れだと思えます。私もそれがいい流れだと思えます。しかし、中にはいきなり福祉避難所に避難されてくる要援護者でない方もいるのではないかと思います。今回の地震においては、いきなり福祉避難所に避難してくる要援護者でない方たちはおられなかったのか。先ほどおられなかったと言いましたか。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

施設の利用をしておる方で、その施設に入所者じゃない、日ごろ利用しているデイサービスとか、そういう人がその施設に避難されたというのは1、2件お聞きした事例がございます。ただ、一般の方が福祉避難所に避難をされたというのはなかったということでございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） そこはなかったということなんで、福祉避難所の本来の機能を

十分に発揮するためにも指定避難所、福祉避難所の役割というのも市民の方たちに対しても十分説明をしていただきたいと思います。なかったということなんで、そこはしっかりできているのかなと思います。また、その熊本地震においては、福祉避難所があるために地域の避難所から断られた障害者ご家族もいらっしゃいました。まずは地元の近くの避難所に避難できて、ある程度落ち着いてから福祉避難所に移れるようにしなければいけないと思います。災害時は遠くへは行けません。まず近くの避難所にしっかり避難できるような態勢づくりを要望したいと思います。

熊本学園大学の避難所の事例を1つお話しさせていただくと、ここでの取り組みは報道でも何回も取り上げられているので御存じの方も多いと思いますが、実際にこの熊本学園大学に避難された方とお話したのですが、ヒューマンネットワーク熊本という障がい当事者がつくった支援団体の職員さんが地震発生後、利用者さんのお宅を1件1件安否確認し、事業所までみんなを連れてきて避難したそうです。何人もの方が地元の避難所から断られたり、避難できずに自宅で1人でじっとされていたそうです。結局、事業所に避難された方が10名を超え、さらに事業所自体が地震による被害に遭っていたため、このままでは危ないので、翌朝熊本学園大学に緊急避難と言うよりは、押しかけていったそうです。実際、学園大学には地域の方々も避難されていましたが、ここは市の指定避難所ではありませんでした。しかし、理事長や学長の判断で、高橋ホールという場所を障がい者の皆さんに開放されました。ここには3カ所の多目的トイレがあり、300人規模の行動はフラットなつくりで、そこに体操用マットを敷きつめ、約1週間60名前後の重度障がい者の方たちがそこで避難をされていました。また、大学には社会福祉関係の教職員、学生がおられ、その方を中心に徹夜で支援に当たり、体位交換やトイレの介護に当たられたとお聞きしました。大学の判断で自主的な福祉避難所的な空間が実現しました。しかし、これは本来機能すべき福祉避難所が開設されず、必要に迫られた対応で、建物、支援者、大学の判断という幾つもの奇跡が重なり実現したものです。熊本学園大学は指定避難所になっていたわけではないですが、このようにみんなの力が合わさり福祉避難所ができました。もし、ここがなかったと思うと本当にどうなっていたかと思います。玉名では、九州看護福祉大学が指定避難所になっており、福祉の専門の大学でもあります。あらかじめ大学ともこのように行政としてもしっかり協定など結んでおくのも1つの対策ではないかと思います。ただ、行政としても福祉避難所と指定しておくだけでなく、災害時にしっかり活用できるように、ありとあらゆることを想定しながら、想定外がないようにしっかり対策をとっていただきたいと思います。

次に、もう1点再質問ですが、今度避難所全体についての再質問ですが、指定避難所のほとんどは学校や公共施設だと思いますが、ほかの市町村においては公共施設の幾つかは民間に指定管理や業務委託されています。熊本地震のとき、指定管理者との行き違

いにより、避難所の対応で好ましくない対応をされた事実があります。これは事前に行政側と指定管理業者側に災害時における対応がきちんと協議なされていなかったことが要因としてあげられます。玉名市も今後、公共施設を指定管理されていくことも考えられますが、災害時に指定避難所としての協定など、指定管理者側と事前協議、役割分担についても協定書などに盛り込むべきだと思いますが、市の考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

公共施設の指定管理による防災上の協定等についてということでございますけれども、公共施設の指定管理は基本協定書によりさまざまな条件を定めております。現在、基本協定書に防災上の定めは記載されていないため、今後基本協定書締結時に防災上の定めを盛り込みたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） しっかり盛り込んでいただきたいと思います。そのように盛り込んでおけば、避難所になったときもスムーズな運営が実際できると思うので、しっかりそこは進めていただきたいと思います。避難所開設時には、被災者の受け入れが最優先され、どのような方が避難されているか、どのような配慮が必要な方がいるのか、なかなか把握するのが難しいということがありました。食事を配るときも、高齢や障害のために並べない方には、食事が配られなかったり、難病のために大量の飲み水を必要とされる方にもペットボトル1本ずつしか配られない避難所もありました。さらに高齢や障がいのためトイレが使いづらいなどの理由で、やむを得ず危険な自宅で避難生活を送る方や子どもが小さいので車中泊をされている方もいらっしゃいました。避難所の運営においてもしっかり対策をとっておくことが必要だと思います。避難所のマニュアルなどの作成も必要だと思いますが、それについては最後の防災計画のところ質問させていただきたいと思います。

それでは、3つ目の相談事業について、2点質問させていただきます。

1、被害相談の現状について。

2、心のケアなどの相談体制について。

以上、2点質問いたします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員御質問の相談事業についての御質問にお答えします。

玉名市での被害において現在、罹災証明書を発行しております件数は9月12日現在で、全壊9件、大規模半壊12件、半壊66件、一部損壊1,074件でございます。

また、相談件数といたしましては、地震被害に関する各種相談が2,818件ございます。そのほか被害調査を行なった上で、罹災証明を受け取りに来ておられない方も106件ございます。これらを総計しますと4,085件となります。また、災害救助法や被災者生活再建支援法による支援の対象ではございませんが、商工政策課より発行されております事業所用罹災証明も証明書も166件発行いたしております。また、熊本地震が原因で、傷病を患い、一月以上の加療が必要な医師の診断書を提出された2人の被災者の方へ、玉名市災害見舞金支給条例に基づき、見舞金を支給いたしております。

以上でございます。失礼しました。

次に、相談事業の心のケア等の相談体制についてお答えいたします。

今回の災害において、心のケアは大変重要な事項と考えております。熊本地震で主に実施したことですけれども、避難所においては不安そうな避難者への保健師による声かけや必要時支援を行なうとともに、心のケアについてのチラシを作成し、配付を行っております。また、保険予防課が熊本地震相談窓口の中の心の相談窓口として対応したり、母子保健推進員や民生委員、児童委員に総会や会議を通して心のケアについての重要性について周知し、地域住民の方々へ関わりや気になる方は行政とのパイプ役として協力いただいております。さらに、関係機関の協力を得て、精神科認定看護師等の構成メンバーである災害派遣精神医療チームDPAT（ディーパット）による心のケアの研修会を開催いたしております。この研修会は関係各課や保育士、保育園、幼稚園、療育支援センター、介護サービス事業所、小学校、中学校、高校の養護教諭などを対象に実施し、参加者から心のケアにとっても生かせる内容で効果的だったとの声も多く寄せられております。現在行なっている取り組みとして、乳幼児健診で心と体の相談のアンケートを実施し、母子手帳交付時や乳幼児の検診、相談などの事業時に心のケアについて対応を行っております。現在も子どもが地震があると親から離れなかったり、母親も不安になる等の相談があり、今後も心のケアの継続的な支援が必要であると考え、相談窓口を続けているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

被害相談については、4,000件ぐらいいろいろな相談があつてとのことですが、被害の大きさの調査で、一次調査されて、結構ほとんどの人が不満、不服というか、納得がいかないで、二次調査されたと思います。二次調査において、大分被害の判定が上がった方が多かつたとの報道もあつてます。先ほどの多田隈議員の質問でもあつたんですが、市町村格差もあるような問題もあります。二次調査をしてもそれでも不服というか、クレームというか、納得いかないという市民の方もおられると思いますけど、そう

いう方たちに対してどのようなしっかり相談には引き続き乗られているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の再質問にお答えします。

一次調査それから二次調査とございます。本市におきましては一次調査から二次調査に移行された件数は180件程度でございます。そしてランクが上がったという件数につきまして約4%ぐらいはそのうち上がっておりますが、ほとんどの方が二次調査で納得をしていただいております。ただ、まだ1件だけ二次調査でも不服といえますか、三次調査という形に持っていつている状況でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） そこはしっかり納得してもらえるように相談していつてほしいと思います。

心のケアなどの相談体制は、しっかりいろいろな専門職の方たちに対して依頼してされている、されたとのことなので、今後もそういう体制しっかりできるようにとつていただきたいと思います。市民の方に対する心のケアも1つ重要なんですが、それ以外に職員の方たちも被災されながら、業務に当たらないといけないということで、職員の方たちに対するストレスケアというか、そういう心のケアも必要だと思つますが、その職員に対するケア態勢は現在でどのようになつているのかお伺いしたいと思つます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

今回の震災対応にかかる業務につきましては、全庁的なプロジェクトチームや熊本地震被災者支援課の設置、加えて県内の被災自治体への派遣なども含め、職員一丸となつて1日も早い復旧・復興に向けて力を注いでいるところでございます。

その一方で確かに職員が多忙を極め、メンタル面での不調が現れる可能性も否定はできません。つまり頑張れば頑張るほど地震のストレス反応に気づきにくいメンタル不調に陥りやすいという側面があることも事実であろうかと思つます。このような状況の中、本市ではメンタル不調の防止に向けて、悩みや心配事を専門のカウンセラーに相談できるシステムでありますEAP従業員援助プログラムとありますが、その事業者と連携をとり対策を講じてまいりました。今回の地震後、庁内イントラによりまして災害時特有のストレス反応への対処方法を周知をしたほかに、特に管理職に対するラインケアとして、職場内の部下への対応等についてもお願いをいたしました。あわせて少しでもストレス反応が生じた場合など、すぐに先ほど申し上げましたEAPへ相談することを進めながら、メンタル不調の未然防止に努めてきたところでございます。このEAP事業というのは、匿名、無料でございます、電話、メールなどにより、専門カウンセラー

にさまざまな相談をすることができるもので、今後も職員のメンタル不調予防のためには積極的に周知を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） そのようにやっぱり職員の方たちも本当に疲れた状態でやっぱり対応しないといけないと思うので、各自治体も地震の対応で1カ月、2カ月休みがほとんどなかったというお話もお伺いしますので、しっかりとその対応をする側の職員さんたちのケアもしっかりとれるように、今聞いたら大分とれてるみたいなので、お願いしたいと思います。

次に、4点目の防災教育強化への取り組みについて質問させていただきます。

○副議長（江田計司君） 北本議員、一息入れましょうか。

○1番（北本将幸君） はい。

○副議長（江田計司君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時26分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） ついに4点目の防災教育強化への取り組みについて質問させていただきます。

防災に対する知識の普及や訓練を日ごろより実施しておくのは、災害時の対応における基礎になります。そこで防災教育の強化への取り組みについて3点質問いたします。

- 1、地域における防災教育について。
- 2、子どもたちへの防災教育について。
- 3、職員に対する防災教育について。

以上、3点質問いたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の防災教育強化への取り組みの質問の中で、私のほうから1点目の地域における防災教育についてと、3点目の職員に対する防災教育について、続けてお答えをさせていただきます。

現在、地域において自主防災組織の取り組みに力を注いでおり、結成率が約77%となっております。防災安全課としましては、各自主防災組織から要請があれば説明会へ

出向いて、地域の防災力強化への対応を図っております。また、校区等からの防災等についての説明会の要望にも対応をしているところでございます。なお、九州看護福祉大学において学生に対しまして防災についてのテーマで講義をした経緯もございます。今後も引き続き自主防災組織や校区等への防災教育を行なうことにより、その裾野が広がり、最終的には個々の防災教育強化へつながると考えるところでございます。

続きまして、職員に対する防災教育についてでございますけれども、御案内のとおり本市では、必要な防災体制の確立、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、地域防災計画が作成されております。この市民の生命、身体を守るといふ目的の重要性に鑑みまして、計画書は庁内イントラにおいて全職員が常にその全文を閲覧できるように態勢を整えているところでございます。また、防災計画に基づく昨年11月の防災訓練におきましては、防災安全課の指導によりまして、災害対策本部の設置から、部課長級職員の緊急招集に至るまでの訓練を行なったところであり、今回の地震にも相応の成果が生かされたものと思います。今回の地震を受けまして、今後も関係課連携の上、研修等を通じて防災意識の徹底に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 防災教育強化への取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

子どもたちへの防災教育についての質問にお答えいたします。子どもたちにとっての防災教育は、防災に関する基礎的、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを活用することによって防災について適切な意志決定ができるようにすることを狙いとする側面があります。また、一方で当面しているあるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に上げ、安全の保持、増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指す側面があると考えております。そのような中、学校では地震や津波、台風などの自然災害や火災、交通事故、活動中の不慮の事故などのさまざまな災害を取り上げ、各教科や学級指導、学校行事などで計画的、継続的に指導を行なっているところです。具体的には、ほとんどの学校で目的別に年3回以上の訓練が行なわれております。多い学校では、年5回行なっている学校もあります。避難訓練の内容につきましては、それぞれの学校の地理的条件や交通状況など、地域の実情を踏まえ、学校で創意工夫をしながら実施しております。近年は指示に従って動く訓練だけでなく、子ども自身の危険予知能力、危険回避能力を高めることを狙い、特にみずから考え判断できるように各学校で創意工夫をしているところです。

次に、熊本地震後に起きる学校の指導状況についてお答えします。教育委員会としま

しては、身近で発生した熊本地震を受け、発生直後から学校施設の被害状況の確認や児童・生徒の心のケアとともに、児童・生徒の自主性や主体的な判断力を高めるような防災教育のあり方について、校長会議を開催したところです。

ここで議員御質問の熊本地震発生後、新たに取り組んだ学校での事例について御紹介をいたします。1つ目に、登校再開後、全校集会を実施し、児童の不安を解消するため、地震が起きた場合の対処法や保護者への引き渡し方法についての講話を行ない、その後実際に保護者引き渡しを想定した訓練を行なったという事例がありました。

次に、児童に予告なしの昼休み中の避難訓練を行ない、児童の自主的な思考判断の状況を把握し、実際の場面を想定した指導事例がありました。さらに3つ目に緊急地震速報音を活用した避難訓練の事例がありました。さらに、具体的な場面を想定した教材資料である日本赤十字社の青少年赤十字プログラム、守る命、広める防災を活用した事例もありました。このように熊本地震の経験や訓練を生かした様子など、さまざまな子どもたちへの防災教育を実践しているところです。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1つ目の地域における防災教育についてですが、要請があったら地域とかでされてるとのことですが、災害時には日ごろからの防災知識と避難訓練などの対策が基礎になってくると思います。先日台風10号の影響で、岩手県のグループホームでは多くの尊い命が失われました。避難準備の指示は出されていましたが、避難までには至っていませんでした。災害時、行政より指示が出されますが、この避難においても避難準備や避難勧告、避難指示などさまざまなものがあります。ぴんとこない方たちも多いと思います。防災知識の普及という点からも市で作成されている防災マップやゆれやすきマップ、ハザードマップなどいいものを作成されているので、そういうものを生かしながら、要請がなかったとしても地域地域で定期的に勉強会などを開催するべきではないかと思いますが、市の考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

各種防災マップを活用して、自主防災組織、あるいは区長会、いきいきふれあい活動などに積極的に出向いていって防災意識の向上に努めたいと考えているところでございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） できればそのように、行政側から勉強会などを定期的で開催して、知識の普及というのに努めていただきたいと思います。

また、リーダー的存在を育成するのも重要だと思いますが、地域の防災リーダーの育成や大学生防災リーダーの育成など、地域地域の防災力を高める講座や研修など開催してもいいと思いますが、それについてはどうお考えかお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

地域の防災リーダーであります自主防災組織や消防団及び区長会などにおいて幅広い防災知識の習得を目的に、研修あるいは勉強会などを企画していただき、市の防災部局も積極的に協力できる環境を整えたいと考えております。また、大学生の防災リーダーということでございますけれども、大学生の皆さんも市の防災訓練に毎年参加をいただいております。防災について学ばれておられますけれども、今後も訓練に継続的に参加していただき、大学卒業後も地域の防災リーダーとして活用していただければと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひ、今後も研修などしっかり取り組んでいただきたいと思います。

2つ目の子どもたちの防災教育についてですが、日ごろからしっかりされていて、さらに地震後に新たな取り組みもされているとのことですので、今後も、今子どもたちの防災意識も高いと思うので、今後もしっかり進めていただきたいと思います。

3点目の職員に対する防災教育ですが、日ごろから研修等をされていると思いますが、そこで1点ですが、この訓練など研修は主に避難とか、救助などが中心となってくると思いますが、災害においては前の質問でも言ったんですが、避難所の運営も行なわなくてはなりません。今回の震災でも各避難所を行政の方が運営されたと思います。避難所運営においても日ごろから考えておくことが必要となってきますが、そこで東日本大震災後、災害時における避難所運営について考えなければという思いから、静岡県が開発した教材で、避難所運営ゲームを利用した授業や研修が全国各地でふえています。もし自分が避難所の運営をしなければならない立場になったとき、最初の段階で殺到する人々や出来事にどう対応すればよいか、避難所運営をみんなで考えるための1つのアプローチとして開発されたものです。災害が起きたと仮定して、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所である体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に人を配置できるか。また、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。プレイヤーはこのゲームを通して要援護者への配慮をしながら部屋割りを考え、また、炊き出しの場所や仮設トイレの設置の場

所など、生活空間の確保、それ以外に視察やテレビの取材対応といった出来事に対して思いのままに意見を出し合ったり、話し合ったりしながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができます。このように実際に体験でき、みんなで話し合いながらできる避難所運営の訓練を玉名市でも今後防災訓練の1つとして取り入れてもいいのではないかと思います。この運営に関する訓練について市の考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

確かに、今回、熊本地震におきまして避難所の運営というのは市の職員でかなり長期間にわたりましてやってきたわけでございますけれども、確かに避難所を運営するに当たっては、いろんな問題が発生しておりました。それを現在、全課39課でありますけれども、それぞれヒアリングを行ないまして、その辺の避難所の運営についてもそれぞれやはり問題だった点とかを聞いております。そういう意味におきましても避難所運営をやっていくというのは非常に重要なことであるかと思っておりますので、そのあたりを十分検証いたしまして、適切な運営ができるように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 最近では、本当に台風、地震、多くの災害があります。職員の方たちもその都度対応に迫られる、追われることが多くなってきています。実際、防災無線でも多くの避難に関する指示が玉名市でも出されています。このような中、ますます防災知識の普及と避難訓練などの対策が重要になってくると思っております。ことしは地震もあり、玉名市も被災しました。答弁のように日ごろから職員さんに対する研修も実施されているとのことですが、今は職員の方たちも防災に対しての意識がより高くなっていると思っております。このようなときだからこそ、ことしなどは防災に特化して研修など重点的に行なっていただきたいと思っております。

次に、5点目の消防団について質問したいと思います。災害においては、地域の防災組織である消防団と連携していくことが重要です。消防団は今回の震災においても各地域で見回りや復旧活動に従事しました。そこで消防団関連について2点質問いたします。

1、消防団との連携について。

2、設備の充実強化について。

以上、2点質問いたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の消防団との連携についての御質問にお答えいたします前に、まずは北本議員も消防団に入っておられて、昼夜を問わず市民の安心・安全

のために御尽力、御協力いただいておりますことに対しまして、まず感謝を申し上げますと思います。

さて、消防団の皆さまには、火災の後方支援、水防対応、行方不明捜査など多岐にわたり、防災や水防などの協力を行なっていただいております。すべての活動の指揮命令系統は、市防災部局と消防団長が常に連携をとり、消防団長の指示により副団長、分団長を通じて各団員が任務を遂行する命令系統になっております。ちなみに、今回の熊本地震においては、災害対策本部設置に伴い、消防団正副団長の参集を行ない、対策本部との連携のもと、各団員へ早急な被害調査を行なうことなどの指示により、迅速な被害報告が行なわれたところでございます。

今後も市と消防団は常に連携をとり、消防団活動が地域住民の安心・安全に貢献できるよう、今まで以上の連携強化を図りたいと考えております。

次に、設備の充実についてでございますけれども、消防団関連の設備につきましては、市の長期財政計画により設備の充実を図っております。主な整備状況を申し上げますと、動力ポンプ付き積載車92台、過半動力ポンプ21台の配備を行なっております。ちなみに積載車の更新は、使用年数20年をめどとしております。そのほかにも、消防ホース、消防ホース格納箱の配備、あわせて年1カ所ではございますけれども、消防団詰所の建てかえなど、消防団関連の施設や備品等の充実強化を行ない、消防団活動が円滑に行なわれるよう環境の整備を図っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

消防団との連携については、しっかりされていると思いますが、今回の震災中に見回りなど行なったんですが、行政側から直接指示がくると消防団側から指示がくるので、その連携がちょっとうまくいってないというようなお話も聞いたんで、そこら辺しっかりと連携して、命令系統スムーズにいくように体制をとっていただきたいと思います。

次に、1点質問ですが、今回の地震でも発生直後から地域の見回りなどに従事しました。しかし、東日本大震災にて多くの消防団員が犠牲になったこともあり、消防団のあり方を議論する総務省消防庁の有識者検討会では、消防団員が避難誘導などの活動を切り上げる際の待避のタイミングを示す、安全管理マニュアルの策定を求めています。玉名市として消防団員に対する安全管理に対する取り決めも必要だと思いますが、市の考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

現在、消防団の活動中における安全を期するため、消防団員に対する安全管理マニユア

ルの策定に向けて作業を行なっているところでございます。また、作成に当たっては、先進自治体の事例等を十分考慮し、策定を行なってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 安全管理マニュアルですが、東日本大震災からつくろうということで、各自治体進められているんですが、地震から5年ぐらいが経過しているので速やかにできるだけ早く、しっかりその安全管理という部分からつくっていただきたいと思います。備品等の充実強化についてですが、実際、消防団で積載車やポンプやホースなどの備品については、結構新しいのがすぐ来たりして、充実しているかなと思うんですけど、やはりその消防小屋、詰所のほうがやはりなかなか耐震等進んでいないと思います。実際、地震のとき消防小屋にいたんですが、余震がくるたびに一番最初に消防小屋が潰れるんじゃないかというぐらい古いところもあります。実際、さっき多田隈議員の質問にもあったんですが、壊れたところもあります。やはり拠点となるところなので、今後、予算の関連もあるかと思いますが、その拠点が潰れたら動こうにも動けなくなる可能性もあるので、そこだけはお金がかかっても耐震なりしっかりと整備を進めていただきたいと思います。本当またいつ地震がくるかもわからないし、その拠点となるところなので、本当にこれは強く要望しておきたいと思います。

次に、6番目最後の防災計画の見直しについての質問ですが、今回の震災を経て、さまざまな検証をされ、見直しされると思いますが、防災計画の見直しのスケジュールと方法についてお伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の防災計画の見直しについての御質問にお答えをいたします。

梅雨明け後の8月から支所を含む庁内全課、39課を対象に熊本地震における第1回の検証会を行なったところでございます。今後、災害対応が必要となる課とは複数回の協議が必要であると考えております。また、警察などの外部関係機関との検証会も並行して行ない、来年5月に行なわれます防災対策会議におきまして、今以上の実効性のある防災計画書の承認を得るというスケジュールで進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今は見直されているということですが、災害対策基本法に基づいて、防災計画を玉名

市でも作成されていると思います。災害の予防、災害対策及び復旧・復興について、総合的に計画を定めておられると思いますが、実際、どの自治体でも計画されています。今回の熊本地震で、各自治体では防災計画が不十分であり、実効的な計画ではなかったことが明らかになりました。例えば、災害の被害予想が低かったり、庁内で横断的に対応できなかったり、生活者の目線が不十分であったり、また、行政施設が被災しないことが前提だったなど、いろいろな課題が浮き彫りになったと思います。想定外の災害が全国各地で起きています。今、見直しをされているとのことですが、今現時点で全課を上げて検証され、防災計画にここは改善点が必要だったなどかという点は何かあったのかお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、現在、第1回目の検証を終えたばかりでございますが、うまくいった点としましては、災害対策本部の設置、初動体制の確保やあるいは地震総合窓口の設置、必要に応じたプロジェクトの立ち上げなど、迅速に対応した点が上げられるところでございます。また、見直しが必要と思われる点につきましては、長期期間に及ぶ避難所運営や罹災証明書発行態勢等への課題が挙げられるところでございます。今後、複数回の検証を行ないながら、問題点の精査を行ないたいと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） しっかり改善点など上げて、しっかりした防災計画をつくっていただきたいと思います。順次今後見直されていくと思いますが、最近の災害は地震を含め、大雨など、まさかというレベルの被害が本当に多くなっています。市民への啓発も含めて、災害が少しでも小さくなるために減災への取り組みも進めていく必要があると思いますが、その減災対策について市の考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

実効性のある防災計画の見直しというのは、やはり減災対策としましては最優先課題であります。減災に取り組むため、防災関連のマップの整備や各防災組織リーダーの防災知識の向上につながる対応策等を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 減災対策にも今後しっかり取り組んでいただきたいと思いません。

防災計画をつくっていかれると思いますが、庁内全課を上げて検証され、防災会議で

つくっていかれると思いますが、そのつくる上で、市民の方の声や被災の玉名市よりひどかった益城町や熊本市の方々の意見を取り入れることも重要になってくると思います。そういう被災のひどかった地域の方との意見交換、自治体との意見交換の場を設けていくなどの考えはないのかお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

本市の防災計画書の見直しにつきましては、まず、市役所内の所掌事務の検証、次に、外部防災関係団体との検証を行なった上で、区長会長を含む各種団体のリーダーで構成する玉名市防災会議のメンバーにより、幅広い御意見を取り入れ見直しを行なうこととしているところでございます。他の自治体とかとの意見交換については、可能であればできるだけ考えていきたいとは思いますが、なんせまだ復旧・復興に向けてされておるところがございまして、そのあたりの状況を見ながら考えさせてもらいたいと思います。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 実際その避難所運営をされた方たちの話を聞くのは本当に貴重だと思います。私自身も地震後避難所を何カ所か訪問したのですが、その中でも益城中央小学校の避難所のお話をさせていただきます。

ここでは、最初はボランティアの方たちの協力を得て避難所を開設されましたが、そのあとは地域住民だけで運営され、障がいがあっても高齢者でも、それぞれができることを行ない役割を果たすことで、8月19日の閉鎖の日までトラブルもなく運営できたそうです。避難所には紙でつくった個人スペースが設けられているのですが、睡眠など必要な時以外はカーテンを開けておくなど、ルールが決められており、その他コミュニティスペースを設けて、ここでみんなが一緒に食事をしたりテレビを見たりするようになっていました。リーダーが中心となって避難所において1つのコミュニティが形成されていました。さらに仮設住宅への移転においても中央小学校で避難生活を送っていた方々たちをお隣通しの住宅に入居できるようにしたことにより、人間関係がつながったまま生活が続けられ、ひとり暮らしの高齢者など、不安もなく移転できたそうです。ここでも自然に助け合う関係が今できているそうです。ここでのノウハウを今後避難所運営において生かしてほしいと思います。ここには厚生労働省など、国のほうからも多くの方が視察に訪れ、避難所の新しいモデルになるものだと言われています。また、ここに非難されている方に言われたのが、復興においてはさまざまな支援も必要だが、一番大事なのは被災者自身が復興に対してどう取り組んでいくかが一番重要であると言われました。ボランティア頼みになってはだめで、被災した直後はもちろん頼りにするが、

人頼みではなく被災者がみずから掃除をするなど、役割を持つようにしないと体を動かさなくなり、健康状態が悪くなり、いざ仮設住宅などに移ったときに何もできなくなったり、やる気が出なくなったりしてしまいます可能性あるとのこと。このような実際避難所運営をされた事例を参考に、玉名市においても災害の広がった地域の職員さんは今忙しいかもしれませんが、地域の皆さんも交えて、その避難所運営に対するマニュアルなどあらかじめ作成しておいてもいいと思いますが、そのマニュアルの作成について考えをお伺いします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

今回の地震による長期の避難所の運営に限らず、大雨とか、台風などによる避難所運営に当たりましては、やはりマニュアルを作成することは重要であるかなと言うような認識をしているところでございます。

議員申されたように、先進的な自治体の取り組みなどを調査し、玉名市の状況に応じたマニュアルの作成を行なってまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1 番 北本将幸君。

○1 番（北本将幸君） そのマニュアルの作成にもぜひ、今後取り組んでいただきたいと思ひます。

本当にその現地の方たちの話を聞くのは、今後対策を練るのに、本当重要なことだと思うので、ぜひ、前向きに検討いただきたいと思ひます。

最後の質問になりますけど、今回は地震発生後の安否確認から、避難所の運営、防災教育を中心に質問させていただきましたが、災害が起きたときは通常的生活まで戻る復興に向けたロードマップが重要になってきます。被災地においても復興まではまだまだ長い年月がかかります。復興に向けたロードマップを描いておくことも重要だと思ひますが、玉名市の考えをお伺いしたいと思ひます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

市といたしましては、今回大規模な被害というのは受けておりませんので、復旧・復興プランの策定、いわゆるロードマップについては策定を行なってはいないような状況でございますけれども、やはり大規模災害とかが本市においてもきたというようなことでありますれば、当然このロードマップについては早急に定めていく必要があるかなと考えているところではあります。

以上です。

○副議長（江田計司君） 1 番 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひ、お願いしたいと思います。

防災強化においては、地域との連携を防災計画の中でうたうだけでは災害時いざというときにはなかなか実行できません。地域との連携はどのようにしていくのか、高齢者や障がい者、妊婦などの要援護者に対してはどのような支援が必要なのか、避難所はどのように運営していくのか、日ごろより具体的に意識して、具体的に計画していくことが必要です。昨年3月仙台市で開かれた国連防災世界会議で、新たな防災の考え方に注目が集まりました。障がい者や高齢者などを含む、あらゆる人の命を支えるインクルーシブ防災という考えとすることです。インクルーシブ防災を実現するには、私たちの社会に障がい者、難病患者、要介護の高齢者など、特別な配慮を必要とする人たちが共に生活していることをまず知らなければいけません。そのような方々とのように協働していく社会をつくるのか、議論して普段から強くて優しい社会をつくっていかねばいけません。そういう社会は災害にも強い社会だと思います。そのためにも防災計画を内部だけでつくるのではなく、市民の皆さん、地域の皆さんの声をもとに積み上げて作成していただくことを強く要望します。また、民間団体の活動ですが、1つお話しさせていただきますが、地震発生後に結成されたNPOや市民団体からなる支援団体である「こころをつなぐ「よか隊ネット」というネットワークがあります。5月にこの会議に参加させていただいたのですが、「よか隊ネット」とは、ここで支援活動を行なっていた各団体が熊本地震の被災者支援をよりよく行なうためには、支援団体が集結して対応することが必要だと考えてできた市民ネットワークです。活動趣旨としては主に公的支援から漏れた方々、谷間に置かれた方々に支援を行なっていくことを掲げています。5月当時すでに50近くの支援団体が加盟しており、現在では70を超えています。さまざまな団体があり、子どもに対する支援、障がい者に対する支援、就労に関する支援、食事に関する支援、瓦れきの撤去に関する支援など、それぞれの得意分野を生かした支援が計画され、実施されています。今まではここの団体で縦割りだった支援が、横のつながりを持って、より幅の広い支援活動が行なわれるようになりました。このように玉名市でも行政、市民、地域の組織が一体となって、地域ごとに連携を行なえることが重要です。民間でも支援の輪が横のつながりを持って広がっています。行政においてもそれぞれの課が全庁的に横のつながりを持って、得意分野をいかせる体制をつくっていけば、よりよい玉名市ができると思います。災害を経ることで災害に対する意識は強くなってきましたが、自分の身に降りかかってこなければ、やはりまだ意識が弱かったように感じます。今回発生した熊本大震災を未曾有の大震災にしてしまっただけではありません。玉名市も被災しました。今回の自身の経験を無駄にせず、よりよい玉名市を目指していただくことを強く要望いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時14分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 本日の最後の一般質問となりました。8番、自友クラブの内田でございます。

熊本地震への対応と課題について一般質問を行ないます。

私たちの日本が地震大国であることは、これは私たちがだれしもかつての歴史や経験から肝に銘じていたところでございますが、神戸に大きな地震がこないと、そのような思い込みが広がっていたところに21年前突然の阪神淡路大震災が発生し、甚大な被害をこうむったところでございます。また、まさか私たちの熊本でこれほどの大きな地震が起ころうとは、との根拠のない安心感に浸っておりましたところが、今回の突然の熊本地震の発生でございました。ここで改めて陣地を越えた巨大な地震の自然の前には、人命もまた営々と築き上げてきました個人的な財産、あるいは社会的財産も実にもろくはかないものであることを思い知らされたところでございます。阪神淡路大震災から21年、東日本大震災からほんのわずか5年、今度は熊本大分を中心とする九州中部の大地震であります。そして、それほど遠くない未来には東南海や首都圏を襲うであろう大地震による途方もない被害が想定をされています。今回の熊本地震の多くの特徴は、4月14日、4月16日と2回にわたる震度7の激震の発生と、それから5カ月たった今なお2,000回以上の余震が発生しておりまして、この2点が他の地震災害には見られない熊本地震の特徴とされております。さらに6月から7月にかけての集中豪雨による土砂災害、河川の氾濫等により人的、物的被害はさらに拡大の一途をたどり、現在に至っております。当玉名市においても、その激震や余震の多さは、私たちが過去に経験したことのないものでありまして、小中学校や保育所などの公共施設、道路、橋りょう、農地、住宅、河川、上下水道などに甚大な被害をこうむったところでございます。このような被害に早急に対応すべく5月9日と5月24日によりそれぞれ専決処分により災害救助、災害復旧関連予算を編成し、6月定例会やまた8月10日の臨時会においても本格的復旧に向けた事業費の補正予算を編成したところでございます。現在、玉名市を上げて地震災害に対する復旧事業を失効しているところでございます。8月に入り余震も減少しつつあり、どうにか収束に向かっていたかのような熊本地震は、8月

31日の夜間と防災の日当たる9月1日の早朝にそれぞれ震度5弱の地震が発生し、当玉名市におきましても震度3を記録し、熊本地震は終えんに向かっているのではなく、いまだ熊本地震はその継続中ととらえ、その対応には私は万全を期す必要があると考えております。先ほどの一般質問の時間中にも地震があったようでございます。

そこで伺います。12点ほどございます。

熊本地震における被害状況と被害総額について伺います。熊本地震についての復旧・復興に係る財源見通しについて伺います。玉名市単独復旧事業について伺います。熊本地震の検証について伺います。玉名市地域防災計画の見直しについて伺います。総合防災訓練の必要性について伺います。非常用食糧等の備蓄について伺います。防災行政無線再整備計画の見直しについて伺います。災害廃棄物の処理について伺います。災害担当職員の育成について伺います。耐震改修制度について伺います。12点目に、熊本地震における自主防災組織の活動状況についてそれぞれ伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

〔総務部長 上嶋 晃君 登壇〕

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の熊本地震における被害状況と被害総額についての御質問にお答えいたします。

先の熊本地震における本市の被害状況を施設ごとにまとめますと、道路橋りょう施設128路線、185カ所、農地・農道・漁港等の農林水産業施設87カ所、総合体育館、天水体育館ほか社会体育施設6施設、公民館などの社会教育施設5施設、公立学校施設17小中学校など、公立保育所9園、そのほかにも文化財等の被害報告がございます。被害総額は4億4,013万5,000円で、このうち補助災害対象経費は1億2,327万7,000円となっております。補助事業の内訳は、道路2路線、2カ所で1,780万円、農地3カ所9,666万4,000円、玉南中学校の教室棟内壁、内壁ですが、改修が881万3,000円でございますが、いずれも年度内の復旧を予定しているところでございます。このほかにも永安寺東・西古墳につきましては、平成29年度に現地調査、工法検討を行ない、平成30年度に設計、施工予定でございます。

次に、熊本地震についての復旧・復興に係る財源見通しについてお答えをいたします。これまで地震対応経費といたしまして、1号補正から今回の5号補正まで、総額12億5,004万1,000円を計上いたしました。財源内訳は、国庫補助金が1億5,223万4,000円、県支出金が2億3,281万8,000円、分担金、寄附金が3,351万5,000円であり、残りの8億3,147万4,000円は財政調整基金繰入金6億4,934万4,000円と繰越金1億8,213万円を充てることといたしております。先般、国の2次補正予算において510億円の特別交付税の増額が示されました。これは熊本地震からの復旧・復興財源として、熊本県の復興基金の創設を支援するため

のもので、5年前の東日本大震災における被災県並みの財政支援でございます。復興基金の対象事業につきましては、国の補助対象外の事業を援助するものとされており、本市が実施している被災者への単独補助金等への措置が期待されるところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の1点目の熊本地震における被害状況と被害総額についての御質問中、公共施設以外の被害状況についてお答えいたします。

いわゆる個人や民間が所有する建物等の被害総額につきましては、把握するのは困難でありますので、本市が発行いたしました罹災証明の件数でお答えいたします。

個人所有の被災家屋の罹災証明書発行件数におきましては、9月12日現在で、全壊9件、大規模半壊12件、半壊66件、一部損壊1,074件であります。また、区長確認にて発行している罹災届出証明書の発行件数は512件で、総計で1,673件となります。また、民間事業所における罹災証明の発行は、166件となっております。さらに公費により解体を行なう建物は、倉庫等も含み、59世帯77棟となっております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは再質問を行ないます。

まず、大規模災害の復旧、あるいは復興につきましては、これは何よりも財源の確保と制度の設計が必要と言われております。被災自体の復旧・復興事業の多くは国の補助金やあるいは地方交付税が頼みの綱であります。政府は今回の熊本地震に対応するためとしまして、7,780億円もの補正予算として編成したところでございます。総理も国会においては自治体が財政的に大きなダメージをこうむることは絶対にならないようにすると申されております。ただ、その後、交付税による地方負担分の補てんや来年度以降の財源がどのようになるかなど、先ほど基金等々の積立もあったということですが、被災した市町村への財政支援の全体図はいまだ確たるものは示されておられません。かつての東日本大震災の復旧・復興費用が膨大となる見込みから、国は税制を改正をしまして、所得税や法人税、あるいは住民税等の増税を行ないまして、この途中で法人税は減税をされておりますものの、私たちはいまだ所得税2.1%の復興税を支払い、住民税も増額のままとっております。このことにより東日本大震災の復旧・復興の使用負担分の全額を震災復興特別交付税として国が措置することとなっております。復興事業費はここ5年間で19兆円にも上る、史上例のない規模の手厚い財源措置等の復興となっております。今回の熊本地震におきましては、いち早い激甚災害の指定で、復旧・復

興への足がかりはできましたもののそれでも被災自治体の財政負担は大きなものとなってまいります。熊本県や県議会、あるいは県選出国會議員、また、各市町村長やその議会も含めた東日本大震災並みの特別措置法を制定して国の全額負担を求め要望活動を行ってきたところでございます。しかし、現在に至っても政府は要望書特別措置法の制定についてはまだはっきりした姿の答えを出しておりません。8月に熊本県は熊本地震の復旧・復興事業の見込み額が県と市町村分あわせて少なくとも2兆4,835億円に達するものと見通しを明らかにしております。事業見込み額の2兆4,835億円の内、激甚災害の指定を前提に自治体の負担減を試算したところ熊本県分が8,211億円、市町村分が3,772億円となっておりまして、東日本大震災と同等の国庫補助制度の創設やあるいは補助率のかさ上げが実現された場合は、熊本県分が3,220億円に圧縮され4,991億円に、市町村分が1,387億円圧縮されて2,385億円になるものとされております。

玉名市の現在の熊本地震にかかる復旧・復興事業の総額が約12億5,000万円ということになっております。国、県からの補助金としまして3億8,000万円程度の収入が見込まれる。一般財源として約8億3,100万円程度、これは通常の災害復旧事業の国庫補助率の予算計上となっております。新聞等では、この財源の見通し、これが立たなくては復旧・復興計画は成り立たんと、このように論じておりまして、そのとおりだと思います。まず、復旧・復興事業にはどうしても自己負担の財源が必要となってまいります。現在の財政調整基金の推移について伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたしますけれども、済みませんちょっと今資料をちょっと持ちませんので、後ほどということで済みません。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 新聞等では地震後速やかに激甚災害の指定があったと報道がされております。玉名市では現在、通常災害の補助率で予算化がなされておりまして、通常災害の補助率、これは一般的に5割から8割の補助率となっております。激甚災害の指定の場合には一般的には9割の補助で1割の自己負担となっております。今回の熊本地震における玉名市の災害復旧事業は激甚災害の指定となる見込みがあるのかどうか伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたしますが、まず、財政調整基金の残高についてでございますけれども、27年度末で65億1,500万円程度でございます。

それと、2点目の激甚災害の指定についてでございますが、実は、今回熊本地震につ

いては4月25日にすでに激甚災害に指定をされております。それによって復旧事業の国の補助率というのがかさ上げをされるなど、財政面の支援が手厚くなるというようなことになります。

以上です。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局、激甚災害の指定、これは国は基準か何か持っておりますか。お尋ねします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

特に基準というところではちょっとございませんけれども、ちょっとお待ちください。お待たせしました。激甚災害というのは、地方財政の負担を緩和して、あと被災者が対する特別の助成を行なうことが特に必要が認められる災害が発生した場合に当該災害を激甚災害として指定をするというようなことで、これは政令で指定をして閣議決定して政令で指定してするというような流れになっていることで、一定の基準というのはあるかと思えますけれども、はっきり明示されているわけではございません。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それではもうすでに私たちが玉名市が予算を組んでいるのは通常の災害復旧事業費を基準として予算を編成していると、こういうことになりますですね、現在のところは。結局は激甚災害という形で、これはもう指定を前提として、いずれ財源の組みかえ等々については、行なう必要はございますですね、このどの程度仮に激甚災害に指定された場合、今通常の場合と激甚災害に指定された場合、当然一般財源の持ち出しが少なくなりますので、そのあたりが地震の対応、あるいは災害の対応には特に財源の見通しがなければどうしても復旧・復興に取りかかることはできません。どの程度激甚災害指定を受けたと、前提とするならば一般財源の持ち出しは少なくなるのか。もし試算があればお示しをいただきたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

激甚災害の指定を受けますと、農林水産業施設の補助災害の復旧事業におきましては、先ほど議員おっしゃいました通常債におきましてところが現在50%の補助率になっております。これが95%、マックスで95%になります。あと、公共土木施設の災害復旧事業が通常債でありますと66.7%、これが84%にそれぞれ補助率のかさ上げが行なわれるところです。それをもとにちょっとお答えいたしますと、通常債、先ほど言いました通常債で現在補正の予算は組んでおります。これを激甚災害指定の補助率、これをマックス、先ほど申し上げました95%と84%で計算を仮にいたしましたとこ

ろ、国庫補助金が3,995万6,000円、約4,000万円の増加になります。それに伴って一般財源と、あと農地農業用の施設の受益者負担がございますので、そちらは分担金になりますが、その一般財源と分担金がそれぞれ国庫補助が上がる分減額されるというような形になります。ちなみに一般財源のほうが1,207万円程度で分担金のほうが2,788万円程度の減となるような予定でございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それではいずれそういう予算措置、結局は一般財源の持ち出しが約4,000万円以上少なくなると、玉名市の財政にとってはプラスになると、このような考え方をしてよろこびますかね。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃられましたとおり、国庫の分がふえる分、一般財源、財政調整基金の繰り入れとか、分担金が減るといったような形になりますので、これはまだ補助率の決定がなされておきませんので、年度末ぐらいには決まるんじゃないかなということで、その辺で財源の組みかえを行なうといったような形になろうかと思っております。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、市長にこの件について伺います。

先ほど申しましたように、さまざまな国会議員、県等々、県知事を含めまして、機関の代表が要望活動を行なわれております。例の東日本大震災並みの特別措置法の制定について、これは地方6団体含めて、要望活動を行なっております。市長ももちろん上京され、政府のほうに要望活動を行なわれたと思っております。現在、この件についてどのような見込みがあるのか、今、私たちが新聞報道等々で知り得る範囲ではなかなか実現が困難ではなかろうかという思いをもって見つめておりますものの、市長の感触として要望活動を通じてどのような感触を受けられたかお尋ねを申し上げたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 今回の地震につきましては特別措置法の要望をいたしております。その結果につきましては、どうなるかということにつきましては、私どもが答えを出すわけではございませんので、何とも言いかねますけれども、精いっぱい要望することが私たちに課せられた状況じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） ぜひ、実現に向けて努力されますようお願いを申し上げます。

○副議長（江田計司君） はい、どうぞ。

健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の3点目の玉名市の単独復旧事業についての御質問にお答えします。

健康福祉部関係におきましては、災害住宅等復旧事業補助金がございます。この補助金は住宅等が被災し、一部損壊と判定された被災者に対しまして20万円を上限に補助を行なう事業でございます。災害救助法や被災者生活再建支援法において支援を受けることのできない被災者への支援となっております。全壊や半壊と違い、9月12日現在におきまして、650件の申請を受付し、予算総額で1億1,000万円を見込んでおり、今月末日まで受付を行なうこととしております。また、復旧事業ではございませんが、玉名市単独で支援といたしまして、災害見舞金がございます。全壊、大規模半壊を含む、半壊の判定を受けた世帯に対しまして、玉名市災害見舞金支給条例に基づき見舞金を支給いたしております。また、傷病による見舞金の支給も発生しておりまして、一月以上の加療が必要な医師の診断書を提出され、見舞金支給の対象になられた方2名の方に支給をいたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員御質問の産業経済部におけます玉名市単独復旧事業についてお答えいたします。

熊本地震への対応といたしまして本地震に限定し、玉名市小規模災害復旧事業補助金の交付制度を6月に新設いたしました。この制度は国庫補助事業であります農地等災害復旧事業補助金の採択要件に該当しない40万円未満の小規模な災害の復旧に要する経費に対して補助金を交付する制度でございます。対象といたしましては、玉名市内に農地を所有するもの、もしくは玉名市内の農地を耕作するものが対象となり、熊本地震により被災した農地の復旧に要した経費が10万円以上、40万円未満のものが対象となります。復旧補助額といたしましては、この交付対象となる経費の50%とし、補助金の上限は1農家当たり20万円となっており、申請期限は平成28年9月30日となっております。この災害復旧事業補助金の新設に伴い、採択要件や補助金概要等は平成28年7月号の広報たまにに掲載し、営農者への周知を行ないました。8月末時点での相談、問い合わせ箇所数といたしましては、玉名地区35カ所、横島地区33カ所、天水地区17カ所、計85カ所ございました。この中で現在申請カ所といたしましては、玉名地区7カ所、横島地区7カ所、天水地区15カ所、計29カ所となっております。全体の申請額といたしましては、現在のところ約940万円となっており、補助額といたしましては、約470万円となっております。本制度を有効に活用し、早急に農地災害復旧保全に努めてまいります。

以上です。

○副議長（江田計司君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、玉名市の単独復旧事業についてお尋ねしますが、農地災害復旧事業補助金は、これはこの熊本地震に限るということをございますですね。それと、被災住宅等の復旧事業、これもこれは熊本地震に限った制度でございますか、まずお尋ねを申し上げます。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

この補助事業につきましては、本地震に限定してのものでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

この住宅等の単独事業につきましても、この災害、地震の地震対応のみということをございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 今回の熊本地震を受けまして、農地災害復旧事業補助金、それにまた、被災住宅等の復旧事業をこれは玉名市の単独事業として制度化され、また、予算化されたと、これは私は時期を得たものと考えております。ただ、この制度がただいま答弁にありましたように、熊本地震に限定したというものになされております。これは合併前のそれぞれの自治体でも国の災害補助事業の対象外等の小規模農地等災害復旧事業等については、単独の補助事業を制度化した自治体もございました。冒頭にも申し上げましたが、災害復旧・復興の利用点は、財源の確保と制度の設定と言われております。今回、制度化されました玉名市単独事業につきましては、先ほど来、熊本地震に限るということをございます。まず、熊本地震に限定された理由につきましてお尋ねを申し上げたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

玉名市農地小規模災害復旧事業の補助金につきまして、今地震に限定いたしました理由といたしまして、合併来このような大きい地震等々もなかったような状態でもございます。今までにこういう制度がなかったということで一応、そういう理由で本地震に限るということになっております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

この住宅等の単独補助事業に関しまして、地震の被害が発生し、それぞれ受け付け、相談等をずっと受け付けておりまして、大規模な住宅の全壊とか大規模な震災というのは大規模半壊というのはそう上がってまいりませんでしたけれども、やはり屋根の一部の損壊等が思いもよらず、大量な件数が発生してございました。その中で、やはり救えない方に対して、なんとか救えるような制度をとというふうなことで、庁内で協議した結果こういう1件20万円限度というふうなことで検討し、決定をしたところでございます。ですから、この地震において、非常に要望といたしますか、一部損壊が多い部分に対しての制度として地震のみというふうなことで創設をしたところでございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 制度の創設をされた背景についてはもう御案内のおっしゃるとおりだと思っております。ただ、これが熊本地震に限定されるということは、今後も恐らくこれはあってはなりません、風水害、あるいは集中豪雨等々の被害があります。そうしますと農地に例えておきますと、この制度はこの熊本地震に限るということになりますと、今後の地震に対しては適用はしないと、このような解釈になります。そうしますとやはりどうしても国庫補助に該当しないものは、それぞれいうならば耕作放棄になるというおそれも十分にあります。被災住宅にしましても、この制度がなければ、もう小規模な改修はやめにして、他の市町村に転出するなり何なり、さまざまなことが考えられる。私はせつかくこの制度をつくられたならば、この熊本地震に限らず、今後ともさまざまな風水害が予想されますので、そのためにもこの制度は恒久的な制度にしたほうが玉名市民の安心・安全のためにはより有効な制度になると思っております。市長にこの点について考え方をお尋ねしたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 内田議員の質問にお答えをいたします。

今回、市の単独で復旧事業という形で創設をいたしましたということで、その根拠につきましては、ただいま部長のほうから説明があったとおりでございます。今回の補助につきましては、国が大規模災害、あるいは農地の大規模につきましては補助をするという、そしてまたその補助ができない部分について玉名市が単独でやるというふうなような状況でございます。これを恒久化したらどうかというふうなことでありますけれども、あくまでも今回の熊本地震というような特定したことによって、補助をするということで、次のときにということでありますけれども、次にあってはならないことがあった場合については、やはり国がそういった大規模のときにはどういうふうにするというふうなことに結果的にはなるだろうという予測をされますので、そのときにはその時点で

考えればいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） やはりこういう制度をきちっと恒久的な制度として持って、財源の見通しも先ほどお尋ねしましたら立っておるような状況でございます。もちろん大きな災害があっては困りますが、あった場合にはこういう制度がきちっとして、もう一番から市の単独事業として制度化されて持っておる、それが安心する市民生活につながると思っております。ぜひ、この点をもう1回検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

熊本地震の検証について。

○副議長（江田計司君） 4番、検証。

総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 失礼しました。内田議員の熊本地震の検証についての御質問にお答えいたします。

先般の熊本地震により、本市においてもこれまでに経験のない地震災害が発生したところでございます。そのような状況を受けまして、梅雨明けの8月から支所を含む庁内全課、39課ございますが、を対象に、熊本地震における対応でうまくいった点、うまくいかなかった点などの検証を行ないました。また、外部の関係機関である警察署、消防署、自衛隊、社会福祉協議会との検証会を終え、今後医師会等も含む関係機関との検証会を行なうこととしております。今後も複数回の検証会を実施し、問題点を精査し、災害対応を行ないたいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 8月からそれぞれ各課、あるいは支所等々を含めた検証がなされたということでございます。この中で、現在上がっております特に問題点、あるいは課題点、この件につきまして具体的にどのような検証がなされているのかお尋ね申し上げます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたしますが、うまくいった点とか、うまくいかなかった点とかにつきましては、先ほど来ちょっと答弁をいたしておりますが、災害対策本部の設置とか、初動体制の確保とか、プロジェクトの立ち上げなどはかなりスムーズにいったんじゃないかなというようところでございます。課題といたしましては、やはり避難所の運営というのが大きな課題になってきているところではないかなと思っております。確かに、地震については長期間に渡る避難所の運営が必要

であるというようなことをごさいますし、風水害においても避難所を開設するような場合もその辺の避難所の運営については非常に十分な対応をしていくためには、そのあたりの課題を解決していく必要があるかなと思っているところであります。

○8番（内田靖信君） はい、わかりました。

○副議長（江田計司君） 総務部長、5番は。

○総務部長（上嶋 晃君） ちょっとお待ちください。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 失礼しました。次、5点目の質問でございます。玉名市地域防災計画の見直しについての御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をいたしましたけれども、梅雨明け後の8月から支所を含む庁内全課、39課を対象に、熊本地震における第1回の検証会を行なったところでございます。今後、災害対応が必要となるかとは複数回の協議が必要であると考えております。また、警察署などの外部関係機関との検証会も並行して行ないまして、来年5月に行なわれます防災対策会議におきまして、実効性のある防災計画書の承認を得るというスケジュールで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この地域防災計画の見直しにつきましては、災害時に市民やあるいはその財産を守るための対応をまとめた指針でございます。地域防災計画の見直しにつきましては、今回の熊本地震において職員の初動の対応、あるいは避難所の把握などが遅れたことから、熊本県内の市町村において現行の地域防災計画を全面的に見直す自治体が出ております。これは今回の熊本地震におきまして、地域防災計画と現実の災害時の現状では多くの矛盾、あるいはかい離点が生じております。私は、これは玉名市においてもほぼそういうような形態が出てきたものと考えております。防災や消防団などの専門的な立場から検討する、当然皆さん方が検討をなさると思いますが、このことについてはやはりどうしても先ほどもおっしゃいましたように、避難所で長らく生活をされた方、あるいは大きな被災を受けられた方、このあたりをその地域防災計画を見直される際に意見としてその方々の意見をきちっと捉えておりませんと、また、地域防災計画と実際の災害対応の乖離が生まれるということにもなりかねません。特に今回の場合は、車中泊という、私たちが今まで想定していなかった避難形態も出ております。それと支援物資の確保、あるいは罹災証明の迅速な発行等々もそれぞれ課題になっております。やはり実際、被災をされた方、あるいは避難をされた方、長期的な避難をされた方々の痛み等々を受けとめた地域防災計画、そういう形の改定が強く求められておると思っています。この点について執行部の見解をいただきたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

地域防災計画というのは、非常にやはり災害発生に備えてのそれぞれやはり自分たちが何をすべきかというようなマニュアルになるものでございます。当然、それぞれの立場でそれぞれ対応していくというようなのを基本に考えているところでございます。当然、先ほど言いましたように、避難所運営とか、罹災証明発行等については、まだまだ改善していくべきところであるかと思えますので、そのあたりはやはり関係機関、もしくは関係者等の意見というのを十分取り入れて検討してまいりたいと考えているところです。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） ぜひ、地域防災計画の見直しということは、これは必ず今回の熊本地震を検証された後に、見直しに着手されると思います。ぜひ、非難された方、あるいは被害を受けられた方、この方々の実態を把握しながら、また意見を聞きながら、加味して、その地域防災計画の見直しを進めていっていただきたい。それと、この件について来年の5月ごろ防災会議を行なって、最終的には地域防災計画を見直すということですが、改定前、あるいは改訂後につきまして、ぜひ、私たちにも案ができましたらば提示いただきたいと思いますが、この件についてお尋ねをして次に移りたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

防災計画書というのは、先ほど申し上げましたように、来年5月の防災会議の席で承認をいただくような形になろうかと思えますけれども、その前に、地域の防災のリーダーの方、区長さんとか消防団とか、そういう方々もいらっしゃいますが、その方々の御意見も十分に聞いて取り入れたいと思えますし、当然、議員各位におかれましても、当然こういう形で行きますよというようなことでその事前にはお話をさせていただきたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 次に、6点目でございます。総合防災訓練の必要性についての御質問にお答えをいたします。

本市においては、毎年テーマを掲げまして、防災訓練を行っております。昨年度は9月に発生した茨城県の常総市の鬼怒川大規模水害を教訓としまして、11月8日に行なったところでございます。訓練の内容につきましては、断続的な大雨が降り、大雨洪水警報が発令され、それと土砂災害警戒情報が発令されて菊池川が氾濫危険水位に達し、越水のおそれがあるというような想定のもとに訓練をいたしたところであります。市職員及び関係機関を対象に、災害対策本部の設置訓練及び避難勧告発令訓練などを実

施し、災害時の初動体制訓練、情報収集訓練などを行なったところでございます。今回の熊本地震の際に、昨年度行ないました防災訓練が非常に役に立ったと思っております。迅速な対策本部の設置とか、あるいは各部による被害状況の情報収集、外部団体との連携など、初めて体験する大規模地震の対応としては初動体制や外部連携など含め、慌てずに対応ができたと考えているところでございます。今後も防災訓練の必要性を十分に認識をいたしまして、近年発生する災害にテーマを置き、実効性のある防災訓練を行ないたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 防災訓練の必要性につきましては、これは国、県あたりは毎年防災の日の9月1日前後に地震あるいは風水害等の発生を想定して、自衛隊、警察、常備消防、非常備消防、あるいはNTT、電力会社等の各関係機関と連携をしまして、総合防災訓練を実施しているようでございます。今回の熊本地震におきましても総合防災訓練を実施していただきました熊本県を初め、各市町村では、災害発生時の初動から災害対策本部の設置やあるいは自衛隊への災害派遣、各防災機関との連携によりまして災害のことに当たっております。あの大地震の中、混乱を極める中にありまして緊急時の防災体制を構築し対応したところでございます。私は過去の一般質問におきましても、玉名市における総合防災訓練の実施の必要性を申し上げてきたところでございますが、やっと昨年からの総合防災訓練が実施された、私は一歩前進したというふうに受けとめております。私はやはり少なくとも年1回は地震、あるいは台風、あるいは集中豪雨等のそれぞれの発生を想定して、特に災害時に必要な各防災関係機関との初動体制の構築を図り、速やかに各種災害に対応すべく総合防災訓練を実施する必要があると考えております。昨年、防災訓練で実施された経験と実際、今回の熊本地震への対応から今後の総合防災訓練に生かすべき教訓、これはどのような点がございましたか、お尋ねを申し上げます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

昨年度実施いたしました総合防災訓練につきましては、先ほど来話をいたしましたけれども、災害対策本部の設置の訓練とか、あるいは避難勧告の発令の訓練、それと災害時の初動体制の訓練、あるいは情報収集等についての訓練を行なったところでございますし、それについては非常に今度の熊本地震においては非常に有効だったというようなことで考えております。今回のそういうような地震を受けまして、次回、次に総合防災訓練をするに当たっては、毎年そのテーマをそれぞれ決めておりますけれども、今回やはり地震というのが1つございましたので、そのあたりもテーマの1つとして考えてい

きたいと思っておりますし、やはりその初動体制というのが一番大事なことでありますし、関係団体との連携というのも非常に大切になってまいりますので、そのあたりも十分考えながら進めていきたいと考えているところです。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この総合防災訓練の場合、これは大きな災害を想定しまして、その関連機関であります警察あるいは消防、先ほどの公共的な期間、医療機関、さまざまな機関等々と協議し、災害発生前に自衛隊等の参加もなされている、そういう事態隊もごさいます。前年度はおそらくこの自衛隊等の災害派遣を想定されていなくて、自衛隊の参加等々もなかったかと思いますが、今後自衛隊等々の参加要請もこれはなさったほうがいいと思いますが、この点について伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

実は、昨年、一昨年になりますけど、一昨年、九州看護福祉大学のほうで、これまた防災訓練を実施をいたしております。そのときは、警察、消防、それと九州看護福祉大学とかの協力を得まして、それと加えて自衛隊によります炊き出し訓練を実施をいたしております。炊き出しだけではなくて、実際そのいろんな災害の対応というのを自衛隊のほうもやっぱりやっていただきたいなという思いもちょっとございますので、そのあたりにつきましては、炊き出しに限らず、全般的な訓練の中で協力をいただければと思っているところでございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、昨年度は総合防災訓練を実施されたと、今年についてはどのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

今年度の総合防災訓練につきましては、正直申し上げましてまだテーマのほうも定めていないような状況でございます。例年11月9日119番の日というのがございますが、その前後に例年開催をしているところでございます。今年も11月9日前後に日程を決めましてやりたいと思っておりますけれども、テーマについてはまだちょっと決めてないような状況でございますので、早急にテーマのほうを決めて内容のほうを詰めていきたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この総合防災訓練は、とにかく初動体制の確立が一番重要な点になってまいります。ぜひ、これは毎年訓練をされて、実際の災害との乖離がないような訓練形態をとっていただければと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ます。

どうぞ、次に。

○副議長（江田計司君） 次は7番ですか。

○8番（内田靖信君） はい。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 続きまして7番目になります。

非常用食料等の備蓄についての御質問にお答えをいたします。

熊本地震発生前の時点ではアルファ米が2,000食、乾パンが400食、飲料水が1,400本、毛布が400枚の備蓄状況でございました。熊本地震発生後は国、県あるいは一般企業などからの支援によりアルファ米2,700食、飲料水は500ミリリットルで約1万5,000本、栄養補助食品や乾パンなど約1万食、毛布800枚を本庁及び3支所に配備し、備蓄を行なっているような状況でございます。今後も大規模災害に備えまして、備蓄の推進を図り、防災体制のさらなる強化に努めてまいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 阪神淡路大震災やあるいは東日本大震災を教訓としまして、熊本市当たりでは地域防災計画におきまして、人口の約5%に当たります3万6,000人程度の避難者を想定してこの2日分の水や非常食などを備蓄をしておったようでございます。ところが今回の熊本地震におきまして避難者が最大11万人を上り、一時水、食料等の物資が不足する事態となったようでございます。今後このような事態を深刻に受けとめ、熊本市は今後の大規模な災害を想定して、約20万人分の水、食料等の備蓄の準備を進めると、このようにしております。

そこで伺います。全員協議会での総務部長の説明では、熊本地震前までには防災関係者の水、食料等については備蓄をしておったと、ところが今の話にもありましたが、避難者については確たる配備というものは成されていなかったわけだろうと思います。随時、国、県、あるいは企業よりの支援で相当備蓄は進んだと、このように受けとめております。この中でかつてコメリや飲料水会社等との災害時の水、食料等の支援協定等々が結んであったような思いもございませう。このような協定がなされておって、今回の地震を受けてスムーズな水や食料等の供給ができたのかどうかお尋ねしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

ただいま内田議員おっしゃいましたように、救援物資の協定につきましては、4つの飲料会社、それと今おっしゃいましたコメリ等と協定を結んでいるところでございます。

が、今回の災害地震につきましては、それぞれのところからの物資の供給はいただいております。ただ、今後ちょっと必要なと思われる、いわゆる食料品等、非常にコンビニにおいても食料品がなくなったというような状況でございましたので、今後はやはり食料品等々の協定を結ぶべき必要性を非常に認識をしているところでございますので、市内のスーパーなどとの協定を進めるように検討をしているところでございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 当然、2日、あるいは3日程度の備蓄をし、そしてなおかつまたこのような供給体制の受け入れとしてそれぞれ災害時に備えるというやっばり方法、2つの方法と取り入れたが私はいいと思います。ぜひ、今回の地震を見てみますと、自主避難の場合はそれぞれ食料は持参だったというような防災無線も放送をされておりました。やはり避難者の方に自主避難、あるいは避難準備情報、あるいは避難勧告、避難指示と、さまざまな避難の形態がありますもののこれは1つどのような基準かを定めて、避難者の方々に水あるいは食料品等々を支給するのか、このあたりは内規でもきちんとしておきませんか、いざ大きな災害があった場合は混乱するような思いをもっておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

今、申し上げられました避難準備情報とか、依頼あるいは避難勧告、避難指示等につきましては、当然自主避難所とは違いますので、食料とか水等の供給については市が行なうべきであると考えております。ですから、その辺の備蓄についても十分に今後蓄えていく必要があるかなと思っております。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 今回の地震の教訓としては、非常に物流が一時停止したということがこの災害の救助、あるいは支援面で一番の大きな課題点であったろうと思っております。それぞれ物資は途中まで届きますものの、なかなか被災者の方々まで届くのに日時が要したということでございますが、熊本地震では全国から多くのその支援物資が送られてきました。しかし、被災された人そのうち半数以上が支援物資の拠点を決めていなかったために、各避難所への支援物資が滞り、避難者に届くのが遅れ、また、救助に支障があったと、このようにされております。このような状況を受けまして熊本県はチーム防災計画において市町村が平時から集積拠点を選定しておくこととしておりますが、玉名市の支援物資の集積拠点はどこで、何カ所に定められておりますかお尋ねをしたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたしますが、もう1回、ちよっ

とよございますか。

○8番（内田靖信君） これは直接避難所へ物資を輸送するという事になって、大量の物資をやはりどうしても1つのあるいは集積拠点を設けておきませんと、それぞればらばらではどうしても水、食料の輸送等々に支障が、今度の場合特にきたしたということで、拠点をつくっておくようにという熊本県の考えでございます。やはりこういうところもきちっとした形で選定し、公表されておく必要があるのではないかとということで、お尋ねをしております。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 失礼しました。内田議員の再質問にお答えいたします。

いわゆるそういう非常用の食料も含めたところでのいろんな備蓄品の拠点となるような場所というのは、現在も備蓄をしているところは本庁ほか3支所になりますけれども、拠点として設けているような形で考えていかどうかというのもありますけれども、やはりそのあたりに備蓄を蓄えておりますんで、そこからいろんな避難所に対して持っていくというようなところになるかと思えますし、現在、4カ所ほどを備蓄というか、拠点として考えているというふうなところで考えております。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この点につきましては、今おっしゃるとおり、食料、水等の備蓄は4カ所で当然されておることでございます。ただ、緊急の場合はどうしても輸送関係等々で滞るから、玉名市は玉名市なりの集積する場所を熊本県あたりは、それぞれの自治体でつくったほうが適当と、このように申されております。その集積場所からまたそれぞれの避難所、今のところは4カ所に限定されておりますが、大きな災害の場合はまだまだたくさんの避難所が出てくるわけでございますので、そういう避難所の把握をしながら、そこから食料、水等を輸送して救援に当たると、こういう計画をつくったほうが良いと熊本県は申しております。その点についてお尋ね申し上げます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

確かに、今4カ所というのを申し上げましたけれども、確かに避難所というのは市内全域に分散しているような状況でございますんで、そのあたりで交通とかそういうのがもし滞ったりとかしたようなときは、すぐ近くから持っていった方がいいなというような状況もあるかと思えますんで、その辺については検討いたしたいと思えます。

○副議長（江田計司君） 次は、防災無線ですか。

総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） じゃあ次に、8点目の防災行政無線再整備計画の見直しにつ

いての御質問にお答えをいたします。

現在、平成29年度、30年度の防災行政無線の整備に向けて電波、電波調査などを含む実施設計の作成を行なっております。今回の防災行政無線再整備計画の大きなポイントは、防災行政無線の統合化、それとデジタル化への移行でございます。本整備を行なう背景といたしましては、既存既設の老朽化があります。現在、4つの防災行政無線の親局があり、設置年度も昭和59年度から平成23年度までであります。古いもので32年、新しいものでも15年が経過しており、老朽化が顕著に見受けられているところでございます。故障が発生した場合とか、部品の調達が難しくなり、非常に切迫した状況で対応しているところでございます。整備のポイントといたしましては、まず先ほど申し上げましたように、まず、防災行政無線の統合でございます。現在、4つの防災行政無線親局は統制がされておらず、本庁及び3支所でそれぞれ運用をしているため、災害発生時など、市の全域に対し早急な情報伝達ができない状況でございます。また、デジタルへの移行についてでございますけれども、現在、総務省通信局も今後の防災行政無線の整備時にはデジタル整備化を促進しております。それに対し、各メーカーもデジタル整備に重きを置いているために、新規のアナログ式防災行政無線機器を取り扱っていない状況が多数ございます。これらのことを考慮いたしまして、迅速な防災行政無線の再整備を行ないたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この防災行政無線の設計価格の見直しにつきましては、昨年12月定例会の一般質問でも申し上げたところでございます。現在、この事業の実施計画が策定中ということで、平成29年度から30年度にかけて事業を行なうとされております。その中で天水町の現在の配備状況はこれは過去の度重なる集中豪雨による土石流災害やあるいは平成3年の台風19号により人命、あるいは財産に甚大な被害をこうむったことから、速やかな防災情報を伝達するために、屋外子局9局と約2,000所帯へそれぞれ個別受信機を配備しているところでございます。今回の熊本地震の際、この防災行政無線の再整備計画の内容が私たちの間で話題となり問題となりました。現在の玉名市の計画では、天水町において各世帯に配備して個別受信機の配備計画はなく、あるいは消防団や区長、あるいは主だった防災関係者への配備に限定するというようになっておるようでございます。今回のような地震の場合は屋外での災害情報の伝達受信もできますが、先ほど先般台風10号が通過しました岩手県やあるいは北海道の土石の災害などの場合は屋外子局とした災害情報伝達は、これはどうしてもなかなか難しい面がございます。個別受信機は先ほど申しましたように消防団幹部やあるいは区長さん、その他防災関係者の役職の方々にそれぞれ配備するという計画でございますが、台風通過

時、あるいはその前後、また、集中豪雨時やその前後の屋外で市民が災害情報を手に入れることは困難になってまいります。どのような形で防災管理者の皆さん方は避難情報等々を多くの市民に伝達されるのか、私はどうもこの点が心配でなりません。お尋ねをしたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

確かに、その台風とかが接近したようなときというのは、子局からの放送というのは聞こえにくい場合があるかもしれませんが、現在、その防災行政無線だけでなく、安心メールとかホームページもそうですけど、そのあたりでの情報提供も進めているところがございますので、そのあたりでの対応というのが十分できるかなと思っているところがございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 去年の一般質問もぜひ、安心メール等の普及に力を入れてくれるというような話もした経緯もございます。ただどうしても今まで個別受信機が天水町にはございましたものですから、どうしてもその台風が近づく、あるいは集中豪雨が近づく、あるいは土石流災害のおそれがある場合には、どうしてもその防災無線に頼ります。もちろんテレビ等の放送のときもありましようが、停電を長時間しますとこれはテレビ等につきましては受信機は映らないということになりまして、やはり防災無線は有効な1つの情報の伝達手段であることは間違いございません。私は急傾斜地を控える天水当たりでは、土石流被害が想定されます。また、玉名市の一部、横島、岱明、天水の一部ではこれは高潮被害やあるいは津波等の心配も、被害の心配もでございます。こういう一部に限ってはこれは個別受信機を配備した方が、私はいいのではなからうかと思えますが、この点についてはどのような考えをお持ちなのか、お尋ねしたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたしますけれども、やはり防災行政無線というのは市民の皆さんにやはり平等に聞こえる施設での情報提供の手段であるかと思っております。ですから、もし、そういうような防災行政無線が聞こえにくいとか、あるいはなかなか聞き取りづらいというような状況に合った場合は、これはまたテレホンサービスとかの方法もあろうかと思っております。そのあたりでの改善は当然できると思えます。やはり土砂災害とか、あるいは津波とかを注意すべきような地域におきましては、個別受信機を先ほど申し上げられましたように、その地域の防災のリーダーの方々には、個別受信機のほうを配布していきたいというようなことで考えているところではございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、もう今の計画どおりに防災関係者の皆さん方に個別受信機は配備すると、その皆さん方がさまざまな避難所等々については、仮に屋外で受信することが不可能ならば、その方々たちがいずれかの方法で情報を伝達すると、こういうことになりますか。それとも、個別受信機の配備については特に災害が発生が予想されるような地域にも個別受信機とその集中的なといいますか、地域ごとの配備は計画をしないというふうに考えてよろしいですか。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

個別受信機につきましては、先ほど申し上げましたように、土砂災害の危険性があるところとか、過去にそういう災害が起こったようなところについては市内全域をやはり視野に入れて、個別受信機のほうを防災リーダーのほうには配付をできればなど考えているところでございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、ただいま申しますような地域ごとに個別受信機を配備すると、進めておいて配備するということは、これは計画上考えていないと、このように受けとめてよろしいですかね。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

やはり、市全域を見据えて個別受信機のほうは配備をしていきたいというふうなことで思っておりますので、特定した地区に個別受信機を特段配備するというような計画は今のところございません。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 私は必要と思いますが、次に移ります。

現在防災無線では、午前7時と正午12時、午後5時にそれぞれ時報を知らせるチャイムが、これは玉名市、岱明、横島町はそれぞれどのようになっているかわかりませんが、天水町におきましては正午に天水町の情景と重なり合ひまして、当時の天水中学校の音楽の生徒の皆さん方に編成していただきまして「ミカンの花咲く丘」を放送しております。また、午後5時には「夕焼け小焼け」を流して20数年間にわたって親しんできました。この件につきまして、それぞれの地域の特性もありましょう。情景もありましょう。私たちはできますならば、このように20数年も親しんできたチャイムでございまして残していただければというふうには思っておりますが、新しくデジタル化をされるということで、このようなことは可能になりましょうか伺いたいと思います。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

現在、その今おっしゃいましたように、7時とか12時、もしくは5時ぐらいにそういうチャイムが鳴っているというような状況でございます。今回、デジタル統一、統合するというようなことでございますので、本庁から一括してそれぞれの親局とか子局含めたところで本庁から一括して流すような形になります。それについては全く不可能ではないかなというようなことではあるかと思っております。可能であれば流していても構わないのではないかなと、個人的には思います。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 親局だけでなく、例えばそれぞれ岱明、横島、天水に1つの子局を置くということは考えられておりませんか。そこから直接防災無線を使って放送する事態も想定されますが、そういう機能は今度のデジタル化には持たせていないとこのようなことですか。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたしますけれども、現在、それぞれ親局が別々になっております。それは当然、今本庁から一括して今度デジタル化が流すような形になるかと思っておりますけれども、個別にまた、それぞれの地区で別なやつを流してもらいたいというようなことであれば、それも可能であるかなと思っております。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） どうぞその点について、ぜひ、29、30という形で実施されますので、検討をいただきたいと思っております。

どうぞ、次。

○副議長（江田計司君） 9番、災害廃棄物の処理について。

市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 内田議員の熊本震災における廃棄物の処理についての御質問にお答えいたします。

今回の熊本地震により、市内の被害状況は、家屋、小屋の被害が相当あるとの情報が寄せられ、道路側に倒壊し通行に支障をきたし、隣接する民地や水田などに瓦、ブロック塀のコンクリート類が散乱している状況で早急に撤去をしたいとのことから、市浄化センターにおいて本震発生後の4月17日から5月13日までの27日間、主に瓦、コンクリートブロック、スレート類の受け入れ処理対応を行ない、それ以外の災害ごみにつきましては、被災者に罹災届出証明書の発行申請をしていただき、4月16日から6月13日までの期間、東部環境センター又はクリーンパークファイブにおいて受け入れ処理を行なったところでございます。また、今回の地震で発生した半壊以上の家屋につきましては、国の補助制度を活用した公費解体という支援が行なわれていますが、一部損壊家屋等につきましては、国の補助制度がございません。本市では一部損壊家屋等の

復旧工事等に対して補助金の支給制度を新設し、被災者の負担軽減に対応しております。そのような中、一部損壊家屋等の修繕瓦が今後まだまだ出てくるとの情報が多く寄せられたことから、市の補助金制度の活用も検討してもらいながら、修繕瓦の修理についても新たに松木地区内にあります水の守し尿処理場横の公園内に仮置き場を設けて修繕瓦の搬入を希望される方につきましては8月1日から9月30日までの間、環境整備課において搬入許可申請の受付を行ない、毎週月曜日、水曜日及び金曜日の週3日間午前9時から午後4時までの受け入れを12月26日まで行ない、瓦の処理対応を予定しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 災害廃棄物についてでございますが、建設、建築現場の人手不足やあるいは資材の高騰などによりまして熊本市、益城町、西原村、南阿蘇村はもとより県内各地で、また、当玉名市におきましても救急性の高い屋根瓦等の修理、あるいは改修が遅れておるようでございまして、いまだブルーシートが見受けられるというところもございます。玉名市は地震発生後に災害廃棄物の応急処理につきましては、先ほど答弁がございましたように、本震発生直後の4月17日から5月13日まで仮置き場を設定された。その都度、国の補助事業によりまして一般処理事業を行なわれてきたところでございます。ただ、先ほども申しましたように、一部損壊の家屋が多数残っておりまして、福祉部長の報告では1,074件程度の申請があつておるということでございます。建築関係の皆さんによりまして6月末までに処理申し込み等があつた物件についてはどうか今年中には事業完了の見込みがあるものの、7月以降の改修申し込み、あるいは契約については来年以降となり、そのめどがなかなか立っていないというのが建築関係者の現状のようでございます。また、台風のシーズンにも当たります。今後の被害拡大も懸念をされております。一部損壊の方々には修理後の瓦、がれき等々の種類については、これは国の補助制度も適用がなされておられません。特に仮置き場についてどのようなになるのか、現在のところ12月26日まで仮置き場を設定するというふうに答弁がなされております。ただ、先ほども福祉部長からありましたように、現在の執行率は現在の33%程度、結局3分の1がやっと復旧が終わつたと、あと3分の2はいまだ残つておると、このような状況でございます。この処理期間を私は少なくとも来年の3月、あるいは時期を見まして6月程度までは延期する必要があると、このように考えておりますが、どのような考えをお持ちなのか伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

災害復旧は1日も早く復旧することが一番大事であることはいうまでもございません

が、今回、特に一番重要と思われる家屋の屋根瓦に関しては、瓦等業者の手不足が復旧の妨げになっているという要因があると感じております。国の補助対象とならない一部損壊家屋につきましては、基本修繕やリフォームは所有者の費用負担のもとで行ない、修復などにより生じた廃棄物は産業廃棄物に該当するため、家屋の所有者が委託した事業者が責任を持って処理するものとなっております。また、他市の状況も一部損壊家屋の修繕、修復につきましては、あくまでも個人で対応お願いしているとのことでございます。本市におきましては、単独補助制度や瓦の処理対応など、市としましては被災者に対しまして支援可能な対応を行なっているところでございます。期間の延長に関しましては、今後公費解体の進捗状況も考慮しながら延長につきましては、十分検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この点については、まだまだ工事が業界の方々から伺いますと来年3月、5月ぐらいまでかかるのではなかろうかという想定もなされております。ぜひ、延長を検討いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（江田計司君） 10番。

総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 続きまして10点目の御質問でございます。災害担当職員の育成についてでございます。

本市におきましては、今回の震災対応、特に罹災証明書の速やかな発行に向けて、営繕課に加え、新たに全庁的なプロジェクトチームや熊本地震被災者支援課を立ち上げて、その業務に当たってきたところでございます。しかし、一方では、専門職員の育成についても、今回の地震を通じてその重要性を十分認識したところでございます。いわば実際の業務の司令塔となる職員をどのような形で育成し、どのような部署に配置すべきかを含めて、防災安全課で現在行なっております検証会を踏まえた上で、関係各課と研究検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 災害担当職員の育成について伺いたいと思います。

熊本地震での被災者の仮設住宅の入居やあるいは生活再建支援金の給付、あるいは税や保険料の減免猶予など、被災者支援策全般の判断材料となります罹災証明の発行が非常に遅れて、被災者支援が後手後手となり、このことが被災者支援の迅速な対応に1つの大きな支障になったとこのようになされております。東日本大震災後の2013年に災害対策基本法が改正をされておまして、罹災証明の発行業務を市町村長の義務としております。災害の被害調査に当たる職員を常日頃から育成するよう国は求めていたと

ころでございます。各報道によりますと、県内45市町村の内熊本地震前に、その調査員を育成していたのは6市町村のみで、8市町村の担当者は災害対策基本法の改正の規定も知らなかったと、このような報道もなされておりました。まず、玉名市においてこの災害対策基本法の改正そのものは御承知だったのか伺いたいと存じます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

その件につきましては、十分承知をしていたところでございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、法改正が2013年ですから3年前でございます。

その間、災害担当職員の育成、これには特段その配慮なされなかったということになりますか。それとも何らかの形で、この俗に言う罹災証明の発行等々が遅れないような専門職の育成に努めたということになりますか、いかがでしょうか。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

2013年にそういうような制度があったというふうなことでございますけれども、確かにその当時におきましては、やはり罹災証明発行の業務につきましては、さほど、今回熊本地震が起きた罹災証明の発行というのは、非常にその態勢づくりが必要かなというふうなことで思ったところでございますけれども、その時点におきましてはさほど切迫した状況での設置というふうな考えておりませんでしたので、そのままの状況でいたというふうな状況でございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） やはり法律の改正等々はこれは事務方としては、やはりきちっとした受け止めをなされたほうがいいというふうに思っております。それで各それぞれの市町村が東日本大震災に職員を派遣しております。その方々が非常に専門職として今度の熊本地震でも活用、活躍されたと伺っておりますが、玉名市から東日本大震災時に職員を何名ほど派遣をされておりますか。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

本市からの東日本大震災への職員の派遣状況についてでございますけれども、平成23年4月21日から同年の12月23日までの間、8カ月間にわたりまして実人員で13人、1人当たり約1週間交替で派遣をいたしたところでございます。熊本県の合同チームという形で、宮城県の東松島市へ派遣をいたしました

以上です。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは甲佐町でしたか、今回の熊本地震に非常に被害が大きかったと言われておりますが、東日本大震災において玉名市と同様職員を派遣されて3名ほど職員を派遣されたそうでございます。その方々の経験を生かして、やはり災害担当職員として罹災証明の迅速な発行など、これは熊本県下では非常に早い罹災証明の発行がなされて、復旧事業がまたより早くなったと言われております。玉名で先ほど来13名の職員を東日本大震災への対応として派遣をされておりますが、これはその職員の方々の経験を生かして、この方々が実際の現場を御存じになっております。災害担当職員の担当職員の育成ということでは、この方々の経験を十分に生かして玉名市として迅速な罹災証明の発行ができるような専門性の高い職員の要請をする必要があるというふうに思いますが、この点について総務部長のお考えを伺いたいと思います。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

今回の罹災証明の発行については、先ほど来ずっと話がありますように、新潟大学のそのシステムを利用したというようなことで、それに慣れるまでに時間がかかったというような状況であったかと思ひますし、それだけプロジェクトチームのメンバーもなかなか発行手続きの知識を習得するまでにちょっと時間を要したかなというようなところで、ちょっと遅れたかなというようなところは思っております。

そこで今、内田議員がおっしゃいましたように、やはり東日本大震災、あるいは今回被災地へ派遣をいたしております。そういう職員とかあるいはプロジェクトチームメンバーのプロジェクトチームのメンバーとか、あるいはその新しい課に配属されてる職員とか、そういうところの中から職員を数名でもやはり育成して、平時からそういう形で育成してやっぱり有事というか、災害が起きたときにすぐにでも対応できるような、そういう態勢をつくっておく必要があるかなというのを非常に認識いたしたところでございますので、その辺については早急に検討をいたしたいと考えております。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） このやはり罹災証明の発行が復旧・復興の原点にもなります。これが遅れますと復旧・復興はその期間だけ遅れるということになっております。今回、玉名市の場合は災害発生から何日ぐらいで罹災証明の発行に至りましたかお尋ねいたします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 内田議員の再質問にお答えします。

防災安全課が発行します罹災届出証明、これは家屋の保険等に利用するやつですけど、4月16日から防災安全課のほうで発行をいたしております。また、罹災証明の証明書につきましては、防災安全課のほうで写真判定のみでございませうけれども、これにつき

ましては5月11日から発行をいたしております。また、現地調査による罹災証明の発行、これは熊本地震被災者支援課が発行しておりますが、これにつきましては5月12日から罹災証明の発行を行なっているところでございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） やはり先ほども申し上げましたような甲佐町等では非常に早い対応をなされたという報道があっております。ぜひ、この災害担当職員の育成については、今後力を入れて養成に努めていただきたいとそういうふうを考えております。よろしく願い申し上げます。

○副議長（江田計司君） 11番。

建設部長 磯谷 章君。

[建設部長 磯谷 章君 登壇]

○建設部長（磯谷 章君） 内田議員御質問の玉名市建築物耐震化事業についてにお答えいたします。

まず、耐震事業の前段の計画であります玉名市建築物耐震改修促進計画は、平成22年2月に建築物の耐震化に伴い策定しております。この促進計画の変更につきましては、計画書の中で、計画期間は平成22年度から平成27年度の6年間とし、社会情勢の変化や関連計画の改定などに対応して、必要に応じ見直しするものとする定められております。しかし、耐震化の補助事業は耐震促進計画の期間内である平成27年度内に限られているため、まずは、期間の延伸について変更し、平成28年度から事業に取り組めるよう行なったものでございます。なお、耐震促進計画の内容の見直しにつきましては、現在行なっているところでございます。

次に、玉名市建築物耐震化事業につきましては、市が指定いたしました緊急輸送道路沿線にある昭和56年5月31日以前の旧耐震で建築された戸建て木造住宅を対象に、最低限の安全性を確保するため、住宅の耐震性の向上を目的に、ことし4月に制度化したものでございます。したがって昨年度までの実績はございません。

さらに熊本地震が発生しまして、市民の生活基盤である住宅が被災したことを受けて、幅広く活用していただくよう、緊急輸送道路沿線に限定したものを玉名市全域に範囲を拡大し、条件を緩和したところでございます。なお、耐震化事業につきましては、広報紙でことしの7月から9月末日まで募集しておりまして、現在20件の受付をいただいているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） この戸建て木造住宅の耐震改修事業につきましては、阪神淡路大震災を踏まえて、このときの被災状況が昭和56年以前に建設されました、いわゆる

新耐震基準施行前に着工された建築物に特に被害が大きかったということから国は耐震改修を促進するよう補助制度の創設を進めていたところでございます。国は補助制度のある市町村に対しまして、原則として改修額の11.5%を助成する制度で、九州においては福岡、長崎、大分、宮崎の全市町村がこの診断改修の助成制度を設けておるようでございます。ただ、熊本県内でも改修助成制度を設けている市町村は36%程度、約3分の1程度にとどまっておるようでございます。玉名市においてこのような戸建て木造住宅耐震改修事業を今年の4月からという形で始められたということは、非常に時期的には時期を得たものというふうに考えております。先ほど来、現在まで20件の申し込みがあったということでございますが、これは広報紙にも7月号でしたか、掲載をされておりましたが、まだまだ新しい制度で市民の方に非常に周知がなされておらずに、この制度をまだ知らない方が非常に多く、実はございます。前回ももちろん7月の広報紙で周知をなされましたが、これはもう1回も2回も、あるいはさまざまな機会を利用して、この個別の改修事業の制度、あるいは方向性等々を広報される必要があるのではないかというふうに考えております。どうぞこの点について周知のほうを含めたところで、また、この事業は恐らくその申し込みがあれば来年度以降もこのまま継続するというような形で理解して、そういう形の広報をさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（江田計司君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

事業の継続につきましては、今後も住宅の最低限の安全を確保するため、より一層の耐震化を目指し、来年度以降におきましても、事業の継続と普及、促進を行ない耐震化率100%を目標に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 広報につきましても、これは繰り返し市民に周知をしませんと、新しい制度でございます。どうかその点につきましても答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

広報紙は、7月と8月に今のところ掲載しておりますけれども、さらに普及促進を図るために、今後の広報紙、また、ホームページに掲載したいと考えております。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） どうぞ、ぜひ、その点は力を入れて、これは非常に大切な事業でございます。災害復旧に時間とお金を使うよりも、やはり災害の予防に財源等々を使

った方が、これはもう経済的にも効果的です。ぜひ、周知を図られて、この事業の拡大が進んで、安心して住める地域づくりを推進されますようお願いを申し上げます。

それでは、最後、お願いいたします。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） じゃあ、12点目の御質問でございます。熊本地震における自主防災組織の活動状況についてお答えをいたします。

玉名市における自主防災組織の結成状況といたしましては、市内258行政区の内、現在170行政区が自主防災組織の結成をされております。世帯数ベースの結成率といたしましては、約77%に当たり、すべての行政区の結成には至っていないというような状況でございます。また、現時点では、熊本地震における自主防災組織の活動状況につきましては、詳細な調査は実施はしておりません。一部の自主防災組織により、地区の公民館を自主避難所として開設及び要援護者の安否確認などの対応をされた事例報告を受けているところでございます。また、地元の消防団などと協力し、地区内の被害状況の確認や地域住民への声かけを行なったとの報告もございました。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 結局は、具体的なあるいはその意識的な自主防災組織の活動の検証はしていないということにこれはなるようでございます。やはり、これは時間をかけてでもどのような活動がなされたのか、当然、公費も御案内のとおり備品等の配備、あるいは組織等の活動費として公費を玉名市も支出をしております。そういう観点からも、また、今後御案内のとおり、自衛隊、あるいは海上保安庁、あるいは警察、消防という公的機関の救助、これは当然もう強化しなくてはなりません、何よりも一番大切な人命救助の1つの方向としては、この共助という自主防災活動がぜひとも活性化が必要というふうになされております。そうしますと、こういう実態を把握して、そしてしかる後あとにやはりさまざまな形で啓蒙され、あるいは検証等々もそれぞれ代表者でも結構ですので、実際こういう地震、あるいは土石流災害等々の被害についてこれはもう自主防災ですから、それぞれ限られた機能しかもっておりませんが、人命救助の一環として、これを活性化させて人命救助に役立ててると、これは1つ非常に重要な案件だろうと思っております。今後、この重要性を鑑みて、時間はかかりましようとも1つ実際具体的に今度の熊本地震で各自主防災組織からどのような活動を行なったのか、あるいは全く行なわなかった自主防災組織はどの程度あるのか調査いただければと思いますが、執行部の答弁をいただきます。

○副議長（江田計司君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃいましたように、確かに自主防災組織というのは、共助の意味においても非常に大切な組織かなと思っております。当然、我々市とか警察とかでいうような、いわゆる公助だけでは足りないという部分のその自主防災組織でやってもらうというようなことは非常に重要なことであるかと思えます。確かに熊本地震における自主防災組織の活動状況がどうだったかというのは詳細に調べておりませんので、今後そのあたりにつきましては、時間はかかるかもしれませんが、そういう調査をできる限りしていきたいと思っております。

○副議長（江田計司君） 8番 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 最後になります。今回の熊本地震を1つ大きな教訓とされまして、危機感とスピード感を持って防災対策に当たられますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（江田計司君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

あす14日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。お疲れでした。

午後 4時59分 散会

第 4 号

9月14日 (水)

平成28年第5回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成28年9月14日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 3番 松本 憲二 議員
- 2 12番 近松 恵美子 議員
- 3 13番 福嶋 譲治 議員
- 4 14番 宮田 知美 議員

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 3番 松本 憲二 議員

- 1 玉名市が有する海岸の干潟、アサリ貝類の漁場再生について
 - (1) 熊本県が行なっている覆砂事業以外に玉名市独自の取り組みはあるのか
- 2 玉名市の基幹産業である農業の今後をどう考えるか
 - (1) 農業従事者が高齢化する中、農地の維持管理をどう考えるのか
- 3 玉名市立の小中学校の教育・環境について
 - (1) 「玉名学」の成果を伺う
 - (2) 小中学校へのエアコンの導入の考えは
- 4 新玉名駅周辺の開発は
 - (1) 新玉名駅開業から5年半が過ぎたが、まだ、新玉名駅周辺の開発の見通しはないのか

2 12番 近松 恵美子 議員

- 1 子育て支援センター建設計画について
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況について
 - (1) 事業実施は業務委託を考えているのか
 - (2) ボランティア育成はどのように考えているのか
 - (3) 給付の伸びの原因をどのように考えているか
- 3 岱明町公民館建設計画について
 - (1) 岱明ふれあい健康センターの有効活用のために、どのように改善努力をしてきたのか
 - (2) 岱明区長会へされた建設計画の説明内容について

(3) 今後の建設計画について

3 13番 福嶋 譲治 議員

1 新玉名駅駐車場について

(1) 現在の駐車状況について

(2) 用地買収のあり方と、その後の対応及び新玉名駅の無人化について

4 14番 宮田 知美 議員

1 小学校就学時や中学校への進学時における「気になる子」などの情報のやりとりについて

(1) 小学校における「幼稚園幼児指導要録」と「保育所児童保育要録」の活用方法について

(2) 保護者への対応について

ア 保護者向けに就学時などの手続の流れを説明するのか。また、だれが説明するのか

イ 特別支援学校や特別支援学級を希望される保護者への希望調査はどのようにされるのか。また、希望されたあとの流れは、だれが主体的に進めるのか

(3) 乳幼児健診において、経過観察などが必要になった乳幼児については、どのような形で次のライフステージに情報をつなぐのか。また、その場合、保護者が希望されなかった場合はどうなるのか

2 就学前児童についての支援について

(1) 未就園児の場合は、乳幼児健診のあと、どのようなかかわりを持たれるのか。小学校入学まで特にかかわりはないのか

(2) 平成25年度から子育て支援課は園や園のスタッフ向けにサポートを始めているが、幼稚園に対して具体的な支援がなされているのか

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（23名）

1番 北 本 将 幸 君

2番 多田隈 啓 二 君

3番 松 本 憲 二 君

4番 徳 村 登志郎 君

5番 城 戸 淳 君

6番 西 川 裕 文 君

7番 嶋 村 徹 君

8番 内 田 靖 信 君

9番 江田計司君
11番 横手良弘君
13番 福嶋譲治君
15番 前田正治君
17番 森川和博君
19番 中尾嘉男君
21番 小屋野幸隆君
23番 吉田喜徳君

10番 田中英雄君
12番 近松恵美子さん
14番 宮田知美君
16番 作本幸男君
18番 高村四郎君
20番 田畑久吉君
22番 竹下幸治君

欠席議員（1名）

24番 永野忠弘君

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	礮谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開議

○副議長（江田計司君） おはようございます。

本日も永野議長欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきます。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（江田計司君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） おはようございます。3番、自友クラブの松本でございます。

8月の非常に暑かった1カ月前、1カ月前というか、先月と打って変わってもう1週間ぐらい前から秋雨前線ということで雨が非常に降って、若干涼しくなってきたのかなというふうに思います。

今回私は、一般質問で4つのことについてお伺いさせていただきます。

まず、1点目に玉名市が有する海岸の干潟ですね、アサリ貝類の漁場再生についてということで、1日目に田中議員、2日目に嶋村議員のほうからも同じような質問がありました。答弁のほうもそれと似通った答弁になるのかなというふうに思ってますけれども、そのことについて、熊本県が行なっております覆砂事業というのがあります。それ以外に玉名市独自の取り組みはあるのかということで、まず1点目に御質問をさせていただきます。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） おはようございます。

議員の玉名市が有する海岸の干潟、アサリ貝類の漁場再生について、熊本県が行なっている覆砂事業以外に玉名市独自の取り組みはあるのかの御質問にお答えいたします。

本市に面する有明海は日本一の干満差を有し、干潮時には広大な干潟が広がり、その中でアサリ貝など二枚貝を中心に多くの水産資源が水揚げされる宝の海でありました。しかし、近年は海岸工事、水質汚濁、底質の汚泥化、赤潮など発生及び乱獲などさまざまな要因によりアサリ貝の漁獲量が激減し、平成25年度にはゼロとなってしまいました。そのような中、本市の漁場再生に向けた取り組みといたしましては、アサリ貝の生息環境改善として死殻や漂着ごみなどの除去、干潟の耕うんにより堆積し、硬化した底

質の改善、泥中の酸素供給などを行なっております。また、アサリ貝の資源管理といたしまして、ツメタガイなど食害生物の除去、支柱や網を設置したナルトビエイの侵入防止対策、アサリ稚貝の放流、保護区の設定などを行なっております。さらにカキ小屋で出たカキ殻を譲り受け、漁場に散布することにより水質改善を図る取り組みやカキ殻化合物を網袋に梱包したものを干潟に敷設してアサリ稚貝の定着を促進する取り組みも行なっております。このような取り組みを行ないました結果、本年度につきましては、市内すべての漁業協同組合において、アサリ貝の生産出荷が行なわれております。今後につきましては、熊本県水産課などに技術指導を仰ぎながら、アサリ貝がさらにふえるように生息環境の改善及び資源管理の取り組みを推進していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

玉名市ではカキ小屋で出たカキ殻なんかを譲り受けて、漁場に散布したりということ、あとは耕うんなどをして若干のそのアサリ貝の生産出荷が行なわれるようになったというふうに今答弁をいただきました。きのう、嶋村議員からの質問の中でも荒尾市、それと長洲町、多分こういう資料を、これは長洲町が結局取り組んでいる資料なんですけども、これは部長も多分持ってらっしゃるのかなというふうに思います。これはきのうも嶋村議員からありましたように、福岡大学の工学部と長洲町はしっかり提携を結んで取り組んでいらっしゃいます。1年間に多分150万円とか200万円程度の予算だったとお話を聞いているんですけども、それと今月の9月1日の熊本日日新聞で、荒尾市のその事例が新聞に載ってたわけなんですけども、一応、隣接する海岸ということ、その荒尾市なり長洲町なり、しっかりその干潟を再生して、もう1回昔の海に戻そうという結局努力をされてるわけですよ、そのやっぱり玉名市が一番そのこの荒尾市、玉名市の地域の海岸では、その海岸としてですよ、一番長いと思うんですよ、その距離的にも。一番多く漁場を持ってると思うんですね。そしたらやっぱり有明海の再生ということであれば、やっぱりそれに玉名市が率先して取り組むということもやっぱり考えないと、きのうの一般質問でも嶋村議員もおっしゃいました。その昔は結局、田畑と海で生計を立てたと、しかしながら、もう今は、海は結局ノリだけでその魚介類がほとんど出荷ができなくなったということで、そういう現状に至ってる中ですね、何らかのやっぱり手だてを打たないと、本当にその海の再生というのが難しくなるんじゃないかと思うんですね、やっぱりその中で独自に若干のことはされてるんですけども、その長洲町、荒尾市がこういうふうに大学とかと連携をやってますけれども、やっぱり玉名市独自で何かに取りかかろうということは今考えていらっしゃらないんですか。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

近隣の市町村で行なわれております大学等々研究機関との連携の事業についてだと思いますが、先ほど答弁で申しましたように、本市では漁場再生に向け、漁業協同組合と協力し、アサリ貝の生息環境の改善と資源管理の取り組みを徹底して行なってまいりました結果、本年度少量ではありますが、全組合におきましてアサリの生産出荷が行なわれました。このことは明るい兆しではありますが、自然環境の変化は油断できないものがありますので、今後、漁場改善の効果が期待できる新たな取り組みについて情報収集し、必要に応じて大学など研究機関との連携も視野に入れる時期に来ているものと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 一応、時期が来たらということでの回答だと思うんですけども、熊本大学にもこういうその工学部の中にいろいろ環境問題だったりというところ、調べるところがあります。僕が調べたところでは崇城大学の工学部の中に、西田先生という先生が多分いらっしゃいまして、西田研究室というのがあるんですけども、そこは熊本の水とか環境とか、そういうのを徹底して調べる西田研究室というのがあるんですよ。やっぱりその辺にしっかりお願いをして、やっぱり連携を組んで、中長期的な、そしてましてやそのデータですよ。今はやっぱりある程度、その昔はですよ、よく台風が来て、今でも、昔のお年寄りというか、今のお年寄りの方々は、「最近台風が来んごつなつたけん、やっぱり海ばかき混ぜんといかんもんね。海の底からかき混ぜんといかん。」とよくおっしゃるんですけども、いやそれはそれとしてわかります。しかしながら、今、台風がなかなかこの有明海近辺にもなかなか来ません。ましてやそういう大きい台風がきたら、やっぱり災害のことも非常に考えないといけないので、それはどっちがいいのかというのは非常にわからないところがあります。そういう中で、やっぱりこのデータとしてきっちり残していくというのも必要じゃないかというふうに思うんですね。やっぱりその大学あたり、せつかく熊本大学もありますし、崇城大学もありますし、そして東海大学の阿蘇キャンパス農学部があります。そういうところできっちりやっぱり連携を結んで、その一つ一つ検証をしていくと、1年1年検証をしていくと、そういう中で荒尾市、長洲町、玉名市、そしてこの有明海近辺のこのずっと沿岸に沿ったところとその競争するんじゃないかと、いろんなその研究をしながら、情報を交換しながら、一番いいその施策というか、それを共有し合え、いい再生をしていくというのが非常に大事だと思うんですよ、やっぱりその辺がなかったらなかなかこの有明海の再生が進まないと思うんですよ。ちょっとここで再質問、もう1個再質問をさせていただ

きたいんですけど、これはちょっと市長のほうにお伺いしたいんですけども、多分市長も大浜出身ですので、海に昔はもう非常に多分アサリ取りだとか行ってらっしゃったと思うんですね、そういうその自分が小さいころからずっと有明海でいろんなものが取れてた、ハマグリ、シジミ、いろんなものが取れてたという中で、もうそれが今全然取れないという状況になって、やっぱりその再生にどれだけの思いをもってらっしゃるかというのをちょっとお聞きしたいと思います。よろしいですか。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の質問にお答えいたします。

有明海の再生ということにつきましては、以前からこの豊穡の海と言われるように、有明海につきましては大変貴重な海であろうというふうに思っておりますし、また、今もノリも豊富に取れておりますし、全国では有明海がやっぱり日本一というふうな状況であります。しかしながら、二枚貝につきましては、昔からみるともう激減をしているというふうな状況でございます、この特にアサリ貝につきましては、本当に昔は農業と漁業の2つの柱の中に1つ入るような状況で、漁民が生活をしてたというふうな状況でございます。そういった中で、私も非常に有明海がこういった状況になっているということは懸念をいたしているというような状況の中で、過去においては熊本県立大学の堤教授にこの有明海のアサリが取れないというふうな状況で調査を依頼したというふうなこともございました。いろいろ過去にも有明海のと申しますか、この玉名市の海岸でアサリ貝が取れるためにどういったのがいいかということをしていろいろやった結果、最終的には原因がまだこれといった決定的なものが出ていないというような状況の中で、今現在進んでいるというような状況でございます。稚貝のまきつけ等々もやっているというような状況でありますけども、なかなか効果があらわれないというような状況の中で、この状況を鑑みたときに、やはりこれからもいろんな取り組みをしながら、そして研究をしながらやっていかなければならないということでもありますけども、どちらかといえば、決定的なこれといった方策は今ないというのが現状でなかろうかというところで、いろんな形で、どこでもそういった取り組みをされているというような状況でございますので、今後も玉名市におきましても有明海の再生、そしてまた、二枚貝の過去のような状況に戻るために、いろいろとこれからも研究をしながら、対策を打ちながら、いろんな試行錯誤をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきましたけれども、今、市長の答弁の中で、以前はその熊本県立大学の堤先生のほうにお願いをしてということがあったんですけども、

そのやっぱり継続が僕は必要だと思うんですよね、ここもう10何年、約20年近くですか、20年近くもう本当にずっと取れてないような状況なんですよ、それ単発的に行なっても、1年、2年でそういうのがわかるんだったら。それ医学じゃないですから、そのやっぱり自然の環境をもとに戻す、非常にやっぱり長いスパンで考えていかなきゃいけないと思うんですよね。今、市長おっしゃいましたように、そのいろいろ私ももうその試行錯誤したけれども、なかなかそれが今のところで見つからないということなんで、ずっと継続してできるようなことを何かやっぱり取り組むという姿勢をやっぱり見せていかないと。その今、ノリはですね、非常にその生産が上がっているというのは私も漁業組合のほうからでもそのノリの生産者の人からも聞いています。しかしながら、ノリプラスましてやアサリ貝が余計取れば、もっと漁民も、そして漁業権を持ってらっしゃる普通の一般の方々も海に行き、それを販売して、しっかり売上げを上げていただいて税金を納めていただくというふうになるんで、やっぱりその辺はしっかり本当にやっぱり考えていかないといけないもう状況というか、もう遅れてるんですよ、これは完璧に。やっぱりその辺のやっぱり取り組みがその荒尾市でも長洲町でも始まっているんですね。そしてましてやその宇土市でも、もう始まろうというような、なんか予算づけがなされているというふうに聞いております。宇土市のほうでもですね。そういう中でやっぱりこの荒玉地区でやっぱり荒尾市から始まって、熊本県に入ってですよ。荒尾市から始まって、長洲町がやって、玉名市がやなくて、その熊本市がもしやるとしたら、じゃあうちだけ結局取り残されるというか、うちだけやらないというわけには、多分いけないと思うんです、やっぱりそういう面で、熊本大学、崇城大学、東海大学、熊本県立大学も先ほどおっしゃいましたので、やっぱりその辺にやっぱり連携をとっていただいて、答弁の中でもそういうふうに、市長の答弁の中でも、今からその再生に向けて少しずつはその試験的なことでもやっていかないといけないというようなその答弁があったんで、部長、しっかりその辺は協議をしていただいて、しっかり取り組んでいただいて、よりよい成果をやっぱり玉名市のほうから一番によその市町村に発揮できるように、発信できるようにですね、しっかりその辺に取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番(松本憲二君) 続きまして、今度はちょっと農業問題のほうに移ります。

玉名市の基幹産業であります農業の今後をどう考えるかということで、農業従事者が非常に高齢化する中で、そしてまた、後継者の不足ということで、後継者もなかなか残ってくれないというような現状が続いております。そんな中で、農地をどのようにして今後維持管理を考えているのかということでお聞きしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の玉名市の基幹産業である農業の今後をどう考えるか。農業従事者が高齢化する中、農地の維持管理をどう考えるのかについてお答えいたします。

農業を取り巻く状況は、高齢化に伴い担い手の減少、遊休地や耕作放棄地が増加傾向となっており、また、異常気象による生育不良、収穫量の減少、品質低下に加え、生産経費の上昇など、厳しい状況が続いております。このような中、市といたしましては、農業基盤整備、農地集積・集約、営農組織の法人化による組織の強化を推進しております。まず、区画整理や農業用排水路施設及び農道の整備等の基盤整備を実施することにより、営農の効率化と農業経営の安定を図ることができるとともに、担い手への農地集積も期待できます。現在、扇崎・大野下地区において受益面積40.3ヘクタールの県営基盤整備事業を実施中であります。また、本年度は神崎・富新・明丑地区において基盤整備事業採択に向け、事業計画を作成しております。さらに、鍋地区において基盤整備事業推進に向けた推進委員会が発足しております。また、八番・十番・大豊地区及び八嘉地区においても基盤整備事業の要望があり、説明会を実施いたしております。

次に、農地集積・集約につきましては、政府では農地中間管理機構を利用して、農地集積を積極的に行なう市町村に優先的に事業予算を配分され、また、法人化された組織が補助を受けやすい傾向にあります。市におきましては、平成26年度に岱明町野口地区の法人化に伴う集積から始まり、平成27年度の扇崎・大野下地区の基盤整備に伴う集積が行なわれており、本年度は伊倉地区におきまして、農事組合法人が設立され、約150ヘクタールの農地集積が見込まれております。また、小田地区、八嘉地区、豊水地区、大浜地区、岱明町三崎地区、横島町大開地区、栗之尾地、横島干拓で農地集積に向けた説明会を実施しております。さらに樹園地の集積・集約につきましては、熊本県の農地集積加速化事業において県内4地区で検討されており、その中の1地区として玉名市でも、県、JAと関係機関と協力して取り組む予定であります。

次に、組織の強化、農地の保全として多面的機能支払交付金事業があります。この事業は平成19年度より始まり、農村の過疎化高齢化等の振興に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっている状況に対し支援する事業であります。現在56組織、4,893ヘクタールで取り組まれており、事業を取り組んでいない集落に対して事業促進を図っておりますが、事務処理のハードルが高く、高齢化や後継者不足により取り組みたくても取り組めないという地区が多数あります。そこで本年度、市土地改良区と共同で各保全隊で組織する広域協定運営委員会を設立し、組織強化と加入促進を図ってまいります。今後も農家の高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の発生を未然に

防ぎ、農作業効率を上げるために地域の農地は地域で守るという意識づけを担い手に図りながら基盤整備、農地集積・集約、営農組織の法人化を推進し、基幹産業である農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

今の部長の答弁の中でも、耕作放棄地が増加傾向というふうにお話がありました。今、この議場のすぐ左手に農地がいっぱい広がっているわけですが、こっからでも耕作放棄地がいっぱい見えるような状況になっています。

ここでちょっと再質問をさせていただきますけれども、高齢化、後継者不足が非常に進んでいく中で、この耕作放棄地を解消する対策が玉名市にはあるのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員の再質問にお答えいたします。

高齢化に伴い、担い手の減少と耕作放棄地の増加傾向にある、それに対策はという御質問だと思いますが、高齢化に伴いまして、耕作放棄地が増加傾向ということで、まず、基盤整備事業の促進が欠かせないものと考えております。基盤整備を行なうことで農地の集積・集約が期待でき、営農の効率化、経営の安定化が図られます。現在実施中の1地区、事業採択に向けての計画中の3地区、推進に向けた推進委員会の発足地区が1地区、事業要望カ所4地区でございますので、計画的に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただいたわけでありまして、基盤整備事業、やっぱりこれが一番やっぱり欠かせないのかなというふうに思います。この玉名平野、ほとんど基盤整備事業が進んでいません。そしてまた、玉名バイパスから上のほうですね、もうここも本当基盤整備事業が進んでいない中で、やっぱり道路も狭いし、その区画ももうその1つの農地が非常にやっぱり狭いような、田んぼがこういっぱい存在しているわけですね、やっぱり本当に高齢化が進む中で、これは早急にやっぱり理解を求めて農地を持ってらっしゃる方々に理解を求めて、賛同をしていただいて、その基盤整備事業を図っていかないとなかなか前に進めないような状況になると思うんですね、先ほど部長の答弁の中でもあったように、その地域の農地は地域の農家で守ると。地域に、私横島町の出身なものですから、横島町の場合は地域の集落営農組合というのが存在してるんですね、その地区、地区のですね。やっぱりそういうところにももちろん横島町の場

合は後継者、結構いるんですけれども、私を知る限りでも玉名市の中でも石貫地区だったり、月瀬地区だったりとかというところには、結構後継者の方々はいらっしゃると思います。やっぱりそういう方々がその地域の農地は自分たちで結局守っていくて、しかしながら基盤整備ができてなかったらそれはできないというようなことだと思うんですよ。だからやっぱりそういうその事業をきっちり進めていけるような環境をですね、やっぱり整えないといけないと思うんですけれども、その集落営農組合。先ほど部長から答弁がありましたように、この法人化。法人化をされてるところにその中間管理機構を使って、法人化をされてるところに非常に補助金が今下りやすいような状態になっているふうに答弁があったと思うんですけれども、やっぱりいろんな補助事業を使えるようなシステム、状態ですよ、補助金が受けれるようなその状態をつくってやらないと、大型化、そのやっぱりこれだけの広大な農地ですから、大型機械の導入であつたりとかそういうのも非常に必要になってきます。やっぱりそういう条件をきっちり満たすような整備をしていかないといけないと思うんですけれども、集落営農組合の法人化に向けたその取り組みだったり、もしそういうその申請をなされているだとか、その説明会を開いているだとか、そういう状況が今どうなのかというのをちょっとここで再質問をしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

組織強化としまして、まず、営農組織の法人化があります。法人化の現状といたしましては、横島町の神崎地区、岱明町の野口地区、本年度伊倉の地区が法人化に設立されました。今後、市内の23の営農組織に法人化のメリット等を説明し、法人化に向けての推進を図ってまいりたいと考えております。また、多面的支払交付事業に取り組んでいる組織として、保全隊がございます。現在56組織が活動されておりますが、事務処理のハードルが高く、組織の加入が進んでおりません。そこで市土地改良区と共同で、各保全体で組織する広域協定運営委員会を設立し、組織強化と加入促進を図ってまいっております。その中で、この広域協定運営委員会につきましては、10月3日の日に設立総会の運びとなっております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

そういうその多面的機能のそういうその組合だったりとか、いろいろ組織だったりとかというのをフル活用をしていただいて、やっぱりその法人化。法人化にはやっぱりメリット、そのポイント、今、農家がいろいろなその農林水産省の補助金を受けるときに、そのポイントというのがありますよね。そのポイントをやっぱり高ポイントを今取

っていかないと補助金が受けられないような状態になってます。しかしながら、個人ポイントというのはある程度限界があるんですよ。今、地域ポイントというのがあって、地域ポイント。それは結局、地域ポイントというのはちゃんと中間管理機構を使って、そういう取り組みを行なってる地区は地域ポイントが高いんですよ。しかしながら玉名市はそれは全然行ってないんですよ、だから旧玉名市で0.5ポイントあるだけで、あと横島地区、岱明地区、天水地区はゼロポイントなんですよ。結局、これは行政がしっかりしてないからこういうことになってるんですよ、僕から言わせたら。行政がしっかりしてるところは地域ポイントが高いんですよ、だから個人ポイント低くても地域ポイントの上乗せで補助金が結局取れてるような状況なんですよ。やっぱりこの辺はしっかり考えていかないと、今ほとんど市長があいさつにもある中でも基幹産業では玉名の基幹産業は農業とおっしゃるじゃないですか。一番の産業は農業なんですよ。工業団地もありませんから、そんな主たる工業も、会社も、大きい会社もないですし、やっぱり農業、この農地をいかに生かしてしっかり所得を上げていく、売上げを上げていくというような環境をきっちりつくっていかないと、本当によその地区から取り残されるというか、ほとんど追い抜かれて、その補助事業に乗っていけないような状況なんですよ、各個人個人、農家の個人個人が法人化も進みませんし。やっぱりこの辺はしっかり取り組みを行なっていただきたいと思います。

そこで再質問なんですけども、その玉名の基幹産業である農業とよくあいさつの中でおっしゃいます高崙市長にお伺いしたいともうなんですけれども、この本当に高齢化が進む中、後継者が不足する中、ここにもう市長のほうから見れば右手になるんですけれども、僕のほうから見れば左手になるんですけれども、耕作放棄地がこれだけある中で、農業に今から、今からというか、今までのその取り組みが僕はほとんどなされてなかったというふうに感じておりますので、今後、どういうふうなビジョンを持って結局取り組んでいこうと思われるのか、そのちょっと姿勢をお伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 松本議員の質問にお答えいたしたいと思います。

農業につきましては、これは基幹産業ということはもう常日ごろから言っていることとございまして、農業の発展が玉名市の発展につながるということは当然のことだろうというふうに思っております。そういった中で、やはり農業に対しましては先ほど農業の集約化ができるようにということといわばどちらかと言えば、農地の集積ということが一番大事なことだろうし、また、国もそういったものを推し進めているというような状況でございますので、基盤整備等については、積極的に進めているというふうな状況とございまして、また、農業につきましては、今、イチゴ、メロン、トマト、ミカン等々の作物がございまして、これも玉名の大きな産業の1つということでございまして、

特にトマトにつきましては、恐らくミニトマトは日本一の生産を誇るというような状況だろうというふうに思いますので、こういったものにつきましても積極的に生産性が高くなる。あるいはそのための機械整備等々につきましても、農協、JAとの連携を図りながらやっていきたいというふうに思っておりますし、また、そのことが農業の後継者が生まれるということになってくるだろうというふうに思っております。特に農業につきましてはやはり後継者がいるということが大きな課題でございますので、その後継者に対して、いろいろなことができるように、そしてまた、玉名市につきましては、熊本県下では後継者が多いほうということでございますけど、まだまだ全体的に見て農業の後継者は少ないというような状況でございますので、そういった面を含めて農業の後継者を育成するというようなことも含めて、農業全体にバックアップをしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、答弁をいただいたわけですがけれども、市長もトップセールスのほうに大阪であったりとか、名古屋であったりとかというところで、JAその関係と一緒に、生産者の方々と一緒に、トップセールスに多分行かれてると思うんですけれども、ミニトマトは今全国一位ということで、私も話を伺っておりますけれども、ハウス、台風が来れば、今週というか、来週ですか、来週の18日ごろ、ちょうど連休ですね、そしてシルバーウィークのときに台風が来るのではなかろうかというような天気予報があってますけれども、そういうのがあれば、なかなかハウス農家は、非常にやっぱり厳しいところがあるんですよね、だからこのあいてる農地をいかにうまく活用をしていくかと、結局土地利用型ですよね、やっぱり土地利用型を頻繁にしながら、ハウス、園芸。園芸は園芸でちゃんとやっていくというそのシステムをきっちり構築をしていただきたいと思います。そして玉名市は玉名市独自のその機械の購入補助金があるんですけれども、毎年、多分、部長、予算は1,500万円程度だったと思うんですよね、一番最初。あとで補正でということになってると思うんですけれども、今、市長の答弁の中で、しっかり後継者をつくっていけるように、そしてまた農業のその地盤固めをもうきっちりしていくということだったんで、来年度からは若干予算に反映されるのかなと、今の答弁をお聞きしまして、そういうふうに私は理解をしたいと思います。本当にこの基幹産業である農業には、本当に力を入れていただいて、農業でしっかり稼いでいただいて、税金をしっかり払っていただくと。玉名で宴会もしていただいて、そういうふうにお金を落としていただくというようなことですね、好循環をつくるのではなかろうかというふうに思っておりますので、その辺にはしっかり部長、市長の先ほどの答弁をお聞きになって、よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、ちょっと次の質問のほうに移らせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 続きまして、玉名市立の小中学校の教育とその環境についてということで、お伺いをしたいと思います。

これは1日目には徳村議員のほうからだったですかね、エンジョイ・イングリッシュのことは質問があったと思うんですけども、私は「玉名学」と「エンジョイ・イングリッシュ」の成果ということでお伺いしたいと思います。多分平成26年からだったと思うんですけども、指定校を設けられてスタートしたわけなんですけれども、エンジョイ・イングリッシュは27年度から多分、全校で開始された、玉名学に関しては平成28年、本年の4月から全校で多分開始されたと思うんですけども、その成果を伺うということと、もう1つは、その小中学校へのエアコンの導入、これは1日目、西川議員、そして2日目は、多田隈議員のほうからもあったと思うんですけども、そのやっぱりこゝ私まで含めて3人がこのエアコンの導入ということで、質問をするので、その辺もしっかり受けとめた中での答弁をいただきたいなと思います。

よろしく申し上げます。

○副議長（江田計司君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 玉名市の小中学校の教育環境について、「玉名学」の成果を問うというお尋ねをいただいておりますので、お答えいたします。

玉名市が進めている小中一貫教育は、小中学校が同じ教育目標を掲げ、子どもたちの発達段階を考慮しながら、特に学級活動、総合的な学習の時間、小学校低学年の生活下において9年間を見通した系統性・一貫性のある教育課程を編成・実施することで小学校から中学校への滑らかな接続を図ると同時に、子どもたちのより豊かな人間性や社会性の育成とさらなる学力の向上を図ろうとするものであります。玉名市では、文部科学省より、教育課程特例校の指定を受け、平成26年度から取り組んでおり、その核となるものが玉名学であります。議員お住まいの横島町の干拓も玉名市の子どもたちが玉名のよさとして体感できる教材として導入しております。玉名市におきましては、平成27年度までの2年間、大野小学校、玉南中学校の2校で先行研究を行なっていました。礼節では、従来家庭及び地域社会において自然に身につけていた基本的な生活習慣と礼儀作法、公共の精神、人間関係形成力等のより確かな育成、探求では、地域に関する学習、学年及び学校固有のテーマ、生き方などの学習を通して課題解決能力、学び方やものの考え方、自己の生き方を考える力を育ててきました。また、日本語では、朝自習と音読集会など、日常の活動の中で発達段階に応じたすぐれた文学作品等に触れる経験を積み重ねてきたところです。家庭及び地域の教育力の低下がかまびすしく叫ばれ危惧

される中におきましても、この研究指定校における取り組みにより、礼節では、身につけるべき生活習慣の獲得ができつつあること。探求におきましては、地域の自然や文化などに係る学習素材や人材の発掘を通して、玉名の新たな魅力や後世に伝えていくべき伝統などに気づく児童・生徒が育ってきていることなど、大きな成果をおさめていると考えております。

以上です。

続けていいですか。

○3番（松本憲二君） はい、いいです。

○教育長（池田誠一君） 失礼しました。

もう1つのエンジョイ・イングリッシュについてお答えいたします。

玉名市の小中一貫教育の中で、玉名学と並行して取り組んでおりますエンジョイ・イングリッシュについてお答えいたします。

玉名市では、平成26年度から鍋小学校を研究指定校として先行経験に取り組んでまいりました。その成果として、英語に対する関心が高く、積極的に外国の方に話しかけるなど、人間関係形成につなげていこうとする意識の高い児童が育っております。また、児童の英語の発音、英語を聞き分ける力の習得につきましては、現場の指導者だけでなく、保護者の感想の中にも「自分たちの世代とは違い、単語の発音や英会話を聞き取る力において、大きな成果を感じる」という御意見を伺っております。平成27年度から全小学校で実施しており、中学校においても取り組める学校から活動をスタートさせている状況であります。継続して取り組むことで、英語の発音を聞き取る力、そして簡単な会話ができる英会話力を育てていきたいと考えております。議員御指摘のより低年齢の保育所、幼稚園からの取り組みにつきましては、ボランティアを初め、地域人材の確保などにより、よりよい人的環境の整備とともに、保育園、幼稚園との連携を図ることにより、よりつながりのある充実した指導ができるのではないかとこの提言でございますが、まずは小中学校における取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 松本議員の小中学校へのエアコンの導入の考えはという御質問にお答えします。

小中学校へのエアコン導入方針につきましては、1日目、2日目の質問にもありましたとおりでございますが、玉陵小学校校舎新築及び玉陵中学校の校舎改築工事と玉名町小学校教室棟改築工事が始まりますが、完成の際には一部の特別教室を除き、普通教室などに空調設備を整備する予定にしております。また、玉陵小中学校及び玉名町小学校以外の小中学校につきましても、それぞれの学校の大規模改修や学校再編の時期等を考

慮し、整備計画に基づき順次導入してまいりたいと考えております。また、導入に当たっては、空調利用の時間や期間や時間、設定温度など運用指針の基準を定め、適切な運用に努め、子どもたちのよりよい学習環境の整備とともに、子どもたちの体調管理面にも十分配慮して、今後空調設備の整備を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

玉名学に関しましては、非常にここに「未来をつくる玉名市の小中一貫教育」ということで玉名学のが載ってるんですけども、本当に地域の文化だったり、祭り・行事やいろんなことに参加をして、そして中学校では「世界の中の玉名」とかですね、「10年後の自分を見つめて」ということで、しっかりした教育マニュアルがつくられて、それに沿ってしっかり進めておられるんだろうというふうに思います。やっぱり地元のことをしっかりわかって、地元を好きになってくれる子どもたちというのが一番必要じゃないかなと思っております。そしてまた、エンジョイ・イングリッシュということで、これは1日目の徳村議員の質問でもありましたけれども、徳村議員の場合は未就学の児童とかですね、そういうのにも取り組んでいってみてはということだったんですけど、私もまさにそのように思います。これはちょっと再質問でしようかなというふうに一番最初は思ってたんですけども、壇上で言ってしまったものですから、非常に申しわけなかったですけども、よその地区ではですね、やっぱり保育園からそのエンジョイ・イングリッシュじゃないですけども、その英語のヒアリングだったり、そういうのを取り組んでいって、やっぱり小学校、中学校までずっと同じ体制で、それを学ばせると、やっぱり小さいうちが非常に覚え込みが早いということが立証がもうちゃんと検証なされてるみたいで、それは村上部長のほうから1日目の答弁の中で、26園中15園が大体英語のそういう授業を少しなりともやってらっしゃるということで答弁があったわけですので、やっぱりその辺は玉名市も負けないように、全保育園・幼稚園に働きかけをして、英語の時間を少しでも取り入れていただいて、ALTが6名、今玉名市にはいらっしゃると思うんですけども、僕はやっぱり12名ぐらいにふやしてもいいのかなと思うんですよ、やっぱり今、グローバル社会ということで、今、やっぱり就職なんかで、ほとんどその外資系のその企業もありますし、今は日本の企業がほとんど外国に工場なんかを持ってますんで、やっぱりそのまず入社その試験だったりとか、その履歴書にTOEIC（トイック）だとかTOEFL（トーフル）のその点数を何点持ってらっしゃいますかということが大体出てくるんですよ。やっぱりそういうのも見据えて、やっぱりそのグローバルな人間を玉名から出していくというような思いがあれば、それはその人口減少にも若干なりはするんですけども、優秀な人材をやっぱり玉名市からいっぱい出すという思いがあれば、やっぱりそういうTOEIC（トイック）だと

かTOEFL（トーフル）の高得点をやっぱりとれば、その外資系企業もいっぱい雇ってくれますし、大手のそういうその海外にいっぱい事業所を持つてる企業もやっぱり就職で有利なところで就職ができるような環境もしっかり玉名市の子どもたちにつくってやるべきだろうと思いますんで、その辺はしっかりこの玉名学とエンジョイ・イングリッシュには、力を注いで、もっともっとしっかり推進をしていただきたいと思います。

2番目の小中学校へのエアコンの導入ということで、今、伊子部長のほうから答弁があったわけですが、僕はちょっとこの地震の影響もあったせいかわかりませんが、夏休み明け、8月26日から多分玉名市の市立の小中学校では、多分始業式があったと思うんですけども、その中で、何校かでちょっと熱中症、まだ8月非常に暑かったです。その熱中症やその気分が悪くなったという子どもが出たというふうにちょっとお伺いをしたんですね、その状況をちょっと把握されてるかどうか、ちょっとお伺いします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

小中学校における熱中症の状況ということですが、今年の夏は気温35度を超える猛暑日が続きまして、夏休み明け初日、8月26日から9月2日までの間に小中学校では6人が熱中症と思われる症状で保健室に運ばれるなどの手当てを受けた状況がございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただいたわけですが、6名。これは小学生。

○教育部長（伊子裕幸君） 小中。

○3番（松本憲二君） 小中、一緒にですね。きのうの多田隈議員の質問でもあったように、そのやっぱり猛暑、その酷暑というような非常にもう昔と比べたら35度を超す日にちがもう何日も何日もあります。その子どもたちのやっぱり環境、教育の環境を考えますと、大人でも非常にやっぱりまいてしまう中で、その子どもは若干のその元気があるのかなというふうには思っているんですけども、やっぱり小学生の低学年あたりはやっぱり体力も非常になくて、歩いて登校してきて、そのまま始業式といたら体育館でいっぱい集まってあれがあるじゃないですか。そういう中で若干気分が悪くなったのかなというのもあるんですけども、西川議員の質問にもありましたし、それと多田隈議員の質問にでもあったように、きょうも一緒だったんですけども、その小中一貫教育というか、統廃合ですよ、大体はそれを一応、計画に入れてらっしゃると思うんですけども、そのずっとやっていく中で、そのエアコン導入をその考えるということで、まず中学校からという多分答弁だったと思うんですけども、中学校は動かさないとい

うことですね。しかしながら、エアコンというのは普通考えて取り外しができるわけですね、設置をしてでもですね。結局取り外して持っていけば、あとのところに持っていけばいろんな活用ができると思うんですよ。やっぱりその玉陵小学校・中学校、玉名町小学校にはついて、有明中学校にはある個人の方のその御支援があつてついて、この不公平さが非常に各地区でやっぱり出てくるのというのはおかしいと思うんですよね、大体その小中学校、玉名市立のですね、小中学校にエアコンを設置した場合の費用というのは幾らぐらいかかるというのは計算をされてますか、その試算がありますか。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回の整備計画にかかる事業費というふうに考えますと、概算ではございますが、キュービクル等の改修も含め、約4億9,000万円程度を考えているところでございます。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

これは学校再編がなされたところでの金額ですか。今、玉陵小中学校は抜きにしてですね、玉陵校区と玉名町小学校、有明中学校は抜きにして大体4億9,000万円ぐらいというふうに考えていいんですかね、統廃合を考えずに。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 玉陵小・中学校、玉名町小学校も含んだところの試算でございます。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） そうしたら大分削減されると思うんですけれども、ここに玉名市教育振興基本計画という本があるんですけれども、この37ページの学校の施設の充実ということで、学校は児童・生徒が安全で安心して過ごすことのできる学びの場でありということを書いてあって、その下にまた、地域においては防災上の拠点でもあるということが書いてあるんですね、その災害の避難場所としても学校は非常に重要な場所でありますよということでここに明記をしてあるわけですね。先般起こりました熊本地震は幸いに4月ということで、そこまで暑くなかったと思うんですけれども、この夏の台風の時期だったりというのは、もし避難者がいっぱいになったときに、結局学校なんかもその避難場所として結局使うわけじゃないですか。そういうところにも配慮したら、小学校とか中学校には十分そのエアコンを配備するその効果というのがあると思うんですよ。緊急の場合のその避難場所というような考え方が1つはちゃんとできますし、その学校の教育という場でもありますんで、それはやっぱりこの財政をきっちり考えて、今。きのうのですね、ちょっと答弁の中で多分、上嶋部長が、総務部長が財政調整基金が60億円ぐらいあるというふうにおっしゃってましたんで、4億9,000万

円ぐらいだったら、結局そのよその市町村の小学校あたりでは、まだそこまで進んでいないこのエアコンの整備ですよ、玉名市が率先して、玉名市立の小学校、中学校には全部エアコン配備してますよ。いい環境で勉強できますよと言ったら定住促進にもつながるんじゃないですか。引っ越して来られる方々もいるんじゃないですか。その整備計画が全然整っていない市町村だったりとか、そういうところからでも「ああ」て、「玉名市はちゃんとそういうところまで、そのやっぱり子育てにもしっかり力を入れて、教育環境もしっかりしてるんだ。」て、そういうところの全体的なあれをですね、もう少し考えていただいて、せっかくその基金もまだ60何億円あるということで、4億9,000万円、結局子育て、その定住もしっかり含めた中で、そういう面も全庁で考えていただいて、やっぱりそういうところにも波及効果を出していくというような導入を早めに検討をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、一番最後の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 一番最後の質問なんですけれども、こっちから見える右側に新玉名駅周辺の開発についてお伺いをいたします。新玉名駅開業から5年半がもう過ぎました。しかしながら、まだ、新玉名駅の周辺は全然開発が進んでおりません。その開発の見通しはあるのかということで質問をしたいと思います。これは私はまだ以前にも質問をしたんですけれども、それからの進捗状況はどうなっているのかということで、ちょっと質問をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の新玉名駅周辺の開発についてお答えをいたします。

新玉名駅周辺開発構想区域につきましては、民間活力による開発を誘導するために、民間の進出に応じて開発に係る諸手続やインフラ整備等の積極的な支援を行なう方針でございます。したがって、現段階では直接市が開発を行なう考えは持っておりません。ただ、駅前広場の南側、ホームセンターの東側でございますけれども、ここにつきましては民間開発の障害となっている排水路のつけかえを進めるために、今年度中には排水路の位置を固めたいと考えており、今後は平成29年度に関係地権者説明会を経て、用地の測量、用地買収を進め、早ければ平成31年度にも工事に着手するという予定でございます。また、新玉名駅周辺の開発について、現時点では平成18年2月に熊本県と本市で取りまとめた新玉名駅周辺地域等整備基本計画とこれをベースにした平成19年3月に策定いたしました新玉名駅周辺地域開発構想がございますけれども、これらの策定から約10年が経過した今日の開発区域35.6ヘクタールの開発状況や公立玉名中央病

院の移転候補地が近隣用地に決定したことなどを踏まえれば、開発区域を含めた開発構想の再検討を試みることも必要であるというふうに認識をしております。その対応を検討するための関係部課長からなる庁内組織を今月の9月8日に立ち上げたところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

前に聞いたときも部長のほうから一応、民間活力ということで、玉名市のほうではその開発する計画はないということで、また今回もそういうお話だったんですけども、しかしながら中央病院だとか、その平成18年にその縣市協定、これは縣市協定。

○企画経営部長（原口和義君） そうです。

○3番（松本憲二君） ですよ。縣市協定から10年がたったということで、そういう見直しを図ると、それと中央病院の移転先ということで、移転先が大体ほぼ決定したのではないかとということで9月8日に関係各課で、そういうそのプロジェクトチームみたいなのが発足したということであったんですけども、私は病院議員もさせていただいてるんですけども、公立玉名中央病院が耐震化が結局足りないということで移転ということで、いろいろ協議をしている中で、玉東町と玉名市、無作為2,000名の方に結局アンケートを取って、大体どこら辺がいいですかということでアンケートをとった中で、やっぱり新玉名駅周辺、玉名バイパス沿いというのが一番多かったんですよ、中央病院のほうから大体4候補地というのが示されて、結局、先月だったですかね、話し合いがあったんですけども、しかしながら非常にその中央病院のその建設のあれでもあったんですけども、やっぱりここにはその埋蔵文化財というのが玉名バイパスでもその新幹線のあれでも、非常に出てるんですよ。公立玉名中央病院は医師会病院と締結を結ばれて独立行政法人と結局なるわけなんですけれども、独立行政法人になったからといって、もう完全な民間というわけじゃないんですけども、やっぱりその遺跡の発掘で非常にお金がかかるということで、その病院でさえ、やっぱりそこには余り手をつけたくないというような状況なんです。試算を出してるのが1平方メートル当たり6万3,000円かかるんですよ、6万3,000円。遺跡発掘だけです。そうしたら民間の業者が、そら民間活力、民間活力とおっしゃいますけれども、民間の業者がその1平方メートル当たり6万3,000円もかかる発掘をしてですよ、進出をされるのかなというのが僕は非常にその懸念があるんですよ。この辺は市長どういうふうに考えてらっしゃいますか。

○副議長（江田計司君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） この新幹線の駅前の開発につきましては、やはり発掘調査とい

うのは、これ必然的に必要になってくるということで、新幹線の新駅の調査も行ないましたし、また、この最初の状況はバイパスの建設のときに相当時間を費やしたというような状況でございました。しかしながら、この新幹線の駅前におきまして、今現在2社が進出をしてきているというふうな状況でございますので、こういった進出する部分につきましては制約が緩いといえますか、そういった分を活用しながら民間は進出をしてくるというような状況でございますので、この発掘調査に依存しないでの進出方法等々を考えながら民間は進出を狙ってるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった民間の進出に合わせてインフラの整備等々につきましては、行政が主導的にやってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁をいただいたわけですがけれども、その民間といえども、結局は、玉名バイパスにずっと結局よってくる。その先ほど原口部長のほうから言われましたその県市協定で35.6ヘクタールですかね、その県市協定が大体結ばれている面積がですね、結局そこは中央病院の見解でいきますと、病院のその推進室が一生懸命多分調べてるんだと思うんですけれども、この文化課あたりと協議をしてですね、中央病院が大体駐車場から全部含めて3万平方メートルぐらい必要だということなんですよね、そうしたら3万平方メートルは結局建物を建てる場所は5,000平方メートル、あとは駐車場なんですよね、駐車場にほぼ近い緑地公園だったりということなんですけれども、ただそこは埋め立てるだけなんですけれども、3万平方メートルは発掘はしないといけないわけなんですよ。僕も何でかなと思って文化庁のほうに問い合わせをしました。そうしたら文化庁の結局答えというのは、九州でなんかその文化財の発掘に関しての決まり事があって、2メートル、結局、今の泥から1メートル下に文化財があったら上1メートルしか盛土ができませんよというのがなんか九州管内でなんか取り決めがあるらしいんですよ。じゃあ盛土を1メートル50する場合は、2メートル50になってしまうから全部発掘しなきゃならないというふうになってるらしいんですよ。だから向こうの結局八女線のほうにしか、少しの盛土で済むところでしか民間は進出をしないわけですよね。2メートルに結局かからないところで、そうしたらああいう建物の進出しかないわけなんですよ。大きい建物はほとんど建てん。大きい建物を建てたい民間の業者はほとんど入ってこないということなんですよね。それでその新玉名駅がどんなふうに発展するのかというのが非常に不安なんですよ。それと、もう1個は発掘に非常に時間を費やすというようなこの中央病院でも説明があったんですけれども、これも文化庁に問い合わせをしたら、そういう人材で、そういう病院を建てるのに急遽そういう耐震、その熊本地震があって、耐震がないところに患者さんを入れておられるんであれ

ば早急に建てかえをしないといけないということであれば、文化庁のほうに要請をいただければ人材はその派遣というかですね、いっぱい送り込みますよというようなそういう返答もありました。あのですね、この新玉名駅ができて、この新玉名駅をいかにやっぱり活用して、その玉名の、多田隈議員のその質問でもあったように、観光にも非常に生かせるような史跡もいっぱいあります。山もあります、海もあります、温泉もあります。やっぱりそういうのが全然見えてこない。いうのがですね、非常に市議会議員になりまして、今、3年目。もう本当あと少しで丸々3年なんですけども、やっぱりずっとこう言ってるんですけども、なかなかそこに反応がない。全然進まない。これはどうしたらその進むのかなというふうに非常に考えるわけですけども、やっぱりあくまでも市長はその民間、民間誘導型、そのインフラ整備は民間が入ってくるのに対してきっちりうちはそういうことはしますよとおっしゃるんですけども、これは少しずつでも玉名市のほうで財政をちゃんと予算をつけて、発掘を事前に済ませて、そういう状態をつくっていくという気は全くあられないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 基本的には民間主導型というふうなことを決定いたしておりますので、民間主導型でこの開発を行なうということになると思います。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） これはもう議論をしても多分進まないのかなと思いますけれども、この中央病院の建設のところで、ある程度は場所決まってるんですけども、そこは150億円ぐらいでできます。あとの3候補地に関しましては170億円と言うことで、20億円その発掘に結局予算を費やされるわけですよ、やっぱりそのとき市長、言われたじゃないですか「このやっぱり20億円は病院にとってもきつかもんな。」で、結局お金がですね。じゃあ、民間もですね、これはやっぱりその行政が公的機関がですよ、開発ができないところに、民間がそんな簡単にできるわけなかと僕は思うんですよ。やっぱりそこをしっかりとやっぱり考えていただきたい、本当に。もうそれじゃなかったら、もう玉名市の未来はなかつじやなからうかと僕は本当に思つとるとですよ。やっぱりせっかくこの玉名学とかエンジョイ・イングリッシュ、それと先ほど提案をしましたエアコンなんかですね、しっかりといい環境づくりで、いい勉強を結局させていってというような状況の中でも、やっぱり玉名市の発展がもうほとんど乏しいと、まちづくりのですね、発展が乏しいということであれば、なかなか定住促進にも全然結ばないだろうし、せっかくその新幹線があるんで、いろんなことにやっぱり利用をして、そしてやっぱり玉名のやっぱり今後をきっちりビジョンを示した中で、その民間の活力だったり、民間にアプローチをかけて、いっぱい進出をして来ていただくというようなのをしっかりとやっぱり考えていかないと、本当に玉名はどうなるのかわからないと

いうふうに、今、つくづく感じております。

ちょっと愚痴っぽくなりましたけれども、やっぱり今後の本当の玉名市を考えるため、ちょっとこういう質問がちょっと少し声が大きくなりましたけれども、市の職員さんでしっかりそういういろんなその模索というか、いろんなことを研究をしていただいて、どうしたらその文化財発掘に補助とか、そういうのがあるのかということも調べていただいた中で、そういうことが少しでもスムーズにできるのであれば、そういうふうに進めていただきたいと思います。それじゃなかったらなかなかこの民間、民間と言ってもなかなか多分進出が進まないと思いますので、その辺は強く要望をいたしまして、私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（江田計司君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 先ほど民間主導だということの基本的な考え方は、今現在持っているというような状況でありますけれども、新幹線が開業をいたしまして5年を経過をしているということ、そしてまた、これから新幹線の駅前の開発について、あるいは病院建設が新幹線の近くにできるというふうなことを踏まえて、現方式というものの修正等というものも少しは考えていかなければならないのかなというようなことの考えを持っております。そういうことを考えて、先ほども部長が申しましたように、9月8日に新病院や新玉名駅の周辺整備の道路の整備、あるいは新幹線の駅の周辺開発区域の整備方針などについて、見直しについて包括的に検討、研究するために、副市長を中心とした、いわば庁内組織を立ち上げたというふうなことを言いましたけれども、そういうものでこれから検討しながら、新幹線駅前、あるいはその周辺のこれからの開発について研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 3番 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、答弁をいただいたわけですがけれども、先ほどの答弁では民間活力でとおっしゃったですけど、今、包括的なそういうその病院の進出も考えてということなんで、しっかりその辺はいろんなところにそのなんと言うかな、アドバイスを結局くれる方がいっぱいいるんですよ、僕は結局文化庁に電話を入れて、そこからちゃんと返答してくれます。そういうののいっぱい、そのいろいろなところに情報が多分あると思うんですよ。やっぱりそういうのを精いっぱい使っていただいて、いろんな知恵をいただいて、そこにまたお願いするときにはお願いをしていただいて、やっぱりこれ全庁を挙げて、しっかり玉名駅前開発に力を入れていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（江田計司君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 35 分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） こんにちは。12番議員の近松です。

6月議会は発言の機会がございましたので、改めまして被災された方々に心からお見舞い申し上げます。そしてまた、職員の皆さまも精いっぱいしていただきました。お疲れさまでございました。

さて、地震が終わったと、おさまったと思ったところに先日深夜に2時前後でしょうか、地震が起きまして、ちょうどその日早朝より、私、東京に向かったんですけども、東京でお昼御飯食べていましたら、また、地震に遭いまして、台風被害も含めて本当にたび重なる天変地異にこの世はどうなるのだろうかと思の雰囲気は漂っています。昨日の新聞にもまた大きい地震がくるようなことが書いてありました。ひび割れは道路だけに限らず、鉄板のごとく厚い信頼を得ていた医学界にも激震が訪れ、週刊誌には100人の医者が答えた「飲み続けてはいけない薬」とか、「歴史は変わった。医者がとめた薬」などが掲載されるようになりました。なるほどと思うような内容ですが、先日は読売新聞に、「長く飲むと骨折の可能性がある骨粗しょう症の薬」ということで、骨折した方の実例が掲載されていました。骨折予防と思って飲んでいた薬が大きな骨折を引き起こすという笑うに笑えない話です。電気製品や自動車と違って、「おわびに治療費は無料にします。」なんてことがないのが医療界の常識です。この世はただで手に入る情報をうのみにしているととんでもないことになります。私がよく感じますのは、だれかが大もうけする情報はひとり歩きする。働いた分しかもうからない情報はなかなか動かないということです。そういった意味で、公民館の生涯学習に対して、私は非常に大きな期待をもっています。ということで、きょうはすべての道は公民館に通じるというようなストーリーで質問いたします。

ところで先日、潮湯に行きまして、潮湯も利用者が一時少ないということで、将来的にいつまでこれが市として持っていけるのかというふうに思って見に行きましたところが、民営化しましてから、指定管理を社会福祉協議会じゃなくて、民間にしましてから業績がぐんと伸びまして、またサービスがとてもよくてですね、本当にびっくりしました。多いときは今までの2倍は来られるそうです。本当にやり方次第で利用者ふえるもんだということを痛切に感じました。

公民館建設につきましては、私は当初ふれあい健康センター併設でもよいかもしれないと考えた時期もありました。ただし、子どもたちが自由に遊べるトレーニングルームだけはそのまま残してあげたいと考えていましたので、併設にしても講堂はつくるべきであり、そのほかもう一部屋は必要だろうと考えていました。それは常に公民館に顔を出す中で、そのくらいの需要があると感じたからです。しかし、駐車場確保のことを懸念してしまっていて、高齢者の増加を考えると現地建てかえがよいのではと思いつつ、執行部がすべての不安を払拭してくれる案を出してくれるなら、それを検討してみようというスタンスでこれまでいたわけでございます。しかし、区長さん方の説明会のときに、子どもたちの利用はあいてるときに、公民館があいてるときに使えばよいというそういうことを答えたということでございます。そういうことを聞きました。トレーニングルームさえなくしてしまう執行部案に啞然としております。あいているときがどれだけあると把握しての発言か疑問に思っております。また、介護保険法改正の趣旨を読みまして、介護予防は重大な、重要な国民的課題であると改めて再認識いたしました。地方自治とは言え、多くの事業は国が考え、市町村がその方針に従って動くという流れでしたが、介護の問題は国が半分さじを投げ出したといえますか、市町村に問題を丸投げしたようなものです。このことに気づいてからは、岱明ふれあい健康センターはそのまま残して、公民館建設は別に考えるべきだというふうに考えが固まってきております。これは岱明のためにだけではなく、玉名の財産として岱明ふれあい健康センターを有効に使うべきだと考えています。その思いで本日は質問いたします。

子育て支援センター建設計画についてです。休みの日に子どもを連れて遊びに行く場所がないなどの理由で建設関連予算が3月議会では出されました。2階建てですから、4億円、5億円もするような建物でしょうか。しかし、にぎわい創出につながるものではないなどの理由で否決されました。私も環境的に適してないと、この自然豊かなところで、何も2階の屋上で野菜づくりをするようなものは考えなくてよいのではないかと、そういう理由で反対いたしました。しかし、議会の意志として、この子育て支援センター建設そのものに対する反対はなかったように思います。そこで、今後場所を探して建設を予定しているのか、その後の計画をお伺いいたします。

先日、子育て支援センターの、岱明にあります市が運営してます子育て支援センターの方のお話を聞きましたけども、少ないときは4人だということで、市が運営している施設が4人、最大多くて20人、そういうふうな状況の中で、これだけ4億円、5億円をもかけて来る人がいるのかと市は公共施設を減らしたいという考えの中で、なぜ突如としてこういうものができたのかという思いもありますが、その思いと、今後の計画についてお伺いいたします。

2点は、介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況についてお伺いします。団塊の

世代が後期高齢者となる2025年以降の大介護時代を見据えて、平成27年度に介護保険法が改正になりました。市の体制として大きな問題は、要支援1、2の方々が、介護保険から外れ、市が主体となって今後のサービスを構築していかなければならないことです。国の方針としては、ボランティアを中心に住民主体でという考えのようです。つまり、国の本音は、定年後の6、70代の方が、8、90代の方々の面倒を見てくれと、孤独感を抱かないように地域で見守る体制をつくってくれと、そういうふうなことのようです。それもこれも、介護保険財政がこのままでは破綻するとの判断からの法改正なのです。玉名市においても健康体操中心に高齢者の健康づくりに力を入れておりますので、その成果と思いますが、このところ介護認定率は横ばいですが、今後、後期高齢者の増加とともに、介護の需要は急増するものと思います。玉名市の介護認定率、つまり介護を希望して認められた方の数ですけども、横ばいとはいえ、熊本県の介護認定率は全国9位とかなり高いのですが、その県平均よりも玉名市の認定率は高いです。つまり全国的に見て、玉名市の介護認定率はまだまだ非常に高いということです。今後、今まで以上に急速に高齢者がふえてくることは明白ですので、真剣に対策を講じる必要があります。国の法改正に伴い、市としてはどのように計画をしているのかお伺いします。

特にこの事業実施は、業務委託を考えているのか、市が主体となってするのか。そして、国が期待してますボランティア中心という考えの中で、ボランティア育成はどのように考え、進めているのか。そして、この給付の伸びの原因をどのように見ているのかについてお伺いします。

3点目は、公民館建設についてであります。岱明町公民館建設は何度も申し上げますが、旧町の長年の夢であり、そして合併時の約束事でありました。それが岱明ふれあい健康センターがあいているから、そこをリフォームして公民館にすればよいという執行部案が出され、また、それについて区長会から全会一致で承認されたと聞いております。そもそもなぜ利用が減ったかといいますと、母子保健事業が合併後、横島で開催することになったので、関連の事業が減ったこと、そして合併によりあらゆる事業が中央に集約され地元開催がなくなったところから利用頻度が少なくなったわけです。そしてもともと役所が利用することを考えてつくった保健部門ですので、一般人が借りるには部屋代がとても高くて使用できないという問題がありまして、役所の事業が撤退したあとの利用がふえなかったという経緯があります。しかし、子育て中の方が子どもを遊ばせる場所、子連れで学ぶにはとてもよい施設で、玉名の中でこのように子育て中の使うのに使い勝手がよい施設はほかにない。横島もかなりいいと思いますけど、玉名広しと言え、岱明と横島の保健センターだけだというふうに私は見ております。それでもっと宣伝するようにと、こういうところが子ども支援センター、子育て支援センター、4億

円、5億円もかけて使わなくても、つくる前に、こういうところを使えるよということをもっと宣伝してほしいと言うことをいっていたんですけども、その市としては有効利用のために、一体どのような努力をされたのかお伺いいたします。

次は、岱明の区長会でされた公民館建設についての説明の内容についてお伺いいたします。公民館利用者に対する執行部の説明では、「この案については区長さん方の了解を得ています」と葵の御紋のように自信を持って言われました。しかし、私はこういうことは、議会もまだ通過していませんがということは一言加えるべきじゃなかったかと。このことは非常に利用者に対する圧力であるというふうに感じます。今回、岱明町公民館建設について、執行部が出した案は、事務所とロビーとトイレ、倉庫ですかね、2階を増設せず、ふれあい健康センターの保健部門の部分をすべてリフォームして公民館にするというものでした。こんなものは公民館ではないと激怒する利用者。この利用者に対する説明会の声ですね、なぜ、財政的に辛抱しなくちゃいけないと言ってても、横島があんなに立派な公民館になり、そしてまたさらに立派な体育館をつくっていながら、なぜ岱明だけ貧乏くじを引かなくてはならないのかと嘆く利用者。このような状況でした。そして、また区長会で全会一致で岱明ふれあい健康センターを活用してと決まったと言われますけども、その中の区長さんが、「現地に建てるべきじゃないか。」と「合併時の約束事じゃないか。」と議員に言いに来られるんです。決して一枚岩ではなかったと言うことです。まだ逆に別のところから、「公民館建設に反対する議員がいるから、いつまでも公民館が建たないのだ。」というある区長さんの声。「執行部案に反対する議員は辞めてもらわなん。」という区長さんもいらっしゃるわけです。こういうふうに言われても困ってしまうわけでございます。また別の見方すれば、「近松1人でそんな力があるのか。」と非常に褒められることもありまして。

〔「ええこつ、ええこつ」と呼ぶ者あり〕

○12番（近松恵美子さん） はい、ありがとうございます。

これに反対した12名ですか、議員さんは辞めてもらわなんと、そういうことだそうですけども、そういう声もあるそうです。私も困ってしまうわけでございますけど、ある夏の夜のことです。市長もいらっしゃいました岱明町の夏祭りですね、ここの岱明地区の議員さんもおられましたけども、それが終わり方に各団体のお歴々の方が、私のところに来まして、とにかく岱明町公民館建てんといかんと、なんで岱明ふれあい健康センターにするんだと、これは岱明町のシンボルだろうかと、めいめい言いに来られたんですよ。そのときに市長がおられたらよかったと思いますけども、私は、私でそういう声も大事にしていきたいと、ちゃんと耳を傾けて、全地区の人が納得する形で建設は進めてもらいたいという思いで、そんなに言われるなら公民館を考える会を1回開いてみましょうということでお世話をいたしました。区長さんたちが本当にどこまでわかっ

て、全会一致ということでしたんだろうかという声があちこちから出ましたので、どういふうなことを説明されたのかということをごきょうお伺いするわけです。

そもそも岱明町の公民館建設が遅れている理由は、子育て支援センターなど合併時の建設計画にもなかったものを突如と提案したりしながらも公民館建設を後回しにしてきた市長の責任であり、それを議員が反対したからというのは意味不明なのでございます。そもそも反対しようかどうかどうしようかと思案していたところで、まだまだそのころ私は反対を表明してはいなかったわけでございます。また、この執行部案を飲まない、もう公民館建設は永久に潰れてしまうかのように焦っておられる区長さんもおられました。先日、こういうことで「一体議員は何を考えているんだ。」ということで、議員と区長さんたちの意見交換会というのが開催されました。そのときに、区長さんの中から、「いやいや納得しているわけではない。」みたいな声が上がったら「今さら何を言うんだ。」みたいな感じの区長さん同士喧嘩になりそうな、そういうふうな場面もあったわけなんですけど、「間に合わんじゃないか。」とか言われてましたけど、まだまだ十分間に合うと思ってるんですけど、この間に合わないと、今すぐこれを飲まないと間に合わないみたいなどころ、どういうふうに執行部は言われたのかその辺についてもお伺いしたいと思います。そしてまた、今後の建設計画についてもお伺いします。

以上です。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の御質問で、大きな3項目の御質問がありまして、1点目の子育て支援センター建設計画、それから2点目の介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況についてまず御説明申し上げます。

1点目の子育て支援センター建設計画についてでございます。3月議会に提案いたしました本庁舎跡地等括用基本構想にあります子育て支援施設につきましては、3月議会の結果を踏まえ、現時点では単独での建設は考えておりません。現在、子どもを取り巻く状況として、3歳未満児の保育所入所の増加が顕著に見られることから、子どもの生活がこれまで以上に保育所中心となっていると推測されます。このような状況におきまして、構想の中での子育て支援施設の大きな役割としては、今後、親子と触れ合う時間が少しでもふえるよう、休日に親子一緒に過ごすことができる施設であること。また、子育てに関する相談の急増から、気軽に立ち寄れる身近な場所への相談室の設置がございました。このことから、休日に過ごせる施設としては、現在、6カ所ある子育て支援センターを活用し、土日も開放することにより、特に孤立感を抱きがちな小さい子どもを持つ親子に遊びの場を提供できるよう検討していきたいと考えております。さらに、今後、基幹的な保育施設として建設を予定しております玉名第1保育所において、休日

保育を充実させるとともに、管理運営体制を精査した上で、休日に園庭や園舎の一部を交流スペースとして開放するなどを検討し、親子の触れ合いの場の提供を図りたいと考えております。また、子育てに関する相談室につきましては、妊娠期から子育てまで切れ目ない支援を実施することで、母子保健の推進を図る子育て世帯母子保健包括支援センターの設置が国からも推奨されているところでございますが、本市でも設置に向けた準備・検討を進めております。今後、保健センターでの実施を計画する上で、妊娠期から出産期、乳幼児期、幼児期に幼少期にわたる、いわゆる子育て世代へ必要な情報を提供し、いろいろな悩み事、困り事について一緒に考えていく相談・支援体制を整備していく予定でございます。

次に、大きな項目の2点目、介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

その中での3点の御質問があり、まず1点目の事業実施は業務委託を考えているのかという御質問にお答えいたします。まず、総合事業とは、市町村が中心となって地域の実情に応じて、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指すもので、本市では平成29年4月から開始をします。現在と大きく変わる部分は、要支援1、2の人について、これまで介護予防として提供されてきた全国一律のホームヘルプサービスとデイサービスが市町村独自の事業へと移行し、この事業の担い手がボランティア中心になっていくということでございます。

まず1点目の事業実施は業務委託を考えているのかという御質問につきましては、サービスの種類により事業所に指定又は委託を予定しております。現行の要支援1、2のホームヘルプサービスとデイサービスは総合事業では大きく分けると3種類のサービスに移行されます。1つ目は、これまでの介護予防給付と同様の現行型サービス。2つ目は、人員や設備基準が緩和される基準緩和型サービス。3つ目は、ボランティア主体の地域型サービスになっております。このうち現行型サービスと基準緩和型サービスについては、介護予防居宅事業への指定、地域型サービスについては社会福祉協議会等への委託を予定しているところでございます。

2点目にボランティア育成はどのように考えているのかについてお答えします。先ほど述べましたように、総合事業の地域型サービスではボランティアが主体となることを踏まえ、本市では昨年の平成27年4月から社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを2名配置し、地域資源の把握や地域活動組織の支援及びネットワークの構築とともに、介護予防生活支援の担い手となるボランティアの人材育成の準備を進めてまいりました。平成29年4月の総合事業のスタートに向け、本年10月から12月にかけて2種類のボランティア育成講座を開始いたします。1つ目は、ホームヘルパーの役割を担うボランティアを養成する講座、2つ目は、公民館等を利用した通所事業を担

うボランティアを養成する講座でございます。これらの養成講座を卒業された方を総合事業の担い手として御活躍いただけるように準備を進めているところでございます。

次に3点目、給付の伸びについてでございますが、1市3町合併当時の平成18年度介護保険給付費は、49億4,000万円でありました。平成27年度決算見込みにおきましては、68億4,000万円となり19億円の伸びを示しております。平成19年3月末で1万8,942人であった高齢者人口が、平成28年3月末では2万1,131人の2,189人の増加となっており、認定者につきましては、平成19年3月末で3,585人に対し、平成28年3月末では4,587人の1,002人の増となっておりますので、その他の要因も考えられますけれども、給付の伸びにつきましては高齢者人口の増加が一番の原因であると考えております。

本市におきましては、今後も高齢者人口が増加する見込みとなっておりますので、これに比例して医療や介護の需要も増加すると見込んでおります。いかに健康な人の割合をふやすことができるかで、医療費や介護給付費を抑えることとなります。このためには若いうち、子どものうちからの意識づけや取り組みが必要だと思っておりますので、これから総力を挙げて健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の岱明町公民館建設計画についてお答えいたします。

1番から3番までありましたけれども、まず2番と3番についてお答えして、あと1番については、あとで健康福祉部長のほうからお答えをいたします。

まず、岱明区長会へされた岱明町公民館の建設計画の説明内容についてお答えいたします。本年7月28日午後7時から岱明ふれあい健康センターにおきまして、岱明町公民館建設の事業構想についての岱明町区長会との意見交換会を開催をし、6名の欠席がありましたけれども、27名の区長の方々に御出席をいただきました。この意見交換会は、本年3月に岱明町区長会より岱明町公民館建設事業の早期着手を要望書として市長に提出されたことを受けまして、可能な限り早く市としての公民館建設の方向性を示すべきと判断いたしまして、開催をさせていただきました。この意見交換会で市が説明した内容といたしましては、事業構想の概要を整理した資料を基に、主に次の点について説明をさせていただきました。

まず、1点目が今後の玉名市としての公共施設のあり方について説明をし、具体的には、現在進行中の岱明支所周辺施設の集約化事業や岱明支所庁舎2階、3階の利活用事業と同様に将来世代に負の財産を残さない、ツケを押しつけないという考え方でこの岱

明町公民館も例外とせず、利用価値のある既存施設の有効活用など、効率的で効果的な施設のつくり方、残し方が必要ということ。

2点目に、現在地建てかえと岱明ふれあい健康センター併設との比較検討の内容と、その結果について説明をし、当然、双方にメリットとデメリットがございますけども、結果として、現在地建てかえよりも岱明ふれあい健康センター併設による施設の複合化が建設費の抑制や維持管理の節減、また、利用率の向上などの点で総合的にすぐれていること。

3点目に、これまでに市が検討してきた施設概要として、健康センター内での共用スペースの内容や新築する公民館の建設箇所、その整備内容を説明し、また、この併設に伴う施設周辺の一体的な整備内容として、隣接地への新たな駐車場整備と市道寺ノ前線の岱明中央公園の延伸化などについても説明をいたしました。

以上が主な説明内容になりますけども、そのほかには公民館の建設地が一番の論点になることや公民館建設に関するこれまでの検討経緯、また老朽化し、耐震性が低い現在の公民館は熊本地震の発生もあり、一刻も早く今後の方向性を定め、事業化することが望まれるという市の認識についても説明をいたしました。

それから先ほど議員から、区長さんが間に合わないというふうな御意見があったということですけども、これについては合併特例債の期限内に間に合わないといった意味だろうと思いますけども、区長会の意見交換会の中で、間に合わないのかというふうな御質問がございました。それについては、若干遅れる可能性はありますよというような答弁をさせていただいております、間に合わないというふうな説明はいたしてございません。

それから3点目の今後の建設計画についてお答えをいたします。このことにつきまして岱明町区長会や議員御本人も出席されておりました各施設の利用団体の方々との意見交換会でも説明をさせていただいております。また、先月17日に開かれた公共施設等建設特別委員会においても現地での視察がなされ、その場で整備内容を説明をさせていただいたところがございます。市の構想で示しております公民館施設の概要といたしましては、岱明ふれあい健康センター内の一部の部屋991平方メートルを共用することとし、公民館施設としての床面積を基本的には健康センター敷地内にある駐車場の位置に建設したいと現時点では考えております。区長会や利用団体との意見交換会で示しましたあくまでも構想段階における建物に関してでございますけども、増築する床面積が538平方メートルで共用部分を含め、平屋づくりの公民館は1,574平方メートルの延床面積となり、現在の公民館の約1.5倍の広さが確保されます。共用される主なスペースとしましては、各種講座で利用をされるサークルルームや趣味室、調理実習室、講堂等となります。また、新築する公民館部分には職員事務室、ギャラリー・アプ

ローチ、エントランスホール等を配置することとしております。なお、共用するスペースにつきましては、施設の管理区分を現在の健康センターから公民館に移管をし、その上で使用料や開館時間等の施設管理や運営面における十分な検討を行ないたいというふうに考えております。

次に、建設部分建物以外の建築計画は、施設利用者用の駐車場として合計168台を施設に隣接して確保をいたします。また、イベント開催等で不足する場合には、中央公園南側までの市道遠心によりB&G海洋センター体育館横に別途80台を確保し、さらに当面の間は現在の公民館用地も一定台数分を確保したいというふうに考えております。

以上、建設計画の概要について答弁をいたしました。今後でございますけれども、市としましては、意見交換会で区長会と利用者団体からいただいた御要望や御意見をもとに、部屋数やそれらの床面積などについて再度検討しまして、可能な範囲でその反映に努めたいと意見交換会の場でもお答えをしたところでございます。

なお、岱明町区長会主催の区長会と地元議員との意見交換会が先ほど議員申されました9月6日に開催をされました。議会と行政に対し、区長の方々から公民館建設位置や整備内容について多数の意見、要望が示されたところでございます。そして会議の最後にこれらを取りまとめる形で、区長会長より既に要望書が市長に提出されているように、市が提案する健康センターとの併設による複合化を少しでも早く事業として前進させてほしいと地元6人の議員の方々から明確に求められました。その場に同席をしておりました私たち市といたしましては、地元区長会の総意として示された御意向は重く受けとめており、尊重されるべきと考えておりますので、今後は健康センターとの併設による複合化に向け必要な準備を行なうとともに、区長会や利用団体から強く要望されている整備内容の再検討についても十分に行なってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 近松議員の質問の途中ですけれども、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 先ほど近松議員の答弁の中で、訂正と追加をちょっと

させていただきます。

最初の建設計画の区長会への説明内容のところで、現在進行中の岱明支所周辺と申しましたけども、現在進行中の天水支所周辺の誤りでございます。訂正しておわびいたします。

それから今後の建設計画の中で、区長会長よりすでに要望書が市長に提出されているように、市が提案する岱明ふれあい健康センターとの併設による複合化を少しでも早く事業として前進させてほしいというような言葉を申しましたけども、そのあとに、区長会長の意向とするならば、利用者の要望に十分応えて、満足される施設にしてほしいというふうな意味も入っているということでございます。この前提示した案では、到底満足はしていないというふうな意味が含まれるということでございますので、追加をさせていただきます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 先ほど答弁の中で、漏れておりました。大変申しわけございませんでした。

近松議員の岱明公民館建設計画についての中で、岱明ふれあい健康センターの有効活用のためにどのように改善の努力をしてきたかというふうな御質問にお答えいたします。

指定管理者である社会福祉協議会と協議しながら改善に努めているところでございます。平成26年4月に温泉の年間フリーパス券を導入し、利用者の利便性を考え、平成27年4月には入館料を浴場使用料に変更し、センター内の各部屋を利用しやすいよう改善いたしました。広報紙やホームページで周知をしたところでございます。また、平成28年4月からは入場料や参加料徴収を伴う施設貸し出しについて基準を明確化し、開催経費を補完する程度の金額徴収であれば、利用内容次第で貸し出すことも可能としております。さらに利用しやすい施設となるように、他の類似施設を所管しております関係課や社会福祉協議会と十分協議しながら利用促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 12番 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） まず、子育て支援センターからですけども、この4億円とも5億円ともするような施設を建てるということで、検討委員さんにも何回も御足労いただいて、そして立派な冊子もつくり、非常にお金をかけておきながら議会で場所がふさわしくないと言われただけでもう撤回してもうつくらない。そういういい加減な思

いでこういう4億円、5億円するものを計画するという自体、将来に、未来にツケを残さないという言葉が、どうも私としては整合性がとれないというふうに思うわけです。岱明地区の方に。「いや、でも市は結構気軽に4億円、5億円するのを提案してるよ。市民会館、人口が少なくなるといってても今の倍ぐらいのつくりですよ。なんで岱明だけ辛抱しなければいけないんですか」と、そういうふうには思っております。

私自身余り建てるのに賛成ではありませんでしたから、やめるということはそれでいいというふうに思ってますけども、そのかわりに子育て支援センターを土日活用することで対応するということですが、御存じですかね、子育て支援センターはどこも狭いんですよ。大体、乳児から1歳、2歳、保育園、幼稚園に入る前の子が来るんですよ、それを土日に開放した場合、幼稚園も保育園も休みですから、4、5歳の子を連れて行ける場所じゃないんですよ、子育て支援センターは、そのことを御存じでしたか。そういう子が来られたら赤ちゃんが危なくてしょうがないんです。私は、なぜその子育て支援センター、何億円もするのを設計されましたけども、見ましたけども、これは岱明ふれあい健康センターで十分対応できるものじゃないかと。あそこのトレーニングルームで大声出して、走り回らせて遊ばせればいいじゃないかと。そしてこの間ありましたその設計図のような調理室があって、調理実習ができて、子どもと一緒に食べられるというのは、まさに岱明ふれあい健康センターの調理室とその隣の部屋のことじゃないか。赤ちゃんを寝かせる和室もすぐそばにあると。なぜこういうものの活用を考えないのかと、活用を考える前に新しいものを建てようとする。ここが私としてはちょっと信じられないとこなんです。このことについてどう考えてるかも、企画部長にお伺いしたいですね。こんないい加減なものを建てようとして、ちょっと岱明はちょっと辛抱しろなんていうのは一体どういうことなんだという思いなんです。そして今、有効活用のことを答弁していただきましたけども、大体、広報紙とかホームページぐらいじゃ周知できななんです。私チラシを配りなさいと言ったんですよ。温泉に来た人に配りなさいと。お部屋借りるときに入館料要らないから、法事でもクラス会でも使ってくださいといったんですけど、私の言うことだけでは実現しなかったわけですけども、まず有効活用のために努力しないといけないこと。私が思っていることを申し上げます。部屋代が高すぎるんです。調理室は形としては子育て中の母親に最適な施設ですけども、半日で3,000円か4,000円かかるんですよ、使用料が。こんな高い調理室は公共施設で県内どこにもありません。きっと恐らく全国どこにもないと思います。大体せめて800円か高くても1,000円あるだろうか、横島が500円プラス調理代ですかね、この3,000円、4,000円かかるような、普通の人は使わないでくれというふうな料金なんです。この料金の見直しをすれば、子育てグループについては非常に安くしますとか、そういうふうになれば食育もいろんなグループがどんどん使うわけなんです。

これだけ母と子に優しい貴重な施設をつくりながら、ハードルが高すぎるこういうことをまず取り組まなければいけないんじゃないかと思います。それから同じ機能で建てられた横島の保健センターの広場ですね、大きな講堂といいますか、ステージもある部屋ですけども、この間聞きましたら半日200円だそうです。200円だしてバレーボールしたり、ビーチバレーしたり、卓球したり、今なんか体育館が高いから卓球そこですることが多くなったといいましたけど、半日200円なんですね。岱明は半日で3,200円ですよ。以前はそれに重ねて1人250円の入館料とってましたので、大体調理室使うなら以前8,000円だったんですね、半日で。それで入館料を減らしてもらってもまだ3,000円、4,000円ということです。立派なものをつくっておきながら、使えるようにしない。使う努力をしないで、使っていないから公民館でいいじゃないかと、この発想はつくったときの趣旨に反すると思うんですね。今度は横島ではなくて、玉名の保健センターと比較しますと、福祉センターでは何回も申しあげましたけども、ボランティア活動をしている団体は無料で部屋を専有できます。私、どんな活動してる団体なんですかとボランティアってと聞きに行きました。どんなふうに部屋を使ってるんですかと幾ら聞いてもよくわからないんですね。今までしてたからツーツーでフリーパスで通ってるので、ボランティアしてるのか、してないのかわからなくても無料で使えると、そのような状況です。この料金の差はどうにかしてもらいたいと議会でも申し入れてきました。でもまだ改善されてませんですね。子どもの部活の打ち上げに居酒屋ですることが多いそうですけど、親子でいくと7,000円、8,000円いるそうですよ。シングルマザーの方が言っていました。でも健康センターですとお酒も飲めるけども、とても安上がりでおまけに子どもが退屈すれば、トレーニングルーム全体でみんなで使うので、みんなで1時間800円で遊び放題だと。「ここはとても使い勝手がいいのに、公民館になると困るわ」ってシングルマザーの方が言っていました。雨の日など、子どもを連れて来ると精いっぱい遊ばせて、お風呂に入って、和室でご飯を食べ帰れる。静かにしなさいとか暴れちゃいけないとか言われなくてもいい施設なんですね。子育て支援センター、それはできないんですよ。走ったら困るんですよ。大声出したら眠ってる赤ちゃんにも困るんですよ。それほどのスペースありませんし、だからこういうところが活用できるんですよということを母子保健推進員さんに民生委員さんに児童委員さんに学校に案内を出しましたか。見学会でもしたらどうですかということなんです。こういうふうに使えるところあるので、一度皆さん施設を見てくださいと、合併したからこそ積極的にPRしないと、この地方の施設はどんなにいい機能であっても忘れられます。民生委員さん、母子保健推進員さんなど、影響力のある方々に、部活の役員さんとかですね、ここで打ち上げできるんですよ。子ども退屈せずに遊べますよ。休みの日はここでスポーツもできるんですよと、そういうことをPRしていくなら、も

っともっと利用は岱明だけじゃなくて、玉名全体の財産として使われるはずなんです。体育施設は、玉名は有料なのに、旧町は無料だからと料金統一したいということで、旧町も有料になってしまいました。それなら温泉施設、健康センターの料金設定も旧玉名と同等並みにすべきでないかと議会で言いましたがまだ実現しておりません。未来にツケを残さないためにとそういうことを市民に言いながら、この子育て支援センターを何億円もするのを提案し、だめならすぐ撤退するというそういう思慮深さのないといひますか、そういうことと有効活用を全然してなくて、そして岱明ふれあい健康センターをあいてるから公民館でいいというのはどうも合点がいかないんですけど、企画経営部長どんなお考えですか。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の御質問にお答えをいたします。

まず、旧庁舎の跡地の子育て支援施設でございますけども、新庁舎ができてあの跡地がなんの利用もされなくなるというふうなことから、早くからどういった利用をするのかというふうな御意見が出ておりました。その中で、新市、玉名市の中心となる玉名第1保育所とセットとして私たちは子育て支援施設のほうを考えました。跡地の利活用ということで私たちは考えましたけども、先ほど議員おっしゃったとおり議会のほうで納得が得られなかったということで、今、頓挫しているわけですけども、そのあとの子育て支援施設については、企画の範疇から外れておりますので、その辺の答弁は控えたいと思います。それからあいてるから子育て支援施設を岱明ふれあい健康センターにということですけども、まずもって、その先ほど跡地の利活用のことに関しては申しましたけども、現在の岱明町公民館、要するに施設の整備の優先順位というふうなことを考えますと当然岱明町の公民館が優先順位は先になるんじゃないかというふうに思います。当然、跡地での子育て支援施設は別にしてですね、公民館はそのままにして、あそこを子育て支援施設に利用したらどうかというのは、全然順位が違うんじゃないかというふうに私は思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 12番 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） そうですね、少しずれてるんですけど、あいてるから子育て支援施設にしたらどうかということじゃないんですよ。子育て支援施設という形をつくらなくても、そういうふうに使えようにつくった施設だから、そのように使えるようにPRしたらどうですかとそういうふうに申し上げているんです。PRが足りないんで、もともとそういうふう使える施設なんですということで、そういう施設に変えたらどうですかという考えではないんですね、はい。

有効利用については、今後、検討していただけるでしょうから、何回も言ってること

です。もう1回見直しをお願いしたいと思います。

では、次は介護予防について移ります。

介護の介護給付、介護に関する費用がとても伸びてると。介護認定率は変わらないんだけどもお年寄りがふえてるから19億円伸びてると。私も国保の運営協議会の会長しておりますけど、国保もすごいですよね。毎年何億円の赤字になってきますね。毎年公民館1つずつ建ててもいいくらいの医療費、それから介護の費用もざるのように出ていきます。私は未来にツケを残さないというのは、建物も大事ですけども、やはりこの医療と介護をどう食いとめるかと、そういうことがもっと真剣に論議されるべきではないかと、そうしなければ建物は1回取り組んだらおしまいですけども、ずっと出て行きますもん、ざるのように、毎年4億円、5億円と。そういう意味で非常に介護予防事業が大事だと思うんですけども、私数年前から知ってるんですけども、原口部長御存じですか。企画というのは全体を統一して、統括してこういう公共施設のことを考えたと思われるので、専門じゃないかもしれないんですけど、もし御存じなかったら構いませんけども、埼玉県のと光市というところはですね、介護認定率が玉名市の半分のとこなんです、玉名は20何%ですか、10%切ってるところなんです。半分にできるということなんです。私は医療はちょっと難しいですけども、医療費減らすのはいろんな意味で国が保険点数をどうするかでかかってますので、非常に難しいんですけども、介護のほうはやったらかなりやれるんじゃないかと思ってますよ。この介護の費用を半分のところがあるということ。それをね、もっと研究していただきたいと、私はそのために岱明ふれあい健康センターとのこれからフル活動していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思ってます。社会福祉協議会の関係者がこれがフル活動しますともう公民館機能は全く使えなくなりますよというふうに言われたことが私は非常に心に残ってるんですけども、もう1回健康福祉部長にお尋ねしますけども、具体的に言いますと、要支援レベルの方を一部健康センターを使ってデイサービスみたいなものをしていくというふうなことになるわけですね、そうしますと最盛期、これから少しずつそういうことを市民の意識を変えていくわけですけども、この最盛期、後期高齢者が倍になる、その時代において、何回ぐらい来たらこの介護を食いとめることができるという、そういう将来構想まで持ってますか。どういうふうやっていくつもりかお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えします。

介護保険の先ほど答弁いたしました介護保険の増加といいますのは、今後もやはりふえ続けていくという認識で私どもも持っております。その中で現在、介護保険で予防で活用しておりますところが介護予防、岱明では特とく教室、それからゆた〜と体操あ

たり、今、公民館で週に1回、それから岱明ふれあい健康センターで週に1回行なっております。平成29年度からこれが公民館で週1回、それから岱明ふれあい健康センターで週2回というふうに、29年度はなっておりますが、それ以降、やはりその週の日数かなりふやしていかなければならないだろうというふうに思っております。先ほど説明いたしました、要支援1、2の方が市での事業に移っていくわけでございます。それでその要支援1、2の方がどんどんふえてくるというふうな状況の中で、やはり専用した施設というもの、スペースというものも必要になってくるというふうには思っております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 12番 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私、公民館をたびたびいってみまして、今の岱明ふれあい健康センターと別として、今の公民館の大きさで、大体足りるだろうと、欲を言えばもう1部屋欲しいくらいだけど、大体足りるだろうと思っております。その公民館と岱明ふれあい健康センターを合わせて1つにした場合はかなり使いにくくなるだろうと、部屋が足りなくなるだろうというふうに考えてますので、講堂はもう1ついるだろうと、そしてもう1部屋いるだろうというふうに考えていたんですけども、今、本当に試験的に始める段階で、岱明町は特に80代、90代が非常に少ないんですね、日立造船のベッドタウンみたいなのところがありますので、70代から下が非常に多いわけですね。これからどっとふえてくるのに、この週2回が週4回になったらどうなるのかということ非常に心配しているわけです。そしてさらに70代の認知症がどんどんふえてきました。あなたもかと言うくらいふえてきました。この認知症予防をどんどんしていかなきゃいけないと。例えば、調理実習できょうは何を食べたいから始まって、回想法みたいなものを取り入れたりしながら認知症の予防をやってると、効果上がってるというふうな町もありましたけども、やはりこれは本当に子どもと年寄りのために全館使っても非常に余ることはないようになるんじゃないかというふうに私は思ってるわけなんです。

先般、岱明のある学校に行きましたら、ある学年で発達障がい者が3割になったと言われてるわけですよ。3割ですね。そして市全体でも10年前と比べると発達障がいの子どものための支援員が34倍になってますよね。子どもたちこんなになんかわかんないけどおかしくなってるのに、その予防的な対策は何もしないのかと、いつもここで申してるわけですけども、やはり育児休暇中に赤ちゃん連れのお母さんが料理の勉強できるように、本当に子どもとお年寄りのための施設として、もっともっと使いやすく、低料金で、そこを一番考えていかなければいけないのではないかと、私のほうは思っております。そのことでこれが週4日、週5日になった場合、今の案ではとてもとても公民館

としての機能は果たせないと思うんですけども、その辺は企画経営部長どのお考えですか。将来的な介護の需要を半分に、少なくとも今よりふやさないという、ふやさないようにしないといけないと、それは非常に大きな市の重要課題だと思うんですけども、そのことを考えて公民館建設を考えてるかどうかお伺いします。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の質問にお答えをいたします。

今回の岱明ふれあい健康センターへの公民館の併設でございますけども、中身の検討であったり協議というのは、岱明町の公民館、それからコミュニティ推進課、保健予防課、高齢介護課、社会福祉協議会を管轄します総合福祉課、すべての自分が所管する課、担当に入ってもらって先ほど議員がおっしゃったとおり企画経営課が調整して進めていっとるわけです。その中で、今おっしゃったいろんな介護予防であったりそういった事業を公民館をあそこに併設した場合、足りのかというふうなお話ですけども、その協議の中でその担当部署が大丈夫という結論の中で、この計画を立ち上げてきとるわけですから、私の個人の意見としては言えることじゃないんですけども、大丈夫ということでこの計画を立てております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 12番 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 今の答弁に対して、2つ問題提起いたします。

1つは、高齢介護課ですか、職員の異動が余りにも激しくて、今度一部総入れかえになったんじゃないんですかね、激しくてこのことに対して正確な情報を持ってないというか、今、考え中であるという、企画中であるという、そういう段階であるというふうに、私は思っております。ですから、小規模多機能事業所についても非常に取り返しのつかないところまで後れをとってしまった。こういうふうな大きな問題を抱えている高齢介護課でございます。

それから、そこに聞いたらちょうどいいと言ったからいいというんですけど、ちょうどいいっていったって、週4日、5日あっていくんですよ。それが週4回がもっとふえるかもしれないですよ。それどうしてくれるわけですかね。

ちょっとお伺いしたいんですけども、例えば、横島なんか、あの立派なところで公民館で、大体定期的に使ってるグループが、団体ですかね、大体月7回ぐらいでしたもんね、定期的に必ず使うという方が、ほかは行政が使ったりしてますから、天水も調べましたけど10回ないぐらいですね、天水はほとんど夜ですね、岱明はどのぐらいの頻度で使われてるか御存じですか。

○12番（近松恵美子さん） 企画部長にお尋ねします。

○企画経営部長（原口和義君） 何なんですか。

○12番（近松恵美子さん）　じゃあ、もう1回申し上げますと、高齢介護課がいつて言ったから大丈夫だと思ってるということでしたけども、私としては、週4回も5回も使われると、もうこれでは足りなくなるだろうと思ってるわけですけども、現実・・・。

○企画経営部長（原口和義君）　議長。

○副議長（江田計司君）　企画経営部長　原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君）　近松議員の御質問でございますけども、最初のほうに建設計画について申し上げましたけども、今、1回目の配置図等で利用者の皆さんであったり、区長さん方に配置図をお見せしております。この前、近松議員も来られていろんな部屋がこれは必要なんですよというふうな御意見いただきましたけども、当然その中で、部屋が足りないことであったり、足りないというふうな状況がわかれば今からその見直す。見直すというのは最初から言っておりますので、部屋が足りなければ違うところに、その敷地内に増設するというふうなことは、現在、現時点でもう今その作業をやっておりますので、そういったことで考えております。

　　以上です。

○副議長（江田計司君）　12番　近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん）　確かに見直すということはこの間聞きましたけど、その前に回答を求めたことが答弁ありませんでしたので、御存じないだろうなと思いますけども、横島が月に8回ぐらいでしたら、岱明は75回なんですよ。75回ぐらい使われてるんですね、そのぐらい非常に頻度が多いところなんです。ですからそこに健康センターは健康センターで少ないと言っても使ってる部屋は使ってるわけですから、それを合算しますと、とてもとても窮屈になるということを申し上げ、その上、介護保険事業が入るとにっちもさっちもいなくなるということを申し上げたわけでございます。そこで増設も考えているということは、この間確かに私も伺いましたけども、大体そのくらいわかった図を、案を出していただきましたかったなと、言われてからということでは非常に信頼が薄れていたします。そうすると、先ほどあそこの敷地内でしか考えませんという答弁でしたので、じゃあ、あの敷地内にじゃあまたその大きなものをつくれるのかということを私は非常に懸念しております。その辺を加味して、どん増設案が出るかということを考えていきたいと思っておりますけども、最初話しました子どもの遊び場がいるってあなた方言ったんでしょって、だからその遊び場がちゃんとあるところを使えるようにそのまましといたらどうですかというのがさっき言った私の考えなんですよね、別に子育て支援センターにしてくれじゃないですよ。すでにあそこがそういう場所なんだから、「ああ、ここにありました。」て、「ここ使ってください。」て言えばいいことでしょ。つまりそれは潰さないでそのまま残しとくべきでしょ。だって子どもの遊び場が

いるって皆さんが言ったわけですから。この2つを加味すると、あそこはやはり子どもと年寄りのために残して、複合施設とするにしても同じようなものは建てなけりゃいけないというふうなのが私の結論です。そういうことで区長さんたちにどういってお話をされたということをさっきる聞きましたけど、ちょっと1つ確認したいと思います。岱明ふれあい健康センターが少ない理由を先ほどの利用料がこんなに高いんですということをしきんと話されましたかということをお返事いただきたいです。それから市民の健康づくりと医療費削減のためにも、総合型スポーツクラブの立ち上げを計画されているとそのことを説明されましたか。そうするともっともっとスポーツする場の岱明ふれあい健康センターのトレーニングルームの大切さ、需要が深まるということがもう明らかになります。この間、ある議員が「いや、小学校のグラウンドでするからいいんです。」と言われましたけど、総合型地域スポーツクラブというのは小学生のためだけのものではありませんので、これは市民の健康づくりのためですので、そのことも説明しましたか。そしてさらに今度小学生の部活がなくなるので、放課後の子どもの居場所づくりが町の課題となってるということも説明されましたか。そして今言いましたように、介護保険の給付が伸びているけども、今後の人口構成を見ると、特に岱明町は、途中からの転入が多いですから、今後急増することが、倍増することが考えられるけども、国が要支援レベルの人を介護保険から外し、市が主体的に介護予防を実施しなくてはならなくなつたため、岱明ふれあい健康センターが介護予防の拠点とすると、そういうふうになってるということをお返事されましたか。利用費がどんどんふえ、国保会計も赤字であり、医療と介護は市の重要課題であるということも話されましたか。子どもの発達障がい非常にふえてると、こういう問題が地域にあるということも話されましたか。やはりる言われましたね、今の状況がこういう人口が減ってこういう状況だからということをお返されたというその中に、やはり暮らしの視点、私たちはどういう心構えで生きていかなくちやいけないのかということも、やはり話した上で、どういう施設が必要かということをお返してもらったことが大事じゃないかと、片手落ちだと思うんですよ。自分たちのいうことを納得してもらっただけの資料を出して、それでシャンシャンでしたというのは、やはり私は行政として片手落ちじゃないかと思っておりますので、その辺お伺いします。

○副議長（江田計司君） どっちが言いなはるですか。どっちでもよかですよ。

健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の再質問にお答えします。

区長さん方の説明の中で、それぞれ介護予防拠点であるとか、子どもの発達障がいであるとか、もうちょっと利用に関しての説明を十分行なったかというふうな御質問だっ

たろうかと思えます。直接その併設に関しましての御質問の中で、そういった事細かな質問、説明というのは行なっておりませんが、検討段階の中では、介護保険予防の拠点、発達障がい的小朋友さん方の施設について、やはりこれで足るのかという議論は庁内でも行なっております。それで、担当部署のほうにいろいろ確認をとりましたけれども、2つの建設をした場合と、1つの併設をした場合にやはりメリット、デメリットはおのおのがあると、しかし併設した場合もやはり施設が有効活用できる面ではあろうかなというふうなところで、併設の有効性というものを考えれば、今後そういうその諸問題点に対しましても利用度が上がるのではなかろうかというふうな点もあるということで報告を受けております。

ただ、近松議員が先ほどから利用料の問題につきまして非常に高いというふうなことで、現状を申し上げますとトレーニングルームにつきましても、栄養指導室、調理室でございますが、1時間当たり800円、それから午後5時以降に関しましては、トレーニングルームが1,000円、それから調理室が900円と、1時間単位ですけれども、やはり2時間、3時間というふうな利用になればやはりほかの施設と比べると大変高いというふうには感じております。この辺のところは平成26年度から今ずっと改良をしながら有効活用できる方向で検討してまいりまして、この利用料金に関しましては、今から十分関係各課と協議をいたしまして、この利用料金の見直しには取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

〔「一律はでけんとかい。一律は。」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 以上でございます。

○副議長（江田計司君） 12番 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 御丁寧に答弁をいただきましたけど、上手に問題をそらして答弁をいただいたということがよくわかりました。

つまりこの辺のことは説明なさらなかったということなんですね、私とある一部の区長さんとどう考えが違うかという、私はこういうことを非常に心配していると、区長さん方は執行部のこれ以外の情報だけ聞いていると、そういうことで気持ちですれ違っているので、情報を出し合って、今度考えていきませんかということをこの間、私は最後に申し上げたわけでございます。

本当に行政は、ある区長さんが言ってました。「どうしても区長は執行部寄りになるもんな。」で「だって執行部が出した資料でしか判断できないから。」というふうになられてまして、「なるほどな。」と思ったんですけど、そこで執行部が自分たちには落ち度がないように、都合がいい資料だけ出せばそちらにいくらでも誘導されますので、それでいいんですかということを私が申し上げてるわけでございます。私が本当に一番最初から心配してました、子どもたちが、岱明町のふれあい健康センターというのは2

人で来てもトレーニングルームで卓球したり、ボール遊びしたりして遊べると、あの空間をなくしたくないと、子どもの居場所がなくなるからということ当初よりずっと心配しておりまして、あそこを公民館にってしまうと確実に使えなくなると、子どもが来ても断られることが多くなるということを非常に心配しておりまして、そのことを区長さんが御心配して、意見交換会のときに聞いてみましたら、「いや、あいてるときは使えるようにするからいいですよ。」と執行部が答えた。部長が答えられたんでしょうか。じゃあ、あいてるときにどのくらいあるって考えておられるんですか。介護予防でこだけ使ってきますよ。そして公民館で使ってた人が使いますよ。岱明ふれあい健康センターとして使ってた人が使いますよ。そしてどのくらいあいてるといふふうに計算しておられるんですかね。そして現在、子どもたちはどのくらい使ってるか数把握してるのかお伺いします。それとあそこを個人的にトレーニングで使ってる数がどのくらいいるのか、その数を把握しておられるのか、やはりそれをもとに検討していただかないと、もうこれでいいと思ったけど、ああ言われたこうする。こう言われたからこうするじゃなくて、ちゃんと根拠とする数字もつかんでいただきたいと思いますので、ちょっととても大事なことですので、お伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 議員の再質問にお答えいたします。

利用度の問題につきまして把握しているのかというふうな御質問ですが、部分的にはわかりませんが、総合的には今、岱明のふれあい健康センターについてのみですが、26年度が4万4,000人、27年度が4万2,000人ございまして、2,000人程度27年度減少しております。なお、25年度につきましても4,400人程度で、25、26は4万4,000人程度で推移し、27年度に関しましては、4万2,000人ということで、若干減っております。ただ、子どもさんの利用、そしてトレーニングルーム、機能訓練室等の利用状況については、今のところここでは資料を持っておりませんので、あとで御説明したいというふうに思っております。

○副議長（江田計司君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の御質問ですけれども、ふれあい健康センターのトレーニングルームでございますけれども、これ27年度の調査でございます。年間稼働率が11%ということで、延べ人数としましては6,790人ということになっております。

以上です。

○副議長（江田計司君） 12番 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） こういう大事なことがどうして数字をつかんでおられないのかなと、私は非常に残念でたまりませんが、子どもだけの利用は大体、多いと

きで月200人ぐらい、あと100人ぐらい、夏は200人ぐらいですね、普通は100人ぐらいだったのでしょうか、そのくらいいます。夏休み行ってみますと子どもが来ています。バドミントンしたり、卓球したりですね、スポーツ命みたいな子は部活に行ってますけども、ただスポーツを楽しみたいという子はスポーツをして、それからお風呂の前に行ってアイスクリームを食べて、それから図書室で宿題を、冷えたところで宿題をしておしゃべりをして帰るというふうなことをしてます。先日、睦合の子が来てましたので、「どうして来たの。」て聞いたら小学校のときにバドミントンしてるからというふうに言ってました。「でも、今度ここ公民館になる予定だから、こんなふうに使えなくなるんだけど、どお、どうする。」て言ったら、「いや、それは困る。困る。」て子どもたちが口々に言ってました。いま、11%と言ってましたけど、11%というのは占有した場合じゃないかと思うんですね。ここにお風呂に来て、年寄りの人がトレーニングマシンを使ってる数は入ってないんでしょう11%に。この間区長さんたちの意見交換会のときに、あとで終わってから、ある区長さんが追いかけてきてですね、「あなたの言うとおりで元気でおらなと思ってお風呂に行ったときにトレーニングマシンしてるんだけど、女性が健康ダンスなんかしてるとあの部屋には入れないから、マシンは別にしてくれ。」と、確かにそうだなと思うんですけども、やはり健康づくり、介護予防の拠点として考えるときに、例えば、検診室は使っていないからマシンはそっちに移すとか、非常にもっともっと工夫のすべきことはあるんじゃないかなというふうに思います。

最初に市長が、絶対あそこではないともう建てんと言われたのかどうかわかりませんが、こういう問題をはらんで健康センターの公民館化ということは非常に問題が多いというふうに思ってるんですけども、市長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 今回の計画につきましては、以前から改正をしながら、そしてまた、住民のいろんな御意見を聞きながら計画をしたということでございまして、ましてや区長の皆さんから要望もございました。そういうものを含めて庁内でも検討しながら、将来に向けてということで、今のところではベストの計画を出しながら、岱明の、そしてそれに付随する道路を拡張して、運動公園につながるような道路を拡張するというふうなことで、総合的にいろいろと検討した結果、進めているというふうな状況でございまして、岱明の皆さん方の御意見、御理解をいただきながら計画を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（江田計司君） 12番 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 区長さんたちの同意を得てということでございましたけども、区長さん方からもいろんな御意見があると、自分たちはそういうつもりじゃなかったと、一枚岩ではないということをご心にとめていただきたいというふうに思います。そしてまた、何回も申し上げましたけども、区長さんたちも一部の考えしか、情報しか持っておられないと、市が言うことに賛成するような情報しか与えられていなくて、その間で、その中で判断してきたんだということが今回の質問で重々よくわかりました。このことをまた帰って報告していきたいというふうに思います。岱明の課題はあと学童保育もどうするかという問題もあります。学童保育、玉名市内で岱明が一番条件が悪いというふうに私は思っております。でも、4町、4校を1つにした小中一貫校ができるまでは、岱明は学童保育をつくらないという方針だということも聞いておりますけども、先日、築山の学童保育所見に行きましたら、学校の裏に広っぱをつくってあってですね、草むらがあり、川があり、木があり、ヤギを6頭ぐらい飼って、そして鶏を飼ってあるんですね。子どもたちが入ってくると、カマキリを捕まえたり、それからカエルを捕まえたり、それからボール遊びをしたりするわけですね、本当に今の時代だからこそ、子どもを大事にこんな環境で育ててやりたいものだと思いますけども、片や岱明は授業してる隣のクラスでじっとしていきやいけない時間もあるというふうな遠慮しい間借りしてるような状況でございますので、学童保育の新設こそまた考えていかなくちゃいけない、こんないろんな問題をはらんでいるというふうに私は思っております。

きょうは、市長は区長さんたちが了解されてるからということでございますけども、公民館利用者にとっては、そのことで外堀を埋めてしまったんだろうということですけども、岱明自体で大きな論議を醸し出すことですので、岱明の方としては、これを真剣に住民の声にも耳を傾けていただきたいけども、私が大事に思うのは、住民の人はそんなに先々のことは知らないですから。利用者の人は自分の部屋さえあればいいんですよ。音楽が好きな人は音楽室があればいいんです。料理の好きな人は調理室があればいいんです。でも、声を出せない子どもたちのこと、ここが憩いの場所だった子どもたちのこと代弁する人が区長さんの中にいますかと、利用者の中にいますかと、そして年寄りのことを代弁する人がいますかと、それをわかっているのは本当は行政じゃないですかと、弱い人のことがわかっているのが。暖かみのある市政をもう一度考えていただきたいと、そういうふうに思います。

岱明の中では、これは来年の選挙で市長が問うたらどうですかと、そういうふうな声があるほど、岱明の地域の住民としては一大関心事でございますので、急がず、じっくり耳を傾けて、そして住民だけじゃなくもう一度市の市政として、公共施設のあり方というものを考えていただきたいと、皆さんが市民をリードしていくと、そういう気持ち

でしていただきたいということを要望しまして。あと、ちょっと待ってください。忘れたことがないかを考えてからおしまいにしますね。あと15分ありますので。私としましては、多分天水の公民館ができてしまったら岱明の人は騒ぐだろうと。あの食品加工室ですかね、あの立派な部屋ですね、岱明の人も欲して言ってたんですよ。天水に行くたびに「今度つくるときはあんなのつくってくださいね、岱明にも。」と私はそこまで望もうと思いませんけど、お金がないとか辛抱しなくちゃとか将来につけを残さないと言いながら、「なんで天水はこんなつくってもらえるんですか。」と、だんだんだんだん、「なんで横島はこんなつくれたんですか。」と、「なんで岱明は貧乏くじなんですか。」と、そういうのが目に見えてますので、どうぞその岱明の人の声も十分心にとめていただきたいと思います。

以上で、おしまいにします。

○副議長（江田計司君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時05分 開議

○副議長（江田計司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番 福嶋讓治君。

[13番 福嶋讓治君 登壇]

○13番（福嶋讓治君） 無会派の福嶋讓治です。

去る8月23日から今議長席におられる江田副議長と宮城県の名取市に視察研修に行っていました。名取市と言えば3.11東日本大震災で甚大な被害を受けられた市でして、私どもがちょうどその日は議会が終わって帰ろうとしていたときに大変なことが起きているということで、テレビを見ましたらニュースでまるで映画のようなシーンが流れておりまして、まさに名取市がどんどん映ってたような気がいたします。その名取市に定住化政策がどんどん進んでいると、それと住みよさランキングが常に全国上位だということで、どういう行政のなされ方がしているのか、事務局とも相談して行ってきたわけです。それで私たち2人でしたけれども、そのちょうど台風で飛行機が飛ばずに1日ずらしまして、もうようやく行き着きました。そういう中で、もう本当に親切丁寧な対応をさせていただきまして、本当に感謝しておりますし、恐縮しております。平成20年に7万人をちょっと超えたところから、毎年1,000人以上人口増加がありまして、その3.11のあとちょっと減少したけれどもまたふえている。27年で7万6,940人。7,000人ぐらいふえています。あと2,000人ぐらい今年にはふえるんじゃないかというようなお話でした。冒頭にも申しましたように、住みよさラン

キングでも全国で常に上位で、東北地方では6年連続1位だそうです。定住化促進、人口増加のための政策、努力がずっと継続的になされておりまして、それと復興あとの住宅地のどんどんふえてるところも案内していただきまして、本当に独自に考えられて、家の建て方等々も非常によく考えられてされてるんだなというのを2人で感じてきたところです。そのことはきょうの質問とは外れますので、通告しております新玉名駅駐車場について質問いたします。

今議会におきまして、新玉名駅駐車場の拡張のための用地買収予算が上程されております。それまで長く有料化についても議論されてきた中で、3月議会におきまして新玉名駅駐車場関連予算が僅差ではありますが、承認されました。それを受けての上程だと思えます。最近、私は朝の6時台に2回、7時台と8時台に数度、新玉名駅前駐車場を確認する機会を得まして、朝のうちはまだやや余裕があったように思いますが、それでも結構、これは朝とめに来た車じゃないなというのがいっぱいあっておりました。そういう中で、市として現在の駐車状況を把握しておられるのか、また、その状況を示してほしいと思えます。

次に、以前に用地買収予定の図面を、これは松本議員と2人でちょっと行って見せていただきました。それで写真もいただいておりますけれども、ケーズデンキの裏の土地を駐車場予定台数分だけ階段状に買うということで、この図面わかると思えますけど、ケーズデンキです。こっちが新玉名駅で、ここをこういうふうに買われるんだと聞いております。ここはケーズデンキの裏のこの道路からずっと作業農道があります。駐車予定台数分だけ階段状に買うため道路からケーズデンキ横を通って延びる作業農道との間に、この残地といえるかどうかわかりませんが、残地という形でこれが残ります。これは私から考えますと死に地になる可能性が非常に高い。これだけ少し残れば、つくってる人も将来の高値を思われるかどうかわかりませんが、しばらくはこのままだと残地として残っていくんじゃないかと、使い道がなくなるんじゃないかという感じに受けとめております。これだけを見ますと、駐車場不足を補うための行き当たりばったりの施策にしか私は思いません。当然、今度これを買収されて、買収して駐車場として整備されるわけですが、今、私が申し上げたようなことも含めまして、あとのこの周辺の整備、こういうところの整備等々何か考えておられるのかお尋ねします。

また、うわさの域ではありますけれども、一部で新玉名駅の完全無人化の話が耳に入りました。本当にそういうことになるのか。ホームだけでなく、新玉名駅が完全無人化になるのかどうか。執行部としてなんらかの情報を持っておられるのかお尋ねします。

○副議長（江田計司君） 建設部長 礒谷 章君。

〔建設部長 礒谷 章君 登壇〕

○建設部長（礒谷 章君） 福嶋議員御質問の新玉名駅駐車場についての中の現在の駐車

状況についてお答えいたします。

現在の駐車場の混雑状況は、今年2月の利用状況調査の結果と同様に、週末から月曜日にかけて常設駐車場約250台より100台程度が不足している状況でございます。また、春の大型連休やお盆の時期では、多いときで常設駐車場に対し、130台から150台不足し、駅利用者の方々に御不便をおかけしているところでございます。このように交流広場や多目的広場の臨時駐車場も満車状態になると予想される場合は交通整理員を3人導入し、交通に支障のないロータリーやゼブラゾーン等に誘導して対応しているところでございます。

次に、用地買収のあり方とその後の対応についてでございますが、今回、購入予定の用地は8筆で面積が8,460平方メートルでございます。本用地の西側の境界につきましては、南北に直線でないため全体的に不整形な土地となっていることも認識をしております。当初計画では、境界が直線となるように分筆して交渉することも検討いたしました。分筆したことで狭小地が残り使い勝手の悪い残地が出るなど、地権者に不利益を与えることから全筆買いでの交渉に至ったところでございます。また、事業の範囲につきましては、駐車場の不足分をカバーする面積の範囲といたしました。今後、開発する業者が隣接地に進出される場合は、増設駐車場との境界が直線になるように、市と開発業者との間で、面積等価交換を行なって、お互いの土地が有効活用できるようにしたいと考えております。

次に、新玉名駅の無人化についてでございますが、昨年9月にJRへ要望活動の際に、市民や新玉名駅を利用する住民の方々から、新玉名駅が無人化になるのではと心配されておられましたので、JR九州にその旨お伝えいたしました。そのような考えはないとの回答をいただいております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 13番 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 後先になりますが、まず、第一に無人化になるんじゃないかというのは、私もJRのほうにちょっとお尋ねしました。ところが「そういう話は全然ないですよ。なるわけないと思いますけれども」というような回答を私もいただきまして、そのことについては安心をしたところです。

ただいまの答弁では、不足分、駐車台数の不足分をお示しいただきましたけれども、大体何台ぐらいとまってるというのはずっと継続的に調査をしてるというわけじゃないというわけですね。

○副議長（江田計司君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

今年の2月に1カ月間利用状況調査を行ないました。そして今年になりますと5月の

ゴールデンウィークの期間、そして8月のお盆休暇の期間に駐車台数の確認を行なっております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 13番 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 私の質問は大まかに1つですので、それと一問一答方式でお願いしておりますので、再質問という言葉は使われなくてもいいんじゃないかと思えます。

実は、私のほうに玉陵校区の一市民の方があれを調べたんだと、駐車台数を調べたということで、資料を自分で調べられました資料をいただいております。2016年の8月1日から、ここで紹介しますけれども、1日朝5時ですね、163台とまっておつたと、2日にやっぱりずっと朝5時です。180台、3日に149台、4日に165台、6日に細かに書いてあります。5時10分に調べた166台、7日に217台、5日は計数せずということです。8月12日5時20分、266台、13日295台、これは5時半ですね、時間は大体5時台ですので、14日が343台、15日が283台、16日が235台というふうに本当に大変だったろうと思えますけれども、こういうデータを、自分で調べたデータをいただいております。連泊が目立つということで、このデータを見て、私どもにどう考えるかと。市民の調査考察の中に、この市民の考案の中に市への提案、職員への希望、要望、もちろん我々議員に対しても思い、要望を述べられております。この内容につきましては、私の質問とはちょっと趣が違いますので、申しませんが、ただ、一市民の方が、ほかにいっぱいいらっしゃると思うんですけども、こうやって駐車場の問題、非常に憂いて、このままでいいのかと、何とかせんかというような思いで調査されて私どもに提示されたものと思っております。内容が内容でしたので、調査された方、私にいただいた方に悪いんですけども、ちょっと執行部のほうにもこういう内容なんだと、見てくれと、こういう思いが書いてあるんだと、見ていただきましたので、そのことはまた後ほど、その市民の方の思いに答える機会をつくっていただきたいと思えます。私はそのこの調査と市のずっとそうやって調査されておられるならば違いがあるのか、どうだったのか、ちょっとその辺をまず答えていただきたいと思えます。

○副議長（江田計司君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 御質問にお答えいたします。

今年の2月に利用状況調査を1カ月間行なったときには、宿泊の台数の調査も行ないました。その結果は、今回一般の方が調査されました8月1日から8月7日の調査結果とほぼ同様180台程度でございました。また、8月のお盆休暇のときの宿泊台数につきましては調査を行なっておりませんが、8月10日から8月16日の午前8時半と午

後1時に駐車台数の確認を行なっております。その結果でございますが、一番多いときで400台弱ということを確認しております。したがって、お盆休暇のとき一般の方の調査で行きますと最大で343台の宿泊があったとのことでございますので、その後、時間が少し過ぎますと出庫する車も出てきますことから、市で調査した結果とほぼ同様じゃないかなと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 13番 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 私はもう今でも有料化すべきではないかと、有料化すべきであるという考えでおりますので、そういう台数を見ながら執行部としては何とかとめられる台数をふやさないかということとされていることと思っておりますけれども、前にもちょっともう少し詳しくきちっと確実な議会のあれも調べてくればよかったんですけど、駅北側にも駐車場計画をされて、これは議会で否決した経緯があります。それと、足りないということで、駅前の森の駅をイメージしたという公園広場を駐車場に変えられました。このことにつきましては、私は苦い思い出がありまして、まだ磯谷部長が課長の時代だったと思っておりますけれども、ミカンとかそういうのを植えたらどうだろうか、具体的にミカンを植えたらどうだろうかという提案を私ときょういらっしゃらない永野議長と近松議員と現場まで行って、お願いした経緯があります。提案した経緯があります。そういう中で、植栽場所まで大方決めたわけですけれども、決めたと、そこで確認したわけですけれども、結果として新玉名駅前の公園広場はそういったイメージじゃないと、今言いましたように、森の駅をイメージした広場であるから、そういったものはちょっとふさわしくないということで、そのイメージを大事にしなければいけないということで却下されました。それを簡単に足りんからほんなら駐車場にしようじゃないかということで、今は駐車場になっております。その前に、タイルの傷みも、おまつり広場というんですか、あのタイルの傷みがあったので、その私が、ほかからあったかもしれませんけれども、傷んでるじゃないかと、がたがたしてましたので、その修理をとったら、その直後でしたかね、もう駐車場、それもアスファルト、真っ黒なアスファルトにテープで線を引かれまして、その森の駅、里山の中にできた駅、そういったイメージはもう全然なくなってぶっ壊れてしまって、非常にこう私から言わせれば醜い感じの駐車場になりまして、駐車場にするならもう少しきれいにすればいいのになという思いもありました。そして今度のまた駐車場足りないからあそこの裏を、さっき示しましたような足りん分を買おうと。何もかもが場当たりの、本当に駅前を玉名発展の中心として開発しようじゃないかと、そういう意欲もコンセプトも何にも見えない。きょう、朝一番に松本議員が本当に私と同じような思いを、ほとんど同じような思いをいつも話し合ってる

んですけれども、持たれまして、本当に熱のある質問をされました。全くそうだなと思っております。きょう、まず1つ驚いたことが、きょう驚いて、ちょっとにこっとうれしくもなったけれども、なんだこれはという松本議員に対する答弁がありまして、県市協定から10年、35.6ヘクタールの県との開発構想が10年たったからちょっと見直すプロジェクトをつくって話し合いを持つというような答弁が部長から、原口部長からありました。市長からもちょっともう見直す時期がきたということから少し見直そうと思っているというような話がありました。どういうふうに見直されるのかわかりませんが、県市協定で私は3.2ヘクタールと記憶してしたんですけれども、そこをその高寄市長になられて、よしそのことは継続的に、やろうじゃないかということで県の力を借りながら一緒に玉名市の開発に、駅前の開発にどんどん進められればもっと5年、まだ10年ですか、10年もたっておりますので、相当景色が変わったんじゃないかという、そのことを聞いて特に思います。市長がそういうふうになんとか見直さないかなと思われたことは喜ばしいことですが、私は今さらなんなのかというような思いも持ちました。やっぱり、今度の分、この駐車場もそうですけれども、もうちょっと計画的に新玉名駅を町の中核にするんだというようなところを前面に出していただいて進めていかないと、いつも市長が言われる将来にそのツケを残さないということを逆にそれがツケになるんじゃないかという思いがします。本当に市民の皆さんもさっき言いましたけれども心配しておられて、このままでいいのかと、自分たちの玉名がどうなるんだというような思いでこれだけの時間を割いて調査を何の報酬も求めないで調査をしておられます。本当に頭が下がる思いです。1つだけ、通告はしておりませんでしたけれども、ただいま申したことに對することは何にも要りませんから、市長、なんらかの理由があつて県市協定、私は、県市協定はあの時点ではごにされて民活に委ねると、民活に任せると、民活に任せることについては、松本議員に対しては、松本議員の質問に合わせて答弁されましたけれども、なんらかの理由があると思うんですよ。あがん言うて、すつてと言うたばつてん、そがん銭のかかつとのでくるかとか。何か理由があるならば、それだけをお答えいただきたいと思います。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の質問にお答えいたします。

何か1つということでございますので、総合的に考えて、最終的に決定したということでございます。

○副議長（江田計司君） 13番 福嶋讓治君。

○13番（福嶋讓治君） はい、わかりました。

私ももともと答弁を求めるつもりはなかったんですよ。どうせ聞いてもたいしたことは出ないなというのはわかっておりましたから、ただ、中尾議員と話してる中で、「何

か理由のあつとばな、そら聞いちくれ。」ということで「聞いてみなっせ。」ということで、私もその中尾議員としょっちゅう話して、本当にああ中尾議員も何か市長の思いを引き出したほうがよかつじゃなかかというようなことがあったと思いますので、ただいま、1つだけ、そのことだけ答弁してくれと申しました。やっぱり私が思ったとおりでした。聞かんならよかつたなと悔やんでおります。

私の一般質問を終わります。

○副議長（江田計司君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

14番 宮田知美君。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） 今議会、最後の一般質問者の市民クラブの宮田知美です。もう少し長いのかなと思ったらいきなり切られたので、始めたいと思います。

質問としましては、小学校就学時や中学校への進学時における「気になる子」などの情報のやりとりについて質問したいと思います。

先日の熊本日日新聞に国が調査した「引きこもり推計」が載っております。仕事や学校に行かずに、6カ月以上にわたり家族以外とはほとんど交流せず、自宅にいる15歳から39歳までの引きこもりの人が全国で推計54万1,000人に上るとの調査結果が公表されてました。引きこもりになったきっかけは不登校とともに、職場になじめなかったが最も多く、個々にさまざまな理由やきっかけはあると思いますが、多くがよく言われる社会人として大人になりきっていない。コミュニケーション力の低下などにより、学校や職場での人間関係に多くの方が悩んでいる実態があると報道されています。現在も不登校や引きこもりになったきっかけと考えられる状況については、本人に係る問題、いじめを除く友人関係、学業の不振が小学校、中学校、高校通して高い傾向にあります。小学校においては、特に親子関係をめぐる問題、家庭環境の急激な変化など、家庭状況要因が高い割合を示しております。しかし、近年の不登校のデータを見ると、先ほど述べた要因のほかに、母子分離不安型、情緒混乱型、ストレスによる神経症を伴う型、無気力型など、社会性が未熟で内閉的な不登校や発達障がい、学習障がいを伴う発達障がいの二次的な問題としての不登校など、多様をきわめた不登校のタイプが多くでています。不登校はもはや学校現場の問題としておさまりきれない状況となり、対応に当たっては学校と医療、福祉などの関係機関との連携が不可欠なものとなっております。そのような多様をきわめた不登校の児童・生徒の支援や指導として、学校内では担任の先生を初め、養護教諭による専門的な指導やスクールカウンセラー、また、学校以外の施設を利用したり、適応指導教室、教育支援センターなど、何らかの支援の結果、登校する、また、できるようになった児童・生徒は全体の31%、登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童は20%、両者を合わせると半数近

くになっています。しかし一方、不登校の児童・生徒の約3分の1の子どもは学校からも相談機関からも手を差し伸べられていない調査結果が出ています。高校生になると、この比率は50%近くまでさらに上がります。不登校のまま中学校、高校の年齢を過ぎてしまうと、就職や職場での人間関係のコントロールがうまくいかず、社会とかかわることができず、引きこもりやニートになってしまう比率が高くなっています。

私の知り合いの中学生在がいますが、現在不登校です。小さいころは少しお母さんに聞きますと、ちょっと気になる子だったけど、そんなに気にならなかったと。今は、アスペルガーといいまして、知的な部分を除く自閉症な感じですね、ほとんど学校に行っておりません。ですから、その子にもう少し早い段階で支援があったならば、そういうことはなかったのかなと思います。本人もなかなか今となっては学校に行きづらくなって、なかなか行こうとしません。

以上の調査結果、現状を踏まえて、これからの玉名市における不登校や引きこもりの児童・生徒を出さないためには、幼児期から早期発見、早期支援体制に取り組む必要があると思います。また、将来にわたるまで一貫した支援体制を整備しなければ無駄なものになってしまいます。障がいを持った子どもや気になる子に対して、一貫した支援体制を整備するために幾つか質問をいたします。

大きな1番として、小学校就学時や中学校への進学時における気になる子など情報のやりとりについて、1番、小学校における「幼稚園幼児指導要録」と「保育所児童保育要録」の活用方法について。

2番、保護者への対応について。ア、保護者向けに就学時などの手続の流れを説明はされているのか。また、だれが説明するのか。イ、特別支援学校や特別支援学級を希望される保護者への希望調査はどのようにされているのか。また、希望されたあとの流れは、だれが主体的に進めていくのか。次に、乳幼児健診において、経過観察などが必要となった乳幼児については、どのような形で次のライフステージに情報をつなぐのか。また、その場合、保護者が希望されなかった場合はどうなるのか、質問いたします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 宮田議員の小学校就学時や中学校への進学時における「気になる子」などの情報のやりとりについての中の小学校における「幼稚園幼児指導要録」と「保育所児童保育要録」の活用方法についてお答えをいたします。

まず、幼稚園幼児指導要録と保育所児童保育要録とは、幼稚園や保育園等における園児一人一人の様子や健康状態、特徴などが記載されたもので、毎年、各幼稚園、保育所のほうから提出をいただいております。小学校においてはこの要録は、就学前の様子や実態、健康状態などが詳細に記載されており、特に気になる子の行動面での注意点や幼

児一人一人の発達に応じた指導方法など、就学の児童に対する貴重な情報ということで継続して活用させていただいております。具体的な活用として、年度末から年度初めにかけての学級編成に向けて関係者による情報の共有化を図り、特に困り感を有する子や配慮を有すると判断した子どもたちについては、職員全員による話し合いを持つこととしています。時にはよりスムーズに学校生活をスタートできるように、年度初めの職員会議や入学式前に保護者へ来校を依頼し、より詳しく実態を把握するケースもあります。このように小学校から中学校へ進学する際の学習指導要録抄本と同じように、一人一人の子どもたちを継続していくための資料として扱っているところです。

次に、保護者への対応についての中での保護者向けに就学時などの手続の流れを説明するのか。だれが説明するのかとの御質問にお答えいたします。

玉名市におきましては、平成28年4月から教育総務課で作成した就学支援マップを配付しております。これは困り感を有する子を含め、小学校入学対象児の就学までの流れを保護者の皆さんに周知することを目的にまとめたものです。各園で就学について説明される際の補助資料と考えております。配付時期は年中児を対象に、保健予防課が園訪問を行なう際に配付し周知しているところでございます。

次に、特別支援学校や特別支援学級を希望される保護者への希望調査はどのようにされているのか。希望されたあとの流れは、だれが主体的に進めるのかの御質問にお答えします。

特別支援学校や特別支援学級入級を希望される子どもの調査につきましては、教育総務課が主管し、就学前年の5月上旬、市内の保育所や幼稚園、認定こども園などへ希望調査を依頼しております。その後、必要書類を提出いただき、担当いたしております教育総務課で個々に詳細な面談を行なった上で、医師、児童相談員、学識経験者、保健師、小中学校の校長及び教員、教育委員会事務局のメンバーで構成される教育支援委員会で特別支援学校や特別支援学級への入学・入級の適否の判断をいただいております。また、この教育支援委員会での承認に基づき、新たに特別支援学級の新設、増設が必要な場合については、県教育委員会に新設、増設に係る学級編成の申請を行ない、設置可否について判断を仰ぎ、その結果を1月上旬に学校を通して保護者に連絡をいたしております。最終的に、2月上旬には該当する学校と保護者へ入学・入級の決定通知を送付しております。なお、通年の取り組みとしましては、各地域で支援を要する子が健やかに育つことを目的に、よりよい対応や指導ができるよう玉名市特別支援連絡協議会の地区別コーディネーター会議を開催しております。構成メンバーは、各小中学校区単位で、地域の実情に応じて地域の保育士、幼稚園教諭、小中学校の教員で構成しております。この会議においては、就学前から中学校卒業までの困り感を有する子、いわゆる気になる子などの接し方についてのスキルアップ研修会とともに、事例検討会も開催されており、幼

保・小中の就学、進学及び必要な手続きに係る情報の共有化が図られているところです。小中学校では、学期途中においても保護者からの相談や学校側からの保護者への働きかけを通して、特別支援学校への入級指導も行ない、個別ニーズに応じた教育の実現のため、難しい事例についても学校としての使命と責任を果たすため、積極的に取り組みを進めているところでございます。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 宮田議員の3点目の乳幼児健診において、経過観察などが必要になった乳幼児については、どのような形で次のライフステージに情報をつなぐのか。また、その場合、保護者が希望されなかった場合はどうなるのかについての御質問にお答えします。

月齢や年齢に応じて、乳幼児健診を実施しております。検診後、経過観察が必要な子どもに対しては心理士による心理相談や年中児を対象とした保育所・幼稚園訪問を行ない、子どもの成長発達の確認を行なっているところでございます。経過を見る中で、関係部署へ情報提供が必要な子どもに関しましては、保護者や保育所、幼稚園と相談しながら就学に向けて話し合いを行っております。保健師が各校区の特別支援コーディネーター会議に出席し、情報提供するなど支援を図っております。保育所では、子どもの状態が健診で経過観察が必要になる、ならないにかかわらず、保育所での様子を保育所児童保育要録に記載し、小学校へお渡ししています。保育所児童保育要録は全児童が対象となり、また、保護者から開示請求があった場合には応じる必要があります。保護者が子どもの発達状態の受け入れや情報提供を希望されなかった場合は、関係機関と協議しながら、家庭訪問や電話等で子どもの状況を把握するとともに、保護者の思いに寄り添いながら丁寧なかかわりを持つよう努めておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 14番 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、答弁をいただきまして、その中で、まず最初に小学校における幼稚園幼児指導要録と保育所児童保育要録の活用方法についてですが、答弁で言われましたように、この要録は就学前の様子や実態、健康状態が詳細に記載されております。特に気になる子の行動面での注意点や幼児一人一人の発達に応じた指導方法など、貴重な情報が書かれています。この保育要録は平成21年から保育所では就学時の引き継ぎとして義務づけられております。しかし、校長先生に届けると、「まだ1年生の担任の先生は決まっていないので、そのうちに渡しておきます。」とか1年生の担任の先生に渡すと何かあったら読んでおきます。などと余りなんかぴんとこられていない、活用がひよっとしたらされてないような気がします。何かあったらということは、

35人学級の低学年においては、多動とか、動き回る人たちですね、授業を妨害する子どもは先生は注意したりして目を配られますが、気になる子と思われる中でも、おとなしくて目立たない子どもは障がいがあることが一見してわかりにくくて、先生から見たらですね、なんも読んでなければわかりにくくて、その子にあった支援が受けられないままになってしまうことが多いんですよ。ですからこの保育所児童保育要録は子どもの育ちを支える資料ですから、ぜひ、子どもたちの顔と一致させながらしっかりと内容を検証して、就学後の支援に生かしてほしいと思いますが、再度ちょっとそぎゃんところを質問します。見解をお伺いします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほども答弁の中で具体的な活用ということで要録については活用させていただいておりますということをお申し上げましたが、今、活用されていない部分もあるということですので、より有効に活用できるように進めてまいりたいと思います。

○副議長（江田計司君） 14番 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） よろしく願いしておきます。

次に、保護者支援の中で、保護者の対応について、保護者に就学時などの手続きの流れを説明はされているのか。また、だれがするのか。先ほど答弁の中に、就学支援マップは年中児の健診のときに配りますと言われました。そしてこの年中児の健診というのは、大体3歳6カ月ぐらいですか、受けますので、その次が就学前健診なんですよ、大体2年ぐらいあく場合があるとですよ、2年か3年。そうすると、その就学支援マップをもらっても、お母さんたち保護者はピンとまずこられないと思うんですよ。未満児のときにこの就学前健診、3歳6カ月健診を受けますので、年中児の健診とか受けますので、なかなかぴんとこられない場合があるんじゃないかなと思ってます。ですから、私、今からちょっとこの中に書いてあるところを読み上げますが、下のほうの欄に第1回教育支援委員会は8月中旬に開いています。内容として、保護者と協議の上、就学先特別支援学級、支援学校を決定し、この内容を委員会に諮る。特別支援学級新設、増設の場合はこの委員会までに申請すること。受付は6月中旬までと記載されています。この辺のところはまだ保護者にとっては自分の子どもが知的障がいなのか、情緒障がいなのか又は障がいがあることを受け入れることのできない保護者にとっては非常に苦痛の思いなんですよ、こころはまだまだ。また、特別支援学級の新設や増設は委員会まで申請することと書いてありますが、希望する保護者が申請するのか、だれが申請するのか。何か少し唐突で、何か強引ではないかなと私は思う節があります。ですから、各保育園の先生方に聞いてもですね、この就学支援マップについては保育所なんかでは何の説明もないと、だからお母さんたちがもらわれても「これは何ですか。」と言われる

と、そのとき、保育所の職員は何もわかりませんので、「ああ、なんかこぎゃん書いてあるですね。」というふうにお互いに棒読みしていくしかなかわけですよ。ですからその辺のところをちゃんと保育所のほうにもしっかりと説明してもらえれば、私たちも入学式とか保育参観でこのことについて説明ができると思うんですよ。ですから現場の保育所なんかにもしっかりと説明してほしいと思いますがいかがですか。お願いします。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） せっかくの就学支援マップでございます。周知の徹底をしていきたいと考えております。

○副議長（江田計司君） 14番 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） ぜひ、よろしく願いいたします。せっかくのそういうマップがあるのに、お母さんたちも我々もぴんとこないというのはちょっと残念な気がしますので、よろしく願いしときます。

次に、乳幼児健診において、経過観察など必要となった乳幼児については、どのような形で次のライフステージに情報をつなぐのか、また、その場合、保護者が希望されなかった場合はどうするのかと。これは、この経過観察が、必要な乳幼児の中に大きく分けて3つのケースに分けることができますと思います。1つ目が、発達、知的、身体的な障がい児と認定された子ども、1つ目がですね。2つ目が、発達、知的、身体的などを障がいがあるとはいえない未認定。未認定だけど特別な配慮が必要であるということで、医療機関などと連携してる子ども。3つ目が、注意力が散漫、衝動的に人にかみついたり、手や足で顔を蹴る、人の話や行動の邪魔をする。単独行動が多い。ルールが守れない。情緒が不安定などのいわゆる気になる子の3つのケースに分かれていきます。

1番目と2番目は、保護者の方とも相談して、何らかの支援を受けている子どもたちです。小学校や中学校に就学しても何らかの支援や記録が残っております。問題なのは3番目の気になる子です。保護者の方は、この時期、成長期又は月齢差もあるため、子どもの発達状態が、この発達状態を自分の子は気になる子ではないと思ってても、なかなかそれを受け入れることができない。非常に難しいと思います。受け入れることは。しかし、今は、メディアの依存度が多くなったため、近年では、先ほど近松議員もおっしゃいましたが非常に増加しております。先ほど近松議員は30%ぐらいおるかなと言われましたが、そこまでは私たちのところまで。

○12番（近松恵美子さん） いるんです。

○14番（宮田知美君） そうですか。20%前後かな、30%。とにかく多いです。とにかくですね。そのため、保育所では気になる子のケース会議を頻繁に行なってます。ですから、早期発見、早期支援を行ない、気になる子の療育・支援体制を含み、将来不登校にならないようにしております。経過観察が必要な子どもに対しては、心理士

による心理相談や年中児を対象とした成長発達の確認がされております。また、保健師の方とともに小学校においてコーディネータ会議を開いて情報の提供がなされております。しかし、先ほどの今、述べたのはいろいろと障がいのあるような人たちですね、それを認められた人たちはそうなのですが、しかし、先ほど今度の問題は増加傾向にある気になる子への情報は全員がテーブルに上がってくるわけじゃないんですね、その子を支援していくということが、なかなか先生たちも難しい場合があるし、また、そういう我々保育所の職員はしっかりと会議を開いたり、その子のために療育・支援体制を組もうと一生懸命努力してるんですが、なかなかそれを今度は次につなげていくとなると、まだまだそういう期間がないですので、そこで終わりになってしまいます。最後の砦というのが、先ほども何度か出てきました保育所児童保育要録なんです。ですから、この辺のところもしっかり検証いただいて、気になる子たちを注意深く見守ってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） 2番目、就学前児童についての支援について。

(1) 未就園児の場合は、乳幼児健診のあと、どのようなかわりを持たれるのか。小学校入学まで特にかかわりはないのか。

2番目、平成25年度から子育て支援課は保育園やまたその先生方に対してスタッフ向けのサポートを始めているが、幼稚園に対しては具体的な支援がなされているのか質問いたします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 宮田議員の就学前児童についての支援についての御質問で、まず1点目の未就園児の場合は、乳幼児健診のあと、どのようなかわりを持たれるのか。また、小学校入学まで特にかかわりはないのかという質問にお答えします。

健診後の乳幼児の発達の状況や家庭環境により関係機関と連携を図りながら、保健師がかかわりを持っております。必要に応じて心理相談等で成長、発達の状況を確認し、同世代の子どもたちとの交流が図れるように子育て支援センター等の社会支援の紹介を行ったり、必要時は保護者の了解を得て小学校の情報提供を行なっている状況でございます。

2点目に、幼稚園の就学前児童に対して具体的な支援がなされているのかとの質問にお答えします。すべての乳幼児を対象に発達の節目に健診を行っており、そのフォローとして必要に応じて、幼稚園と情報交換をしたり、心理相談等で成長発達の状況の確認等をしております。また、保育園、幼稚園、認定こども園に幼児健診事後フォロー園訪問、年中児訪問を実施し、就学に向けて一緒に支援を行っております。平成25年

度から任期付職員として、心理相談員を雇用し、公私立の保育所、保育園に対し、園内で子どもの発達支援について問題解決できるよう園と保育士へのサポートを開始しました。平成27年度からは、子ども・子育て新制度がスタートしたこともありまして、サポート対象を認定こども園、幼稚園へと拡大し、実施しているところでございます。具体的には、午前中に職員の子どもへのかかわり方を観察し、午後の昼寝の時間に検討会を実施しております。狙いといたしましては、子どもの発達支援にかかわる園内の体制整備と職員の保育の質の向上としておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 14番 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） ありがとうございます。

ちょっとその前に、教育総務課にもう1回ちょっと再質問があるんですよ。

この部分で、特別支援学校や特別支援学級希望される保護者への希望調査はどのようにされているのか。また、希望されたあとの流れはだれが主体的に進めているのかというところで、教育総務課より、特別支援学校や特別支援学級を希望される方に保育園へ調査票を渡してくださいと依頼されます。保育園では特定の障がいの病名のついた子どもやケース会議等で上がってきた子どもの保護者を中心にこの調査票を渡すんですよ。渡すんですが、保護者によっては自分の子どもの障がいを受容されていない、いわゆるまだ受け入れてない子どもさんも保護者もおられ、なかなか難しい面があります。「なんでうちがもらわなんと、こぎゃんとば。」と、いうふうな方もおられます。また、中にはこれを機会に自分の子どもは少しなんとなく気になるなというようなことで相談したい方もおられます。ですから、こういう調査票というのは、一部の人に渡してくれというんじゃなくて、全保護者を対象に渡すことができないのか、ちょっと再質問させていただきます。

○副議長（江田計司君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回の就学前の保育園等の調査票の件だと思いますが、現在は、このマップにも記載されておりますが、保護者の希望、保育園や幼稚園での子どもさんの様子、発達、検査の結果を踏まえて就学校を審議しますというふうな形になっております。多分、幼稚園あたりとの協議の中で調査をしているのかなというふうに考えますけれども、全保護者に配付すべきものなのかどうか、そういったところも含めて検討させていただきたいと思います。

○副議長（江田計司君） 14番 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） よろしく願いしときます。

それでは先ほどの未就園児の場合は、乳幼児健診のあと、どのようなかかわりを持たれているのか。小学校入学まで特にかかわりはないのか。これは先ほどもちょっと述べ

たんですが、乳幼児健診は、3歳6カ月健診で次の就学前健診の就学前の年の11月までなんもこう健診を受けられないんです、その方は。ですから、もしその子どもさんに何か気になる子とか、ちょっとした障がいがあったりとか、集団生活になじむのが苦手だったりする場合、その間何もお母さんから、自分からどっかに健診に行ったりなんかせんかぎり何もその子は支援を受けることはまずないわけですよ。いきなり次の年の4月にはもう入学という形になるわけですよ。非常に困る部分が出てきますので、そのことを踏まえて、もし、そういう乳幼児健診とか何とかで全員がほとんどの方が幼稚園や保育園に行かれてますが、行かれてない方もひょっとしたらおられるかもしれないので、そういう方の場合は家庭訪問等も行ない、成長、発達の状況を確認して、ぜひ、スムーズな入学につなげてほしいと思いますが、見解をお伺いします。

○副議長（江田計司君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 宮田議員の再質問にお答えします。

乳幼児健診は4回、3歳6カ月まで4回の健診を、乳児健診を行ないます。その後は健診は御指摘のとおりございませんが、今現在では、5歳児での年中訪問というものを通しまして、これは幼稚園で行なって、27年度から依頼があった園に対しては行なっておりますけれども、個別に保健師がかかわりながら、その後のかかわりというものやはり家庭訪問を行ないながらかかわりはずっと持って、何らかの形でかかわりは持っております。ですからいきなり3歳半から入学まで何もないということは現時的にはないかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○副議長（江田計司君） 14番 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、部長がおっしゃいましたように、年中健診というのが途中であることはあるんです。これは保育園や幼稚園に通ってるお友だちの場合あるわけですね、ですからその普通は先ほど言われました3歳6カ月までの4カ月健診、8カ月健診とか1歳6カ月健診とか、そういうの4回あって、あとはもう就学前健診まで一応ないわけなんです。ですからそのことも内容を知ってるのは、お母さんとその保健師さんとか、そういう一部の人だけなんです。ですから、お母さんがもしそこに何らかの形で、自分の子どもに対してなんか何も手だてがなければ、何もないままいく場合がありますので、その辺のところ注意深くよろしく願いしときます

次に、平成25年度から子育て支援課は、園や園のスタッフ向けにサポート始めてるが、幼稚園に対して具体的な支援はなされているのか。これはどういうことかといいますと、保育所は、生命の保持及び情緒の安定化の事項として、養護と発達の援助に関する事項の教育と2つに分かれていますので、障がい児職員研修は以前から頻繁に行なわれておるんです。しかし、幼稚園の場合は教育が主なんです。教育が。ですから、養護

の部分である障がい児の受け入れというのは、あんまりやられてない。ですからどうということかなと、これから先、私たちが思っている気になる子どもたちというのは非常に多くなってるので、幼稚園に通ってらっしゃる子どもさんはどうされてるのかなと思いつつちょっと質問したんですが、玉名市においては大体幼稚園に400人ほど通っておられます。ですから聞いたんですが、今答弁の中に、平成27年度から認定こども園になって、市のほうとしてもそういう市の管轄になりましたので、そういうさっきおっしゃったように、任期付職員の方々を派遣して、職員の障がい児研修に当たっているということでしたので、安心をいたしました。

最後に市長にお伺いします。今回の障がい、発達障がいや気になる子たちの増加は非常に危惧するところではありますが、障がいを持つことが問題ではありません。その子の特徴や個性を正しく理解してもらえず、不適切なかかわりや気づいてもらえないのが問題だと私は思います。支援が必要な子どもたちが将来自立して幸せに生きていくためには、人間形成における最も重要な時期である乳幼児期から将来まで一貫した切れ目のない玉名市が誇れる支援体制を整備し、一人一人の個性にあった個別支援を通して自信を持って生活できる環境をつくりあげる必要があると思います。今回、この気になる子の質問に際して、教育総務課、子育て支援課そして保険予防課の3課から答えをいただきました。かかわっておられます。こういう3課がかかわるといのはいかがなものかなと。ですから、私としては保護者や関係者がワンストップで申請や支援ができるように関係機関の一元化を図り、支援体制をつくられるように要望しますが、市長の見解を伺います。

○副議長（江田計司君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 宮田議員の提案の就学前の児童についての一元化ということだろうと思いますが、現在、玉名市では縦割り行政の関係上、市庁部局が保育や手当等々を子育て支援課で担当いたしておりますし、母子保健事業を保健予防課、療育事業につきまちは総合福祉課で担当いたしております。また、幼稚園就学につきまちは教育委員会ということでございますので、事務を執行しておりますので、それぞれに縦割り行政のよさを利用して、こういったことをやっておりますけれども、今言われておりますように、一元化することによって総合的な判断ができるということでございますので、これから妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援を推進するために、就学前教育、保育、それと就学後の連携事業、修学前児童施設の事務の効率化を検討すると同時に、市民にわかりやすい組織づくりを推進する観点からも、関係部署の一元化を図るといったことなど、玉名市全体の体制整備が望まれているところでございまして、しかしながら管轄省庁の違いとか、そういった縦割り行政の関係で、職員の人事配置などの検討課題がございまして、関係各課で慎重に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（江田計司君） 14番 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 答弁いただきました。

よろしく願いいたします。これもちまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（江田計司君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○副議長（江田計司君） 日程第2、「議案及び陳情の委員会付託」を行ないます。

議第92号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から議第108号公平委員会委員の選任についてまでの市長提出議案17件、陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情及び陳第8号の玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情の陳情2件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第107号教育委員会委員の任命について及び議第108号公平委員会委員の選任についての人事案件2件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第107号及び議第108号の人事案件2件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（江田計司君） 御異議なしと認めます。よって、議第107号及び議第108号の人事案件2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第107号及び議第108号の人事案件2件の委員会付託を省略いたします。

議第107号及び議第108号の人事案件2件については、9月27日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略した事件を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び陳情付託表

総務委員会

議第92号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

(総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、②総務費、③民生費1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費、④衛生費〔1項保健衛生費を除く〕、⑨消防費・第2表債務負担行為補正 追加(1))

- 議第98号 玉名市自治基本条例の制定について
- 議第99号 玉名市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議第100号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第101号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第102号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第103号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 有明広域行政事務組合の規約の一部変更について
- 陳第8号 玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情

建設経済委員会

- 議第92号 平成28年度玉名市一般会計補正予算(第5号)
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費)
- 議第95号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第96号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第97号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第106号 財産の取得について
- 陳第7号 北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情

文教厚生委員会

- 議第92号 平成28年度玉名市一般会計補正予算(第5号)
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費、⑩教育費・第2表債務負担行為補正 追加(2))

- 議第 93 号 平成 28 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 94 号 平成 28 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 104 号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
-

○副議長（江田計司君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明 15 日から 26 日までは委員会審査のため休会とし、27 日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れでした。

午後 3 時 21 分 散会

第 5 号

9月27日 (火)

平成28年第5回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成28年9月27日（火曜日）午前10時00分開議

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
(議第92号から議第106号まで、請第5号)
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 日程第4 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）
(議第107号及び議第108号)
- 日程第5 委員会の中間報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第6 議員派遣の件
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
(議第92号から議第106号まで、請第5号)
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
- 日程第4 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）
(議第107号及び議第108号)
- 日程第5 委員会の中間報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 議員提出追加議案上程
- 議員提出第2号 議会基本条例検討特別委員会の設置について
- 日程第8 議員提出追加議案審議（質疑・討論・採決）
- 議員提出第2号 議会基本条例検討特別委員会の設置について

日程第9 議会基本条例検討特別委員会委員の選任

日程第10 市長提出追加議案上程（議第109号から議第111号まで）

議第109号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）

議第110号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第111号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 提案理由の説明

日程第12 議案の委員会付託
（休憩中委員会）

日程第13 議会基本条例検討特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第14 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 文教厚生委員長報告

日程第15 質疑・討論・採決

（議第109号から議第111号まで）

閉 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	礮谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 皆さん、おはようございます。

議長ですけど、一般質問からちょっとしばらく皆さんに大変御迷惑かけましたけど、きょうはなんとか出席できるようになりましたので、きょうは議長の役目を務めさせていただきます。ひとつよろしくお願ひします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第92号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から、議第106号財産の取得についてまでの市長提出議案15件、継続審査となっておりました請第5号玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑・討論の後、採決いたします。

あわせて、継続審査の申し出があります。陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情及び陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情の陳情2件については、中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 皆さん、おはようございます。

総務委員会に付託されました案件は、議案8件、陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第92号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

執行部から、歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ9億8,334万6,000円を追加し、総額を352億1,731万円とするもの。歳入の主な内容は、児童福祉費負担金523万6,000円の追加である。また、衛生費国庫補助金は2,545

万2,000円の追加で、災害等廃棄物処理事業費補助金で、熊本地震被災家屋の公費解体で生じた廃棄物について、仮置き場を設置し、収集運搬し処分する経費の2分の1の補助金である。

歳出の主な内容は、10月から産交バスにより運行が予定されている循環バスの車両2台分にデザインラッピングを施すための業務委託料で、192万3,000円の増額。熊本地震による被害を受けた半壊以上の家屋の解体を国が特別措置として、被災者の負担軽減を目的に被災者にかわって市町村が公費により解体を行なう、公費解体制度の適用によるもので、災害廃棄物の処理委託料の総額で5,090万4,000円の増額。熊本地震により被災した消防詰所2件分の建てかえ分で、800万円の増額との説明がありました。

委員から、消防詰所の建てかえ分で1カ所400万円とあったが、解体費など含めた予算化との質疑に、執行部から、合併前の消防団関係の補助率はまちまちであった。詰所の補助についても、合併時に消防団正副団長会議で検討され、消防団詰所建設補助として1カ所400万円の補助とされたものであるとの答弁でした。委員から、もとあった詰所を解体して建てかえをした場合、概算で幾らかかるかとの質疑に、執行部から補助金400万円で対応されているところやそれ以上にかかるところもあるようだが、地域の実情で建設されているので、一概に幾らとは言えない。400万円から600万円ぐらいで認識しているとの答弁でした。委員から、今回の地震で倒れた分で解体は消防団でもすると思うが、その場合の消防団に対する費用弁償は発生するのか。非常時の出動と同じようにとらえていいのではないかとの質疑に、執行部から、今までもこうしたケースはあったが、消防活動の一環として支出した経緯はないし、難しいとの答弁でした。委員から、一般の家屋の火災等で消防団が出動し、家屋の修理をした場合費用弁償がある。今回同じようにとらえていいのではないか。住民への負担軽減の意味で検討してほしいとの意見に、執行部から、今回のように災害を受けての建てかえについては、消防団の正副団長と協議を行ないたいとの答弁でした。委員から、消防団の件で、詰所の所有はどこになるのか。また、建設費の400万円は国から来るのかとの質疑に、執行部から、詰所の所有は地元となっている。また、交付税措置として対応しているとの答弁でした。委員から、詰所の考え方を変えていく必要があるのでは。単に詰めるだけでなく、そこに詰める消防団の命も守る必要がある。市内に92件の詰所を1年に1カ所かえると92年かかるので、考え方を変えていかないとなどの質疑に、執行部から、合併から10年経過しているので、解体費用等も含めて、消防団と協議・検討を行ないたい。また、協議においては団員の意見も聞きながら進めていきたいとの答弁でした。委員から、消防費で通常の修理や一部建てかえなどの補助はどうなっているかとの質疑に、執行部から、内容にもよるが、修理については随時対応を行なっているとの答弁で

した。委員から、女性消防隊員について定員に達していないと聞いたが、市の職員は何名いるか。団員全体でも定員に達していないのなら、女性隊員をふやすのも検討すべきとの質疑に、執行部から、定数16人、実数が13人で、市の職員は5人である。定員を満たすようには、女性を含めて今後検討したいとの答弁でした。委員から、児童福祉負担金の質疑に、執行部から、児童扶養手当負担金はひとり親家庭や父親又は母親に一定の障がいがある場合などに、所得に応じて手当を支給するもので、児童扶養手当法の改正により、今年の8月から第2子が5,000円から8,000円、第3子以降が3,000円から6,000円にそれぞれ加算額が改正されたことによる追加である。また、第1子については、月額4万2,330円であり、今回改正はないとの答弁でした。委員から、循環バスのラッピングで192万円もかかるのか。どのようにして決めたのかとの質疑に、執行部から、ラッピングを行なう業者から見積もりをとって提案している。デザインについては、循環バス導入を市民に広く周知し、利用促進を図ることを狙いとして、地域の児童から似顔絵を描いてもらい、それをデザインとして使うこととした。また、本市の主要施策である音楽の都玉名又は花の都玉名をアピールするために、タマにゃんのイラストも描いて、カラフルなバスにするためにこの金額となっている。業者選定については、随意契約で行なうとの答弁でした。委員から、随意契約でいいのかとの質疑に、執行部から、随意契約にした理由として、運行は産交バスの通常の路線バスの運行で、産交バスのラッピングに関しては、産交バスが九州産交バスと指定しているので、そこでの随意契約ということであるとの答弁でした。委員から、玉名にもラッピングできる業者はいないのかとの質疑に、執行部から、この計画の段階から、産交バスとの協議の中で、九州産交バスとの指定であったため、市内に大型バスをラッピングできる業者がいるかどうか調べていないとの答弁でした。委員から、金額的にも大きいので、玉名市内にもラッピングできる業者がいるかの検討は今後してほしいとの要望がありました。委員から、委託料の192万円は、ラッピングだけの経費なのか、作成までの駐車料は発生しないのかとの質疑に、執行部から、ラッピングだけの費用で、数日で完成するので、代がえ車両などの費用は必要ないとの答弁でした。委員から、デザインについては、どこで、だれが決めるのかとの質疑に、執行部から、デザインについては、市の事務局と産交バス等で協議して決定したとの答弁でした。委員から、バスについて路線が変わることによって補助金も変わることがあるのかとの質疑に、執行部から、今回の循環バスに係る経費は、当初予算では計上していない。今後の運行状況を見ないとわからないが、現時点では黒字経営を考えている。バスは、産交バス所有のバスで対応するので、その費用も発生しない。路線変更によって全体的に赤字ができたときには補てんもあり得るとの答弁でした。委員から、ラッピングバスを導入するのであれば、車内にモニターを置いて停車場との玉名の観光案内など流すとか、ワイファイをつけると

か、先端的なバスにするような意見もありました。委員から、財政調整基金の運用内訳と、運用における損は発生しないのか。また、利益として年間幾らぐらいになるのかとの質疑に、執行部から、平成27年度末で65億円ほど基金があるが、その中で銀行預金が38億6,600万円で約6割、国債、地方債を合わせた債券で、約4割の26億5,000万円ほどの運用を行なっている。安全かつ効率的に運用しているので損失はない、利子収入として2,000万円ほどあるとの答弁でした。委員から、地方債金利負担の高いものを早期に返済したことはないのかとの質疑に、執行部から、地方債の繰上償還については、平成20年度から平成25年に合計で約18億円繰上償還を行なっている。これは財政上余裕があれば繰上償還を行なっているとの答弁でした。委員から、松木の「水の守」の仮置き場の件で、ここに搬入できるのは何種類か。業者との契約は済んでいいのかとの質疑に、執行部から、搬入品目については、国が示している可燃物、木くず、コンクリートがら、瓦ずく、石膏ボード、金属くず、ガラスくず、家電その他など、17品目になっている。現状の仮置き場は、一部損壊の家屋の瓦に限って受け入れをしている状況である。契約の相手方については、熊本県の産業廃棄物協会と管理協定を結んでいるので、そこから業者選定を依頼しているとの答弁でした。委員から、17品目の中で、瓦を水の守に処分しているのなら、他の品目はどこに処分しているのかとの質疑に、執行部から、公費解体については、現在実施をしていない。既存の一部損壊の瓦に関してのみ受け入れを行なっているとの答弁でした。委員から、瓦以外も今回の5,090万4,000円で処分するのかとの質疑に、執行部から、今回の予算については、公費解体の分の予算である。また、瓦以外も水の守で対応するようにしている。そして現場管理がいて、17品目に分別するようにしているとの答弁でした。委員から、分別の予算としての409万6,000円は人件費だろうが、何人ぐらいいるのかとの質疑に、執行部から、委託料については、熊本県解体工事協会と熊本県産業廃棄物協会との提携で、現場については現場主任と担当を置いて年度内の対応をするための委託料を計上しているとの答弁でした。委員から、清掃費の中の震災の処理費5,090万4,000円の中には、公費解体の部分と一部損壊などへの解体の処理費用も全部含まれているということかとの質疑に、執行部から、今回の補正予算については、公費解体の処分費のみであるとの答弁でした。委員から、水の守には一部損壊の瓦れきなど、持ち込んでいるのかとの質疑に、執行部から、一部損壊の災害ごみは、瓦に限って持ち込みをさせているとの答弁でした。委員から、瓦の処理費はこの予算に含まれているのかとの質疑に、執行部から、一部損壊の処分については6月の臨時議会で計上した中で調整を行なっているとの答弁でした。委員から、今回の予算は公費の部分だけということかとの質疑に、執行部から、そのとおりという答弁でした。委員から、国からくる予算が2,500万円ぐらいで、一般財源でその半分を見ているということかとの質疑に、執行部

から、現状の補助率で見ているとの答弁でした。委員から、全壊、半壊、大規模半壊の公費解体分の解体費そのものはどこに計上しているかとの質疑に、執行部から、今回の熊本地震が発生して、熊本地震被災者支援課ができ、その中で公費解体の手続きから発注については契約検査課、解体を進める予算と仮置き場までの運搬費は熊本地震被災者支援課の民生費の予算で計上している。今回の補正予算には計上していない、6月の臨時議会で計上しているとの答弁でした。委員から、災害瓦れきについて、被災されたところで特に高齢者などの持ち込む手段がない方への持ち込み方法などの周知はしてあるのかとの質疑に、執行部から、持ち込みの方法等については、環境整備課や熊本地震被災者支援課、総務課、防災安全課などへの電話対応については、それぞれに対応できるようにしているとの答弁でした。委員から、市歌はもうできているのか。新しくつくと別に予算が必要となるのかとの質疑に、執行部から、玉名市歌については、今年の2月と3月に既存の歌か、新しくつくるのかを検討し、委員会を開催して新しくつくるので、詩や曲を検討してもらい、29年度に披露ができればと考えている。また、選考委員会で決まった内容によって新しい予算が発生するとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第92号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第98号玉名市自治基本条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関の責務並びに参画及び協働による自治運営の基本的事項を定めるために条例を整備するもの。内容としては、市民・市議会など及び執行機関の権利、役割及び責務、市政の原則及び制度、情報の共有、市民参画、地域コミュニティー活動、住民投票、国、県などとの連携、条例の見直しなどについて定めるものとの説明がありました。

委員から、制定した以上は、市民に十分理解、周知をしなければいけないと思うが、どういう手法で周知するのかとの質疑に、執行部から、周知については、市の広報紙やホームページを中心に行ない、進捗状況を把握するなどのために委員会を立ち上げ、その中でも周知方法について検討し、実行していくとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第98号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第99号玉名市職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

執行部から、地方公務員法第38条の2及び第38条の6の規定に基づき条例を制定するもので、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた組織の職員に対して、当該営利企業と本市の契約など事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務に関する働きかけを規制するものとの説明がありました。

委員から、これはいわゆる天下りの廃止などなのかとの質疑に、執行部から、元職員が営利企業等に就職することは自由であるが、元職員の地位を利用して不正な働きかけを規制するものであるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第99号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第100号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市歌選考委員会を設置するため、条例の整備を図るものとの説明がありました。

委員から、新旧対照表によると、委員の数が8人から10人にふえているのはなぜか。また、選考曲はどのようにするのかとの質疑に、執行部から、検討委員会を開催する中で、既存の曲を使うか否かを定めるだけだったので、8人で行ない、今後は内容を検討する段階で、各種団体等に今まで以上に参加していただきたいので10人にした。また、曲、詩とも白紙の状態であり、今後検討していくとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第100号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第101号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第101号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第102号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市歌選考委員会委員、乳幼児健康診査診察医及び博物館学芸業務嘱託員の報酬について、条例の整備を図り、それぞれの委員の報酬額を定めるものとの説明がありました。

委員から、乳幼児健康診査診察医及び博物館学芸業務嘱託員の報酬は上がったのかとの質疑に、執行部から、乳幼児健康診査診察医及び博物館学芸業務嘱託員は以前からあったもので、本条例において平成27年12月に改正を行ない、給与条例主義の考えの基、給与関係は条例で定めなければならないとなっており、以前の費用弁償条例では、最後に「全各号掲げるもの以外の非常勤職員」の欄があり、その欄を適用して支給されていたものだが、その時点で漏れていたものを今回明確にしたものであり、報酬額については、依然と同額であるとの答弁でした。委員から、条例上漏れていたときに、報酬

の支払いはあったのかとの質疑に、執行部から、条例上は抜けていたところはあったが、決済は正規に行ない支給をしていたとの答弁でした。委員から、その他の項目を外した時期があったわけだろうが、その時期でも支払いは済んだ。支払いの根拠がないのに支払いしたのはいかなものかとの質疑に、執行部から、確かに支払いの根拠がない状況については、おわびをする。平成27年の12月までは根拠があったが、改正をしたときに漏れが生じたとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第102号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第103号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものとの説明がありました。

委員から、一般の人はあんまり関係ないということか。また、今回は、台湾が当事国で、他の国交がある国には関係が従前通りかとの質疑に、執行部から、今回の条例に適用される人は、日本国内に進出した外資系の企業の構成員である投資家が、租税条例の特例により源泉徴収ができないため、分離課税により行なうものであり、台湾に対して特化したものであるとの答弁でした。委員から、今回の内容は、申告しないとわからないということだが、利益を得た場合調査票などは来るのかとの質疑に、執行部から、当該企業が税務署に届け出を行ない、これに基づいて税務署が調査等を行ない、確定申告をして、玉名市はこれに基づいて住民税の申告を行なうものであるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第103号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第105号有明広域行政事務組合の規約の一部変更についてであります。

執行部から、一部事務組合の規約を変更しようとするときには、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるもので、有明広域行政事務組合の事務所の位置を変更するものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第105号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情であります。

委員から、今回の陳情どういうとらえ方をしているのかわからない部分がある。子どもを守れ、自然に配慮しなさいとかあるが、病院の話もある。1つの町ができると思われるし、小学校の跡地利用のアンケートに一番多かったのは、公共施設、次に、病院建設ということだったが、とらえ方がわからない部分があるとの意見でした。また、委員から、圃場整備や区画整備も以前、反対があり、できていないのに今回の陳情を採択し

たとき、どのように進めていくのかとの意見がありました。また、委員から、自治基本条例を可決したが、根底には条例があるので、病院建設があっても地元住民に十分説明をして、意向も聞いて、すべてを含めて物事進めてほしいと理解した。今回採択したことを根拠にいろいろな話がある可能性もあるが、検討するとして対応すればよいのではとの意見がありました。いろんな状況も今後あり、時間があるともう少し内容も見えてくるということで、継続審査の意見が出されました。

採決の結果、陳第8号については、継続審査とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

〔建設経済委員長 田畑久吉君 登壇〕

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されております議案5件及び陳情1件について、委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議第92号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

歳出の部、4款衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費が18万円の増額、6款農林水産業費が2億4,258万2,000円の増額、そのうち主なものは、攻めの園芸生産対策事業補助金で、10組合の農業用ハウスの附帯設備の整備に対する補助金3,459万9,000円の増額、熊本地震生産総合（強い農業づくり交付金）事業補助金で、熊本地震により影響を受けた農業の共同利用施設及び食品流通施設の原形復旧に対する補助金1,534万7,000円の増額、また、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、1億6,355万2,000円の増額で、熊本地震で被災した71件の農業施設等の再建・修繕に対する補助金であります。7款商工費では3,712万1,000円の増額で、主なものは、玉名温泉・小天温泉ふるさと応援旅行券事業補助金で3,300万円の増額。内容は1人当たり5,000円の助成6,000人分と、事務経費等であります。8款土木費は、2,172万3,000円の増額で、主なものは、崖地近接等危険住宅移転事業補助金802万9,000円の増額は、崖地崩壊の危険のある地域からの危険住宅の移転に対する補助金。戸建て木造住宅耐震改修事業補助金で841万2,000円の増額は、当初の予定から耐震診断の42件、設計8件、改修8件を追加するものであります。また、各課に共通して職員の新規採用や人事異動に伴う職員給与の調整などによる増減が計上されております。

以上、執行部の説明を受け、委員から、岩崎排水機場に関する玉名平野地区農用地利用意向調査検討業務の委託料についての質疑があり、執行部から、岩崎排水機場は昭和30年につくられ、既に61年経過している。また、ポンプの2基のうち、1基はこの

数年動いておらず、残り1基についても運転するのが非常に難しい状況で、機場の運転者が試行錯誤しながら動かしているが、それでもなかなか動かないこともあることから、つくりかえる時期にきていると考えている。今回の意向調査は、対象農地160ヘクタール、地権者約600名に対して、現在の農用地の作付状況や経営状況などのほか、利用上の問題や今後の意向、要望などをアンケート調査するものであり、その結果を今後の国、県への要望の資料とするほか、希望者が多ければ基盤整備事業にもつなげていきたいとの答弁でありました。これを受け委員から、今後、この地域は開発地域となってくると思われ、区画整備をしておかないと手をつけられない状態になるおそれがあるので、農林水産関係だけでなく、全庁的に考え方を精査し、意向調査をしてほしいとの意見がありました。また、委員から、湛水防除では農地利用の問題でなかなか補助が厳しい状況なので、全庁的な対応として、地域の防災の観点で、排水対策できないか考えていかないといけないのではないかと意見があり、執行部から、この玉名平野地区は駅前の開発計画や公立玉名中央病院の場所の問題などもあるため、開発する部分と農地の部分を区分し、調査を実施する。また、幹線排水路の整備は進めてきており、今回、農家の意向を調査し、排水機場の整備につなげたいとの答弁でありました。また、委員から、国の補助により実施された九州観光推進機構による九州観光支援旅行券事業で、玉名温泉、小天温泉はどのくらい効果があったかとの質疑に、執行部から、調査では九州観光推進機構及び県に実施された旅行券事業を利用して、7月は3,291人、8月は4,463人の宿泊があったが、実際にはそれ以上の宿泊客があったとみているとの答弁でありました。さらに委員から、九州観光支援旅行券には旅行者と提携している旅館などしか宿泊効果がなかった。今回の玉名温泉・小天温泉ふるさと応援旅行券事業はどういうやり方を考えているかとの質疑に、執行部から、前回は転売防止のため、旅行商品を販売し、たまララで割引券を発行する形をとった。たまララに来るのが面倒だという話も聞いたが、5,500円分の割引と1,000円分のお買い物券がついているということで利用者には好評だったと認識しており、今回も基本的に同じやり方を考えている。お買い物券は未定だが、何らかのプラスアルファをつけたいとの答弁でありました。これを受け委員から、たまララに行くのに駐車場はあいておらず、車をとめられないとの苦情もあった。環境が整っていない中、たまララに取りに行ってもらうのは不親切ではないか。そういう事業をするのなら、ちゃんと整備しておいて、お客さん呼び込むような施策をしないといけない。お買い物券があれば、たまララに来てもらう理由づけにもなるのでお願いしたいが、お買い物券がないなら温泉街の一角に割引券を配布する場所を設置した方がいいのではないか。また、古くからある立願寺温泉や夏目漱石ゆかりの小天温泉などを旅行者にアピールする看板などが新玉名駅にないので検討すべきとの意見がありました。また、委員から、旅行者が観光協会の窓口に来た

とき、名所・旧跡などのパンフレットがあると思うが、それを説明できる知識を持った人はいるのかとの質疑に、執行部から、観光協会や観光ほっとプラザ「たまらら」の職員たちは、日々玉名のことを勉強され観光案内をしている。また、県によるインバウンド事業に向け、セミナーが今年9月から来年1月まで実施されるが、これにも積極的に参加しているとの答弁でありました。また、委員から、玉名版DMO構築事業に関して、現在の玉名版DMOの状況についての質疑に、執行部から、今年の4月22日に県下初めて、一般財団法人玉名観光協会が日本版DMO候補法人として、観光庁に登録された。観光協会の事務局長が、月に2回、東京の事業構想大学院大学に勉強しに行っている。ここで勉強したことをまず、観光協会にフィードバックし、その後多種多様な観光業者や事業者と連携して、最終的には玉名の実情に合うような仕組みを構築していくことを考えている。また、玉名版DMOの組織の構築には5年ほどかかると想定している。その後マーケティングをしながら地域の実情に合った柔軟性を持ちつつ継続性がしっかり確立された組織体になっていければと考えている。今の時点には、玉名の地域旅行社兼地域商社的な組織体を目指していきたいと考えているとの答弁でありました。また、委員から、観光協会の会員数が少ないことについて会員数をふやし、組織を大きくするような努力をしていただきたいとの意見があり、執行部から、観光協会が法人化した際、会費の見直しを行ない、入会しやすくしているとの答弁でありました。また、委員から、横島農産加工研修センター大研修室の空調整備改修費に関し、大研修室の利用頻度についての質疑に、執行部から、一部に玉名市商工会、横島支所が入っており、商工会の融資相談会や船舶免許の試験場など、利用頻度は高いとの答弁でありました。また、委員から、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金についての質疑に、執行部から、熊本県建築基準条例の範囲内にある既存不適格住宅であれば補助金を受けられる。今回の補正は、地震と大雨の影響による1件についてのものとの答弁。さらに委員から、ほかに可能性があるところはあるかとの質疑に、執行部から、現在崖の高さが2メートル以上のところが対象であるが、把握はできていない。土砂災害危険地域は県で指定しているので確認できると思うとの答弁でありました。これを受け委員から、天水町北横内地区崖地の地域に入っているかとの質疑に、北横内地区も対象区域に入っている。崖地近接等危険住宅移転事業補助金については、崖の高さと建築時期で条件があり、既存不適格住宅ならば対象となるが違反住宅では対象とならないとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第92号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第95号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18万円を増額するものであり、職員手

当の調整等によるものであります。

委員から、本年度の浄化槽設置の予定についての質疑に、執行部から、20件を予定しており、現在5件確定しているとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第95号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第96号平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出で642万8,000円の増額、これは職員の人事異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。また、債務負担行為として上下水道施設運転管理業務として、平成29年度から平成33年度の期間で1億9,499万4,000円の限度額を設定するものであり、また、水道料金徴収事務等業務として、平成29年度から平成33年度の期間で2億4,901万1,000円の限度額を設置するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、債務負担行為の水道料金徴収事務等業務の内容についての質疑に、執行部から、玉名市給水区域、農業集落排水及び市町村型浄化槽処理区域の全域について、受付業務、検針業務、量水器管理業務、収納・調定業務、開栓・閉栓業務、給水停止業務などのさまざまな業務を委託するものであるとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第96号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第97号平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、債務負担行為として、上下水道施設運転管理業務を平成29年度から平成33年度の期間で6億3,900万円の限度額を設定するものであります。

委員から特段の質疑はなく審査を終了し、採決の結果、議第97号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第106号財産の取得についてであります。

これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案されたものであります。

内容は、大坊迫間線新玉名駅駐車場整備事業の用地として、8筆8,460平方メートルの土地を、8,236万7,200円で取得するものであります。

委員から、地権者の方は納得されているかとの質疑に、執行部から、同意はいただいているとの答弁でありました。また、委員から、新玉名駅駐車場は有料化すべきとの考えから反対するとの意見があり、挙手による採決の結果、議第106号については賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情についてであります。

これは、北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区における坂門田川水系の水田について圃場整備などの構造改善事業を求めるものであります。

委員から、事業を行なうにはどれぐらいの費用がかかりそうかとの質疑に、執行部から、近年では平地で反当たり160万円かかる。中山間地域になると200万円から250万円かかると見込まれる。また、受益者負担は、20ヘクタール以上では事業費の12.5%、20ヘクタール未満では事業費の25%であり、75%以上の農地を中心的经营体へ集積すれば7.5%分補助上乗せがあるとの答弁がありました。また、委員から、賛成者はどれくらいいるかとの質疑に、執行部から、地元から直接話はなく、面積や地権者、何名が賛成かなどわからないとの答弁でありました。また、委員から、地区の区長さん方からの将来を思っただけの陳情なので、まずは執行部から地区に対して、金額面などを含め説明会などを開催してはどうかとの意見がありました。

以上の質疑の後、委員から、実情などはっきりわからないことが多く、内容を十分把握するため継続審査にしてはどうかとの意見があり、採決の結果、陳第7号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

また、付託案件以外のその他の質疑について、委員から、タマにゃんのゆるキャラグランプリの参加についての質疑があり、執行部から、タマにゃんの認知度向上のため、観光戦略と御理解をいただきたい。ゆるキャラグランプリは今回3回目のエントリーであり、不退転の覚悟で臨んでいる。投票締め切りまで精いっぱい努力していきたいとの答弁がありました。

以上で、建設経済委員長報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案4件及び継続審査となっております請願1件について審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第92号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分について、3款民生費は7,250万7,000円の追加で、職員給与以外の主なものは、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金で648万9,000円、これは介護従事者の負担軽減のために移動や見守りなどの介護を支援する介護用ロボットの購入補助金で、7つの事業所に1事業所当たり92万7,000円を交付するものです。また、備品購入費992万5,000円は、温泉施設への送迎バスの買いかえによるものです。4款衛生費は757万4,000円の追加で、子どものB型肝炎の予防接種の個別接種委託

料に係る予算の追加などです。10款教育費は517万7,000円の追加で、外国からの転入児童が学習に支障を来さないための特別支援教育支援員に係る経費などです。この方は、母親が中国人で、お子さんが中国語しか話せないために通訳できる人を雇うことにしたというものです。第2表債務負担行為補正は、図書館窓口等業務の限度額を設定するものです。

執行部からの説明のあと、委員から、温泉施設への送迎用の福祉バスの利用状況はどうか。しおかぜタクシー等の影響はあるのかとの質疑があり、執行部から、玉名管内2台の実績では、合計で1万134名であり、平成26年実績よりも520名増加している。しおかぜタクシー等の影響により福祉バスの利用者が減少したとの報告は受けていないとの答弁がありました。

次に委員から、介護用ロボットを7事業所に補助するとあるが、どのようなロボットか、事業所の負担はあるのかとの質疑があり、執行部からは、1つはマッスルスーツといって、介護者が肩に装着し、介護の際の負担を軽減する器具であり、もう1つはセンサー付きの犬型ロボットで、在宅高齢者等の行動を感知して、携帯電話等に知らせる機能を持つ見守りロボット。購入は、介護施設のニーズに合わせて選択できるようになっており、一律92万7,000円の補助で、これを超える分は事業の負担となるとの答弁がありました。

次に委員から、2人目、3人目の児童扶養手当は増額になるとのことだが、対象となる親の数と子どもの数は何人か。また、恒久的な制度になるのかとの質疑があり、執行部から、8月時点で、親の受給者数は650名で、子どもが1,150人となっている。12月の支給時には、親が690名、子どもが1,230名になると見込んでいる。また、平成28年1月に厚生労働省からの通達があっており、8月以降の手当から増額となる制度変更となっている。児童扶養手当法が一部改正されており、継続的に実施されるものととらえているとの答弁がありました。また、委員から、母子家庭等高等職業訓練促進給付金について質疑があり、執行部から、ひとり親家庭を対象に看護師、保育士、美容師、理容師、介護福祉士等の専門的な資格を取得するために1年以上、3年間を限度として就業することを支援する制度で、非課税世帯で月額10万円、課税世帯で月額7万5,000円を給付する。毎年非課税世帯かどうか確認の上、額を決定して、申請後毎月請求の際に就業しているかどうかを確認しているとの答弁がありました。

次に委員から、9月中の罹災証明書の申込数と一部損壊の修復補助金の申請数はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、9月16日現在で、罹災証明の発行数は住居における全壊世帯が9件、大規模半壊が12件、半壊が69件、一部損壊が389件、計479件となっている。これは、申請後に調査を行なった件数で、一部損壊はこ

のほか1,236件あり、合計で1,629件となっている。また、家屋の一部損壊の修復補助金の申請件数は706件で、このうち9月分の申請件数は128件になっているとの答弁がありました。これに対して委員から、9月は16日間で128件上がっており、申請締め切りまで約10日間しかない。1人の漏れもないように取り組んでほしいとの意見がありました。

次に委員から、実態調査のためとして生活保護費の時間外手当が計上されているが、どのような調査によるものかとの質疑があり、執行部から、熊本地震を受けて生活保護世帯の安否確認によるものとの答弁があり、これを受けて委員から、熊本地震後、何日くらいかかったのかと質疑があり、約2、3週間かかったとの答弁がありました。これに対して委員から、もっと早く予算計上できたのではないかと質疑があり、厚生労働省の監査が6月に予定されていたが、延期になるのか、中止になるのか、県からの連絡が遅れたために予算計上が遅くなったとの答弁でありました。

次に委員から、熊本地震で被害を受けた文化財の復旧費等の要望はしているのかとの質疑があり、執行部から、永安寺東古墳と西古墳は国指定の文化財であるため国の補助があるが、梅林天満宮の鳥居については国登録の有形文化財で補助の枠組みがないため、市単費で復旧を行なう。その他、市指定の文化財で2カ所ほど被害が出ている。また、県指定の天水町の経塚・大塚古墳群で経塚古墳で石棺の被害があり、これは来年度に県の補助で修復を計画している。そのほか未指定の文化財の被害があるのは承知しているが、支援する枠組み自体がないため、県で基金を設けて支援できるように検討されているとの答弁がありました。これに対して委員から、未指定の文化財、地域の神社仏閣は地域においても復旧のための財源がなく困っている。中越地震の際は、基金が復旧に使われた前例があり、県と協議する機会があれば提案してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第92号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第93号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、437万7,000円を追加するもので、平成27年度療養給付費等交付金の確定による償還額で、内容としては、退職被保険者の療養給付費に対し、社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金の返還分です。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、議第93号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第94号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。4,198万7,000円を追加するもので、職員1名の産休取得により臨時職員の賃金2カ月分と介護保険事業の大幅な制度変更による認定調査員4カ月

分の報酬等と平成27年度介護給付費等の決定に伴う、国、県支払基金への償還金や一般会計繰出金です。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、議第94号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第104号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による取得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い条例の整備を図るものです。

改正内容として、特例適用利子等又は特例適用配当等を有するものに対し、当該特例適用利子等又は特例適用配当等の額に係る所得を分離して課税される額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものです。

執行部からの説明のあと委員から、玉名市内に該当するものは何名いるのかとの質疑があり、執行部から、今回の改正は台湾との租税取り決めに基づいて所得税法の一部が改正されて、市税条例、国保税条例の改正を行なうもので、台湾以外の日本と国交のある諸外国については既に租税条約が締結されている。その諸外国については、租税条約等実施特例法において既に課税の特例が適用されている。台湾以外のその他の諸外国に関してこのような特例措置で申告分離課税が行なわれた事例があるかどうかは、確定申告を調査する必要があるため、玉名税務署に確認したところ平成22年度以降該当する申告は1件もないとの回答であった。まして台湾との取引であるため、今後、玉名市においてこれに当たる納税義務者が発生するか考えたところ、まずもって皆無ではないだろうかと認識しているとの答弁がありました。委員から、台湾以外の諸国ですでに条約が締結されている国については、課税特例の規定はされているのではないかと質疑があり、執行部から、これに関しては改正前の玉名市国民健康保険税条例の附則第17項と18項にあり、17項が条約適用利子等に係る国保税の課税の特例、18項が条例適用配当等に係る国保税の課税の特例となっている。台湾以外で条約を締結している諸国に関しては、この17項と18項により適用するとの取り決めが既にこの条文の中に盛り込んである。台湾に関しては国交がないため、民間レベルでの協定が交わされているものの、当然法的な効力がないため、所得税法等の一部を改正して新たにこの17項、18項とは別に台湾に特化したところの法改正を行なっているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっていました請第5号玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願についてであります。

請願の趣旨は、園児の安全を第一に一刻も早い園舎の建てかえとその立地場所は現在地又は現在地周辺、困難な場合は旧庁舎跡地への建設を要望するというものです。6月

議会では、旧庁舎跡地は教育環境や災害時の避難等を考えると後々安全性が保たれるか疑問であり、別の場所への早期建てかえが望ましいなどの意見により継続審査となっていました。

委員から、3月定例会において旧庁舎跡地及び周辺開発計画の再検討を求める陳情が出されており、賛成多数で採択をしている。内容としては、旧庁舎跡地活用の計画案として、子育て支援の交流施設の建設と玉名第1保育所の移設があるが、にぎわいの創出及び中心市街地の活性化につながるのか疑問であり、計画の再検討を求めるものであった。今回の請願には旧庁舎跡地に園舎の建設をしてくださいとの文言があり、議会の議決の整合性がとれない。もちろん一刻も早い建てかえについては、議員各位承知のことと思われるため、この部分のみ一部採択すべきと考えるとの意見や保育園を民営化することにより、建設場所は民間に任せればよいのではないかと意見もありました。そしてまた委員から、建てかえ場所について、限定されることは望ましくない。今後関係各課と協議の上審議していく必要があり、一刻も早い園舎の建てかえ部分を一部採択すべきとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第5号については、その一部については願意が認められるとの意見が多くあり、請第5号中第1項園児の安全を第一に考えていただき、一刻も早い園舎の建てかえを行なってくださいとの部分については、全員一致で採択すべきものとし、第2項保育ニーズに合った園舎の立地場所は、現在地又は現在地周辺と考えるため、現在地への建てかえが困難であるならば旧庁舎跡地に園舎の建設をしてくださいの部分については、賛成するものはなく不採択と決しました。

その他委員から、玉名第1保育所の民間委託は考えていないと聞いたがどうなのかとの質疑があり、執行部から、市の方針では、保育所の民営化は進めていくこととしているが、すべての保育所を民間に委託した場合にはニーズが少ない、採算が合わないとの理由から民間保育所では難しいサービスがある。この具体的には、日曜日等の休日保育や障がいを持った子どもの児童の受け入れ等があり、民間保育所で難しいものでもセーフティネットの考えから、1カ所は公立保育所を残し担うべきと考えるとの答弁がありました。これに対し委員から、公立保育所1カ所残し休日保育をする場合、他の保育所からも受け入れるのか、玉名第1保育所の園児のみかとの質疑に、執行部から、休日保育に関しては、玉名第1保育所の園児だけではなく、市全体の受け入れも可能とするものとするとの答弁がありました。また委員から、介護士、看護師、美容師もそうだが、日曜や休日に休めない仕事が多くある中で、休日保育は今後さらに重要になってくる。不採算部門でもあり公的ところが責任を持って担っていく必要があると考えるとの意見がありました。これに対し、不採算部門は市が補助をするという方法もあるのではないかと意見も出ました。公立保育園をどこまで民営化するかについては、今後

文教厚生委員会でも調査し、議論していく必要があるとの意見がありまして、保育のあるべき姿とともに、今後の課題といたしました。

済みません。ちょっと訂正いたします。

先ほど議第92号の中で、母子家庭等高等職業訓練促進給付金の課税世帯で、月額7万5,000円と申しあげましたが、月額7万500円の誤りでした。訂正の旨申し上げます。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「質疑・討論・採決」を行ないます。

○総務委員長（前田正治君） 議長。

○議長（永野忠弘君） はい、前田議員。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 済みません。先ほど私の報告の中で、陳第8号の報告の中で、陳情と言うべきところを請願と言ってしまいました。私の間違いでした。済みません。訂正させてください。

○議長（永野忠弘君） それでは、日程第2、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありますか。

16番、作本幸男君。

[16番 作本幸男君 登壇]

○16番（作本幸男君） 質疑を行ないます。

文教厚生委員長にお尋ねをいたします。

請第5号です。第1項と2項に分かれておりますけれども、こういう採決の方法というのは事務局にあとでお尋ねしたいんですが、いままであったのか。そのときにそういった話が出たのか。そしてこのもう少し、この分けた経緯と言いますか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

こういう請願とか陳情の内容というのが結構多いんじゃないかなと思っております。

今までは3つの方法がありますよね、採択、不採択、なんですかね、継続審査ですね。その継続審査にはならなかったんですか。その話は出てないですか、お伺いします。

それから事務局ですね、この1項、2項分ける方法ですね、これはいままであったんですか。あとでよかです。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） 作本議員の質問に対してお答えいたします。

今まであったかどうかは、私はちょっと記憶しておりません。継続という意見がなかったかということについてはありませんでした。一度継続にしておりますので、ということと、やはり早い建てかえを求めるということは、やはりもう採択すべきだということで、このような形になりました。分けてするということはありませんというふうなことを聞きまして、このような形になりました。

なぜ、このような形になりましたかと言いますと、この間、玉名第1保育所とそれから子育て支援センターですか、セットになって提案されましたけども、そのときにいろんな意見が、子育て支援センターがふさわしくないという意見も出ましたし、保育園がとか、いろんな意見が出ましたので、その後あそこの建てかえを、跡地をどうするかというそのものの構想は聞いておりませんしということで、早期建てかえだけにしようということになりました。

全会一致でありました。

○16番（作本幸男君） 事務局はどうですか。

○議長（永野忠弘君） それでは、事務局。あったかどうか。

事務局に、作本議員、事務局に対する今まであったかどうかということは、調査するそうです。ちょっと今のところわからん。

○16番（作本幸男君） 今はもう出とるでしょ。ですから事務局のお許しといいですか、議会等で認めておられればよかったですよ。なんもいろいろと我々も言わんでもよかったですけど、これ認められてますかという話ですよ。

○議長（永野忠弘君） 認められてるそうであります。

○16番（作本幸男君） そうですか。

○議長（永野忠弘君） うん。

どがんですか。なんかほかに質疑があれば。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） よかですか、作本議員。

○16番（作本幸男君） はい、よかです。

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

15番、前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案されています議案の中で、議第106号財産の取得については反対をします。

その理由を述べます。これは新玉名駅の近辺に土地を取得するものであります。使用目的は、大坊迫間線駐車場整備事業としてありますが、実態は、新玉名駅の駐車場をつくるための土地取得であります。現在の駅前駐車場は、新玉名駅の駐車場として整備されたものではありません。それは条例を見れば明らかであります。したがって、新玉名駅の駐車場として利用すればそれは目的外使用に当たり、地方自治法に反することであり、ます。ですから、目的外使用に該当しないがためにも玉名市は新幹線利用者からは駐車料金をもらうことが必然であります。新玉名駅駐車場の混雑の原因はどこにあるのか。それは何日間駐車しても料金が無料であり、数日間の駐車を必要とする旅行客や出張客などは、新玉名駅を利用することが多くあるからであります。したがって、朝の5時でも駐車場は混雑してあきが少ない状態であります。議会では、幾度となくこのことが指摘されています。ところが執行部からは、改善策は全く示されないままであります。議案に賛成するはずがありません。開業当初は、当時の特別委員会の意見があって駐車場は無料でスタートしました。今日議会では、その見直しが求められているにもかかわらず無料の状態をさらに続けることで、また、多額の市税を投入するような無策には絶対に賛成できません。駐車場が足りないならば、民間企業であるJR九州の責任で整備するのが筋道であります。無料駐車場をさらに拡張することは、市民のためのような構図であります。その実態はJR九州のためにあることにほかなりません。

以上述べまして、反対討論とします。

○議長（永野忠弘君） 11番、横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 私は、請第5号について賛成の立場から討論をいたします。

先ほどの委員長の報告では、一刻も早い園舎の建てかえについては採択。一方、建てかえ場所については不採択という報告でしたが、本来議会としては、採択、不採択を決するのみで、一部採択する場合は、やむを得ずという条件のときではあるはずですが、まず、8月17日に開催された公共施設等建設特別委員会では、玉名第1保育所建てかえ工事として執行部から市有地の7カ所が提示されていますが、今期の文教厚生委員会では、候補地4カ所のメリット、デメリットを聞き、検討、協議したわけでもなく、委員

会が進んだとお聞きしております。また、3月議会に出された旧庁舎跡地計画の再検討を求める陳情は採択されておりますが、その後に熊本地震というかつて経験したことのない災害が起り、社会情勢も大きく変わった中で、園舎の早急な建てかえについては、まだに今判断するときであり、3月議会での陳情と6月議会に提出されたこの請願の結果について、整合性がとれなくても何ら不思議ではありません。さらに6月議会でのこの請願は、閉会中の継続審査となっておりますが、今9月議会まで委員会で協議されたとは聞いておりません。現に今委員会では、委員からの意見として、これから関係する各課と協議の上審議していくとの意見が出た上で採決に移っており、今回の一部不採択については、詳しい協議もせずに議会は反対するという意思表示になっています。これが一部採択、不採択とする上でのやむを得ずの状況でしょうか。不採択であるとするならば、議会として反対する理由を請願者に示す必要があり、特に請願は住民からの議会に対するお願いでもあることから、わかりやすい意思表示が必要なはずですが、今回のように詳細な内容を審議、審査する委員会がこれまで継続審査としながらも、協議も行わず、今後協議を行なうという理由づけで不採択、つまり、即座に旧庁舎跡地での建設はあり得ないという結論を出すことは、余りにも乱暴すぎだと思います。旧庁舎跡地が反対であれば、当然委員会でもその具体的な反対理由や旧庁舎跡地利用の具体的な代がえ案、保育所建設地の具体的な別案などを提示し、検討、協議するのが議員の役目でもあるはずですが、一刻も早い建てかえをすべきとは裏腹にその提示もないままに、また、これから協議していくという委員会で明言している中で不採択とすることは、住民の願いを一蹴するような行為であり、玉名市議会の信頼をなくすことにつながります。そういう状況であれば、再度継続審査とし、12月議会で結論を出す又は態度保留を示すなどの方法をとるべきではないでしょうか。

したがって、私は、あくまでも請願の全部に賛成ですが、今回の一部不採択に至る審査については、内容も伴っておらず、玉名市議会としては、継続審査や態度保留もやむなしと考えますが、議員の皆さん方のよき判断をよろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） なければ、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第92号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

議第93号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第94号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第95号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第96号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）

議第97号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

以上、予算議案6件について、一括して採決いたします。ただいま採決に付しております議第92号から議第97号までの予算議案6件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第92号から議第97号までの予算議案6件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第98号 玉名市自治基本条例の制定について

議第99号 玉名市職員の退職管理に関する条例の制定について

議第100号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第101号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第102号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第103号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第104号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案7件について、採決いたします。ただいま採決に付しております議第98号から議第104号までの条例議案7件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第98号から議第104号までの条例議案7件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第106号 財産の取得について

以上、議案1件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第105号 有明広域行政事務組合の規約の一部変更について

以上、議案1件について採決いたします。ただいま採決に付しております議第105号に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第105号については、原

案のとおり決定いたしました。

議第106号 財産の取得について採決いたします。

本案は起立評決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第106号に対する委員長の報告は可決でありませんが、異議があります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第106号については、原案のとおり決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて請願の採決に入ります。

請第5号 玉名第1保育所の一刻も早い建てかえを求める請願

以上、請願1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております請第5号に対する委員長の報告は第1項の部分については採択、第2項の部分については不採択でありますので、部分ごとに分離してそれぞれ採決いたします。

まず、請第5号中第1項、園児の安全を第一に考えていただき、一刻も早い園舎建てかえを行なってくださいとの部分について採決いたします。

ただいま採決に付しております請第5号中第1項の部分に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、請第5号中第1項の部分については、採択することに決定いたしました。

次に、請第5号中第2項、保育所ニーズにあった園舎の立地場所は、現在地又は現在地周辺と考えるため、現在地への建てかえが困難であるならば旧庁舎跡地に園舎を建設してくださいとの部分について採決いたします。

本件は、起立評決により採決いたします。ただいま採決に付しております請第5号中第2項の部分に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案を採択することについて採決いたします。

請第5号中第2項の部分については、原案のとおり採決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、請第5号中第2項の部分については、不採択と決定いたしました。

念のため、請第5号は委員会審査の結果は一部採択、一部不採択でありましたが、本会議での採決の結果、一部採択、一部不採択になりましたので、申し上げておきます。

日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

まず、付託事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長より、目下、総務委員会において審査中の陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情について、建設経済委員長より、目下、建設経済委員会において審査中の陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情について、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査と付することに決定いたしました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第4 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第107号 教育委員会委員の任命について

議第108号 公平委員会委員の選任について

の市長提出議案2件を一括議題といたします。これより委員会付託を省略しておりました議第107号及び議第108号の人事案件2件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第107号及び議第108号の人事案件2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議第107号及び議第108号の人事案件2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第107号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

議第107号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第107号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第108号 公平委員会委員の選任について採決いたします。

議第108号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第108号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第5 委員会の中間報告

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「委員会の中間報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、こ

の際これを許します。

公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君。

[公共施設等建設特別委員長 福嶋譲治君 登壇]

○公共施設等建設特別委員長（福嶋譲治君） 去る8月17日に開催しました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

今回の特別委員会は、岱明町公民館建設事業において、岱明ふれあい健康センターに併設し共用化する建設計画地を、現地に出向き確認したいとの意見から、実際、現地にて、部屋の配置や駐車場、延伸する市道等の概要説明を受けて、帰庁後に審査案件の進捗状況の議事に移りました。新岱明町公民館建設に関する構想（素案）について執行部より、合併後の公共施設に関する適正配置、公民館建設の現状と課題、施設建設の必要性と妥当性、施設建設の検討過程、施設建設位置の比較検討、併設一体化の優位性について説明があり、岱明公民館建設事業に伴う意見交換会で出された意見・要望について報告がありました。岱明校区区長27名が出席された7月28日の意見交換会では、建設位置について、地元区長会の総意として3月に市に要望しているように、現在地での建てかえでなく岱明ふれあい健康センターを活用した公民館併設に早急に取りかかることを現在の区長会としても強く望む。岱明町出身の6議員に対して、区長会の総意を伝える機会を設けたいとの要望があり、施設整備利用の面では、もう少し公民館としての床面積をふやしたほうがよい。ふれあい健康センターの一部を公民館と共用して、健康センターとしての機能は維持できるのかといった意見や、関連して市道の延伸や公民館跡地活用についての質問もあったとの報告がありました。

次に、公民館、ふれあい健康センター利用団体30名が出席された8月9日の意見交換会では、建設位置について現在地での建てかえが理想ではあるけれども、健康センターとの併設による複合化にはメリットもあると思われる。利用者の要望を取り入れた施設の建設をお願いしたいとの意見や合併前からの検討であるにもかかわらず、いまだに建っていないのはなぜか理由が聞きたいとの質疑があり、施設整備は利用の面では多目的な利用を予定している講堂には、高さのあるステージが必要、ステージ兼用の音楽室ではなく、別途音楽室の設置が必要ではないか。健康センターと公民館の利用金額はどうなるのか。健康診断のときには公民館は使えないのか等の質疑があったとの報告がありました。また、2回の意見交換会を通して、既存施設を有効活用した併設による公民館建設を早急に事業決定した上で、複合施設としての早期の供用開始を目指したい旨、岱明校区の区長会と利用者団体に理解されたと考える。この後は意見交換会での意見、要望等を事業構想に最大限に生かせるように、努力と工夫を重ねて、満足いただけるよう公民館をつくり上げていきたいとの説明がありました。

執行部からの説明のあと、委員から、岱明ふれあい健康センターと併設して機能の複

合化を図る計画はいつから開始したのかとの質疑があり、執行部から、平成26年11月に、校区単位で説明会を行なった中で、岱明支所庁舎3階に公民館の移転集約を図ったが、高齢者等にとって利用が不便であるとの意見から、方針を変更しており、平成27年度に入り、岱明ふれあい健康センターとの併設一体化による施設整備の計画を開始したとの答弁がありました。これに対し委員から、3月議会が終わったあとくらいに説明会があったと記憶しているが、その後4月の熊本地震を受けて、岱明ふれあい健康センターは避難場所としても多くの住民の利用があったと思うが、併設して建てかえる計画に対する意見等が出なかったかとの質疑があり、執行部から、熊本地震の際は多く方が岱明ふれあい健康センターに避難されたが、本来ならば岱明町公民館も避難所として利用されていいのだが、老朽化が著しくできなかった。熊本地震では、岱明ふれあい健康センターの和室を避難所として利用したが、公民館を岱明ふれあい健康センターと併設複合化することで、和室の機能は残しつつ、講堂の部分も公民館の避難所として開設できるように庁内で検討している。地震も想定して施設の集約化を進めているとの答弁がありました。また、委員から、岱明町公民館の併設建てかえについて、岱明校区区長会からの要望はあっているのかとの質疑に、執行部から、昨年3月に岱明町4校区会長の連名で、岱明町公民館建設事業の早期着手について要望書が提出されている。また、岱明校区の現在の区長会との意見交換会の中でも、前区長会長と同様に早急に実現できる建設計画を立てて進めてほしいとの要望であったとの答弁がありました。これに対して委員から、岱明校区区長会からの要望もあっており、岱明校区区長会と岱明町の議員とで話し合いをもって、十分納得の上で進めたらどうかとの質疑があり、執行部から、区長会と意見交換会の中でも岱明町議員と話し合いの場を持ちたいとの要望が出されているため、場所の提供等で協力したいとの答弁がありました。また、委員から、岱明ふれあい健康センターと併設して建設する前提で意見交換がなされているが、それ以前に併設でいいのか、現在地に建てかえたほうがいいのかといった話し合いはあったのかとの質疑があり、執行部から、前回の特別委員会において、現在地への建てかえも検討すべきという意見を受けて、今回示している構想の中で、検討した結果を示している。また、利用者団体との意見交換会においても、施設や備品等に対する要望はあったが、現在地への建てかえ以外は考えられないとの意見はなかったことから、おおよそ理解が得られたものと考えたとの答弁がありました。また、委員から、4校区区長会長からの要望書を見ても、岱明ふれあい健康センターの利用状況が低下していることが併設し複合化する大きな理由の1つであるように思われ、一般質問でも利用者をふやす努力が足りないのではないかとの質問があっていたが、その後、利用料金も含めてどのような努力がなされたのか。また、社会福祉協議会との連携が取れていないのではないかとの質疑があり、執行部から、入館料を廃止することで施設を利用しやすくするように努力はし

ているが、実質的な施設の稼働率、利用状況については、入館料を廃止した年度についてはさほど影響はなかった。また、平成26年度にそれまでの半年券のみであった温泉フリーパスに、1年券を導入しており、平成27年度からは施設を利用する際は大人250円の入館料に加えて、なおかつ施設内の部屋の使用料を徴収していたが、これまでの入館料を浴場使用料に改め、部屋を利用する方は入館料を取らずに部屋の使用料のみで利用できるよう改善している。また、施設利用の向上については、現在指定管理者になっている社会福祉協議会にお願いしている。市の事業においても岱明ふれあい健康センターをできるだけ利用することで利用の向上に努めているが、実績を見ると施設利用者は横ばいで、温泉利用者については若干減っているとの答弁がありました。

次に、委員から、大野下方面からふれあい健康センターに至る経路、動線について、駐車場の配置も含めてさらなる検討が必要ではないか。また、市道の延伸は里道に沿った経路ではなく、岱明B&G海洋センターのプール付近を結ぶ直線経路とすべきではないかとの質疑があり、執行部から、駐車場の必要台数は確保したいと考えているが、その位置については今後検討していく。また、市道の線形については、直線で結んだ場合の用地は耕作地でもあるため、里道を有効活用した整備を考えているし、そのように説明をしている。地元の意向もあるため、見直しについては今後検討していくとの答弁がありました。また、委員から、後世に負担を残さない、貴重な財源を無駄に使わないという考え方でいくと、岱明町公民館の建てかえはふれあい健康センター併設に自然と落ち着くように思われる。そこで現在地への建てかえはどうか考える場合、併設した際と同規模での概算費用が妥当なのか、建てかえ時期等の長期的な見通しや建設費に伴う財政的な内訳について検討するだけの判断材料を示してほしい。議会として検討すべき責任を区長や地元議員に投げかけているような気がするとの質疑があり、執行部から、事業費を比較するには同じ条件で見比べる必要があるため、同規模の床面積と同額の単価で今回比較しており、その結果が併設するほうが3分の2の費用で済むということである。また、箱物施設については、公共施設総合管理計画で、今後40年間の実行計画を策定しており、岱明ふれあい健康センターは公民館を併設して建設する際に傷んだ箇所を改修を同時に行ない、平成49年に大規模改修を行なうこととしている。財源については、今の時点では合併特例債を主な財源とするが、総合管理計画を策定したことにより、それ以外の地方債を充当できる可能性があるため、公民館建設のスケジュールに合わせて有利なものを選択していくとの答弁がありました。

次に、天水支所周辺施設集約化事業の進捗状況について、今回変更となった部屋の配置や面積について、平面図をもとに執行部より説明がありました。

執行部からの説明のあと、委員から、別棟倉庫の面積が約3分の2になっているがどうしてかとの質疑があり、執行部から、当初は車庫の面積が入っていたが、車庫が不要

となったためその分が減少したとの答弁があり、次に、前回までは大研修室ホールに可動間仕切りが設置してあった。利用料金の面からも仕切って使えるようにぜひ設置してもらいたいがどうかとの質疑があり、執行部から、可動間仕切りについては、利用者からの要望でもあることから設置について十分検討したが、可動間仕切りは移動に大変時間がかかること、維持管理の面で3、4年ごとに修繕が必要となること、格納するスペースが必要となることから設置を断念した。会議室が少なくなっていることから使用料については、現在検討しているとの答弁がありました。また、委員から、図書館の読み聞かせ室を池側の緑が見える場所にできないかとの要望があっていると思うがどうかとの質疑があり、執行部から、配置の変更が可能かどうか検討させてほしいとの答弁がありました。委員から、50名程度の会議は大研修室ホールを利用するしかないのか。また、調理室と和室を入れかえて、会議室と和室の仕切りを可動間仕切りにすれば会議室として50名程度は利用できないかとの質疑があり、執行部から、大研修室ホール右側の会議室は79.2平方メートルあることから、50名程度の会議には十分対応できる。2階の多目的室では80名程度、それ以上になった場合は、大研修室ホールを利用するといった柔軟な対応ができるものとする。また、和室の位置は、調理室や農産加工室でつくられた料理を和室に運んで試食等に活用したいとの要望によるもので、使い勝手を考慮してこのようなレイアウトにしたとの答弁がありました。

次に、委員から、1階多目的室の利用方法はどのように考えているのかとの質疑に、執行部から、当初竹かごづくり等の工芸や絵画に利用するための工作室とする予定だったが、会議にも利用できる部屋にしたほうが使い勝手がよいとの判断から、多目的室としたとの答弁がありました。

次に、岱明支所庁舎改修工事について、指名競争入札により地元の株式会社久保組が落札しており、工期を12月22日までとして、現在改修工事を行なっている。現在の工事の状況は、2階と3階のうち、改修により必要がなくなる壁や間仕切り、照明やその基盤の撤去を行なっており、12月中旬までに完了するよう工事を行なっている状況であるとの説明がありました。

続きまして、市庁舎跡地利活用に関することですが、3月に策定した旧市庁舎跡地利活用に係る基本構想と異なる整備方針やスケジュールを盛り込んだ新たな基本構想を取りまとめることについては、現時点においても市庁舎跡地は早急な建てかえが望まれる玉名第1保育所の建てかえの有力候補地であることに変わりないことから、玉名第1保育所の建設用地が明確に決定されない限りは、新たな基本構想案の策定に取りかかるのは見送るとの説明がありました。また、旧庁舎の解体工事は、本庁舎南側の立体駐車場の撤去がほぼ終了しており、並行して庁舎南西の別棟と南側の第1別館の内部から解体を進めている状況である。本庁舎の解体については、9月から開始し、12月中

に完了する予定であるとの説明がありました。

執行部からの説明のあと、委員から、玉名第1保育所の建てかえ地の変更はないのかとの意見があり、執行部から、早急な建てかえが必要なことから候補地は現在地及び文化センター駐車場、旧庁舎跡地、市有地である菊池川沿いのボーイスカウトハウス横、同じく市有地である温泉地区にあるポンプ場設置のための購入用地の4カ所であるとの答弁がありました。これに対して委員から、この候補地は建てかえに必要な面積は足りているのかとの質疑があり、執行部から、保育所を建てかえるに当たっては、平屋づくりで園庭、定員増を考慮して4,000平方メートル程度を考えている。ボーイスカウトハウス横は約3,900平方メートルあるが、ポンプ場設置のための購入用地は2,500平方メートル弱であるため、2階建てにする等の変更が必要になるとの答弁がありました。

次に、委員から、玉名第1保育所建てかえまでのスケジュールはどうなっているのか。また、子育て支援の拠点施設の建設はどうなったのかとの質疑があり、執行部から、現在候補地について検討しているところだが、今年度中に建てかえ地の選定をして、平成29年度に構想、設計、平成31年度での建設を考えている。また、子育て支援交流施設については、現在、拠点施設に類似する子育て支援センターが市内に6カ所ある。利用者数は減少傾向にあることから、数をふやすのではなく内容の充実と周知により利用者をふやすことに重点を置き、まずは玉名第1保育所の建てかえを優先的に進めたいと考えているとの答弁がありました。また、委員から、旧庁舎東側、繁根木川右岸の道路拡幅の計画はどうなっているのかとの質疑に、執行部から、具体的な方針が決定している段階ではなく、砂天神踏切付近の道路改良工事を優先的に進めているとの答弁がありました。これに対して委員から、繁根木川右岸の道路拡幅についても、市庁舎跡地利活用に含めたところで計画を進めてもらいたいとの意見があり、執行部から、玉名第1保育所の建てかえ用地が決まったあと、新たな基本構想案の策定に取りかかる際には、道路の拡幅も含め全体的に考えていく必要があるとの答弁がありました。

続きまして、市民会館建設に関することについて執行部から、6月7日が条件つき一般競争入札の開札日で、基本設計を受注していた株式会社大建設が落札した3,456万円で契約し、来年の1月末を工期として、現在実施設計を進めている。前回の委員会で指摘があった災害対策に関して、基本設計の一部見直しを進めており、このほかにも平面計画の一部変更を検討しているので、次回の特別委員会で示す見込みである。実施設計の完了後は、翌29年度、30年度で工事を進め、30年の12月までには完成する予定との説明がありました。

最後に、サッカー場建設について、執行部から、前回の特別委員会において桃田運動公園正面進入道路南側では無理があり、適当ではないとの意見により、今回、新しい建

設候補地を提案した。平成26年度に設置された玉名市サッカー場建設検討委員会の建議書を尊重しなければいけないと考えており、審議された候補地の中から新たな提案をしている。会議の回数は半年以上にわたり計6回開催されているが、第3回建設検討委員会において、当初10カ所あった候補地から桃田運動公園内金栗記念広場、岱明中央公園グラウンド、伊倉中北地区、桃田運動公園侵入道路南側、新玉名駅周辺の5カ所に絞って検討がなされている。この5カ所のうち新玉名駅周辺は、用地取得が高額となり、文化財の調査が長期にわたる点、桃田運動公園内金栗記念広場と桃田運動公園正面侵入道路南側は、すでに候補地として検討されていることから、3カ所については今回の建設候補地から除外した。今回候補地としてあげている2カ所のうち、岱明中央公園グラウンドは、現在あるグラウンドを残した上でサッカー場を整備するには、南側にあるため池と北側のJR線路に挟まれていることから用地が不足することに加えて、進入道路が新たに必要となる。伊倉中北地区については、桃田運動公園とその駐車場を含めた一体的な整備ができるとともに、2面のフィールドを平面で整備することが可能であることからこちらを最適地と考え、新たな候補地として提案したいとの説明がありました。委員から、伊倉中北地区の建設候補地は、進入道路が県道からの1本しかないが渋滞が心配される。大丈夫か。桃田運動公園に隣接する理由があるのか。ほかに候補地は考えられないのかとの質疑があり、執行部から、当初10カ所の候補地から建設検討委員会で5カ所に絞っていただいている。最終的には桃田運動公園内の金栗記念広場を拡張し、400メートルトラックを設けたサッカー場の建設が案として上がったが、その計画では桃田運動公園自体の機能が損なわれることから再検討をお願いした。

次に、建設検討委員会の中で挙げられた候補地が、桃田運動公園正面進入道路南側であった。高低差等の懸案はあったものの建設は可能であることから建設候補地として挙げたところ、この特別委員会での反対意見があり、再度検討する中で建設検討委員会で上げられた候補地の中で選定すべきとの判断から、5カ所のうち残った2カ所で検討した結果、最終的に伊倉中北地区を候補地として提出しているとの答弁がありました。

次に、委員から、小中学校、高校のサッカー、ラグビー指導者の意見は聞いたのか。また、利用頻度についての検討はどうかとの質疑があり、執行部から、今回のサッカー場建設を検討する中で、体育協会の競技団体の競技人口の調査をしている。また、建設検討委員会にはサッカー関係者に委員として入ってもらい、利用者数について検討していただいているが、小中学校等の指導者への調査は十分でないため、今後行ないたいとの答弁がありました。委員から、当初の10カ所の候補地を示してほしいとの意見があり、執行部から、10カ所の候補地についての資料配付があり、委員から、候補地の1つに酪農団地及び周辺とあるが、候補地から外した理由は何かとの質疑があり、執行部から、桃田運動公園とその駐車場を含めた一体的な整備ができるとのことから、金栗記

念広場が候補地に挙がった際に、候補地から外れたとの答弁がありました。これに対して委員から、他の候補地も再度候補地に加えることに支障はあるのか。必ずしも桃田運動公園との一体的な整備が必要なのかとの質疑があり、執行部から、現時点では、桃田運動公園周辺での一体的な整備が適当との検討結果であるが、今後、他の候補地についても検討させていただきたいとの答弁がありました。また、最後に委員から、合併特例債が主な財源であると思うが、今回の地震を受けて防災公園も兼ねて整備した場合、他に補助金があるのか次回の特別委員会までに調べて示してほしいとの意見がありました。

以上、審査案件に対する質疑応答のあと、今後も引き続き調査、慎重審議をすることから、全会一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の間接報告は終わりました。

日程第6 議員派遣の件

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 荒木 勇君。

[議会事務局次長 荒木 勇君 登壇]

○議会事務局次長（荒木 勇君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

派遣目的、第262回熊本県市議会議長会出席のため

派遣場所、熊本県天草市

派遣期間、平成28年10月17日から18日までの2日間

派遣議員、副議長の江田計司議員

地方自治の確立と年の交流発展を目的に、熊本県下14市の議長をもって組織されず熊本県市議会議長会につきまして、毎年秋に開催されます総会には、慣例によりまして正副議長が共に出席されることとなっております。よって、副議長の派遣が必要なため議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第7 議員提出追加議案上程

議員提出第2号 議会基本条例検討特別委員会の設置について

日程第8 議員提出追加議案審議（質疑・討論・採決）

議員提出第2号 議会基本条例検討特別委員会の設置について

日程第9 議会基本条例検討特別委員会委員の選任

日程第10 市長提出追加議案上程（議第109号から議第111号まで）

議第109号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）

議第110号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議第111号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 提案理由の説明

日程第12 議案の委員会付託

日程第13 議会基本条例検討特別委員会正副委員長互選結果報告

日程第14 委員長報告

1 総務委員長報告

2 文教厚生委員長報告

日程第15 質疑・討論・採決

(議第109号から議第111号まで)

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永野忠弘君) 御異議なしと認めます。よつて、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第7 議員提出追加議案上程

○議長(永野忠弘君) 日程第7、「議員提出追加議案上程」を行ないます。

これより議員提出追加議案を上程いたします。

議員提出第2号 議会基本条例検討特別委員会の設置について

以上、議員提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出第2号については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永野忠弘君) 御異議なしと認めます。よつて、議員提出第2号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第2号の提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

議員提出第2号については、日程に従ひ、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

日程第8 議員提出追加議案審議(質疑・討論・採決)

○議長(永野忠弘君) 日程第3、「議員提出追加議案審議」を行ないます。

議員提出第2号 議会基本条例検討特別委員会の設置について

以上、議員提出追加議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第2号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永野忠弘君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議員提出第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第2号 議会基本条例検討特別委員会の設置については、原案のとおり7人の委員をもって構成する議会基本条例検討特別委員会を設置し、議会基本条例の検討及び制定に向けた調査のための事項を付託の上、調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第2号については、原案のとおり7人の委員をもって構成する議会基本条例検討特別委員会を設置し、議会基本条例の検討及び制定に向けた調査のための事項を付託の上調査することに決定いたしました。

日程第9 議会基本条例検討特別委員会委員の選任

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「議会基本条例検討特別委員会委員の選任」を行ないます。

ただいま設置されました議会基本条例検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。よって、北本将幸議員、多田隈啓二議員、松本憲二議員、城戸 淳議員、江田計司議員、田中英雄議員、小屋野幸隆議員、以上の7人の諸君を議会基本条例検討特別委員会委員に指名いたします。よって、ただいま指名いたしました7人の諸君が議会基本条例検討特別委員会委員に選任されました。

この際、お諮りいたします。

議会基本条例検討特別委員会に付託いたしました議会基本条例の検討及び制定に向けた調査のための事項につきましては、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議会基本条例検討特別委員会に付託いたしました議会基本条例の検討及び制定に向けた調査のための事項につきましては、調査の終了するまで、閉会中も継続して調査を行なうことに決定いたしました。

日程第10 市長提出追加議案上程（議第109号から議第111号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第10、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出の追加議案を上程いたします。

議第109号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）から議第111号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの市長提出追加議案3件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第11 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第11、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

先の熊本地震におきましては、本市では地震による直接的な人的被害はございませんでしたが、他市町村では、倒壊した家屋の下敷きや震災後の避難生活での体調悪化により死亡された方が多数いらっしゃいます。災害により死亡された方の遺族に対しまして、法律及び条例に基づき、災害弔慰金が支給されますが、今回の震災による死亡には、直接被害を受けたことによる死亡だけでなく、震災に関連する死亡も含まれることから、熊本県では、地震関連死を判定するための統一した認定基準が設けられたところでございます。

今回、追加提案いたしております議案3件でございますが、9月上旬に地震関連死に該当するのではないかととの相談があったことから、災害弔慰金など、必要な経費を計上する補正予算及びそれに関連する条例を提案しているものでございます。

それではまず、議第109号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ515万円を追加し、総額を352億2,246万円とするものでございます。まず歳入につきましては、15款県支出金は375万円の追加で、災害弔慰金等負担金でございます。19款繰越金は140万円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。

歳出につきましては、3款民生費は515万円の追加で、災害弔慰金等支給審査会委員5名の報酬及び災害弔慰金でございます。これは、災害弔慰金の申請を受け付けた際に、地震と死亡との間に因果関係があるか否かの審査を行ない、地震関連死と認められた場合は、災害弔慰金を支給するものでございます。

以上、補正予算関係の主な内容につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきま

しては、所管の各委員会にて御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） 私のほうから、追加提案いたしました議第110号及び議第111号の提案理由につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第110号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市災害弔慰金等支給審査会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、調査、審議するために、玉名市災害弔慰金等支給審査会を設置し、所掌事務、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期につきまして必要な事項を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

2ページをお願いいたします。

議第111号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは災害弔慰金等支給審査会委員の報酬について条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、災害弔慰金等支給審査会委員の支給額を月額1万円と定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、追加議案について、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第12 議案の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第12、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第109号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）から議第111号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの市長提出の追加議案3件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付しております議案

付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第109号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部）

文教厚生委員会

議第109号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費）

議第110号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第111号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永野忠弘君） 各常任委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

あわせて、先ほど議会基本条例検討特別委員会の委員が選任されましたので、この際、正副委員長の互選のため、議長において議会基本条例検討特別委員会を各常任委員会の閉会后、第1委員会室に招集いたしますので、御了承願います。議会基本条例検討特別委員会におかれましては、委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで御報告願います。

委員会審査及び議会基本条例検討特別委員会正副委員長互選のため、休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 5時10分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事に入る前に1点申し上げます。

請第5号に関する委員会審査結果資料に一部表記の誤りがございました。正誤表の配付をもって訂正にかえさせていただきます。

それでは、議事を再開いたします。

日程第13 議会基本条例検討特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（永野忠弘君） 日程第13、「議会基本条例検討特別委員会正副委員長互選結果

報告」を行ないます。

議会基本条例検討特別委員会委員長、江田計司君。

議会基本条例検討特別委員会副委員長、北本将幸君。

以上のとおりそれぞれ就任されましたので、御報告いたします。

これにて、議会基本条例検討特別委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

日程第14 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第14、「委員長報告」を行ないます。

これより各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の結果と経過について、各委員長の報告を求めます。

議第109号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）から議第111号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの市長提出の追加議案3件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

執行部から、歳入歳出予算の総額に515万円を追加し、歳入歳出予算総額を352億2,246万円とするもの。歳入で、災害救助費負担金375万円の追加、災害弔慰金500万円の4分の3の補助である。ほかに繰越金140万円の追加で、補正予算の調整であるとの説明でした。

委員から、災害弔慰金はどのような基準で判断するのか。また、今回の地震で地域や規模など、違うと思うがその判断と方法はとの質疑に、執行部から、災害弔慰金は、対象として災害救助法の指定を受けているのが条件となり、今回の熊本地震が適用を受け、玉名市も該当し対象となる。熊本県地震関連死認定基準を熊本県が作成しており、これに基づいて県の弔慰金の合同審査会に審査を上げるとの答弁でした。委員から、地震発生から5カ月経過する、受付はいつまで可能かとの質疑に、熊本県の基準では、申請の期限はない。県が開催する審査会に市町村から申請された分を合同で審査会を行ない、玉名市からの案件の分の報酬を支払うとの答弁でした。委員から、弔慰金の制度があることを広く市民に周知することが必要であり、地震後、病院等への確認もしたほうがいいと思うがとの質疑に、執行部から、他市の状況も踏まえ検討していくとの答弁で

した。

審査を終了し、採決の結果、議第109号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

[文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇]

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） お疲れさまです。

今期、文教厚生委員会に付託されました議案3件について審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第109号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分は、3款民生費515万円の追加で、災害弔慰金等支給審査会委員5名の3回分の報酬15万円及び災害弔慰金1回分の500万円です。これは災害弔慰金の申請を受け付けた際に、地震と死亡との間に因果関係があるか否かの審査を行ない、地震関連死と認められた場合には災害弔慰金を支給するものです。

執行部からの説明のあと、委員より、委員等報酬は審査会3回分、扶助費は1回分を計上してあるようだが、判定に3回を要するののかとの質疑があり、執行部より判定については、県に弁護士や医師等の人選をお願いし、市が委員を委嘱する合同審査会の1回で審査を受けていただくとの答弁がありました。

次に委員から、支給額は生計維持者の方が死亡した場合が500万円、その他の方が死亡した場合が250万円となっている。相談があつているとのことだが、生計維持者が亡くなったとの相談か、それともその他の事案が2件あつてのことかとの質疑があり、執行部より生計維持者の方が死亡した場合を最高額として計上しているが、実際の相談は生計維持者の場合である。内容については、御遺族から正式な依頼を受けていないため調査することができないとの答弁がありました。これを受けて委員から、この災害弔慰金の市民への周知の方法はどのようにするのか。また、受付の期限はあるのかとの質疑があり、執行部から、通常災害においても弔慰金の支給はできることから、特段広報紙等による周知は考えていない。県に合同審査をお願いしていることから、周知の方法についても県に委ねることとしている。また、期限については、災害による死亡との証明が得られれば法律上災害弔慰金を支給できることとなっていることから、亡くなるまでの期間が長期にわたることも考えられることから、申請自体も期間を要することが考えられるとの答弁がありました。

次に、委員から、災害弔慰金等の認定審査会を合同開催する場合と市で単独開催する場合の違いは何かとの質疑があり、執行部から、市単独で行なう場合は、市で委員の人選を行なうが、県合同で行なう場合は、県が選任した方を市町村で委嘱し、時間を区切

って審査会を開催するとの答弁でありました。

次に、委員から、他の被災地では、災害により負傷した方が、その後思い詰めて亡くなるといった事例もあっているが、そのような場合でも災害弔慰金の対象になるのかとの質疑があり、執行部より、もちろん対象になるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第109号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第110号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは玉名市災害弔慰金等支給審査会を設置するため、条例の整備を図るもので、改正の内容は、災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給について調査審議するために、玉名市災害弔慰金等支給審査会を設置し、所管事務、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期について必要な事項を定めるものです。

この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、議第110号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは災害弔慰金等支給審査会委員の報酬について条例の整備を図るもので、改正の内容は、災害弔慰金等支給審査会委員の支給額を月額1万円と定めるものです。

この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

日程第15 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第15、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第109号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第6号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第109号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第109号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第110号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第111号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案2件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第110号及び議第111号の条例議案2件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第110号及び議第111号の条例議案2件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成28年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 永野忠弘

玉名市議会副議長 江田計司

玉名市議会議員 近松恵美子

玉名市議会議員 福嶋譲治

玉名市議会会議録
平成28年第5回定例会

発行人 玉名市議会議長 永野忠弘

編集人 玉名市議会事務局長 堀内政信

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155